

平成 4 年 版

# 消 防 白 書

消 防 庁

## はじめに

平成3年中の総出火件数は5万4,879件、火災による死者数は1,817人となっており、それぞれ前年に比べ1,626件、11人の減少となっている。

また、平成3年中の救急出場件数は282万9,248件、救助活動件数は2万3,228件となっており、それぞれ年々増加している。

平成3年中は、茨城県日立市の林野火災、広島市の新交通システム高架橋桁落下事故、滋賀県の信楽高原鉄道列車事故、長崎県雲仙岳噴火災害、全国各地に被害を及ぼした台風災害などが発生し、さらに平成4年に入ってから、北海道千歳市の道央自動車道における多重追突事故、茨城県の花火工場爆発事故、関東鉄道取手駅構内における列車暴走事故などが発生しており、災害に対する備えはますます重要になっている。

今年の白書は、このような状況を踏まえ、住民生活の安全確保をめざして、今後の消防防災行政の方向と当面の諸問題に言及するとともに、主に平成3年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防防災行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

平成4年11月

消 防 庁

# 目 次

第1章 総 説 .....	1
第1節 住民生活の安全確保をめざして .....	1
1 消防防災行政の現状 .....	1
2 今後の消防防災行政の方向 .....	5
第2節 最近の災害の動向 .....	12
1 火 災 .....	12
(1) 出火件数と出火率 .....	12
(2) 死者数と死因 .....	12
(3) 損害額と焼損面積 .....	13
(4) 出火原因 .....	13
2 地震災害及び風水害等 .....	14
(1) 地震災害 .....	14
(2) 風水害、火山噴火災害等 .....	14
3 その他の災害 .....	15
第3節 当面の諸問題 .....	16
1 消防体制の整備 .....	16
(1) 消防力の重点的整備 .....	16
(2) 消防職団員の教育訓練と処遇 .....	18
(3) 消防職員の高齢化対策の推進 .....	20
(4) 消防団の活性化対策の推進 .....	21
2 救急体制の充実 .....	21
(1) 救急業務の高度化 .....	21
(2) 救急隊員の教育訓練の推進 .....	23
(3) 救急用資機材等の整備 .....	24
(4) 救急医療体制の整備 .....	24

- (5) 住民に対する応急手当の普及……………25
- (6) 患者等搬送事業の指導育成……………25
- 3 救助体制の整備……………26
- 4 防災体制の強化……………27
  - (1) 防災に関する組織・計画の整備等……………27
  - (2) 情報通信体制の整備……………28
- 5 広域応援体制の整備……………30
- 6 風水害対策等の推進……………31
  - (1) 風水害対策の推進……………31
  - (2) 土砂災害対策の推進……………31
  - (3) 活動火山対策の推進……………32
- 7 震災対策の推進……………33
  - (1) 震災予防体制の整備……………33
  - (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化……………34
- 8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立……………35
  - (1) 防災意識の高揚……………35
  - (2) 地域の自主防災体制の強化……………35
  - (3) 事業所の自主防災体制の強化……………36
- 9 予防行政の充実……………37
  - (1) 違反対象物への違反是正指導の推進……………37
  - (2) 消防用設備等の維持管理の徹底……………38
  - (3) 防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策……………38
  - (4) 自動通報システムの構築……………39
  - (5) 建築物の大規模化・高層化・深層化に対応した総合的な  
防火安全対策の推進……………40
  - (6) 共同住宅の形態の多様化に対応した防火安全対策の推進……………41
  - (7) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等に  
おける防火安全対策の推進……………42
  - (8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進……………42

- 10 住宅防火対策の推進……………43
- 11 危険物の安全の確保と石油コンビナート災害対策の推進……………44
  - (1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた安全対策の推進……………44
  - (2) 危険物施設における保安体制の確立……………46
  - (3) 危険物に関する意識の高揚……………46
  - (4) 石油コンビナート防災体制……………47
  - (5) 石油備蓄基地への対応……………47
  - (6) 石油パイプラインの保安……………48
- 12 林野火災対策の推進……………48
- 13 特殊災害対策の推進……………49
  - (1) ガス災害対策の推進……………49
  - (2) 大深度地下空間の防災対策の推進……………50
  - (3) 原子力災害対策の推進……………50
  - (4) 航空機災害対策の推進……………51
  - (5) 海上災害対策の推進……………52
- 14 研究開発の推進……………53
- 15 国際協力の推進と地球環境の保全……………54
  - (1) 国際協力・国際交流の推進……………54
  - (2) 国際消防救助隊派遣体制の整備……………55
  - (3) 国際防災の10年……………56
  - (4) 基準・認証制度の国際化の推進……………57
  - (5) ハロン消火薬剤の使用抑制及び代替消火設備の普及促進……………58
  - (6) メタノールスタンドの技術基準の整備……………59
- 第2章 火災等の災害の実態……………61**
  - 第1節 火 災……………61**
    - 1 出火件数……………61
      - (1) 出火件数は減少……………61
      - (2) 建物火災は全火災の62.4%……………61

- (3) 冬季、春季に火災が多い……………61
- (4) 出火率は4.5……………66
- (5) 出火率の高いのは茨城県、東京都及び広島県、低いのは  
富山県、京都府……………66
- (6) 火災通報は119番、初期消火は消火器……………66
- 2 損害額……………67
- 3 死者……………68
  - (1) 建物火災による死者は30人減少……………68
  - (2) 火災による死者は冬季と夜中に多い……………68
  - (3) 火災による死者の数が多いのは大阪府、少ないのが  
徳島県……………71
  - (4) 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い……………74
  - (5) 死因は火傷が48.3%、中毒・窒息が40.1%……………74
  - (6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている……………74
  - (7) 1件で3人以上の死者を出した火災……………76
  - (8) 放火自殺者は死者総数の39.4%……………76
- 4 出火原因……………76
  - (1) 「こんろ」による火災が首位……………77
  - (2) 「たばこ」による火災は増加……………78
  - (3) 「たき火」による火災は減少、「火あそび」による火災は増加……………78
  - (4) 「放火」、「放火の疑い」による火災は共に増加……………80
  - (5) 「ストーブ」による火災は増加……………81
  - (6) 着火物は「枯草」が首位……………82
- 5 火災種別ごとの状況……………82
  - (1) 建物火災……………82
  - (2) 林野火災……………88
  - (3) 車両火災……………91
  - (4) 船舶火災……………91
  - (5) 航空機火災……………92

- 6 平成4年上半期における火災の発生状況……………92
- 7 外国の火災状況……………93
- 第2節 地震災害等……………95
  - 1 地震災害……………95
  - 2 風水害、火山噴火災害等……………95
    - (1) 平成3年中の災害……………95
    - (2) 平成4年上半期の災害……………96
- 第3節 ガス等によるその他の災害……………98
  - 1 ガスによる災害……………98
    - (1) 事故の発生件数……………98
    - (2) 事故による死傷者数……………100
    - (3) 自損行為によるガス事故……………101
  - 2 石油コンビナート災害……………102
    - (1) 災害件数と被害……………102
    - (2) 災害の特徴……………102
  - 3 危険物施設等における災害……………104
    - (1) 火災……………104
    - (2) 危険物流出等の事故……………106
  - 4 海上災害……………107
  - 5 航空機災害……………108
- 第3章 消防行政の現況……………109
  - 第1節 消防体制……………109
    - 1 消防組織……………109
      - (1) 常備消防機関……………109
      - (2) 消防団……………112
    - 2 消防施設……………113
      - (1) 消防機械等……………113
      - (2) 消防水利……………114

- (3) 消防通信施設..... 115
- 第2節 救急業務..... 117
  - 1 実施状況..... 117
    - (1) 救急出場件数及び搬送人員の状況..... 117
    - (2) 医療機関別搬送人員の状況..... 118
    - (3) 傷病程度別搬送人員の状況..... 119
    - (4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況..... 119
    - (5) 収容所要時間別搬送人員の状況..... 119
    - (6) 転送の状況..... 122
    - (7) 救急隊員の行った応急処置の状況..... 123
    - (8) 交通事故に対する実施状況..... 123
  - 2 実施体制..... 124
    - (1) 実施市町村..... 124
    - (2) 救急隊..... 125
    - (3) 救急隊員..... 125
    - (4) 救急自動車..... 126
    - (5) 救急指令装置..... 126
    - (6) 救急医療情報センター..... 126
    - (7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制..... 126
    - (8) 救急業務における感染防止対策..... 127
  - 3 救急医療体制..... 127
- 第3節 救助活動..... 129
  - 1 実施状況..... 129
    - (1) 救助活動件数及び救助人員の状況..... 129
    - (2) 事故種別救助活動の状況..... 129
  - 2 実施体制..... 130
    - (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村..... 130
    - (2) 救助隊数及び救助隊員数..... 131
    - (3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材..... 131

- (4) 救助隊員の教育訓練..... 132
- 第4節 防災体制..... 134
  - 1 防災に関する組織・計画..... 134
    - (1) 防災体制..... 135
    - (2) 地域防災計画..... 136
    - (3) 防災訓練の実施..... 136
  - 2 情報通信体制..... 137
    - (1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線網..... 137
    - (2) 都道府県防災行政無線網..... 137
    - (3) 市町村の消防・防災無線網..... 138
    - (4) 全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク..... 139
    - (5) その他の防災通信..... 140
- 第5節 広域応援体制..... 141
  - 1 消防広域応援体制の整備..... 141
    - (1) 広域応援体制の推進..... 141
    - (2) 広域航空消防応援..... 142
  - 2 広域防災応援体制の整備..... 143
- 第6節 風水害対策等..... 145
  - 1 風水害対策..... 145
    - (1) 防災体制の確立..... 145
    - (2) 災害危険箇所に対する措置..... 146
    - (3) 警戒避難体制の確立..... 146
    - (4) 二次災害防止対策の強化..... 147
  - 2 活動火山対策..... 147
    - (1) 地域防災計画..... 149
    - (2) 関係機関との連携..... 149
    - (3) 広域的な連絡・協力体制の整備..... 149
    - (4) 避難体制の整備..... 149
    - (5) 観光客対策の整備..... 149

(6) 防災訓練の実施	150
<b>第7節 震災対策</b>	151
<b>1 消防庁の震災対策</b>	151
(1) 地震防災対策強化地域における震災対策	151
(2) 南関東地域における震災対策	155
(3) その他の地域における震災対策	155
(4) 総合防災訓練の実施	155
(5) 震災対策に関する研究	156
<b>2 地方公共団体における震災対策</b>	157
(1) 地域防災計画(震災対策編)の作成状況	157
(2) 避難場所・避難路の指定状況	157
(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況	158
(4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況	159
(5) 震災対策施設の整備事業	160
(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況	160
<b>第8節 地域防災計画の見直しの推進</b>	162
1 地域防災計画の現況	162
2 防災アセスメントの推進	162
3 地区別防災カルテの整備	163
<b>第9節 防災意識の高揚と自主防災体制</b>	164
<b>1 防災意識の高揚</b>	164
(1) 火災予防運動	164
(2) 防災知識の普及啓発	166
(3) 119番の日	167
<b>2 自主防災体制</b>	167
(1) 地域の自主防災体制	167
(2) 事業所の自主防災体制	170
<b>第10節 予防行政</b>	173
<b>1 防火管理制度</b>	173

<b>2 消防用設備等の規制</b>	175
(1) 防火対象物の実態	175
(2) 消防用設備等の設置の現況	177
(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者	180
(4) 防災規制	181
<b>3 防火基準適合表示制度</b>	184
(1) 「適マーク」交付状況	184
(2) 表示基準への適合の状況	184
<b>4 消防同意及び予防査察等</b>	187
(1) 消防同意の実態	187
(2) 予防査察及び違反状況の改善	188
<b>5 消防用機械器具等の検定等</b>	190
(1) 検定	190
(2) 鑑定及び受託試験	190
(3) 自己認証	190
<b>第11節 危険物行政</b>	197
<b>1 危険物規制</b>	197
(1) 危険物規制の体系	197
(2) 危険物施設	198
(3) 危険物取扱者	199
(4) 事業所における保安体制の整備	201
(5) 保安検査	202
(6) 立入検査及び措置命令	203
<b>2 石油パイプライン事業の保安規制</b>	204
<b>第12節 石油コンビナート災害対策</b>	205
<b>1 石油コンビナート等特別防災区域の状況</b>	205
(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況	205
(2) 防災緩衝緑地等の整備状況	207
<b>2 防災体制</b>	207

- (1) 石油コンビナート等防災本部…………… 207
- (2) 消 防 本 部 等…………… 207
- (3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備…………… 207
- 3 自衛防災組織等…………… 208
  - (1) 自衛防災組織等の現況…………… 208
  - (2) 自衛防災体制の充実…………… 208
  - (3) 防災要員に係る教育訓練の充実…………… 209
- 4 事業所のレイアウト規制…………… 210
  - (1) レイアウト規制対象事業所の実態…………… 210
  - (2) レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況…………… 210
- 第13節 林野火災対策…………… 212
  - 1 林野火災特別地域対策事業…………… 212
    - (1) 林野火災特別地域対策事業の実施…………… 212
    - (2) 林野火災用消防施設等の整備…………… 212
  - 2 広域消防体制の整備…………… 213
    - (1) 広域消防体制の整備…………… 213
    - (2) 空中消火の実施状況…………… 213
  - 3 出火防止対策…………… 214
    - (1) 出火防止対策の徹底…………… 214
    - (2) 林野火災に係る調査研究…………… 214
- 第14節 特殊災害対策…………… 216
  - 1 ガス災害対策…………… 216
  - 2 原子力災害対策…………… 216
    - (1) 原子力発電所等の防災対策…………… 216
    - (2) 放射性物質輸送の安全対策…………… 218
  - 3 海上災害対策…………… 219
  - 4 大規模交通災害対策…………… 219
    - (1) 地下交通機関の防災対策…………… 219
    - (2) 航空機災害対策…………… 220

- 5 消防活動阻害物質の災害対策…………… 221
- 第15節 消防の教育訓練等…………… 222
  - 1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助…………… 222
    - (1) 教 育 訓 練…………… 222
    - (2) 消防学校等に対する技術的援助…………… 225
  - 2 消防学校における教育訓練…………… 225
    - (1) 消防学校の設置状況…………… 225
    - (2) 教育訓練の基準…………… 226
    - (3) 教育訓練の実施状況…………… 227
    - (4) 教 職 員 の 状 況…………… 228
  - 3 全国消防救助技術大会等の実施…………… 228
- 第16節 消防防災の国際化…………… 230
  - 1 国際協力・国際交流…………… 230
    - (1) アジア諸国等消防職員の研修…………… 230
    - (2) 諸外国からの研修員受入…………… 230
    - (3) 諸外国への専門家派遣…………… 230
    - (4) 国 際 交 流…………… 235
  - 2 消防救助隊の海外派遣体制…………… 235
  - 3 国際防災の10年…………… 237
  - 4 基準・認証制度…………… 237
- 第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇…………… 239
  - 1 活 動 状 況…………… 239
  - 2 公務災害の状況…………… 239
  - 3 安全衛生体制の整備…………… 239
  - 4 処 遇…………… 242
    - (1) 消防職員の処遇…………… 242
    - (2) 消防団員の処遇改善…………… 243
  - 5 消 防 表 彰 等…………… 248
    - (1) 叙 位…………… 248

(2) 叙 勲	248
(3) 褒 章	248
(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰	249
(5) 自治大臣表彰	249
(6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰	249
(7) 退職消防団員報償	253
<b>第18節 消防の科学技術の研究</b>	254
1 火災安全技術の高度化に関する研究	254
(1) 火災性状把握システムに関する研究	254
(2) 難燃物品の燃焼時における有毒ガスに関する研究	254
(3) 地下利用の特殊空間内における火災性状に関する研究	255
(4) 吹き抜け空間における火災時の煙濃度予測に関する研究	255
2 消防活動技術の高度化に関する研究	255
(1) 屋外防災スピーカーの音声競合による聴取障害排除に関する研究	255
(2) 消防職員の高齢化等に対応するための消防装備の軽量化・自動化等に関する研究	255
3 危険物災害の防止に関する研究	256
(1) 自己反応性物質の危険性評価に関する研究	256
(2) 原油の燃焼性状に関する研究	256
4 その他の経常的研究	256
5 情報交換等	257
<b>第19節 消防財政</b>	258
1 市町村の消防費	258
(1) 消防費の決算状況	258
(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費	258
(3) 経費の性質別内訳	258
2 市町村消防費の財源	259
(1) 財源構成	259

(2) 地方交付税	259
(3) 国庫補助金	260
(4) 地方債	266
(5) その他	267
<b>3 都道府県の消防防災費</b>	267
<b>4 国の消防費</b>	268

# — 図 表 索 引 —

## 第1章 総 説

図—1 住宅防火安心マーク	44
---------------	----

## 第2章 火災等の災害の実態

第1表 火災の概況	62
第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況	63
第3図 火災の傾向	63
第4表 火災種別出火件数の構成割合	64
第5表 火災種別出火件数の推移	64
第6表 四季別出火状況	64
第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	65
第8表 都道府県別出火率	65
第9表 覚知方法別出火件数	66
第10表 初期消火器具等の使用状況	66
第11表 損害額の推移	67
第12表 火災による死傷者の推移	67
第13表 火災種別死傷者数	68
第14表 月別死傷者発生状況	68
第15図 時間帯別死者発生状況	69
第16表 人口に対する死者数の割合	69
第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況	70
第18表 建物構造別・死因別死者発生状況	71
第19表 死因別死者発生状況の推移	71
第20表 死に至った経過と年齢別の死者発生状況	72
第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数	74
第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況	75
第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況	75

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況	76
第25表 出火原因別出火件数	77
第26図 出火原因別の出火件数と損害額	77
第27表 こんろによる火災の損害状況	78
第28表 たばこによる火災の損害状況	79
第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況	79
第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	80
第31表 ストープによる火災の損害状況	81
第32表 主な着火物別出火件数	81
第33図 建物火災の月別出火件数	82
第34表 用途別建物火災の損害状況	83
第35表 火元建物の構造別損害状況	84
第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数	84
第37図 建物火災の主な出火原因と経過	85
第38表 建物火災1件当たりの焼損面積	86
第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況	87
第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況	88
第41図 林野火災の月別出火件数	89
第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況	89
第43図 林野火災の主な出火原因と経過	90
第44図 車両火災の主な出火原因と経過	90
第45図 船舶火災の主な出火原因	91
第46表 平成4年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)	92
第47表 1990年の諸外国の火災状況	93
第48表 風水害等による被害状況	97
第49図 ガス事故の態様別発生件数	98
第50表 ガス事故の発生場所別発生件数	99
第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数	100
第52図 ガス事故による死傷者数	101
第53表 石油コンビナート災害件数の推移	102
第54表 主な石油コンビナート災害	103

第55表	特定事業所区分別災害件数	104
第56表	業態別事故発生件数	104
第57表	危険物施設における火災の発生件数と被害状況	105
第58図	危険物施設別火災発生件数	105
第59表	出火原因別(類別品名別等)火災発生件数	106
第60表	危険物施設における流出等の事故発生件数	107
第61図	危険物施設別流出等事故発生件数	107
第62表	主要港湾における消防機関の出動状況	108
第63図	民間航空事故等の推移	108

第3章 消防行政の現況

第1-1表	市町村の消防組織の現況	109
第1-2図	消防本部・消防署所数の推移	110
第1-3図	消防職団員数の推移	110
第1-4表	消防団員の年齢構成	113
第1-5表	消防機械の保有数	113
第1-6表	消防水利(人工水利)の保有数	114
第1-7図	消防通信施設等の状況	115
第2-1表	救急出場件数及び搬送人員の推移	117
第2-2表	急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合	118
第2-3図	医療機関別搬送人員の状況	119
第2-4表	傷病程度別搬送人員の状況	120
第2-5表	急病に係る疾病分類別搬送人員の状況	120
第2-6図	収容所要時間別搬送人員の状況	122
第2-7表	転送回数別搬送人員の状況	122
第2-8表	医療機関別転送理由の状況	123
第2-9表	救急隊員の行った応急処置の状況	124
第2-10表	救急業務実施市町村数の推移	125
第2-11図	救急業務実施形態の内訳	125
第2-12表	救急隊数の推移	126
第2-13表	救急病院及び救急診療所の推移	128

第3-1表	救助活動件数及び救助人員の推移	129
第3-2表	事故種別救助出動及び活動の状況	130
第3-3表	救助隊の設置状況	130
第3-4表	救助隊数及び救助隊員数	131
第3-5表	救助隊が搭乗する車両及び主な資機材	132
第3-6表	消防本部における救助隊員の訓練実施状況	133
第5-1表	消防広域応援交付金制度適用事例	143
第7-1表	大震火災対策施設等の整備状況	152
第7-2表	地震防災対策強化地域一覧表	153
第7-3図	地震防災対策強化地域指定状況	153
第7-4表	地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)	154
第7-5表	市区町村における避難場所の指定状況	158
第7-6表	市区町村における震災訓練の実施状況	158
第7-7表	主な備蓄物資の状況	159
第7-8表	単独事業として実施した震災対策施設整備事業	160
第7-9表	震災時相互応援協定の締結状況	161
第7-10表	地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況	161
第9-1表	テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況	167
第10-1表	全国の防火管理実施状況	174
第10-2表	全国の共同防火管理実施状況	175
第10-3表	防火対象物数	176
第10-4表	全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況	178
第10-5図	過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移	179
第10-6表	社会福祉施設等及び物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の設置状況	179
第10-7表	消防設備士の数	181
第10-8表	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	182
第10-9表	防災製品の認定件数及び販売件数	183
第10-10表	表示制度の実施状況	185

第10—11表	点検項目別適合率	186
第10—12表	消防同意事務処理状況	187
第10—13表	火災予防査察実施状況	189
第10—14表	特定違対象物改善状況の推移	189
第10—15表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況	191
第10—16表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況	192
第10—17表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況	194
第10—18表	検定申請状況	195
第11—1図	危険物施設数の状況	198
第11—2表	危険物施設数の推移	199
第11—3図	危険物施設の規模別構成比	200
第11—4表	危険物取扱者試験実施状況	201
第11—5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	201
第11—6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	202
第11—7表	保安検査の実施状況	202
第11—8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	203
第11—9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	204
第12—1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	206
第12—2表	レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況	210
第13—1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	212
第13—2表	空中消火の実施状況	213
第14—1図	原子力発電所立地図	217
第15—1表	教育訓練課程	223
第15—2表	教育訓練の実施状況	224
第15—3表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況	226
第15—4表	初任教育期間別消防学校数	227
第15—5表	新規採用者の初任教育受講状況	227
第15—6表	消防学校教職員数	228
第16—1表	消防行政管理者(集団)研修受講状況	231
第16—2表	救急救助技術研修受講状況	232

第16—3表	消火技術研修受講状況	233
第16—4表	火災予防技術研修受講状況	234
第16—5表	防災技術研修受講状況	234
第17—1表	消防職員及び消防団員の活動状況	240
第17—2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	240
第17—3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	244
第17—4表	消防団員の公務による死傷者数の推移	244
第17—5表	補償基礎額改定状況	245
第17—6表	消防協力者等の死傷者数の推移	245
第17—7表	退職報償金支給額	246
第17—8表	消防基金の公務災害補償費の支払状況	247
第17—9表	消防基金の福祉施設の実施状況	247
第17—10表	消防関係者の表彰者数等	252
第19—1表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	258
第19—2表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	259
第19—3表	市町村消防費決算額の財源内訳	260
第19—4表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	260
第19—5表の1	国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況	262
第19—5表の2	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	264
第19—6表	市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移	266
第19—7表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移	267
第19—8表	平成4年度消防庁関係予算主要事項別一覧表	268

附 属 資 料

1	平成3年度の法令の制定	269
2	平成3年中の主な火災	271
3	都道府県別火災損害状況	274
4	月別火災損害状況	282
5	出火原因別火災損害状況	284
6	主な出火原因の推移	284

7	用途別の主な火災事例	286
8	昭和21年以降の火災損害状況	288
9	昭和21年以降の火災損害比較	292
10	昭和21年以降の大火記録	294
11	風水害等による都道府県別被害状況	296
12	関東大地震以後の主な地震災害	301
13	昭和21年以降の風水害等の記録	302
14	都道府県の防災訓練の実施状況	304
15	都道府県別市町村消防組織一覧	306
16	消防機関数と消防職団員数の推移	308
17	政令指定市町村数の推移	309
18	自主防災組織の都道府県別結成状況	310
19	事業所の自主防災組織の状況	312
20	危険物施設数の推移	314
21	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数	316
22	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況	318
23	都道府県別救急業務実施状況	322
24	都道府県別事故種別救急出場件数	324
25	都道府県別事故種別救急搬送人員	326
26	都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	328
27	都道府県別救助活動件数及び救助人員	330
28	1991年世界主要都市の火災状況	332

## 第 1 章

# 総 説

# 第 1 章 総 説

## 第 1 節 住民生活の安全確保をめざして

### 1 消防防災行政の現状

我が国の消防は、各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急、救助、防災など広範な活動を行っているが、組織、人員、施設等各般にわたって着実に整備が進み、国際的にも高い水準に到達している。

#### (1) 消 防 力

消防の組織は、常備消防と消防団とで構成されているが、自治体消防発足以来、各種の消防需要に対応できる常備消防体制が逐次整備されてきており、平成 4 年 4 月 1 日現在、常備化市町村数は 3,045 を数え、国民のほとんど（全人口の 99.3%）が常備消防によってカバーされている。また、消防職員数も、約 13 万 7 千人となっている。

一方、消防団は、平成 4 年 4 月 1 日現在、約 98 万 7 千人の団員を擁し、常備消防とともに、地域の消防防災体制における車の両輪をなしており、特に、地震、噴火、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域における防災活動の中で極めて重要な役割を果たしている。

消防施設面については、常備消防にあっては、消防ポンプ自動車、救急自動車等に加え、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、ヘリコプター等高度な設備の整備が進められ、消防団にあっては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、無線機の増強等その機動力の強化が図られてきている。

また、消防職団員の教育訓練については、消防大学校及び都道府県等の消防学校が連携した体制により実施されており、平成 3 年度中に約 2 万 3 千名の学生が各課程を修了している。

## (2) 予防行政

予防行政については、時代の進展に伴う災害の複雑多様化等にも対処しつつ、各種制度の充実が図られ、今日のように著しい発展を遂げてきている。

具体的には、旅館、ホテル、病院、物品販売店舗等の事業所に対する消防用設備等の基準、防災規制、防火管理に関する基準の整備・強化をはじめ、防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）の充実、消防用設備等の点検の義務付けによる維持管理の徹底、防火・避難施設等の自主管理体制の確立、予防査察の強化などの総合的な防火安全対策の確立が図られている。

平成3年からは、これらに加えて、住宅火災による死者数の低減を図るため、住宅防火のための諸方策の総合的な推進に努めている。

危険物関係においては、危険物の貯蔵、取扱い形態の変化、新たな危険物の出現、国際的な動向等を踏まえた技術基準等の見直し、さらには石油コンビナート等災害防止法による事業所の防災体制の整備等危険物施設の安全確保に必要な総合的な対策が講じられている。また、「危険物安全週間」を設け、危険物の正しい取扱い方等についての啓発を実施している。

平成4年3月31日現在、150㎡以上の防火対象物は約302万件、危険物施設数は約56万施設、石油コンビナート等特別防災区域は同年8月1日現在、84地区となっている。また、平成3年度中の各種防火対象物に対する査察件数は約123万件、危険物施設に対する立入検査件数は約38万件にも達している。

## (3) 救急業務

救急業務は、平成4年4月1日現在、全市町村の94.7%に当たる3,067団体が実施し、全人口の99.3%をカバーしている。

平成3年中の出場件数は約282万9千件で、11.1秒に1回の割合で救急車が出場したことになる。また、同年中の搬送人員は約276万6千人で、国民の45人に1人の割合で救急車により搬送されたことになる。

こうした中で、傷病者の救命率の一層の向上を図るため、平成3年8月に、「救急隊員の行う応急処置等の基準」を改正し、これまで人工呼吸等軽

易なものに限られていた救急隊員の行う応急処置等の範囲を拡大した。

拡大された応急処置等のうち比較的軽易なものについては、その実施に必要な新たな教育訓練が、都道府県等の消防学校で行われており、各地の消防機関において順次実施に移されている。また、心肺機能停止状態に陥った傷病者に対して行う高度な応急処置の実施に必要な救急救命士の資格を取得するための救急隊員に対する教育訓練については、都道府県の共同出資により設立された財団法人救急振興財団をはじめとする救急救命士養成機関において進められている。平成4年5月には、初の救急救命士が誕生し、同年7月以降、救急救命士の資格を活かした新たな救急業務が逐次開始されており、傷病者の救命に効果をあげている。

一方、搬送時間の短縮を図るため、近年、離島、山村、へき地等を擁する地域を中心に、消防・防災ヘリコプターを利用した高次医療機関への救急搬送が行われている。

近年、民間の事業として、例えば、家庭と病院との間で傷病者の搬送を行う患者等搬送事業が普及しつつあるが、利用者の安全及び利便の確保を図るため、平成元年に患者等搬送事業指導基準及び認定基準を定め、消防機関による適切な指導を推進している。

## (4) 救助活動

近年、火災や自然災害のほか、交通事故、労働災害、水難事故等人命救助を必要とする様々な災害が多発し、消防機関の救助活動件数も増加傾向にあり、平成3年中の救助活動件数は約2万3千件、救助人員は約2万4千人となっている。

このような状況に対応するため、救助工作車等特別の救助資機材を備え、消防学校で専門的な教育訓練を受けた救助隊員により構成される救助隊の整備が積極的に進められ、平成4年4月1日現在、消防本部全体の90.1%に当たる842本部に救助隊が設置されている。

## (5) 防災対策

我が国は、地形、気象条件等から地震、噴火、風水害等の自然災害に見舞われやすく、また、近年、都市化の進展や生活様式の変化等により災害の態

様も多様化している。

このような状況に対処して適切な災害対策を行うため、災害対策基本法においては、国、都道府県、市町村及び住民が一体となって総合的な防災体制の整備を図ることとされているが、都道府県・市町村では、地方防災会議において、地域防災計画を策定し、これに基づいて防災体制が整備されている。平成3年中に発生した災害に対処するため、延べ31県2,096市町村で、同法に基づく災害対策本部が設置された。

また、災害情報の収集、伝達手段として重要な役割を果たす消防防災無線通信ネットワークは、平成4年3月31日現在、消防庁と都道府県の間はすべて、都道府県と市町村の間は44都道府県、市町村と住民との間（同報系）は50.0%の市町村で、それぞれ整備運用されている。

さらに、地域における自主防災体制の整備が進められ、防火・防災知識の普及、出火防止や災害時の初期消火、避難誘導など地域における消防防災活動の大きな力となっている。

また、防災体制が災害時に迅速かつ的確に機能するためには、日ごろの訓練が大切であることから、消防機関など防災関係機関と住民が連携して総合的かつ実践的な防災訓練が行われている。平成3年度中には、都道府県で延べ233回、市町村で延べ4,125回の訓練が行われた。

世界有数の地震国である我が国にとって、地震防災対策は極めて重要であり、従来から都市防災化の推進、大震火災対策施設の整備、防災体制の整備、防災知識の普及等の対策が講じられてきた。特に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定、地震対策緊急整備事業の推進等、各般の対策が進められている。また、人口及び諸機能の集積の著しい南関東地域について、平成4年8月、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が中央防災会議において決定された。

## (6) 国際協力

1990年代は、国連決議により「国際防災の10年」と位置づけられているが、この趣旨に即し、我が国消防の技術、経験を活かした開発途上国に対する技術援助、災害援助、ISO（国際標準化機構）における国際規格の策定

作業への参画等各般にわたって国際協力を推進している。

平成4年4月1日現在、既に500名を超える開発途上諸国の消防職員に対する技術研修等を実施するとともに、消防技術指導等のために諸外国に我が国の専門家を多数派遣するなど、消防に関する技術協力を積極的に進めている。

さらに、海外で発生した大規模な災害に対しては、国際協力の一環として、国際消防救助隊の派遣を行っている。国際消防救助隊は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく国際緊急援助隊の一部を構成するものとして、被災国の要請に応じて派遣されており、最近では、平成3年5月にバングラデシュで発生したサイクロン災害に対して派遣され、ヘリコプターを活用した精力的な援助活動が国際的に高い評価を受けた。

## 2 今後の消防防災行政の方向

国民生活の基盤となる安全の確保を図っていくことは、「豊かさの実感でできる国民生活」を実現する上で必要不可欠であり、消防防災行政の果たすべき役割は極めて重要である。

我が国は、これまで幾たびも大規模災害に見舞われているが、近年は、都市化の進展、社会経済情勢の変化等により、災害の態様も複雑、多様化してきており、こうした状況に対処していくためには、今後とも技術革新の成果を積極的に取り入れながら、諸情勢の変化に対応して、消防防災体制の一層の充実強化を図り、消防防災行政に対する期待に応えていく必要がある。

### (1) 消防力の充実強化

複雑、多様化する各種災害に的確に対処していくためには、消防防災に関する組織、人員、施設、装備等の充実強化を着実に進めていかなければならない。とりわけ、全国いずれの地域においてもより高度化する消防需要に十分対応できるようにするため、消防体制の広域化を含め組織面での消防の対応力の強化方策を検討していく必要がある。また、災害の複雑・多様化等に対応しつつ消防活動を的確に遂行するためには、消防職団員に対し実大規模の訓練を実施していくことが不可欠であり、このため、災害現場での活動に

即応した総合的な教育訓練体制を整備していく必要がある。

消防の施設、装備の面では、建築物の高層化等の進展、危険物品の増加、危険物施設の多様化等に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、ヘリコプター等の整備を促進していくことが重要である。さらに、消防本部と消防署所、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、高度な通信技術を活用した消防緊急通信指令施設の整備を早急に進めるとともに、消防・救急無線波の拡充や通信内容の高度化を図るなど、消防機関の通信体制を強化する必要がある。

## (2) 大規模災害対策の推進

地震、噴火、風水害等大規模災害に的確に対応していくためには、総合的な災害対策の基本となる地域防災計画を社会環境の変化等に対応して常に見直し、地域の実情に即した具体的なものにしていくことが重要である。

消防防災無線通信ネットワークは、大規模災害時に、国、都道府県、市町村及び住民を結ぶ災害情報の収集・伝達手段として重要な役割を果たしている。このうち、都道府県防災行政無線については、平成5年度中に全都道府県で整備が完了することとなっているが、今後とも地域衛星通信ネットワークを活用した整備を推進し、更に安全性、信頼性を高めていく必要がある。また、市町村防災行政無線については、災害情報を直接住民に伝達できる同報無線について、必要に応じて戸別受信機の導入も図りながら、未整備地域における整備を積極的に推進する必要がある。

さらに、災害に強い安全なまちづくりを進めることが重要であり、防災まちづくり事業の積極的な活用も図りながら、防火水槽、防災資機材、備蓄施設等の消防防災施設及び避難地、避難路等の防災基盤の整備を一層推進する必要がある。

なお、火山噴火災害対策については、雲仙岳噴火災害の貴重な経験も踏まえつつ、各火山の活動特性等に応じ、地域防災計画について所要の見直しを行い、災害時の警戒・避難・誘導等の体制、災害対策本部の運用体制、関係機関との連携体制、広域的な応援体制等の充実、関係消防防災用施設・資機材等の整備、実践的な防災訓練の実施等各般の対策について、一層の推進を

図っていく必要がある。

大規模地震災害対策については、引き続き東海地震に対する地震対策緊急整備事業等を推進するとともに、南関東地域について、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」も踏まえ、震災対策用施設・設備の整備をはじめ、各種対策をより一層充実していく必要がある。

また、災害状況の総合的把握、効果的な消火・救助活動、重度傷病者の高次医療機関への迅速な搬送等の消防防災活動を的確に実施するためには、消防・防災ヘリコプターを活用した機動的かつ広域的な航空消防防災体制を確立する必要がある。このため、すべての都道府県の区域内に消防・防災ヘリコプターが早期に配備されるよう、未配備県における整備を計画的、積極的に推進し、併せて、既配備の都道府県及び政令指定都市における増機を推進する必要がある。さらに、運航要員の円滑な確保及び広域消防応援システムの充実など、消防・防災ヘリコプターの円滑な配備と効率的な運用を積極的に支援するとともに、配備された消防・防災ヘリコプターについて、機動的かつ広域的な消防防災活動及び救急搬送活動への活用を一層推進する必要がある。

## (3) 救急業務の高度化の推進

現下の救急業務の最大の課題は、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応して、その実施体制等を総合的に整備し、救急業務の高度化を推進することである。

まず、拡大された応急処置等について、できるだけ早期に全国の消防機関で実施できるよう、これに必要な各都道府県等の消防学校における教育訓練を促進するとともに、救急振興財団を中心に救急救命士の養成規模の拡大を図っていく必要がある。また、これと併せて、拡大された応急処置等を実施するために必要な高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の配備を促進するとともに、救急隊と医療機関との間の情報連絡体制の確立を図っていくことが必要である。

さらに、一般住民による心肺蘇生法等の応急手当の実施が傷病者の救命率の一層の向上に資することから、応急手当の普及を図ることが重要であり、

このため、応急手当の指導者の養成、心肺蘇生法等の習得に効果的な普及啓発用資機材の配備などを推進し、消防機関の行う応急手当の普及啓発活動を積極的に推進していく必要がある。

また、民間の患者等搬送事業については、今後とも、利用者の安全及び利便を確保するという観点から、消防機関による適切な指導を推進していく必要がある。

#### (4) 防火安全対策の推進

建物火災による死者数のうち圧倒的多数を占める住宅火災による死者数の低減を図るため、今後とも、「住宅防火対策推進に係る基本方針」に基づき、国民の防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、効果的な住宅用防災機器等の開発・普及等総合的な住宅防火対策を関係行政機関・民間との幅広い連携のもとに積極的に推進していく必要がある。また、一人暮らしの高齢者、身体障害者等のいわゆる災害弱者でも簡単な操作で直接消防機関に緊急通報できるシステムの普及や、消防機関が通信回線等を介して火災情報等を迅速かつ効率的に把握し、機動的に対応していくことができるシステムの整備を更に進めていく必要がある。

さらに、シルバーマンション、リゾートマンション、木造三階建共同住宅等多様な共同住宅の出現に対応するため、建築構造、居住形態等に応じた的確な防火安全対策を講じていく必要がある。

次に、近年における建築物の大規模化、高層化、深層化及び機能の多様化に対応するため、最新の技術等を活用した消防防災システムの高度化を推進するなど、総合的な防火安全対策を推進していく必要がある。特に、大規模ターミナル施設は、コンコースを介して周辺の建築物、地下街等と接続していることが多く、これら施設で一たび火災が発生した場合、大きな混乱や火災の拡大が懸念されることから、施設の実態に応じ、防火管理体制及び消防防災設備等の面での一層の充実を図っていく必要がある。

また、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設及び社会福祉施設等の災害弱者が利用する施設の安全確保のため、スプリンクラー設備等の初期消火設備の設置促進、避難誘導等の初動体制の確立、防火基準適合表示制

度の普及、火災発生時に視聴覚障害者等への情報伝達を容易にする警報設備等の開発・普及を行う等ハード、ソフト両面の防火安全対策の徹底を図る必要がある。

さらに、生活様式の変化等に伴い、火災原因が多様化しており、原因不明とされる事例も多いため、火災原因の調査体制の一層の充実を図り、原因究明の成果を今後の火災予防行政に的確に反映させていく必要がある。

次に、危険物の安全確保については、新しい危険物品の増加等危険物の生産、流通実態の変化及び危険物をめぐる国際的な動向に対応して、平成2年から試験による危険物の判定方法が導入されたところであるが、危険物データベースの充実等により試験による危険物の判定の公正かつ円滑な実施を進めるとともに、自主保安体制の確立を図り、危険物施設における安全対策を一層充実させていく必要がある。

また、石油コンビナート等の防災対策については、危険物施設等の経年劣化、新しい危険物の出現等災害の発生要因の増大等を踏まえ、防災要員の教育訓練の充実、防災資機材の高度化等の総合的な対策を推進する必要がある。

さらに、最近、土地の高度利用の一環として各方面で検討されている大深度地下空間を利用する施設については、その特性から、避難、消火・救助活動等に種々の制約が予想されるところであり、利用者等の安全確保の観点から、消防防災対策上万全の措置を講じていく必要がある。

#### (5) 国際協力の推進と地球環境の保全

「国際防災の10年」の趣旨に即し、世界的にも高い水準にある我が国消防の技術・経験を活かしつつ、引き続き開発途上国に対する消防職員の集団研修の実施、個別研修の受け入れ、消防専門家の派遣等の事業について、各国の防災ニーズ等も踏まえ施策の充実を図る必要がある。また、大規模災害時に被災国の要請に応じて派遣される国際消防救助隊について、海外の被災地における救助活動がより迅速かつ円滑に行われるよう、関係省庁や関係機関等との密接な連携の下に、その派遣体制の一層の充実を図っていく必要がある。

さらに、ISOが行っている消火器、スプリンクラー等の消防用機器に係る国際規格の策定作業において、引き続き重要な役割を果たしていく必要がある。

次に、地球環境の保全に資するため、モントリオール議定書においてオゾン層を破壊する特定物質に指定されたハロン消火薬剤については、平成3年に策定した削減方針に基づき、使用抑制を積極的に推進することとしているが、今後の削減方策についても、国際会議等の動向を踏まえ、適切に対応していく必要がある。また、ハロゲン化物消火設備の代替設備の普及促進を図っていく必要がある。

さらに、大気汚染対策の一環としてメタノールを燃料とする自動車の開発が進められているが、その普及動向等に対応して、メタノールスタンドの安全性を確保するための技術基準を整備する必要がある。

#### (6) 地域における防災体制の充実強化

地域における安全を確保するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、自主防災体制を確立することが極めて重要である。しかしながら、都市化の進展、人口の高齢化、国民意識の変化等により、地域の連帯意識の希薄化、住民の防災意識の低下等の傾向がみられる。このため、消防団の活性化をはじめ、地域住民、民間事業所等の自主防災活動の活発化により、地域ぐるみの防災体制の確立を図る必要がある。

消防団は、常備消防とともに地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要ともなっているが、団員数が減少し、また、団員が高齢化する等の問題を抱えており、消防団の活性化を図ることが重要な課題となっている。このため、今後とも、施設、装備の拡充、教育訓練の充実等を図り、消防団の活動能力を高めていく必要がある。また、地域の諸団体との交流活動及び地域住民への広報活動を積極的に実施することにより、地域における消防団に対する理解と認識を深めるとともに、青年層、女性層の消防団への積極的な加入促進を図っていくことが必要である。

また、住民の自主的かつ積極的な防災活動を推進するためには、町内会、自治会等を活用した自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブ

の育成強化を図るとともに、自主防災組織の活動拠点となる施設及び地域住民に対する防火防災に関する知識、技能の普及を効果的に行うための体験学習施設等の整備を推進する必要がある。また、「春秋の全国火災予防運動」、「防災週間」、「救急の日」、「119番の日」、「危険物安全週間」等の行事及び防災訓練等の機会も積極的に活用しながら、防災意識の高揚を図る必要がある。

さらに、民間事業所についても、自らの事業所の防災対策に万全を期すことはもとより、地域社会の一員として、地域全体の防災活動の強化に積極的に寄与することが期待されている。

## 第2節 最近の災害の動向

### 1 火 災

#### (1) 出火件数と出火率

平成3年中の総出火件数は5万4,879件で、前年に比べ1,626件減少している。これは、戦後最悪であった昭和48年に比べ1万8,193件減少しており、過去10年間でもっとも少ない件数である。

平成3年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万4,263件で前年比1.5%の減少となり、また、林野火災は2,535件で前年比11.3%の減少となっている。一方、車両火災は昭和50年以降毎年増加しており、平成3年中も6,207件で、前年比0.6%の増加となっている。

出火率（人口1万人あたりの出火件数）は、全国平均で4.5となっており前年に比べ0.1ポイント減少している。

平成4年上半期における総出火件数（概数）は2万8,797件で、前年同期に比べ1,992件（6.5%）の減少となっている。

#### (2) 死者数と死因

平成3年中の火災による死者は、1,817人で、前年に比べ11人減少しており、そのうち、放火自殺者を除いた死者は1,101人で前年に比べ7人減少している。一方、放火自殺者も前年に比べ4人減少して716人となり、死者総数に占める割合は39.4%であった。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ30人減少し1,208人（全体の66.5%）となっている。このうち89.8%の1,085人が専用住宅又は併用住宅の火災によるものであり、例年と同様、住宅用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない寝たきり老人など身体の不自由な高齢者に多く、平成3年中の放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が560人（前年526人）、5歳以下の乳幼児が59人

（同72人）で61歳以上の高齢者は前年より増加しているが、5歳以下の乳幼児は減少している。この両年齢層の死者は死者全体の56.2%（同54.0%）を占めている。

さらに、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況をみると、火傷死が532人（48.3%）、一酸化炭素中毒・窒息死が441人（40.1%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、死に至った者が相当数あると考えられる。

#### (3) 損害額と焼損面積

平成3年中における火災による損害額は1,614億円で、前年に比べ130億円（8.7%）増加している。1日当たりの損害額は4億4,225万円、火災1件当たりの損害額は294万円、国民1人当たりの損害額は1,311円となっている。

建物焼損面積は166万 $m^2$ で、前年に比べ約2万 $m^2$ （1.1%）減少しており、建物火災1件当たりの焼損面積は48 $m^2$ で、ほぼ横ばいとなっている。

なお、平成4年上半期の火災による損害額（概数）は704億円で、前年同期に比べ約172億円（19.6%）の減少となっている。また、建物焼損面積（概数）は90万 $m^2$ で、前年同期に比べ約3万 $m^2$ （3.5%）減少している。

#### (4) 出火原因

平成3年中の火災の出火原因としては、失火によるものが圧倒的に多く、3万7,508件で、全火災の68.3%を占めている。出火原因別では、こんろによるものが6,156件（全火災の11.2%）と最も多く、次いで、たばこによるものが5,945件（同10.8%）、放火によるものが5,320件（同9.7%）となっており、5年連続で、こんろによる火災が出火原因の第1位となっている。

また、放火によるものと放火の疑いによるもの4,276件（同7.8%）を合わせると9,596件（同17.5%）であり、前年に比べ181件増加している。特に、大都市地域（12大都市）においては、放火及び放火の疑いによるものが全火災の31.3%を占めており、全国平均に比べ高い比率となっている。

## 2 地震災害及び風水害等

### (1) 地震災害

平成3年中の有感地震は、1,329回（前年750回）で、前年より増加している。このうち676回は、主に1月から5月にかけて発生した石垣島近海の群発地震活動によるもので、99回は島原半島で発生したものである。

平成3年中は、特に大きな被害を出した地震はなかったが、平成3年4月24日に発生した釧路沖を震源とする地震で、住宅等に被害を生じた。

また、6月25日の茨城県沖を震源とする地震では文教施設等に被害を生じ、8月28日の島根県東部を震源とする地震では、住宅等の被害に加え、干拓農地の液状化やひび割れ等が発生したほか、10月28日の周防灘を震源とする地震では負傷者1人を出し、住宅、文教施設等に被害があった。

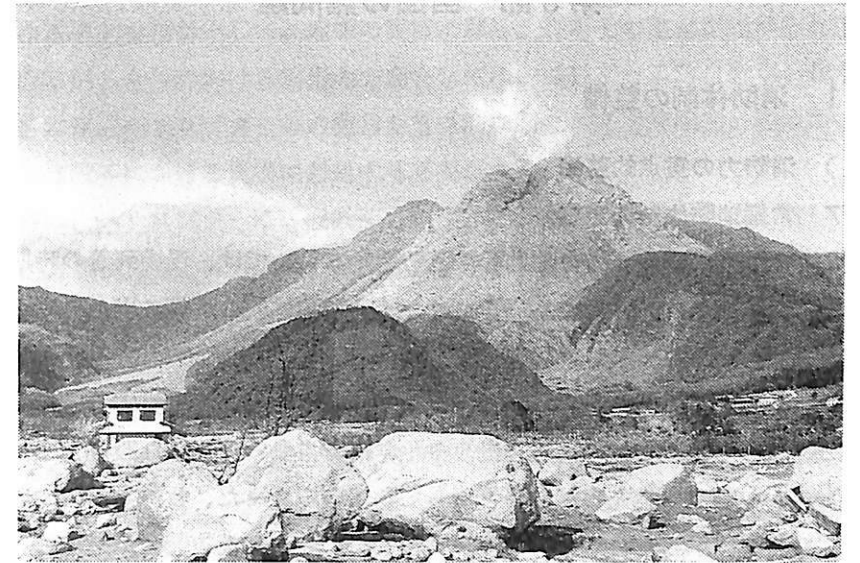
### (2) 風水害、火山噴火災害等

平成3年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震を除く。）による死者・行方不明者は190人（前年123人）、負傷者は3,439人（同720人）であり、死者・行方不明者・負傷者とも増加している。また、被害総額は前年より増加しているが、公共施設等のみでの被害額は前年より減少している。住家被害をみると全壊・流失は1,494棟（前年651棟）、半壊は、14,554棟（同1,597棟）、一部破損は734,844棟（同34,826棟）であり、いずれも前年より増加している。

平成3年中の主な災害を見ると、まず、6月2日から8月8日までの間の全国各地での豪雨により、死者4人、負傷者11人、被害総額1,585億円の被害を生じている。さらに、9月12日から9月28日までの間の全国各地での豪雨及び暴風雨により、死者・行方不明者86人、負傷者3,133人、被害総額11,074億円の被害を生じている。

火山噴火災害については、長崎県の雲仙岳が198年ぶりに再噴火し、土石流及び火砕流の発生により、死者・行方不明者43人、負傷者11人、被害総額260億円（推計値）の被害を生じている。平成4年10月9日現在もなお、火山活動の活発な状態が続いており、警戒区域設定期限の第22次延長の措置を、

島原市と深江町がとっている。



雲仙岳噴火災害（長崎県）

## 3 その他の災害

平成3年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は56件で、前年に比べ7件（11.1%）減少している。ここ数年大規模な災害は発生していないものの、なお年間60件前後の災害が発生しており、その内訳を見ると人的な要因によるものが多い。加えて、石油コンビナート等では、危険物施設の経年劣化、危険物等の貯蔵、取扱い形態の変化、新しい危険物の出現など災害の発生要因が増大する傾向にある。

また、臨海地区の再開発や遊休地の有効利用を図るため、特別防災区域内にレジャー施設等の不特定多数の人々が利用する施設が設置される例が増加しており、特別防災区域の利用形態が大きく変化しつつある。平成3年中の主な事故としては、平成3年6月26日に京葉臨海中地区のライオン(株)千葉工場においてメタノール精留塔が爆発し、死者2名、負傷者10名が発生した事故があった。

### 第3節 当面の諸問題

#### 1 消防体制の整備

##### (1) 消防力の重点的整備

###### ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、はしご付消防自動車や化学消防自動車等高度な設備と予防査察体制の一層の整備充実が必要となってきた。また、救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で逐次整備されてきている。

この消防常備化の状況については、平成4年4月1日現在、常備化市町村数は3,045を数え、全国市町村数に対する常備化率は94.1%に達し、我が国の全人口の99.3%をカバーしている。今後、さらに、非常備消防の解消を図りつつ、消防体制の一層の整備充実を図っていく必要がある。

とりわけ、全国いずれの地域においてもより高度化する消防需要に十分対応できるようにするため、消防体制の広域化など組織面での消防の対応力の強化方策を検討することが必要である。

また、都道府県においては、個々の消防本部の実状に即して、消防本部間の協力体制の確立、人事交流のあっせん、関係市町村間の調整等積極的な対策を講ずることが期待される。

###### イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は消防力の整備の在り方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実

配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防自動車、化学消防自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処する必要がある。

特に、ヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた性能を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動に極めて有効な装備である。このため、すべての都道府県の区域内に消防・防災ヘリコプターが早期に配備されるよう、整備を計画的、積極的に推進するとともに、運航要員の円滑な確保及び広域消防応援システムの充実など、消防・防災ヘリコプターの円滑な配備と効率的な運用を積極的に支援する必要がある。

また、救助隊の編成、装備及び配置の基準に従った救助体制が早急に充実強化されるよう、救助工作車及び救助用資機材の総合的な整備を推進していく必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、災害地点及び通報地点等の確認、消防車両の選別等の指令管制に必要な情報、気象情報、消防水利、資機材、搬送可能病院等の支援情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急通信指令施設について昭和61年度から国庫補助対象事業として重点的に整備を推進しているところである。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせることで、水利の多元化を一層推進する必要がある。

次に、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、平成4年4月1日現在で13万7,388人となっており、その充実強化が図られているが、今後とも地域の実情に即して、一層効率的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育

訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、平成4年4月1日現在で98万6,996人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会に対し、広報活動や交流活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

### ウ 消防財源の強化

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額を逐年増額するとともに、国庫補助金や地方債資金の確保等従来から鋭意その増強に努めているところである。

また、昭和61年度には地域の特性に応じた災害に強いまちづくりを推進するため、地方債と地方交付税措置による防災まちづくり事業が創設されるとともに、平成2年度からは、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワークを整備する事業についても、地域づくり推進事業の活用により、同様の財源措置が講じられている。

このように、これまで消防財源の強化が図られてきたところであるが、今後とも、国庫補助金の確保、地方債の活用等により、なお一層その充実を図っていく必要がある。

なお、平成2年度における市町村の消防費歳出決算額は1兆3,819億円(前年度比1,198億円、9.5%増)で、その普通会計歳出決算額に占める割合は3.4%となっている。

## (2) 消防職団員の教育訓練と処遇

### ア 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、近年、災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくため

には、消防本部等で行われている日ごろの教育訓練の充実強化が重要であるとともに、消防学校及び消防大学校における専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について平成3年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が91.4%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年における災害の複雑多様化、救急救助等の消防業務の多様化、高度化に対応し、消防職団員の知識、技能の一層の向上を図るため、逐次消防学校の教育訓練の基準の見直しを行っているところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量とも一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。特に、教育訓練課程については、環境の変化に対応しながら、今後とも消防大学校における教育の拡充強化を図る必要がある。

また、近年の災害の複雑多様化等に対応しつつ的確に消防活動を展開していくためには、消防職団員に対し実大規模の訓練を実施していくことが不可欠であり、このため、災害現場での活動に即応した総合的な教育訓練体制を整備していく必要がある。

### イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、消防業務の性格を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分

配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする、②完全週休二日制の実施を推進し、勤務時間の短縮を図ること、③仮眠室、食堂等の施設の整備等執務環境の改善を促進すること、④消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、⑤安全衛生管理体制の整備を図り、事故防止と健康管理に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出勤手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

### （３）消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の年齢構成は、60歳定年制の導入、消防司令以下の消防職員における特例退職共済年金の支給開始年齢の段階的引き上げ等により、今後ますます高齢化していくことが予想されることであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題が生じている。

このため消防庁では、昭和61年10月に「消防職員高齢化対策検討委員会」を設置し、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理について検討を重ね、昭和63年3月に報告書を取りまとめ、これに基づき、消防機関に対して、職員の高齢化対策の推進について指導しているところである。

消防職員の高齢化対策の一環として、職員がその能力を最大限に発揮できるよう中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力錬成を計画的に推進するため、消防庁においては、平成元年度から「消防職員体力管理検討委員会」を設けて、消防職場における体力管理体制の在り方、体力錬成マニュアル等について検討を行い、平成4年3月に報告

書を取りまとめた。

今後、さらに職員の能力開発、適正な人事配置、市町村長部局との人事交流等に取り組み、消防装備の軽量化・動力化・安全化・高齢化の影響の少ない消防戦術の検討等、総合的な対策を推進し、活力ある消防組織体制を確立する必要がある。

### （４）消防団の活性化対策の推進

消防団は、既に述べたとおり、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、平成3年6月の雲仙・普賢岳の噴火災害における消防団の活躍で示されたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動、地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等に大きな役割を果たしている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

このため、平成3年度においては、①消防団の施設装備等を充実し消防団の活性化を図るため、「消防団活性化総合整備事業」及び「ふるさと消防団活性化助成事業」を推進する、②災害の複雑多様化、大規模化に対応し消防団員の活動能力を高めるとともに、青年層及び女性層の消防団への積極的な参加が促進されるよう教育訓練の内容・方法等について検討を行う、③団員の処遇の改善を図る、等の措置を講じたところである。今後も地域における消防団活動の一層の充実を図るため、青年層及び女性層の団活動への積極的な参加の促進や消防団活動の安全の確保に努めるとともに、団員の処遇改善を一層進める等、引き続き消防団の活性化を推進していく必要がある。

## 2 救急体制の充実

### （１）救急業務の高度化

救急業務は、平成4年4月1日現在、全市町村の94.7%に当たる3,067市町村が実施し、救急隊4,237隊、救急隊員4万9,959人で全人口の99.3%をカバーしており、ほぼ全国的に普及している。

救急業務は、現行法上、医療機関等に緊急に搬送する必要がある傷病者を救急隊によって搬送することとされ、「傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うこと」を含むこととされており、その応急の手当の内容は、「救急隊員の行う応急処置等の基準」（昭和53年消防庁告示第2号）において定められている。

従来、この基準に基づき、救急隊員により搬送途上の応急処置が行われてきたところであるが、近年、交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化等により、救急現場及び搬送途上において呼吸・循環不全に陥る傷病者が増加しているにもかかわらず、我が国のプレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。）の現状は、医師が関与することが少なく、また、救急隊員の行う応急処置の内容が比較的簡単に行えるものに限られていたことから、傷病者の救命率が欧米諸国と比べて十分なものでないことが指摘されてきた。

こうした状況を改善するため、医療関係者及び救急業務関係者等で構成される救急業務研究会は、救急に対する国民のニーズの高まりに的確に対応するとともに、最近の医療機器の進歩等も踏まえつつ、プレホスピタル・ケアを充実し、傷病者の救命率の向上を図るための具体的方策について、平成2年11月に基本報告を行った。

基本報告では、救急隊員に対して新たに行うこととなる教育訓練を前提としつつ、応急処置等の範囲を拡大するとともに、特に、心肺停止状態に陥った傷病者に対する高度な応急処置については、救急隊員が新たに設けられる国家資格を得て行うよう提言された。

この新たな資格制度については、平成3年4月救急救命士法（平成3年法律第36号）が制定され（同年8月15日施行）、医師の指示の下に、病院または診療所に搬送されるまでの間に救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格が設けられた。

消防庁では、平成3年8月、救急救命士法の施行に先立って、「救急隊員の行う応急処置等の基準」（昭和53年消防庁告示第2号）を改正し、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大を図ったが、このうち、心肺停止状態に陥

った傷病者のそ生等のために行う高度な応急処置については、救急隊員が救急救命士の資格を取得して行うこととし、その他の比較的短時間の教育訓練で使用することのできる器具を用いた応急処置については、都道府県消防学校等で行う新たな教育訓練を前提として行うこととした。この比較的軽易な応急処置については、平成3年度から各地の消防機関で順次実施に移されており、一方、高度な応急処置については、平成4年4月に行われた初の救急救命士国家試験において資格を取得した救急隊員により、同年7月以降順次実施に移され、傷病者の救命に効果をあげている。

今後、救急救命士の養成を含めた救急隊員に対する教育訓練の充実、高規格の救急自動車・救急用資機材等の整備、医療機関との連携の一層の強化、住民に対する応急手当の普及啓発等を総合的、計画的に実施し、救急業務の高度化を早急に推進する必要がある。

また、傷病者の救命率の向上を図るためには、傷病者の搬送に長時間を要する地域を中心として、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効である。今後は、すべての都道府県の区域にできるだけ早期に消防・防災ヘリコプターの配備を図るとともに、医療機関との連携体制等、救急搬送にヘリコプターが有効に活用されるシステムの整備を積極的に推進していくことが必要である。

## （2） 救急隊員の教育訓練の推進

救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、救急隊員に対する教育訓練の充実を早急に行うことが必要である。

まず、新たに拡大した救急隊員の行う応急処置等のうち、血圧測定、心電図伝送、自動式心マッサージ器を用いた心マッサージ等比較的軽易なものに対応する教育訓練について、平成3年8月、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第1号）に追加したところである。この教育訓練については、既に各都道府県の消防学校において実施されているが、拡大された応急処置等の早期実施のため、当該教育訓練が計画的に推進されることが必要である。また、高度な応急処置等を行うことができる救急救命士の資格を有する救急隊員を早急に養成するため、都道府県の共同出資により、財団法人

救急振興財団が平成3年5月に設立され、平成3年度より、全国の救急隊員を対象とする高度かつ専門的な教育訓練が開始されたところである。また、東京消防庁など一部の消防機関等でも、独自に教育訓練が進められている。今後においては、引き続き、同財団による教育訓練施設の整備等を進め、救急救命士の資格を有する救急隊員の計画的な養成を図っていく必要がある。

### (3) 救急用資機材等の整備

救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、拡大された新たな応急処置を実施するために必要となる救急用資機材等の計画的な整備を図ることが必要である。このため、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、傷病者情報伝送装置等、高度な応急処置等を行うために必要な装備等を整備する事業に対し、平成3年度に「救急高度化推進整備事業」を創設してメニュー方式による国庫補助を行っている。また、平成4年度からは地方交付税措置を講じ、各消防機関の自主的整備の促進を図っているところであるが、今後とも引き続き、救急業務の高度化に対応した高規格救急自動車、救急用資機材等の全国的な整備を一層推進する必要がある。

### (4) 救急医療体制の整備

傷病者の救命率を向上させるためには、救急医療機関が適切に配置され、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な救急医療機関へ迅速に搬送することが必要である。傷病者を収容する救急告示医療機関の数は、平成4年4月1日現在、5,611箇所であるが、今日の多様化した救急医療に対応するためには、診療科目等の面で一層の改善が必要である。

また、昭和52年度から、休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備が推進されており、また、各救急医療施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められている。今後とも、この体制の整備及び運用の円滑化を一層推進するとともに、高度な応急処置の円滑な実施を図るため、消防機関と医療機関との一層の連携強化を図る必要がある。

### (5) 住民に対する応急手当の普及

救急隊が現場に到着する前に、一般住民による応急手当が適切に実施されれば、救急率の向上に大きな効果があることから、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう実技指導の強化等に一層努力していくことが重要である。特に、心肺停止状態の傷病者の救命率向上に資するCPR（心肺蘇生法）の習得に主眼を置き、かつ訓練用人形等を用いた住民体験型の普及啓発活動の積極的な推進が求められている。

消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、応急処置講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及等に努めているところであるが、今後さらに効果的な普及啓発活動の促進を図るためには、普及啓発活動の内容、指導の具体的な手法、指導員の資格等について、検討を行い、全国的な基準の設定等を進める必要がある。

このため、消防庁においては、財団法人救急振興財団等と協力しつつ、消防機関が応急手当の普及啓発活動を行う場合の指導者の確保策、啓発活動の内容、具体的な手法等について調査・研究を行うとともに、そ生訓練用シミュレーター等の普及啓発用資機材の全国的な配備を進めるなど、住民に対する応急手当の普及啓発体制の整備を一層推進することとしている。

### (6) 患者等搬送事業の指導育成

患者等搬送事業者については、昭和63年12月、運輸省において新たに患者等輸送に限定された一般乗用旅客自動車運送事業免許が与えられることとなったが、搬送中における患者等の容体急変時の対応や感染防止対策等が十分なされていないなどの患者の安全輸送の面から、その運用管理の問題点が指摘されていた。そのため、消防庁では、平成元年10月に「患者等搬送事業指導基準」を定め、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、消防機関が患者等搬送事業を指導する全国統一的な基準を設けるとともに、「患者等搬送事業認定基準」を定め、指導基準に適合する事業者を広く住民に周知するための消防機関の事務処理基準を設けたところである。消防機関による患者等搬送事業者の認定状況は、平成4年7月末現在で、40消防本部が82社、

84事業所を認定している状況であるが、今後、患者等搬送事業の実態を踏まえ、これらの基準に基づき、事業者の質的向上に努めていくことが求められている。

### 3 救助体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救護者の生命、身体の危険を排除するために行われており、平成3年中の救助活動件数は2万3,228件、救助人員は2万3,661人となっている。

昭和61年に、消防機関の救助体制の整備を図るため、市町村は自治省令で定める基準に従い、人命の救助のため必要な特別な救助器具を装備した消防隊を配置するものとする消防法の改正を行い、当該自治省令として、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を制定し、昭和62年1月1日から適用した。

これを受け、消防庁では、救助工作車や救助資機材に対する国庫補助制度（救助資機材等総合整備事業）を創設するとともに、救助活動を行うに当たっての基本的な指針である救助活動に関する基準の制定等を行ったところである。今後、市町村においては、早期に省令の基準に到達するよう救助隊の計画的な配置に努め、救助活動実施体制の整備を図っていく必要がある。

また、救助隊員の資質の向上を図るため、平成元年6月に、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第1号）を改正（平成2年4月1日施行）し、救助活動に関する講習内容の充実強化を図ったところである。

さらに、近年の社会事象の複雑多様化、経済活動の拡大を反映し、消防機関の行う救助活動の対象が交通事故をはじめ、火災、水難事故、風水害等幅広く及んでおり、それに伴い救助活動が益々困難化している状況にかんがみ、消防庁では平成元年度から3年度までに、各種災害ごとの具体的な救助活動要領を作成した。

## 4 防災体制の強化

### （1）防災に関する組織・計画の整備等

#### ア 地方防災会議の機能の充実強化

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、防災体制の一層の強化を図るため、地方防災会議の中に、震災対策部会、原子力防災部会、救急医療部会等の専門部会が設けられ、機能の充実、強化が図られているが、とりわけ災害時には防災関係機関相互、地方公共団体内の部局相互の連携が極めて重要であることから、地方防災会議を積極的に開催するとともに、その総合調整機能の一層の強化が望まれる。

#### イ 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画は、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、住民の防災活動の指針として、また、災害に強い安全な地域社会づくりや発災時の迅速かつ適切な応急対策の実施に大きな役割を果たすものであるが、その実効性を確保するためには、社会環境等の変化に対応して、常に検討を加え、必要に応じて修正することにより、地域の実情に即した具体的なものとしておく必要がある。

このため消防庁としては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、地方公共団体に対し、地域防災計画の積極的な見直しを図るよう指導しているところであるが、地域防災計画の内容のより一層の充実を図っていく必要がある。

## ウ 災害弱者対策の推進

地震、風水害などの自然災害や火災が起きたとき、心身障害者や高齢者等のいわゆる災害弱者を救難、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりするにはどうすればよいかは、安心して暮らせる地域をつくっていく上で、極めて重要な課題である。さらに、近年の高齢化の進展を考えるとその重要性は一層高まるものと思われる。

災害弱者対策を推進するには、まず、地域における災害弱者の状況を的確に把握した上で、消防機関や社会福祉施設等の職員、それに自主防災組織が中心になって地域の实情に応じた支援体制をつくることが不可欠である。

そのため消防庁では、風水害対策の強化について地方公共団体を指導する際、特に、災害弱者の避難体制に十分配慮するよう求めているところであり、また、昭和63年度には、「災害弱者の防災対策推進に関する調査研究」を行い、災害弱者対策のあり方を検討するとともに、災害弱者対策を地域防災計画にどのように取り入れるかのモデルプランを示した。さらに、昭和63年度から財団法人消防科学総合センターと協力して、高齢者向けに防災読本（昭和63年度）、聴覚障害者向けに手話通訳付き防災啓発ビデオ（平成元年度）、視覚障害者向けに防火点字読本及びテープ（平成2年度）、在留外国人向けの外国語版防災啓発ビデオ（平成3年度）等を作成・配布し、災害弱者対策の一層の推進に努めているところである。

### (2) 情報通信体制の整備

あらゆる災害に備え、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、次のような消防防災無線通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化を図るほか、情報収集伝達体制の強化を図ることが重要である。

#### ア 消防防災無線通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線には、47都道府県とを結ぶ地上通信系と一部の県とを結ぶ衛星通信系がある。衛星通信系については、大規模地震対策の一環として、通信網の信頼性向上等のため東海地域及び南関東地域の各県に対し整備を推進し、消防庁と8県との間で運用中であるが、今後は、現在、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークも活用し、

衛星通信系についても全国的な整備を図っていく必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきた結果、44都道府県が運用中、3県が整備中である。今後は、高度情報化に対応して、その再整備に当たっては、防災行政無線の機能の高度化や信頼性の向上を図るため、現在、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークの活用を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところである。特に、同報系については、平成4年3月末現在の整備率は50.0%にとどまっているので、今後一層その整備の促進を図る必要がある。また、その整備に当たっては、屋外拡声装置のみでは聞き取りにくい地域については、屋外拡声装置のほか戸別受信機の活用が望ましい。

また、市町村の消防機関の通信施設である消防・救急無線及び有線による専用回線等の通信施設については、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後は、高度情報化に対応して、その整備又は再整備に当たっては、機能の高度化や信頼性の向上を図る必要がある。特に、緊急時における迅速かつ的確な処理を行うために消防緊急通信指令施設や消防・防災のためのヘリコプターテレビ伝送システムの整備の促進を図る必要がある。

#### イ 情報収集伝達体制の強化

災害時の応急対策を実施する上で、極めて重要となるものは、気象情報等の収集・伝達、住民に対する避難の勧告・指示の伝達、被害状況等の把握などである。これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるようにするためには、都道府県、市町村、消防機関、警察等の関係する各防災関係機関相互の連携を強化するとともに、防災行政無線、有線放送、サイレン、広報車、消防職団員の巡回等による住民への伝達手段についてハード・ソフト両面から絶えず点検を行う必要がある。特に、夜間・休日等における緊急時の情報連絡体制の強化を図る必要がある。

さらに、災害の発生に際し、住民に対して予警報、避難指示等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ住民への情報伝達の手段、手順、ルート等

を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、住民に周知徹底しておく必要がある。

## 5 広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防力等の広域的な運用を図り、これらの災害に適切に対応できるよう地方公共団体間等の広域応援体制の強化を図る必要がある。

広域応援体制としては、まず、消防組織法においては、消防に関する市町村間の相互応援協定の制度のほか、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において緊急措置を講じる必要があるとき、都道府県知事は、市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。

消防庁では、昭和63年に各消防機関及び都道府県に対し、①消防広域応援基本計画の作成、②派遣要請システムの整備、③代表消防機関の設置、④応援情報リストの整備等、消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導するとともに、消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」、平成元年度に「石油コンビナート等災害活動マニュアル」を作成し、各消防本部及び各都道府県知事に通知している。

また、災害対策基本法においては、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対して応援を求めることができることが定められている。

平成4年4月1日現在、都道府県間の広域防災応援協定は6件締結されているが、これらの応援協定については、その内容を具体的なものとするなど、より一層の充実を図る必要がある。また、協定未締結団体に対して締結

促進を図る必要などから、消防庁では、広域防災応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成し、適切な協定の締結を指導している。

なお、広域的な消防防災体制の強化に当たっては、今後、こうした広域応援体制の整備を推進するとともに、併せて必要資機材の備蓄、合同訓練の実施、無線通信体制の強化及び地震、風水害等の災害別の広域応援活動マニュアルの整備等、発災時において広域応援の的確な運用を図る上で必要な対策をあらかじめ講じておく必要がある。

さらに、大規模災害をはじめ、林野火災、救急救助活動等においては、ヘリコプターの活用が極めて有効であることから、ヘリコプターを迅速かつ的確に活用しうる体制の整備が強く望まれるところであり、そのため、今後、消防・防災ヘリコプターを増強するとともに、全国的な広域航空消防防災体制を構築することにより、広域応援体制の充実を図る必要がある。

## 6 風水害対策等の推進

### (1) 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、防災関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、気象予警報、雨量、河川の水位状況等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等様々な手段により住民への周知の徹底を図る必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

### (2) 土砂災害対策の推進

近年、昭和57年の長崎豪雨、昭和58年の島根豪雨、昭和61年の鹿児島市における梅雨前線豪雨、昭和63年の広島県加計町における土石流、平成元年の川崎市における崖崩れ、平成2年6月下旬から7月上旬にかけての九州地

方を中心とした梅雨前線豪雨、さらに平成3年9月の豪雨及び暴風雨など、豪雨に伴う崖崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策の中でも特に土砂災害の防止、被害の軽減を図ることが緊急の課題となっている。

また、風倒木の森林被害の著しい地域においても、二次災害としての土砂災害等の危険性があり、風倒木の除去処理をはじめその防止対策の実施が急務となっている。

このため、昭和63年3月15日、中央防災会議において、「土砂災害対策推進要綱」が決定され、国の関係省庁、地方公共団体及び関係公共機関等が一体となって総合的な土砂災害対策に取り組むこととされたところであり、消防庁としても、同日付けで「土砂災害対策の強化について」の長官名通知を発し、地方公共団体に対し、人命の安全の確保を最重点として土砂災害対策の充実強化に努めるよう指導しているところである。

土砂災害の発生するおそれのある地方公共団体においては、これらの要綱及び通知の趣旨を踏まえ、地方防災会議の充実等の総合的な土砂災害対策推進体制の整備、情報収集・伝達体制の整備、警戒・避難基準の設定等による警戒避難体制の強化、二次災害防止対策の強化など、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

### (3) 活動火山対策の推進

我が国には、現在83（北方領土を含む。）の活火山があり、近年、三宅島、伊豆大島、十勝岳、雲仙岳等活発な火山活動が続いている。火山噴火災害の様態は、溶岩の流出をはじめとして、爆発、火砕流、噴石、ガスの流出、降灰、土石流、泥流など多岐にわたっている。

このため、活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸施策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、地域防災計画の整備充実、警戒・避難・誘導体制の整備、災害対策本部の適切な運用、関係機関との連携、広域的な応援体制の充実、消防防災用施設・資機材等の整備、観光客対策の整備並びに実践的な防災訓練の実施等に努めることが必要である。ま

た、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

## 7 震災対策の推進

### (1) 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定された。同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県168市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の实情に即した震災予防体制の整備を計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防体制の整備を進めている。

また、人口及び諸機能の集積が著しい南関東地域においては、昭和63年12月6日の中央防災会議において決定された「南関東地域震災応急対策活動要領」及び平成4年8月21日の中央防災会議で決定された「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を踏まえ、広域的応援体制の確立、南関東地域をとりまく周辺地域も一体となった防災訓練の励行等の応急対策の強化及び都市型地震災害の防止・軽減対策の推進、初動期防災体制の充実強化等を図っている。

さらに、これらの地域以外の地域においても、震災対策施設の整備、防災知識の普及活動、防災訓練の実施等各般の施策が推進されている。

今後は、更に地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域の地方公共団体では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降、毎年総合的な防災訓練を防災週間の主たる行事として、9月1日（防災の日）を中心に実施してきている。また、南関東七都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、千葉

市、横浜市及び川崎市)においては、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練を実施している。

これらの訓練は、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会を含めた地震防災体制の確立を図るよう、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

また、昭和60年度から昭和62年度にかけて地震災害の予防、応急対策及び復旧の各般にわたる震災対策計画策定マニュアルを作成し、都道府県及び市町村に示して地域防災計画「震災対策編」の策定について指導を行っているところであり、平成4年4月1日現在全国の33都道府県において、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画において他の災害と区分して「震災対策編」を定めている。さらに、平成3年度には、「地方公共団体における実践的な地震防災訓練マニュアル」を作成するとともに、南関東地域の大規模地震災害対策における災害弱者対策、報道機関への対応策、安否情報等への対応策についての検討を行い、震災対策の一層の充実強化を図るよう地方公共団体を指導している。今後とも、震災対策上の重要な課題について検討を進めていく必要がある。

## (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

震災対策のための消防用施設等の整備強化については、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設等の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について国の負担又は補助の割合の特別措置等を講じ財政負担の軽減を図り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進している。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、防災行政無線等の整備も進めている。

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、今後とも消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが必要である。

## 8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

### (1) 防災意識の高揚

平成3年中の火災を原因別にみると失火が全体の68.3%を占めていること、地震時において出火等の二次災害を防止したり風水害時において迅速に緊急避難等を行うためには、地域住民の一人ひとりが適切に行動することが基本となることなどからみてもわかるように、災害に強い安全な地域社会を作るためには、国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいといつてよい。このため、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に防災に関心を持つとともに、それぞれが災害を他人ごととは受けとめずに日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、的確に対処できるよう防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、「防災週間」(8月30日から9月5日)、「119番の日」(11月9日)などあらゆる機会をとらえて、国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

また、防災に関する知識・技能を楽しみながらしかも実際に役立つ形で修得するには、災害の状況を再現し、その中で適切な対処の仕方を学ぶ体験型学習施設が大きな効果を発揮すると考えられることからこうした施設の整備を推進する必要がある。

今後とも国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

### (2) 地域の自主防災体制の強化

住民が防災活動を行う場合、各自がばらばらに行動するのでは大きな効果が期待できない場合でも、地域の住民が一致団結し、組織的に行動することによりその効果が高められることが多い。したがって、消防機関をはじめと

する防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょう等は損壊し、電気・ガス施設、水道管等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織（平成4年4月1日現在、6万5,437組織、1,816万3,212世帯）の育成とともに、婦人防火クラブ（同1万4,748団体、244万9,671人）、少年消防クラブ（平成4年5月1日現在、6,104団体、54万852人）、幼年消防クラブ（同1万1,955団体、107万7,152人）等の育成強化を図ることも重要である。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後、この制度を有効に活用していくことが必要である。

### （3）事業所の自主防災体制の強化

事業所における防災体制として、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設、地下街等一定の防火対象物、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所及び石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、消防用設備等の設置や施設の規制等の防災対策に加えて、資機材等を備えた自衛消防組織や自衛防災組織等の設置により防災対策の万全を図ることとしている。これらの施設の自衛消防組織等は、防災教育、訓練等により、その充実強化に努めるとともに、地域社会の一員として、他の防災組織等と緊密な連携を図り、地域全体としての防災活動に積極的に協力していくことが必要

である。

また、このような自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所においても自主的な防災組織が設置される場合が多くなってきているが、地域防災体制の充実のためにもその設置が望まれる。

消防機関をはじめとする防災関係機関も、それぞれの事業所と密接な連絡を取り、その実態に即した事業所の自主防災体制の育成強化に努める必要がある。

## 9 予防行政の充実

### （1）違反対象物への違反是正指導の推進

消防法は、防火対象物の用途、規模等に応じて消防用設備等の設置及び維持を義務づけており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存の対象物でも現行基準を適用するなど、特に厳しい義務付けを行っている。しかしながら、防火対象物の中には、消防法の規定に違反し消防用設備等の整備が十分でないものがあることから、これらの違反対象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に違反状態の是正を図る必要がある。

このため消防庁では、違反処理マニュアルの作成、都道府県ブロック会議の開催等により、悪質な違反対象物の一掃を図るよう指導してきたところである。

この結果、昭和58年12月に1,296件あった特に重大な違反のある特定防火対象物が平成4年3月には149件に減少するなど大きな効果をあげているところである。しかし、繰り返しの指導にもかかわらず、いまだに是正されない違反対象物もあるので、措置命令を発する等必要な措置を的確に講ずることにより今後より一層の指導の徹底を図る必要がある。

なお、消防用設備等の整備を促進するため、政府関係金融機関等による融資制度の活用についての周知を図るとともに、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導しているところである。

## (2) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、火災の際に有効に機能するよう設置の後も十分な維持管理を行うことが極めて重要である。そのためには、維持管理の前提となる点検を確実に実施することが必要であることから、消防用設備等については点検制度が設けられ、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられているところであるが、点検の実施状況はいまだ十分とはいえない状況にある。

このため、防火対象物の関係者に対して点検の重要性を認識させるとともに、講習等を通じて消防用設備等の点検を行う者の資質の向上を図り、また、消防用設備等の多様化や技術革新に柔軟に対応できるような点検方法の導入を検討するなど、点検制度のより一層の充実強化を図ることが必要である。

そこで、平成3年度から、消防用設備等の点検を法令に基づき適正に行った証として点検済票を消防用設備等に貼付する消防用設備等点検済表示制度（点検済ラベル貼付制度）を導入し、点検実施についての責任明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行に対する認識の高揚を図ったところである。

また、平成4年度においては、型式承認の失効に係る感知器及び消火器の特例期間が終了するため、失効していないものに取り替える必要があり、点検の際に留意するよう、消防機関を通じて指導を行ったところである。

## (3) 防火基準適合表示制度の普及等による防火安全対策

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災は、昼間に発生した火災であったにもかかわらず、死者45人、負傷者22人という、わが国の旅館・ホテル火災としては最大の被害者を出す大惨事となった。この火災を契機として、防火対象物の防火安全対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付する「防火基準適合表示制度」（「適マーク」制度）が発足した。消防庁では、当初旅館・ホテルを中心として全国一斉に制度の推進を図って

きたが、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大し、この制度の充実を図ってきたところである。

しかし、平成2年3月に発生した兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店火災においては、「適マーク」が交付されていた防火対象物であったにもかかわらず、死者15人、負傷者6人が発生した。この教訓を踏まえ、「適マーク」交付の基準に避難施設等の自主チェック体制等を加えるとともに、「適マーク」返還に関する規定の整備を行うほか、2年以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する等制度の改善充実を図ったところである。これにより平成4年4月1日現在、全体の78.1%に当たる730の消防本部において要綱等が改正され、新たな「適マーク」制度が実施されている。

平成4年3月31日現在の「適マーク」交付率は、劇場・映画館等にあっては64.0%、公会堂又は集会場にあっては67.1%、百貨店等にあっては57.7%、旅館・ホテル等にあっては79.7%となっており、利用者に対する情報提供として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実に大きな成果をあげている。今後ともこの制度を一層推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底を図っていく必要がある。

また、生活様式の変化等に伴い、火災原因が多様化しており、原因不明とされる事例も多いため、火災原因の調査体制の一層の充実を図り、原因究明の成果を今後の火災予防行政に的確に反映させていく必要がある。

## (4) 自動通報システムの構築

火災による被害を最小限に抑えるためには、できる限り早期に消防機関に通報し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにすることが重要である。

このような観点から、消防庁では、電話に代わり、火災情報を簡単な押しボタン操作により、又は自動火災報知設備と連動して消防機関へ通報できる非常通報装置の普及を社会福祉施設等を中心として推進しているところである。

これからの消防防災対策を考える場合、従来の119番通報のように、関係者からの通報を前提とした受動的なシステムと併せて、住宅を含む全防火対象物の火災情報等を通信回線等を介して消防機関が積極的に把握するとともに、機動的に対応することができる新たなシステム（自動通報システム）を構築することが必要である。

また、併せて本格的な高齢化社会の到来を迎え、ますますその重要性を増すものと考えられる救急業務のより一層適切かつ迅速な実施を図るため、高齢者、身体障害者、寝たきり老人等との間に119番通報に代わる新たな緊急通報システムを構築する必要がある。

このような観点から、これまで、自動通報システムを導入すべき防火対象物の範囲、通報される情報の内容、消防体制等のソフト面及び本システムの構成・機能、通信回線の選択等のハード面の両面について調査研究を行ってきたところであるが、さらに実際にシステムを導入する際の法制や経済性、点検・維持管理の方法の検討を進めるとともに、システムの仕様の具体化を図り、自動通報システムの構築に係るガイドラインを作成することとしている。

なお、緊急通報システムについては、平成元年度から「災害弱者緊急通報システムモデル事業」を創設し、その普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

#### **(5) 建築物の大規模化・高層化・深層化に対応した総合的な防火安全対策の推進**

近年、土地の高度利用を図るため建築物が大規模化する傾向にあり、これとともに用途も複雑化し、その利用形態も多様化している。また、都市の再開発により、大規模建築物群が出現しており、これららの建築物は、相互に関連して利用される傾向にある。このような建築物においては、防災上の情報量及び情報相互の関連の重要性が増大するとともに、多用途化に伴う利用形態の複雑化が進行しており、日常時の防火管理はもとより火災等の災害時において要求される対応も高度化・複雑化している。

今後このような大規模建築物群等が増加することが予想されることから、

実態に即応した総合的かつ合理的な防火安全対策の確立を図ることが重要である。

このため、①複数の用途を有する大規模建築物又は相互に関連する大規模建築物群における最適な防火管理のあり方、②防災上の情報量等の増大、多用途化による利用者の多様化等に適切に対応することのできる防災センターのあり方、③情報の処理、表示、伝達、通報、連絡等に係る総合的な消防防災システムの構築、④防災センターに勤務する防災要員の資質の向上、⑤大規模建築物群等に設置される消防防災システムの最適な運用のあり方について調査研究を行っているところであり、これらを踏まえ、大規模建築物群等における総合的かつ合理的な防火安全対策についての指針を作成することとしている。

また、ターミナル施設も大規模化しているが、コンコースを介して周辺の建築物、地下街等と接続していることが多く、かつ、コンコースに滞留する利用者が多いことから、施設の実態に応じ、防火管理体制及び消防防災設備等の面での一層の充実を図っていく必要がある。

さらに、地下利用技術の開発等に伴い、深層地下空間の駐車場等への利用が検討されているが、一たび火災が発生すると熱及び煙が急激に拡大する可能性が高く、総合的な防火安全対策の確立を図ることが重要である。

なお、このような大規模建築物群等では、防災設備面についても最新の技術等を活用し、建築物の形態、一般設備の設置状況等とも関連づけた防災設備に係るハード面及びその運用に係るソフト面の両面から、当該建築物全体として総合的かつ有機的に機能するような消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

#### **(6) 共同住宅の形態の多様化に対応した防火安全対策の推進**

最近における共同住宅は、高層化が著しく、また、シルバーマンション、リゾートマンション等様々な構造や利用形態のものが出現し、居住形態が多様化するなど、従来の共同住宅と比べ大きく変化しつつある。

また、平成4年6月に建築基準法が改正され、三階建木造共同住宅等の建設が可能となった。

これらの共同住宅は、消防法令において防火管理、防災物品の使用及び消防用設備等の設置が義務づけられているが、個人の住居の集合体であることから、従来、一定の条件を満たすものにあつては、特例を認めてきたところである。

このような状況を踏まえ、共同住宅の防火安全性を確保するため、その利用形態、建築構造等に応じた出火防止、火災の早期発見、初期消火、通報連絡、避難・誘導、消火救助活動等についての調査研究を行い、共同住宅の利用形態、構造等に応じた効果的な防火安全対策のあり方についての指針を作成することとしている。

#### (7) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進

物品販売店舗等において火災が発生し、拡大した場合には大きな混乱が懸念されるため、消防用設備等の適正な設置、維持、管理、防火管理体制の充実、整備等が特に重要である。平成2年3月に発生した兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店火災においては、当該店舗が防火安全対策について一定の水準を確保し、「適マーク」が交付されていた防火対象物であったにもかかわらず、死者15人負傷者6人が発生した。このため消防庁では、この火災における教訓を踏まえ、消防法施行令及び同施行規則を改正し、これらの施設に係るスプリンクラー設備の設置範囲を拡大したほか、特定防火対象物における消火訓練の年2回以上の実施を義務づけたところである。今後とも、物品販売店舗をはじめ病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の充実を図るため、消防用設備等の設置を促進する必要がある、特に物品販売店舗等及び病院等については、スプリンクラー設備に係る選及対象物について経過措置期間中の完全設置を強く指導することとしている。また、防火管理体制の充実を図り、物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等の用途別に作成された防火管理体制指導マニュアルを活用し、自主防火管理体制の強化を指導することとしている。

#### (8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進

視聴覚障害者等の身体障害者、高齢者等いわゆる災害弱者は、火災等の災

害発生時において、状況に応じた迅速・的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。

特に、自力避難困難な者が多数入所している社会福祉施設、病院については、昭和61年7月の社会福祉施設陽気寮火災及び昭和62年6月の特別養護老人ホーム松寿園火災において多数の死傷者が発生したことを契機に、消防庁では、昭和62年10月に消防法施行令及び同施行規則を改正し、これらの施設に係るスプリンクラー設備の設置範囲を拡大したほか、一人でも操作できる屋内消火栓設備や非常通報装置の基準の整備を図り、その設置の推進を図っているところである。

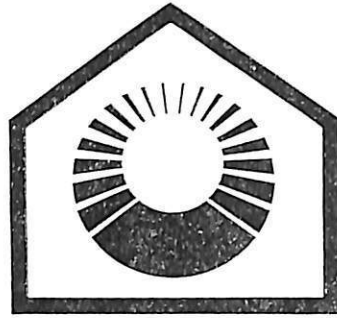
さらに、防火管理上特に問題点の多い夜間における防火管理体制の整備を目的として作成された「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき指導を強化するなど、ソフト面の充実に努めているところである。

また、現在、火災が発生した場合に、必要な情報を伝達し、避難誘導を円滑に実施する手段として設置されている自動火災報知設備、放送設備及び誘導灯は、視覚又は聴覚に障害を持つ者に対しては必ずしも十分な機能を有しているとはいえない状況にある。これらを踏まえ、視聴覚障害者等に対する火災情報の伝達、避難誘導をより迅速かつ円滑に行うことのできる消防用機器のあり方等について検討するとともに、有効に火災情報等を伝達することのできる機器の開発及び普及の促進を図り、災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策の推進を指導しているところである。

### 10 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者は、建物火災による死者のおおむね9割を占め、特に、高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い現状にある。今後、人口の高齢化がますます進展することから、総合的な住宅防火対策を推進し、住宅火災の発生と、これによる死者の発生を抑えることが、現下の消防行政の極めて重要な課題である。

このような状況にかんがみ、消防庁では、平成3年3月、「住宅防火対策



図一 住宅防火安心マーク

推進に係る基本方針」を定め、今後これに基づいて関係行政機関、関係業界団体等との連携の下に、住宅防火対策を積極的に推進している。

具体的には、①住宅防火対策の必要性について周知徹底を図り国民の防火意識を高揚させるためのポスター、パンフレット、ビデオ等を活用した広報活動の実施、②パソコンを活用し、居住者に住宅の安全性の現状及び効率的な改善方法を示す住宅防火診断の実施、③住宅防火対策に資する防災機器等の開発促進と「住宅防火安心マーク」(図一、略称「安心マーク」)を活用した優良住宅用防災機器等推奨制度等を通じた防災機器等の普及促進、④居住者の住宅防火対策に係る負担軽減のための融資、保険等の充実の関係機関への働きかけ、⑤住宅防火対策の成果の把握と今後のあり方を検討するための統計、調査研究等の実施など、これらの方策を中心として、住宅防火対策を国民運動的に展開している。

なお、平成3年7月、学識経験者、関係行政機関、関係団体等で構成される「住宅防火対策推進協議会」を建設省と共同で設置し、これらの諸方策の総合的、効果的实施を推進することとしている。

## 11 危険物の安全の確保と石油コンビナート災害対策の推進

### (1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた安全対策の推進

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとして以来、危険物施

設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を適宜行い、安全確保の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、危険物施設等における火災、危険物流出等の事故が、人命や周辺地域に与える影響は依然として大きく、危険物の安全の確保に対する国民の関心も高いところである。特に、近年においては、科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、タンクコンテナの普及等危険物流通形態の変容、石油プラントや国家石油備蓄基地に見られるような危険物施設の大規模化、多様化、複雑化など危険物行政を取り巻く環境の著しい変ぼうがみられるところである。

また、国際的には、国際連合の経済社会理事会において、国際間の危険物輸送に関する規制内容の統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等についての検討、勧告が行われ、特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法に関する勧告が一部については既に行われている。こうした国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考慮し、さらには科学技術及び産業経済の進展に伴う新たな危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、試験による危険物の判定の方法を導入することを主な内容とする消防法の一部改正を昭和63年5月に行い、平成2年5月から施行した。これに伴い、事業者等においては試験により物品の性状を確認するとともに、消防機関においては、これらの性状に基づき危険物の判定を行うこととなったところである。消防庁としては、危険物判定の公正性、統一性を保つとともに、消防機関の行う危険物判定業務の簡素化、合理化を図ることを目的として危険物データベースを構築し、運用しているところである。

さらに、平成3年1月には、国際間における危険物輸送に関する容器の基準が国連勧告に基づき統一されたため、我が国においても国際基準との整合性を図る観点から、関係政省令の改正の中で、運搬容器について落下試験等の試験において一定の基準に適合する性能を有しなければならないこととする等規定の整備を行ったところである。

今後とも、危険物による災害を未然に防止し、住民生活の安全を確保する観点から、新しい状況に迅速かつ適切に対応した安全対策の充実を図っていく必要がある。

## (2) 危険物施設における保安体制の確立

最近の危険物施設における火災等の事故には、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するもの、特に工事中のものが少なからず見受けられる。このため、法令による技術基準の整備、強化と併せ、危険物施設の維持管理面での安全対策の一層の充実を図り、保安体制を強化する必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有しており、保安要員の適正な配置、作業員の保安教育の実施等を行う等保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかねばならない。昭和63年5月の消防法の一部改正においても、危険物施設の許可の際の要件が維持されていない等の場合について許可の取消しができることとされるとともに、著しく不適任と判断される危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対し消防機関が解任を命ずることができることとされたところである。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が平成4年3月31日現在429万6,782人と広く国民の間に定着してきており、広く危険物に関する知識、技能の普及を図っているところであるが、今後とも危険物の安全の確保に大きな役割を果たす危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を推進していくこととしている。

さらに、国及び地方公共団体においては、危険物行政を更に発展させていくため、組織の整備を図るとともに、特に高度の専門知識を有する技術職員の一層の充実を図っていく必要がある。

## (3) 危険物に関する意識の高揚

平成2年度からは6月第2週を「危険物安全週間」とし、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識

の高揚及び啓発を図ることとした。

平成4年度の危険物安全週間においては、危険物保安功労者等表彰、講演会・研修会、消防機関による集中査察等を実施したほか、危険物関係事業所においては自衛消防組織等による消防訓練等を行った。また、「心・技・知・危険物には真剣勝負」を統一標語として危険物に対する意識の高揚、啓発を図るためポスター・パンフレットの配布等広報活動を行った。

## (4) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、平成4年8月現在34都道府県にわたり84地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織、さらに、一の特別防災区域に所在する特定事業所が共同して石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されるとともに、防災要員が配備されている。また、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備を図っているところである。

一方、岩手県久慈市、愛媛県菊間町及び鹿児島県串木野市において、我が国初の地下岩盤内備蓄方式を採用した大規模地下石油備蓄基地が建設中であり、この全く新しい形態の石油備蓄基地の完成に備え、その防災体制の在り方について検討することが必要となるなど新たな課題が生じてきている。

消防庁では、石油コンビナート等の総合的な防災対策を推進するため、学識経験者等により構成される「石油コンビナート等防災体制検討委員会」などにおいて、防災資機材の高度化、防災要員の資質の向上、防災体制検証制度の創設等について検討を進めることとしている。さらに、防災要員に係る教育訓練の充実を期すために、大規模実消火訓練を行うための訓練体制の整備について検討を進めることとしている。

## (5) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、昭和53年以降、石油公団法に基づく国家備蓄

が開始され、1990年代の中ほどまでに、民間タンクの借り上げを含め5,000万klの石油備蓄を行うことを目標として、各地に大規模な備蓄基地の建設が進められている。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、地中タンク、海上タンク、岩盤タンクといった新しい方式も導入されている。

そのため、これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきているところである。また、全備蓄基地の完成は平成8年の予定であるが、これらの備蓄基地の一部では既に備蓄が開始されており、今後、備蓄の態様に応じたソフト面での対策を一層推進する等適切な対応策を講じていく必要がある。

#### (6) 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインの保安については、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

### 12 林野火災対策の推進

林野火災の発生件数は、ここ5年減少傾向にあるが、年間を通じてみると春先を中心に火災が多発している。このことは、降雨量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜取りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加していることなどによるものと考えられる。

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがあること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

- ① 乾燥、強風による林野火災発生の危険が大きい時には、時機を失する

ことなく火災警報等を発令し、林野周辺住民及びレクリエーション入山者等に対する警報の周知徹底と火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図ること。

- ② 林野所有者及び事業者に対し、火気取扱いの適正化等火災予防措置の指導の強化促進を図ること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に事前に通報するよう指導の徹底を図ること。
- ④ 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接して立地し、林野火災発生時に住宅への延焼危険性が認められる地域においては、火災時における機能の確保及び市街地の水利状況に留意した水利の整備を図ること。
- ⑤ 林野火災が大規模に拡大した場合を想定し、近隣の市町村に対する応援の要請、自主防災組織等との連携をとった活動の実施など火災拡大防止のための体制の強化を図ること。  
特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火は極めて効果的であるので、広域航空消防応援の要請について検討しておくとともに、ヘリコプターの活動を円滑に行うための補給基地の整備促進を図ること。
- ⑥ 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大を考慮した有効な情報通信体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。

### 13 特殊災害対策の推進

#### (1) ガス災害対策の推進

平成3年中のガス事故は平成2年中に比し、更に減少したものの、多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知

徹底を図っていく必要がある。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、ガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

## (2) 大深度地下空間の防災対策の推進

大深度地下空間の利用については、当該空間の利用に必要な技術開発等の研究が各方面において進められているところである。地下空間の公的利用については、昭和63年6月28日閣議決定された「総合土地対策要綱」において、指摘されている。また、平成3年1月25日閣議決定された「総合土地政策推進要綱」においては、「大深度地下の公的利用に関する制度につき、その利用促進を図るため、法律面、安全面、環境面等の種々の観点から慎重に検討を進める。」とされている。

一般に、地下街、地下鉄道、地下道路等の地下空間は、地上への出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気流が充満した場合等には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなるが、これが大深度地下空間の利用となると、地上への避難経路、消防隊の進入経路が一層長くなること等から、このような消防防災対策上の制約、困難が更に増大することとなる。

これらを踏まえ、大深度地下を利用した施設等については、地下空間の特性に応じた防災対策を講じるとともに、個々の施設等の位置、構造、設備、用途、規模、収容人員等に応じた特別の防災対策を講じる必要がある。さらに、火災等の災害の発生又は拡大の危険性が増大する恐れのある物品の性状に応じた貯蔵・取扱等のあり方について十分に検討し、大深度地下利用施設の特性に応じた万全の消防防災対策を講じる必要がある。

## (3) 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発

電所等周辺の防災対策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県と市町村は、地域防災計画において緊急時環境放射線モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えてきたところである。

昭和61年4月26日、旧ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても、放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。また、当該事故については、原子力安全委員会に設置された「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」において調査、検討が進められ、昭和62年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見いだされないと結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

消防庁としては同委員会の報告書の指摘も踏まえ、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を推進していく必要がある。

## (4) 航空機災害対策の推進

航空機事故は、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520人を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4人が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難を極めた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

航空機の捜索救難については、「航空機の捜索救難に関する協定」が締結

され、運輸省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）を中心として、関係機関が相互に協力する体制がとられてきたところである。これによりRCCから専用回線により消防庁に通報された情報を消防庁が関係都道府県を通じ関係消防機関に直ちに連絡できるようになり、その後の消防活動を適切かつ迅速に実施することに大きく寄与している。

さらに、機動性を有し、大規模災害時において有効な働きをするヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」や「消防広域応援交付金制度」によりその積極的活用を努める必要がある。

また、航空機事故のほぼ4割は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要である。

空港内での航空機事故に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約第14附属書（救難及び消防業務）に準拠し定められているが、空港の消防力は、特に地方公共団体の管理する空港においては、年々改善されてきつつはあるもののいまだ満足すべき状態にないものもあり、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を推進するとともに、周辺市町村からの応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

#### （5）海上災害対策の推進

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難である。このため、消防庁においては、船舶火災時における消防活動上の留意事項、有効な資機材、外国船に係る留意事項等を取りまとめた「船舶火災対策活動マニュアル」を作成し、関係消防機関を指導しているところである。また、消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているが、今後ともより一層の充実を図る必要がある。

また、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」（略称SAR条約）が昭和60年に発効したなどの状況変化を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

#### 14 研究開発の推進

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、消防防災に求められる社会的ニーズに重点を置いた消防防災に関する科学技術の研究開発を推進している。

最近においては、火災時における人命安全対策を推進するため、ホテルの客室等で発生する火災を的確かつ迅速に把握し、かつ在室者の避難誘導・救助が効率的に行える火災性状把握システムを開発する研究、住宅火災の際に発生する燃焼生成ガスの種類と毒性を調べる研究、地下利用の特殊空間内における火災の性状を予測する研究、吹き抜け空間を有する建物における火災の性状を予測する研究を行っている。

また、消防防災体制の強化を支援するため、はしご車のはしごを自動的に目標位置に架梯する装置の開発研究、屋外防災スピーカーの音声競合による聴取障害の排除方法を検討する基礎的研究、爆発の危険性を有する物質の危険性を評価分類する試験方法を確立する研究、原油の火災性状を調べる研究等を行っている。

国民の安全を確保する上で科学技術の果たす役割が一層増大しつつある現在、多領域にわたる消防防災研究を総合的に実施する国立の研究機関として、消防研究所の果たすべき役割はますます重要なものとなってきている。

特に高度化、多領域化する研究需要に対する研究開発を効率的、効果的に

実施するためには、研究課題と密接に関連のある産業界、大学、研究機関等との共同研究等を推進する必要がある。また、民間に期待し難い先導的基礎的研究を推進することも必要である。さらに、消防防災研究の国際化を推進するには、海外との研究協力を促進することも必要である。このため、今後とも研究水準の維持、向上を図る等研究体制の一層の強化を図ることが重要である。

## 15 国際協力の推進と地球環境の保全

### (1) 国際協力・国際交流の推進

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を超えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

消防庁では、この認識の下に今日まで、各国との消防に関する国際交流を行うとともに、開発途上にある諸国に対し、主として国際協力事業団との協力による(1)集団研修(①消防行政管理者研修(平成元年度から実施、19か国34名)、②救急救助技術研修(昭和62年度から実施、16か国44名)、③消火技術研修(昭和63年度から実施、20か国35名)、④防災技術研修(平成2年度から実施、12か国15名)、⑤火災予防技術研修(平成2年度から実施、11か国19名))、(2)ブラジルでの消防技術指導をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業を行ってきたほか、(3)中国及び韓国消防官の消防大学校での研修、アジア・中南米等の諸外国からの個別研修員の受け入れ等を行ってきたところである。

さらに最近では、消防に関連する無償資金協力の際、被援助国において消防設備等が十分効果を発揮するよう、消防技術面からの助言、指導等を行っている。

また、財団法人日本消防協会、アジア消防長協会等消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。

しかしながら、近年、我が国の国際交流の進展、消防技術に対する国際的評価の向上と併せ、我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関する技術協力を積極的に推進し、国際社会に貢献



救急救助技術研修で救助実技に取り組む海外研修員

することがますます必要となってきた。

このような社会情勢の中で、今後は既存の研修等の充実と併せ、開発途上諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実態に沿ったきめ細かな技術援助を継続的に行い、消防技術協力の一層の推進を図る必要がある。

### (2) 国際消防救助隊派遣体制の整備

昭和60年11月に発生したコロンビアの噴火災害に際して、消防庁においては、国際救急医療チームとも連携しつつ救助活動を行うため、国際協力事業団と協力して消防救助隊の派遣の準備を進めた経緯がある。この時の経験等を踏まえ、その後、政府においては外務省を中心に、海外で大規模な災害が発生した場合における国際緊急援助体制の整備を進めることとし、昭和62年、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号)が公布、施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、援助を

含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。このうち消防関係については、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなっている。

消防庁は、これまで政府における国際緊急援助体制の一環として、世界のトップレベルの救助技術を有する全国各地の消防救助隊員から編成される「国際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire-Service 略称“IRT-JF” 愛称“愛ある手”)を、国際協力事業団と協力して機を失せず迅速に派遣する体制の整備を進めてきている。国際消防救助隊は、昭和61年4月、皇太子殿下(当時)のご臨席を得て、大規模な合同訓練を実施したが、その後、同年8月22日(現地時間同日)カメルーンで発生した有毒ガス噴出災害、同年10月11日(現地時間10日)、中米エル・サルヴァドルで発生した地震災害、平成2年6月21日(現地時間同日)イラン及び同年7月16日(現地時間同日)フィリピンで発生した地震災害並びに平成3年4月30日(現地時間同日)バングラデシュで発生したサイクロン災害に際し、国際緊急援助隊の一部を構成するものとして派遣され、被災国民の救助等に大きな成果をあげているところである。

現在、国際消防救助隊には、40の消防本部、501名の救助隊員がその要員として登録され、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一部として援助活動を行うべく出動体制を整えているが、今後とも、外務省や国際協力事業団等と連携を図りながら携行する資機材の整備や隊員の研修訓練の充実等に努め、緊急事態発生時に被災国の期待に十分応じられるようにしていく必要がある。

### (3) 国際防災の10年

#### ア 国連等の動き

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」とする決議案が

全会一致で採択され、さらに、1989年12月の第44回国連総会において、国際防災の日(毎年10月第2水曜日)及び本10年に関する国際行動の枠組み等に関する決議案が全会一致で採択された。

#### イ 我が国の対応

平成元年5月19日に、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、国際協力の総合的かつ効果的な推進を図るため「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定された。さらに、その第1回会議(平成元年11月6日)において基本方針が決定され、各省庁とも、国際的な会議や広報活動等国際防災の10年関連施策を推進しているところである。

我が国における主な国際防災の10年推進事業としては、平成2年9月27日から10月3日までの間、横浜、鹿児島において、世界43ヶ国、16の国際機関から防災関係者約1,300人の参加者を得て開催された国際防災の10年国際会議、及び、平成3年10月8日から11日の間、東京において、世界39ヶ国、6の国際機関から防災関係者約600人の参加者を得て開催された国際地震サミットがある。

#### ウ 消防庁の対応

消防庁においても、平成元年12月25日に「自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会」を設置し、国際防災の10年事業を積極的に推進しているところであり、各種広報活動をはじめ、平成2年5月31日には、アジア諸国の災害の実態、消防防災体制の現状及び問題点、国際協力の進め方等について参加各国の消防長等と意見交換等を行うことを目的とした国際防災の10年アジア消防名古屋会議を開催し、世界14カ国から、1,000人を超える参加者を得た。平成3年度及び平成4年度においては、開発途上国に対して我が国の防災対策を紹介するため、ビデオ等各種資料を作成するなど、国際協力の一層の推進に努めていくこととしている。

#### (4) 基準・認証制度の国際化の推進

我が国の基準・認証制度については、対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由、例外制限」等の視点にたって、総点検し、我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が行われたが、消防庁において

も、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度についての検討を行い、同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において一連の改善対策を行うことを決定した。

これに基づき、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となっていた検定対象機械器具等の一部を、新しく創設した自己認証制度の対象となる自己表示対象機械器具等とし、所定の性能等を確保しつつ規制の緩和を図ることとした。

また、国際化を更に推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを受け入れていくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO（国際標準化機構）等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年7月には、ISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

今後とも、我が国としては、国際規格の策定に積極的に参加し、協力することにより、防火安全対策面で国際的に大きく貢献できるよう努力を傾注していくこととしている。

#### (5) ハロン消火薬剤の使用抑制及び代替消火設備の普及促進

ハロンは、消火薬剤として優れた特性を有しており、電算機室、駐車場等における消火設備や消火器に幅広く使用されている。しかし、ハロンはオゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき昭和62年9月に採択されたモントリオール議定書においてオゾン層を破壊する物質として指定され、生産量及び消費量の算定値を昭和61年を基準として平成4年以降の各年は100%以下（第一段階）、平成7年以降の各年は50%以下（第二段階）、平成12年以降0%（第三段階）に抑制することとされている。

消防庁では、地球環境の保全に資するため、ハロンの使用抑制に積極的に取り組むこととし、その具体的な方策について検討するため、平成2年7月から消防関係機関、関係業界の代表者からなる「ハロン抑制対策検討委員会」において検討を重ねてきたところであり、ハロン消火薬剤について、モントリオール議定書に沿った第一段階の抑制目標を達成するための使用抑制

方針を平成3年8月に策定し、その指導の徹底を図っている。

今後は、第二段階以降の抑制目標の達成に向けて、代替ハロンの開発状況等も踏まえつつ具体的な削減方策について検討するとともに、エッセンシャル・ユース及びハロンバンクのあり方等についても検討を行い、さらに代替消火設備の普及促進を図ることとしている。

#### (6) メタノールスタンドの技術基準の整備

自動車の排気ガスによる大気汚染が深刻化し、大きな問題となっているが、大気汚染対策の一環としてメタノールを燃料とする自動車の開発が進められ、既に一部が公道を走行している。

今後、メタノール自動車が普及することに伴い、各地にメタノールスタンドが設置されることが予想されるが、現行の給油取扱所の技術上の基準は、ガソリン及び軽油を取り扱うことを想定して定められたものであることから、これらと性質の異なるメタノールを取り扱うスタンドの安全性を確保するための技術基準を整備することとしている。

## 第 2 章 火災等の災害の実態

### 第 1 第 2 章 災

#### 火災等の災害の実態

平成 3 年中における火災等の発生状況は、林野火災、建物火災、自動車火災、船舶火災、遊園地火災、農家火災、倉庫火災、飲食店火災、娯楽施設火災、工場火災、学校火災、医療施設火災、公共施設火災、その他火災等であり、林野火災、建物火災、自動車火災、船舶火災、遊園地火災、農家火災、倉庫火災、飲食店火災、娯楽施設火災、工場火災、学校火災、医療施設火災、公共施設火災、その他火災等の発生件数は、前年と比較して減少している。

火災の発生件数を 1 月毎にみると、第 2 番目となり、出火件数は 140 件、死者は 5 名となっている。また、昭和 37 年を 100 とした期間の火災の発生件数は、第 3 番目であり、おおよそ横ばいに移っている。

#### 1. 出火件数

##### (1) 出火件数は減少

平成 3 年中の出火件数は 74,875 件で、前年の 85,807 件に比し、1,026 件 (1.2%) 減少している。

##### (2) 建物火災は全火災の 62.4%

火災は建物火災が 46,666 件に達しており、その割合についてみると、建物火災が全火災の 62.4% を占めている。次いで、その他火災 (遊園地、農地、小学校の河川敷の火災等、酒場、飲食店火災)、林野火災、船舶火災となっている。

また、前回の火災発生時の火災等の発生件数をみると、第 3 番目であり、おおよそ横ばいに移っている。

##### (3) 本年、特に火災が多い

火災発生状況をみると、第 3 番目であり、火災は建物・遊園地・農地・倉庫・飲食店・娯楽施設・工場・学校・医療施設・公共施設・その他火災等であり、林野火災、建物火災、自動車火災、船舶火災、遊園地火災、農家火災、倉庫火災、飲食店火災、娯楽施設火災、工場火災、学校火災、医療施設火災、公共施設火災、その他火災等の発生件数は、前年と比較して増加している。

## 第2章 火災等の災害の実態

### 第1節 火 災

平成3年中における火災の概要は、第1表のとおりであり、林野焼損面積、損害額は前年に比べ増加しているが、出火件数、焼損棟数、建物焼損面積、死者、負傷者、り災世帯数、り災人員、出火率は減少している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は150件、死者は5.0人となっている。また、昭和57年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおりであり、おおむね横ばいに推移している。

#### 1 出火件数

##### (1) 出火件数は減少

平成3年中の出火件数は5万4,879件で、前年の5万6,505件に比べ1,626件(2.9%)減少している。

##### (2) 建物火災は全火災の62.4%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の62.4%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(道路、空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

また、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおりである。

##### (3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、平成3年中では、冬季と春季で総出火件数の58.6%を占めている。

第1表 火災の概況

区 分	単 位	平成3年 (A)	平成2年 (B)	増 減 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) × 100 (B) (%)
出 火 件 数	件	54,879	56,505	△ 1,626	△ 2.9
建 物		34,263	34,768	△ 505	△ 1.5
林 野		2,535	2,858	△ 323	△ 11.3
車 両		6,207	6,173	34	0.6
船 舶		123	148	△ 25	△ 16.9
航 空 機		3	4	△ 1	△ 25.0
そ の 他		11,748	12,554	△ 806	△ 6.4
焼 損 棟 数	棟	46,043	47,536	△ 1,493	△ 3.1
全 焼		11,053	11,782	△ 729	△ 6.2
半 焼		3,848	4,063	△ 215	△ 5.3
部 分 焼		31,142	31,691	△ 549	△ 1.7
建物焼損面積	m <sup>2</sup>	1,656,447	1,674,064	△ 17,617	△ 1.1
林野焼損面積	a	273,890	133,325	140,565	105.4
死 傷 者	人	1,817	1,828	△ 11	△ 0.6
負 傷 者	人	6,948	7,097	△ 149	△ 2.1
り 災 世 帯 数	世 帯	32,317	32,853	△ 536	△ 1.6
全 損		8,098	8,164	△ 66	△ 0.8
半 損		2,703	2,960	△ 257	△ 8.7
小 損		21,516	21,729	△ 213	△ 1.0
り 災 人 員	人	96,882	98,878	△ 1,996	△ 2.0
損 害 額	百万円	161,420	148,458	12,962	8.7
建 物		149,928	142,088	7,840	5.5
林 野		635	467	168	36.0
車 両		5,414	3,291	2,123	64.5
船 舶		1,456	578	878	151.9
航 空 機		1,210	70	1,140	1,623.6
そ の 他		2,777	1,964	813	41.4
出 火 率		4.5	4.6	△ 0.1	—

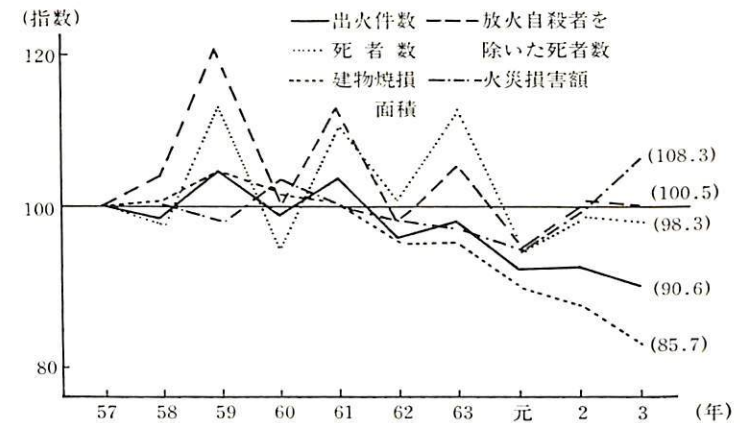
- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。  
 2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。  
 3 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、火災種別の計と一致しない場合がある。  
 4 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	平成3年	平成2年	
全火災1日当たり	出 火 件 数	件	150	155
	損 害 額	百万円	442	407
	焼 損 棟 数	棟	126	130
	建物焼損面積	m <sup>2</sup>	4,538	4,586
	林野焼損面積	a	750	365
	り 災 世 帯 数	世 帯	89	90
	り 災 人 員	人	265	271
	死 傷 者	人	5.0	5.0
負 傷 者	人	19.0	19.4	
全火災1件当たり	損 害 額	万 円	294	263
建物火災1件当たり	損 害 額	万 円	438	409
	建物焼損面積	m <sup>2</sup>	48	48
	焼 損 棟 数	棟	1.3	1.4
	り 災 世 帯 数	世 帯	0.9	0.9
	り 災 人 員	人	2.8	2.8
林野火災1件当たり	損 害 額	万 円	25	16
	林野焼損面積	a	108	47

第3図 火災の傾向

(昭和57年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	平成3年	平成2年
建物火災	62.4%	61.5%
林野火災	4.6	5.1
車両火災	11.3	10.9
船舶火災	0.2	0.3
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	21.4	22.2
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和57年=100)

年別	建物		林野		車両		船舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
57	36,996	100	4,579	100	4,417	100	173	100	2	100	14,401	100
58	37,395	101	3,918	86	4,638	105	179	103	4	200	13,606	94
59	38,254	103	4,786	105	4,758	108	147	85	2	100	15,842	110
60	36,879	100	4,155	91	4,988	113	160	92	7	350	13,676	95
61	38,121	103	4,838	106	5,179	117	173	100	3	150	14,958	104
62	36,515	99	4,120	90	5,272	119	111	64	5	250	12,810	89
63	37,090	100	3,589	78	5,591	127	134	77	5	250	13,265	92
元	35,186	95	2,894	63	5,744	130	138	80	4	200	11,797	82
2	34,768	94	2,858	62	6,173	140	148	86	4	200	12,554	87
3	34,263	93	2,535	55	6,207	141	123	71	3	150	11,748	82

第6表 四季別出火状況

年 別	平成3年				平成2年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	15,902	29.0	46,799	29.0	16,716	29.6	43,435	29.3
夏季(6月~8月)	10,940	19.9	29,832	18.5	13,526	23.9	33,070	22.3
秋季(9月~11月)	11,773	21.5	38,135	23.6	11,341	20.1	28,827	19.4
冬季(12月、1月、2月)	16,264	29.6	46,653	28.9	14,922	26.4	43,125	29.0
計	54,879	100.0	161,420	100.0	56,505	100.0	148,458	100.0

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	平成3年	昭和57年	増減率(%)
出火率	4.5	5.1	—
出火件数(件)	54,879	60,568	△9.4
うち建物火災	34,263	36,996	△7.4
人口(人)	123,156,678	117,776,771	4.6
世帯数(世帯)	41,797,445	36,858,900	13.4

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

第8表 都道府県別出火率

(平成3年中)

都道府県	出火件数	人口 (万人)	出火率	都道府県	出火件数	人口 (万人)	出火率
1 北海道	2,405	564	4.3	25 滋賀	370	123	3.0
2 青森	642	152	4.2	26 京都	555	254	2.2
3 岩手	515	143	3.6	27 大阪	3,989	855	4.7
4 宮城	1,118	224	5.0	28 兵庫	2,745	537	5.1
5 秋田	464	124	3.8	29 奈良	327	138	2.4
6 山形	549	126	4.4	30 和歌山	346	109	3.2
7 福島	965	211	4.6	31 鳥取	225	62	3.6
8 茨城	1,597	287	5.6	32 島根	388	78	5.0
9 栃木	965	194	5.0	33 岡山	792	193	4.1
10 群馬	743	197	3.8	34 広島	1,583	285	5.6
11 埼玉	2,758	638	4.3	35 山口	722	157	4.6
12 千葉	2,573	555	4.6	36 徳島	376	84	4.5
13 東京	6,500	1,163	5.6	37 香川	490	103	4.8
14 神奈川	2,918	793	3.7	38 愛媛	608	153	4.0
15 新潟	864	248	3.5	39 高知	445	83	5.3
16 富山	216	112	1.9	40 福岡	2,305	478	4.8
17 石川	380	116	3.3	41 佐賀	336	88	3.8
18 福井	266	82	3.2	42 長崎	605	157	3.9
19 山梨	392	86	4.6	43 熊本	709	185	3.8
20 長野	733	216	3.4	44 大分	425	124	3.4
21 岐阜	946	207	4.6	45 宮崎	536	118	4.5
22 静岡	1,625	368	4.4	46 鹿児島	889	180	4.9
23 愛知	3,652	661	5.5	47 沖縄	559	124	4.5
24 三重	768	180	4.3	計	54,879	12,316	4.5

(4) 出火率は4.5

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は全国平均で4.5で、前年と比べ減少しており、また昭和57年と比べると、出火件数で9.4%下回り、出火率で0.6ポイント下回っている（第7表）。

(5) 出火率の高いのは茨城県、東京都及び広島県、低いのは富山県、京都府

都道府県別の出火件数は、東京都の6,500件を最高に、大阪府、愛知県、神奈川県との順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、富山県の216件を最低に、鳥取県、福井県、奈良県、佐賀県の順になっている（附属資料3）。都道府県別の出火率は第8表のとおり、全国平均4.5に対して、最高は茨城県、東京都及び広島県の5.6、最低は富山県の1.9となっている。

(6) 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9

第9表 覚知方法別出火件数

(平成3年中)

覚知方法別	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知専用電話(119番)	42,700	77.8
事後聞知	5,969	10.9
加入電話	2,670	4.9
警察電話	1,562	2.8
駆けつけ通報	631	1.1
火災報知機	255	0.5
望楼発見	3	0.0
その他	1,089	2.0
計	54,879	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位：件、%)

年別	簡易消火器具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
57	12,408	20.5	16,021	26.5	1,001	1.7	14,135	23.3	17,003	28.1
3	8,351	15.2	15,453	28.2	764	1.4	13,523	24.6	16,788	30.6

表のとおり、火災報知専用電話(119番)による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

2 損害額

平成3年中における火災による損害額は1,614億1,975万円で前年の1,484億5,765万円に比べ129億6,210万円増加しており、火災1件当たりでは294万円(前年263万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の92.9%を占めている(第1表)。

第11表 損害額の推移

(昭和57年=100)

区分	年別	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3
損害額(億円)	指数	100	101	98	104	100	98	97	94	100	108
	1件当たり損害額(千円)	2,461	2,521	2,292	2,588	2,367	2,484	2,413	2,519	2,627	2,911
指数	指数	100	102	93	105	96	101	98	102	107	120

第12表 火災による死傷者の推移

区分	年別	51~60年平均	61	62	63	元	2	3
死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,231	1,257	1,086	1,166	1,035	1,108	1,101
	放火自殺者数	660	804	771	950	712	720	716
	計	1,891	2,061	1,857	2,116	1,747	1,828	1,817
指数	放火自殺者を除いた数	100	102	88	95	84	90	89
	放火自殺者数	100	122	117	144	108	109	108
	計	100	109	98	112	92	97	96
負傷者数(人)		8,173	7,731	7,681	7,703	7,292	7,097	6,948
指数		100	95	94	94	89	87	85

### 3 死 者

平成3年中の火災による死者数は1,817人で、前年(1,828人)に比べ11人減少している。このうち、放火自殺者を除いた火災による死者は1,101人で、前年(1,108人)に比べ7人減少している。また放火自殺者は716人で、前年(720人)に比べ4人減少している(第12表)。

#### (1) 建物火災による死者は30人減少

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ30人減少して1,208人となり、死者総数に対する割合は66.5%(前年67.7%)となっている。

第13表 火災種別死傷者数

(平成3年中)

火災種別	死 者	負 傷 者
建物火災	1,208人 66.5%	6,134人 88.3%
林野火災	20 1.1	88 1.3
車両火災	201 11.1	260 3.7
船舶火災	2 0.1	15 0.2
航空機火災	5 0.3	43 0.6
その他の火災	381 21.0	408 5.9
計	1,817 100.0	6,948 100.0

#### (2) 火災による死者は冬季と夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会

第14表 月別死傷者発生状況

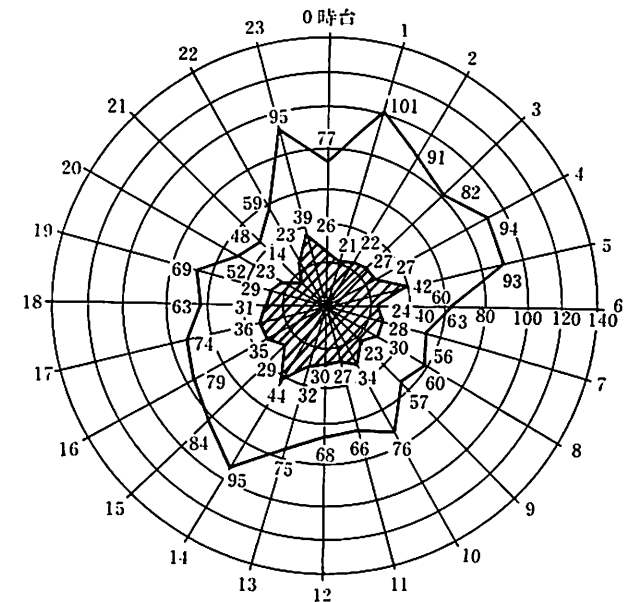
(平成3年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死 者(人)	226	212	226	163	139	95	96	87	117	111	154	191	1,817
割 合(%)	12.4	11.7	12.4	9.0	7.6	5.2	5.3	4.8	6.4	6.1	8.5	10.5	100.0
うち 放火自殺者(人)	70	69	79	69	77	47	48	38	52	49	57	61	716
割 合(%)	9.8	9.6	11.0	9.6	10.8	6.6	6.7	5.3	7.3	6.8	8.0	8.5	100.0
負 傷 者(人)	752	741	723	666	511	457	448	445	489	463	577	676	6,948
割 合(%)	10.8	10.7	10.4	9.6	7.4	6.6	6.4	6.4	7.0	6.7	8.3	9.7	100.0

が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、平成3年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の56.0%に当たる1,018人の死者が発生している。

第15図 時間帯別死者発生状況

(平成3年中)



- (注) 1 死亡時刻不明者40人(うち放火自殺者20人)を除く。
- 2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

第16表 人口に対する死者数の割合

(平成3年中)

率 の 高 い 県				率 の 低 い 県			
都道府県	人 口 (千人)	死者数 (人)	人口10万人 に対する割合	都道府県	人 口 (千人)	死者数 (人)	人口10万人 に対する割合
山 形	1,257	33	2.63	沖 縄	1,229	8	0.65
鹿 児 島	1,792	42	2.34	徳 島	830	7	0.84
青 森	1,477	34	2.30	東 京	11,887	115	0.97
岐 阜	2,072	47	2.27	長 崎	1,557	16	1.03
岩 手	1,415	32	2.26	宮 崎	1,167	12	1.03

(注) 人口は平成3年10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。

(平成3年中)

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況

区分	併用住宅										その他													
	一般住宅	共同住宅	商業店舗・待合	サービス業店舗	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	その他	計	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	9階	11階	12階	不明		
計	40	21	2	1	1	7	3	1	14	1	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
割合(%)	(100)	(77.6)	(937)	(20)	(25)	(148)	(10)	(1)	(31)	(1)	(5)	(0.4)	(0.1)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.1)	(0.3)	(1.9)	(3.7)	
計	1,208	796	141	45	25	13	10	1	31	5	1	4	4	4	4	4	4	4	2	1	13	4	23	45
割合(%)	(100)	(66.0)	(11.6)	(3.9)	(2.0)	(10.7)	(8.3)	(0.8)	(2.6)	(0.4)	(0.1)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.2)	(0.1)	(1.1)	(0.3)	(1.9)	(3.7)

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり夜中の1時台が101人で最も多く、次いで14時台及び23時台(95人)となっている。一方、死者の発生が少ない時間帯は21時台(48人)で、次いで20時台(52人)、7時台(56人)となっている。

(3) 火災による死者の数が多いのは大阪府、少ないのが徳島県

都道府県別に死者の発生状況をみると、大阪府が144人で最も多く、次いで東京都が115人、愛知県が100人となっている。一方、死者の少ないのは徳島県で7人となっている。

これを人口10万人当たりの死者数で比較すると、第16表のとおり最も高いのは山形県で2.63人、最も低いのは沖縄県で0.65人となっている。全国平均

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(平成3年中)

構造別	死因別					小計	自殺	計
	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明			
木造	305	303	1	22	49	680	160	840
防火造	56	60		4	6	126	58	184
簡易耐火造	21	16		2	3	42	20	62
耐火造	30	26	2	3	4	65	35	100
その他	8	4		2		14	8	22
計	420	409	3	33	62	927	281	1,208

第19表 死因別死者発生状況の推移

年別	死因別					小計	自殺	計
	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明			
昭和62	429 (39.5)	555 (51.1)	4 (0.4)	27 (2.5)	71 (6.5)	1,086 (100.0)	771 [41.5]	1,857
63	468 (40.1)	597 (51.2)	6 (0.5)	34 (2.9)	61 (5.2)	1,166 (100.0)	950 [44.9]	2,116
平成元	415 (40.1)	519 (50.1)		35 (3.4)	66 (6.4)	1,035 (100.0)	712 [40.8]	1,747
2	467 (42.1)	540 (48.7)		36 (3.2)	65 (5.9)	1,108 (100.0)	720 [39.4]	1,828
3	441 (40.1)	532 (48.3)	7 (0.6)	52 (4.7)	69 (6.3)	1,101 (100.0)	716 [39.4]	1,817

(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。また[ ]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

第20表 死に至った経過と

年 齢 区 分 等	発見が遅れ、 気が付いた時は 火煙が回りが 既に逃げ道と 思わなかった もの。 (全く気が付か なかつた場合 を含む。)				判断力に欠け、 あるいは、悪 条件が重な る。 ※				延焼拡大が 早かつた等 のため、避難 できなかった もの。 ※				逃げ遅れ、 逃げられな かった等。 ※					
	熟 睡	泥 酔	病 気・身 体不 自 由	そ の 他	乳 児	泥 酔	病 気・身 体不 自 由	老 衰	そ の 他	ガ ス 爆 発 の た め	危 険 物 燃 焼 の た め	そ の 他	ろ う ば い し て	持 出 品 ・ 服 装 に 気 を と ら れ	火 災 を ふ れ 回 っ て い る う ち	消 火 し よ う と し て	人 を 救 助 し よ う と し て い て	そ の 他
0 ~ 5歳	14				30	1			2	2					1			1
6 ~ 10	8										2							
11 ~ 20	12	1		2	1			2		3	4	2						1
21 ~ 30	12		1	3	1	1		6	4	7	3					2		2
31 ~ 40	11	9	1	1		2		2		3			1		5	3	1	
41 ~ 50	15	11	2	4	2	3		1	1	1	7	1			4	3	1	
51 ~ 60	17	13	6	7	1	7		1	2	2	3		3	1	8	1	4	
61 ~ 70	21	9	5	3	2	13		2	1	2	1	1	5	2	10	2	2	
71 ~ 80	26	3	17	8		27	3	2	1		1	2	5	1	16	3	4	
81 ~	8	2	12	5		25	6	4		2	1	4	1		14	2		
不 明				1									1					
計 (割合%)	144 (24.5)	48 (8.1)	44 (7.7)	34 (6.0)	30 (5.3)	7 (1.3)	79 (14.2)	9 (1.6)	20 (3.6)	11 (2.0)	22 (4.0)	22 (4.0)	10 (1.8)	16 (2.9)	4 (0.7)	58 (10.5)	16 (2.9)	16 (2.9)
平成2年 (割合%)	152 (24.5)	50 (8.1)	32 (5.6)	38 (6.7)	54 (9.5)	10 (1.8)	88 (15.8)	9 (1.6)	15 (2.7)	12 (2.2)	28 (5.0)	29 (5.2)	11 (2.0)	12 (2.1)	3 (0.5)	51 (9.2)	8 (1.4)	16 (2.9)

注) 逃げ遅れは、※を付けたものの合計

年齢別の死者発生状況

(平成3年中)

年齢	避難行動を起こして 逃げた ※													逃げられなかつた ※			着火により死亡 したと思われる ※			放火の巻添え・犠 牲			そ の 他		小 計	放 火 自 殺 (心 中 の 道 づ れ を 含 む)	合 計		
	身 体 不 自 由 の た め	延 焼 拡 大 が 早 く	逃 げ 道 を 間 違 え て	出 入 口 施 錠 の た め	そ の 他	救 助 ・ 物 品 搬 出 の た め	消 火 の た め	そ の 他	喫 煙	炊 事	採 暖 中 (た き び を 除 く)	た き び	火 あ そ び	そ の 他 火 気 取 扱 い	そ の 他	放 火 自 殺 の 巻 添 え 者	放 火 殺 人 の 犠 牲 者	左 記 以 外 の 経 過 等	不 明 ・ 調 査 中										
0 ~ 5歳	1	1			3												1				2	59	5	64					
6 ~ 10	1	1	1		1												1				1	1	1	3	21	3	24		
11 ~ 20	5				4	1											1				1	2		4	7	52	20	72	
21 ~ 30	1	3			3												1				1	3		6	13	73	82	155	
31 ~ 40	1	2	1		2	1							1		5	3	1				2	1	1	6	20	78	126	204	
41 ~ 50	2	2	2		3	3	1		1						4	3	1				2	2	1	12	25	115	196	311	
51 ~ 60	9		1	1	5								3	1	8	1	4				2	2	1	2	30	138	152	290	
61 ~ 70	5	7	2	2	4	2	1		1	7	1	1	7	1	4	8					4	2	1	4	15	151	74	225	
71 ~ 80	13	15	3	1	10	4	3		1	3	4		9		11	6					3		3	30	235	35	270		
81 ~	14	8	1		5	4			1	2	5	1	2	5	11	15	4				1			12	174	18	192		
計	36	53	11	5	35	21	5	5	13	15	12	32	1	33	25	9	6	35	159	1	101	1	101	716	1	1,817			
(割合%)	140 (12.7)					31 (2.8)			131 (11.9)				15 (1.4)	194 (17.6)	(100)	[39.4]	[100]												
平成2年	49	56	8	8	28	13	6	8	13	6	19	25	4	28	31	11	9	36	132	1	108	1	108	720	1	1,828			
(割合%)	149 (13.4)					27 (2.4)			126 (11.3)				20 (1.8)	168 (15.2)	(100)	[39.4]	[100]												

(単位：人)

は1.46人である。

(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い

建物火災の死者1,208人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が704人(58.3%)、部分焼の場合が320人(26.5%)、半焼の場合が184人(15.2%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、専用住宅における死者が937人(77.6%)、併用住宅における死者が148人(12.%)で、両者で建物火災の死者の89.8%を占めている。また、1階における死者が799人(66.1%)で最も多く、次いで2階が308人(25.5%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物における死者が840人(69.5%)で最も多く、次いで防火造建物が184人(15.2%)となっている。

(5) 死因は火傷が48.3%、中毒・窒息が40.1%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。

火傷による死者が532人(48.3%)であり、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が441人(40.1%)となっている。

(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが730人で放火自殺者を除く死者総数1,101人の66.3%を占め、このうち、発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが270人と最も多く

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数

(昭和63年=100)

区分	人口		死者数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) <sub>A</sub>	指数	死者(人) <sub>B</sub>	指数	B/A×100	指数
年別						
63	18,735	100	678	100	3.62	100
平成元	19,481	104	634	94	3.25	90
2	20,218	108	645	95	3.19	88
3	21,025	112	687	101	3.27	90

(注) 人口は、平成2年は、10月1日現在の国勢調査(千人未満切り捨て)、それ以外の年は、10月1日現在の推計人口による(総務庁統計局調べ)。

なっている。また、放火自殺者を除く死者総数のうち646人(58.7%)が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められている。高齢者の死者数は、第21表のとおりである。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(平成3年中)

区分	計	3人	4人	5人	8人
計	25(90)	16(48)	6(24)	2(10)	1(8)
建物火災					
全焼	16(55)	10(30)	5(20)	1(5)	
半焼	3(9)	3(9)			
部分焼	1(4)		1(4)		
林野火災					
車両火災	3(9)	3(9)			
船舶火災					
航空機火災	1(5)			1(5)	
その他の火災	1(8)				1(8)

(注) ( )内は死者数を示す。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

(平成3年中)

区分	出火件数(件)	死者数					
		計	一般住宅	共同住宅	店舗	旅館	作業所
			専用住宅	併用住宅			
計	20	68	47	4	4	3	10
			51		17		
1階	18	31	26	3	1		1
2階	2	36	20	1	3	3	9
不明		1	1				

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

(7) 1件で3人以上の死者を出した火災

平成3年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は25件（前年32件）発生し、これによる死者は90人（前年124人）となっている。このうち大阪府泉佐野市の不二製油(株)阪南工場の火災では死者8人が発生している。

火災種別毎にみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で20件発生し、これによる死者は68人となっている。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が51人で75.0%を占めている。

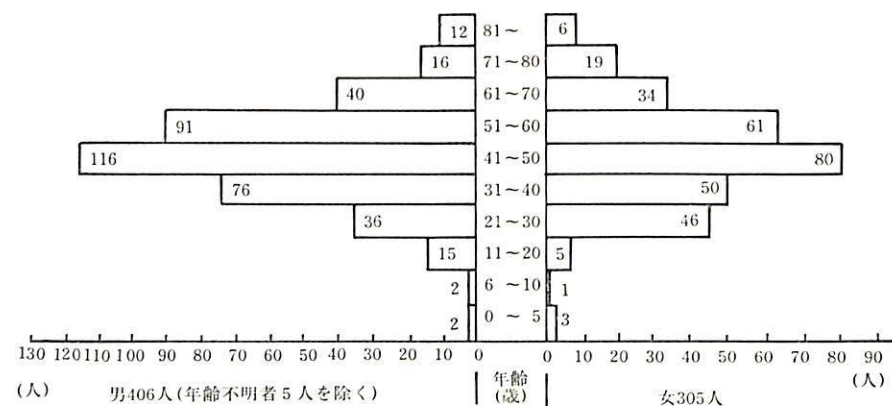
(8) 放火自殺者は死者総数の39.4%

平成3年中の放火自殺者は716人で前年（720人）より4人減少しており死者総数に占める割合は39.4%（前年39.4%）となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり41～50歳が196人（前年197人）と最も多く、全体の27.4%を占めている。性別では男性411人、女性305人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(平成3年中)



4 出火原因

平成3年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数

5万4,879件のうち、失火による火災が3万7,508件（68.3%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

(1) 「こんろ」による火災が首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、こんろによる火災が6,156件で前年に比べ477件（7.2%）減少したが、全火災の11.2%を占め、昨年に引き続き首位となった。次いで、たばこ、放火、たき火、放

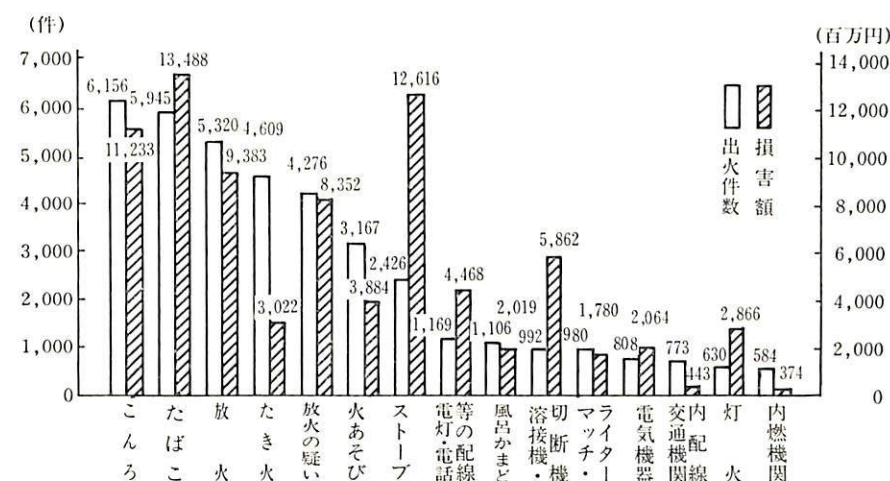
第25表 出火原因別出火件数

(平成3年中)

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	37,508	68.3
放火・放火の疑い	9,596	17.5
自然発火・再燃	793	1.4
天災	110	0.2
不明	6,872	12.5
計	54,879	100.0

第26図 出火原因別の出火件数と損害額

(平成3年中)



第27表 こんろによる火災の損害状況

(平成3年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	6,156
うち 建物火災		6,105
林野火災		2
車両火災		19
船舶火災		1
その他の火災		29
出 火 件 数	件	6,156
うち ガスこんろ		5,650
電気こんろ		234
石油こんろ		87
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		4,939
使用方法の誤り		224
ふく射		152
建物焼損面積	m <sup>2</sup>	123,827
損害額	百万円	11,233

火の疑いの順となっている。

こんろによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は6億4,940万円(6.1%)増加して112億3,283万円となっている。

こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く5,650件で全体の91.8%と大半を占めている。

(2) 「たばこ」による火災は増加

たばこによる火災の損害状況は、第28表のとおりであり、前年に比べ99件(1.7%)増加して5,945件(全火災の10.8%)となり、損害額も前年に比べ10億464万円(8.0%)増加して134億8,772万円となっている。たばこによる火災の主な経過別出火件数は、投げ捨てによるものが最も多く3,111件、次いで火源の転倒・落下、消し忘れの順となっている。

(3) 「たき火」による火災は減少、「火あそび」による火災は増加

たき火による火災は第29表のとおりであり、前年に比べ539件(10.5%)

減少して4,609件(全火災の8.4%)となり、損害額も、前年に比べ4,913万円(1.6%)減少し30億2,209万円となっている。たき火による火災の主な経過別出火件数は、火の粉の飛火によるものが最も多く1,790件、次いでたき火の延焼拡大、消し忘れの順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年に比べ38件(1.2%)増加して3,167件(全火災の5.8%)となり、一方、損害額は1億4,090万円(3.5%)減少して、

第28表 たばこによる火災の損害状況

(平成3年中)

区 分	単 位	た ば こ
出 火 件 数	件	5,945
うち 建物火災		3,597
林野火災		429
車両火災		313
船舶火災		10
その他の火災		1,596
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		3,111
火源の転倒・落下		1,393
消し忘れ		381
焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	122,466
損 害 額	百万円	13,488

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況

(平成3年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	4,609	3,167
主な経過(発火源)別出火件数	件		
火の粉の飛火	1,790	ライタ－	1,334
たき火の延焼拡大	1,452	マ ッ チ	746
消し忘れ	599	花 火	141
焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	62,259	53,091
損 害 額	百万円	3,022	3,884

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(平成3年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	5,320	4,276	9,596
うち ライターによるもの		1,690	1,317	3,007
マ ッ チによるもの		536	142	678
たきつけによるもの		44	108	152
焼 損 面 積 { 建 物	m <sup>2</sup>	59,756	71,672	131,428
{ 林 野	a	622	1,424	2,046
損 害 額	百万円	9,383	8,352	17,734

(注) 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、計が放火と放火の疑いの合計と一致しない場合がある。

38億8,388万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く1,334件、次いで、マッチ、花火の順となっている。

(4) 「放火」、「放火の疑い」による火災は共に増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は5,320件で前年に比べ36件(0.7%)増加しており、また放火の疑いによるものは4,276件で前年に比べ145件(3.5%)増加している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて9,596件(全火災の17.5%)で、前年に比べ181件(1.9%)増加している。放火による損害額は93億8,261万円で、前年に比べ2億388万円(2.2%)増加しており、放火の疑いによるものを合わせると177億3,446万円で前年に比べ5億5,040万円(3.2%)増加している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが3,007件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たきつけによるものの順となっている。

また、放火(放火の疑いを含む)があった時間帯をみると、夜間から深夜にかけてが最も多くなっており、この時間帯(20時以降翌朝の6時までの間)には、6,025件で62.8%を占めている。

(5) 「ストーブ」による火災は増加

ストーブによる火災は、第31表のとおりであり、前年に比べ112件(4.8%)増加して2,426件発生し、損害額も16億3,374万円(14.9%)増加して

第31表 ストーブによる火災の損害状況

(平成3年中)

区 分	単 位	ス ト ー ブ
出 火 件 数	件	2,426
うち 石油ストーブ		1,641
電気ストーブ		563
ガスストーブ		118
まきストーブ		93
石炭ストーブ		11
主 な 経 過 別 出 火 件 数	件	
可燃物の接触・落下		670
引火・ふく射		533
使用方法の誤り		335
消し忘れ		120
調整不良		108
建 物 焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	140,867
損 害 額	百万円	12,616

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	平 成 3 年		平 成 2 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 草	5,794	10.6	6,560	11.6
動 植 物 油	4,993	9.1	5,428	9.6
合成樹脂・成形品	3,161	5.8	2,893	5.1
紙くず・わらくず	3,022	5.5	2,875	5.1
袋・紙 製 品	2,974	5.4	2,919	5.2
寝 具	2,922	5.3	2,871	5.1
ガ ソ リ ン	2,165	3.9	2,272	4.0
織 維 製 品	1,797	3.3	1,875	3.3
電 線 被 類	1,485	2.7	1,478	2.6
衣 類	1,451	2.6	1,323	2.3

(注) 平成3年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

126億1,560万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,641件で、ストーブによる火災の67.6%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、ガスストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが670件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

(6) 着火物は「枯草」が首位

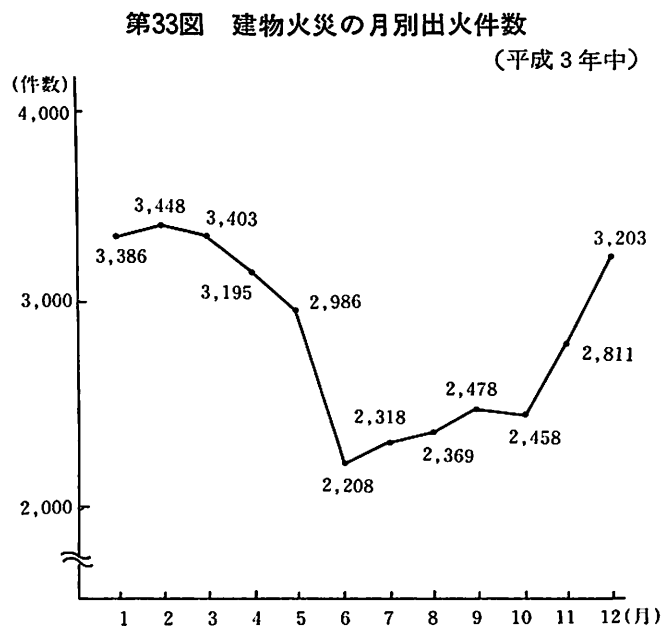
全火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

ア 建物火災は1日に94件、15分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万4,263件である。



最近の10年間、建物火災の出火件数は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいに推移してきたが、平成3年は前年に比べ505件(1.5%)減少している(第5表)。

次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。

イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万7,506件で最も多く、全体の半数以上(51.1%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	出火件数			焼損面積 (m <sup>2</sup> )	損害額 (百万円)
	平成3年 (件)	平成2年 (件)	増減率 (%)		
居住	17,506	17,531	△0.1	663,069	55,911
工場・作業場	3,685	3,835	△3.9	319,811	32,158
倉庫	2,855	2,891	△1.2	224,189	19,449
飲食店	1,235	1,322	△6.6	42,478	5,271
事務所	893	845	5.7	30,112	3,365
車庫	340	339	0.3	11,401	527
学校	327	335	△2.4	14,140	761
百貨店・マーケット	300	262	14.5	6,988	1,194
旅館・ホテル	275	266	3.4	16,307	960
養畜舎	267	326	△18.1	63,372	1,874
神社・寺院	191	216	△11.6	20,079	3,003
病院・診療所	137	167	△18.0	2,584	462
官公署	94	110	△14.5	1,098	77
劇場・興行場	93	85	9.4	2,816	340
福祉・保険施設	79	61	29.5	1,339	54
浴場	29	30	△3.3	1,609	119
その他	5,957	6,147	△3.1	232,068	24,196
計	34,263	34,768	△1.5	1,653,460	149,719

ウ 木造建物の火災が50.9%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は1万7,433件で建物出火件数の50.9%を占め、次いで、

耐火造建物、防火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の23.7%（約4件のうち1件）が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易耐火造建物、耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が63.6㎡と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

第35表 火元建物の構造別損害状況

構造別	出火件数				平成3年				
	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	出火件数	延焼率(%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積(m <sup>2</sup> )	1件当たり損害額(千円)
木造	20,198	19,927	18,593	17,849	17,433	23.7	17,433	63.6	4,404
耐火造	5,134	5,504	5,517	5,823	5,973	2.1	5,973	10.5	2,507
防火造	5,389	5,447	4,999	4,869	4,738	14.0	4,738	31.8	4,066
簡易耐火造	3,542	3,857	3,799	3,916	3,878	10.0	3,878	53.6	7,222
その他・不明	2,252	2,355	2,278	2,311	2,241	38.2	1,673	55.3	4,777
全建物火災	36,515	37,090	35,186	34,768	34,263	18.0	33,695	48.3	4,370

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(平成3年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(m <sup>2</sup> )	出火件数
10未満	15,229	50未満	26,026
10～50 "	4,967	50～100 "	3,149
50～100 "	2,117	100～200 "	3,017
100～500 "	5,778	200～300 "	1,073
500～1,000 "	2,552	300～500 "	623
1,000～2,000 "	1,994	500～1,000 "	282
2,000～3,000 "	715	1,000～2,000 "	73
3,000～5,000 "	488	2,000～3,000 "	9
5,000以上	423	3,000以上	11
計	34,263	計	34,263

エ 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万196件で全体の58.9%を占めており、建物火災の過半数は小火災である。

オ 建物火災はこんろによるものが多い

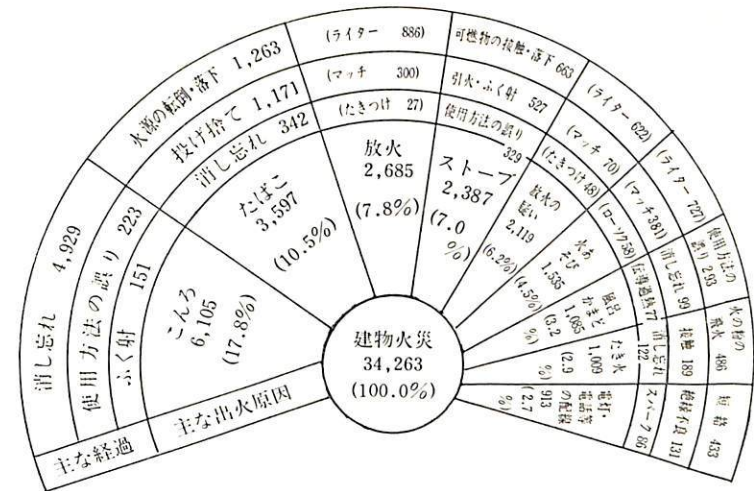
建物火災の主な出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが6,105件（全体の17.8%）と最も多く、次いで、たばこ、放火、ストーブの順となっている。

こんろによる火災6,105件のうち4,929件（80.7%）は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが223件、ふく射によるものが151件となっている。たばこによる火災は3,597件で、火源の転倒・落下によるもの1,263件、不適当なところに捨てたもの1,171件、消し忘れによるもの342件となっている。

また、こんろによる建物火災の着火物としては、動植物油(天プラ油等)による火災が4,727件で、こんろによる建物火災の77.4%と大半を占めている。

第37図 建物火災の主な出火原因と経過

(平成3年中)



カ 3DKの住宅約2万5,000戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年に比べ1万7,617㎡（1.1%）減少して165万6,447㎡

となった。この面積は3DK(65m<sup>2</sup>)の住宅が2万5,484戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で1万7,696m<sup>2</sup>、次いで、大阪府、愛知県、埼玉県、東京都の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の8,620m<sup>2</sup>を最低に、鳥取県、福井県、滋賀県、高知県の順となっている。

キ 1件当たりの焼損面積は48m<sup>2</sup>

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38表のとおりである。全国平均は48m<sup>2</sup>で前年と同面積となった。全国平均を上回るのは、

第38表 建物火災1件当たりの焼損面積

(平成3年中)

都道府県	建物火災(件)	建物焼損面積(m <sup>2</sup> )	1件当たりの焼損面積(m <sup>2</sup> )	都道府県	建物火災(件)	建物焼損面積(m <sup>2</sup> )	1件当たりの焼損面積(m <sup>2</sup> )
1 北海道	1,758	107,696	61	25 滋賀	239	13,935	58
2 青森	497	47,951	96	26 京都	427	21,858	51
3 岩手	338	35,508	105	27 大阪	2,676	83,569	31
4 宮城	679	36,534	54	28 兵庫	1,643	57,198	35
5 秋田	313	32,887	105	29 奈良	232	20,375	88
6 山形	378	26,004	69	30 和歌山	241	18,563	77
7 福島	642	45,764	71	31 鳥取	181	13,312	74
8 茨城	844	52,479	62	32 島根	241	17,624	73
9 栃木	564	36,720	65	33 岡山	576	37,166	65
10 群馬	520	37,193	72	34 広島	897	35,603	40
11 埼玉	1,755	74,344	42	35 山口	422	23,162	55
12 千葉	1,387	49,298	36	36 徳島	286	15,883	56
13 東京	3,856	63,829	17	37 香川	334	25,988	78
14 神奈川	1,754	54,681	31	38 愛媛	457	24,995	55
15 新潟	609	40,295	66	39 高知	289	14,115	49
16 富山	167	20,401	122	40 福岡	1,486	62,624	42
17 石川	237	17,789	75	41 佐賀	240	18,189	76
18 福井	196	13,476	69	42 長崎	395	23,208	59
19 山梨	231	17,205	74	43 熊本	511	31,729	62
20 長野	510	31,127	61	44 大分	316	19,392	61
21 岐阜	551	27,372	50	45 宮崎	346	19,930	58
22 静岡	899	38,666	43	46 鹿児島	598	44,501	74
23 愛知	1,885	78,471	42	47 沖縄	227	8,620	38
24 三重	433	19,218	44	計	34,263	1,656,447	48

富山県の122m<sup>2</sup>を最高に、岩手県、秋田県の105m<sup>2</sup>など35道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の17m<sup>2</sup>を最低に、神奈川県及び大阪府の31m<sup>2</sup>、兵庫県の35m<sup>2</sup>、千葉県の36m<sup>2</sup>など12道府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数が多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

ク 建物火災の4割は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万9,559件(建物火災の57.1%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは7,820件(放水した建物火災の40.0%)、10分以内のものは1万6,817件(同86.0%)となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積をほとんど上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

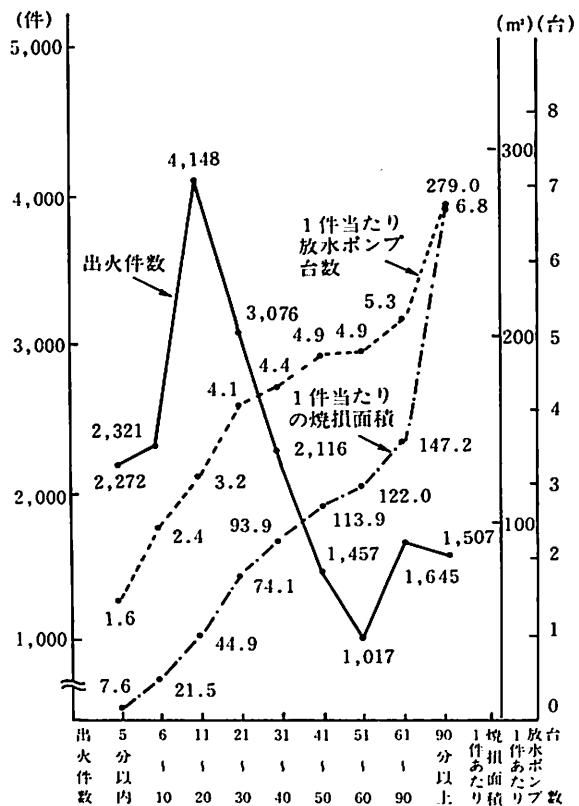
(平成3年中)

区分 覚知から放水開始まで 昼夜別	出火件数			1件当たり焼損面積(m <sup>2</sup> )		1放水台当たりポンプ数(台)		延焼率(%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	7,820	4,525	3,295	64.5	78.3	3.5	3.9	29.2
6~10 "	8,997	5,132	3,865	75.5	93.9	3.8	4.1	29.0
11~15 "	1,866	1,010	856	109.9	113.3	4.1	4.6	30.7
16~20 "	460	242	218	133.9	123.3	4.3	4.0	33.7
21分以上	416	198	218	124.4	172.8	3.5	3.6	28.6
放水した建物火災	19,559	11,107	8,452	76.3	92.6	2.1	2.4	29.3
全建物火災(放水しなかった火災を含む)	34,263			48.3		2.2		18.0

ケ 建物火災の44.7%は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,148件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は8,741件で全体の44.7%となっている。

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況  
(平成3年中)



(2) 林野火災

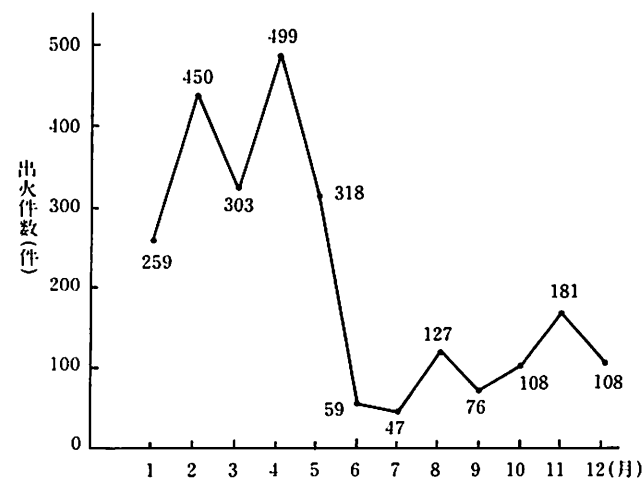
平成3年中の林野火災の出火件数は2,535件で、前年に比べ323件(11.3%)減少した。焼損面積は2,739haで前年より1,406ha(105.4%)増加しており、林野火災の損害額も6億3,454万円で前年より1億6,796万円(36.0%)増加している。また、平成3年中の林野火災による死者は20人で、前年を10人上回っている。

都道府県別の焼損面積をみると、北海道が985haで最も大きく、次いで福岡県、茨城県、兵庫県、栃木県の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、平成3年中は2月及び4月に多く発生し、この2か月で949件と、全林野火災の37.4%を占めている。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となることが多く、入山者のたき火の不始末やたき火の飛火等により、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりであ

第41図 林野火災の月別出火件数  
(平成3年中)



第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成3年中)

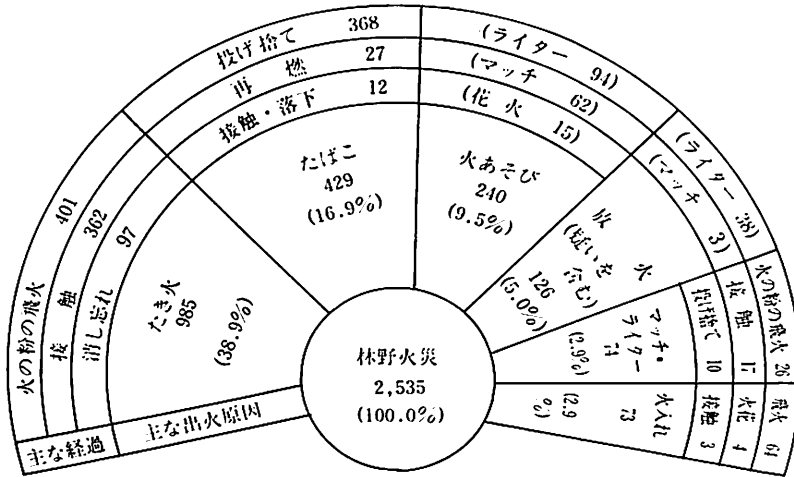
区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数(件)	2,508	11	5	3	1	7	2,535
焼損面積(ha)	576	157	117	104	43	1,742	2,739
損害額(千円)	270,739	76,261	4,913	28,332	0	254,290	634,535

る。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、2,508 件で全体の98.9%を占めている。

林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが985

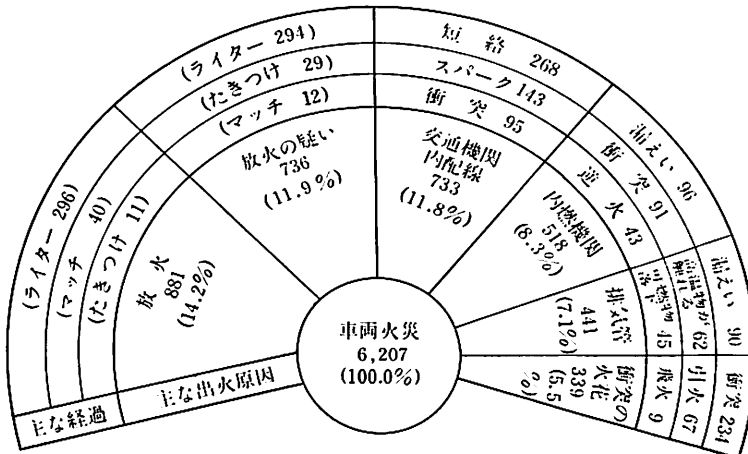
第43図 林野火災の主な出火原因と経過

(平成3年中)



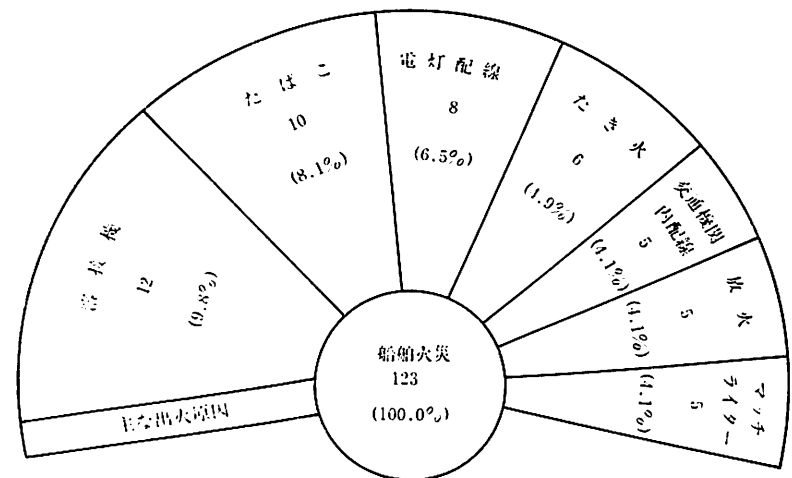
第44図 車両火災の主な出火原因と経過

(平成3年中)



第45図 船舶火災の主な出火原因

(平成3年中)



件で全体の38.9%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火(疑いを含む)の順となっている。

(3) 車両火災

平成3年中の出火件数は、6,207件で前年に比べ34件(0.6%)増加し、損害額は54億1,386万円で前年と比べ21億2,286万円(64.5%)増加している。一方、車両火災による死者は201人で前年に比べ1人(0.5%)増加している。

車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火によるものが881件(14.2%)と最も多く、次いで放火の疑い、交通機関内配線、内燃機関の順となっている。

(4) 船舶火災

平成3年中の出火件数は前年に比べ25件(16.9%)減少し、123件となっている。また、損害額は前年より8億7,838万円(152.0%)増加し、14億5,610万円となっている。船舶火災による死者は2人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、溶接機による火災が12件(9.8%)と最も多く、次いでたばこ、電灯配線、たき火の順となっている。

(5) 航空機火災

航空機火災は、平成3年中に3件(前年4件)発生し、死者は5人となっている(第63図)。

6 平成4年上半期における火災の発生状況

平成4年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。前年同期に比べ、死者は増加しているが総出火件数、焼損棟数、り災世帯数、建物焼損面積、林野焼損面積、損害額及び負傷者は減少している。

第46表 平成4年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	平成4年 上半期	平成3年 同 期	対 前 年 増 減 数	増 減 率					
	(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)					
総出火件数(件)	28,797	30,789	△1,992	△6.5					
建物火災	17,605	18,630	△1,025	△5.5					
林野火災	1,526	1,910	△384	△20.1					
車両火災	3,094	3,044	50	1.6					
船舶火災	74	59	15	25.4					
航空機火災	1	0	1	皆増					
その他の火災	6,497	7,146	△649	△9.1					
焼損棟数(棟)	23,630	25,044	△1,414	△5.6					
り災世帯数(世帯)	17,232	18,132	△900	△5.0					
焼損面積									
建物(m <sup>2</sup> )	899,945	932,888	△32,943	△3.5					
林野(a)	100,937	254,474	△153,537	△60.3					
損害額(千円)	70,396,382	87,586,872	△17,190,490	△19.6					
死 傷 者 数 (人)	死 傷 者 別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
	計	1,085	3,527	1,063	3,850	22	△323	2.1	△8.4
	(放火自殺者数)	366	—	413	—	△47	—	△11.4	—
	建物	756	3,141	740	3,388	16	△247	2.2	△7.3
	林野	15	56	15	68	0	△12	0.0	△17.6
	車両	119	106	101	143	18	△37	17.8	△25.9
	船舶	2	12	1	7	1	5	100.0	71.4
	航空機	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	その他	193	212	206	244	△13	△32	△6.3	△13.1

7 外国の火災状況

1990年(平成2年)における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。この表に掲げられた諸外国の中では、出火件数、死者数及び損害額については、例年どおりアメリカが圧倒的に多い。日本は、出火件数についてはアメリカ、イギリス、カナダ、死者数についてはアメリカに次いで多く、損害額についてはアメリカ、イギリス、カナダに次いで多い。

第47表 1990年の諸外国の火災状況

国 名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数 (万人)	人口100 万人当 たりの 死者数	火災1,000 件当 たりの 死者数	損害額 (億円)	火災1件 当たりの 損害額 (千円)
日 本	56,505	4.6	1,828	14.9	32.4	1,484	2,627
ア メ リ カ	2,019,000	80.8	5,195	20.8	2.6	11,320	561
イ ギ リ ス	467,019	81.6	898	15.7	1.9	2,584	553
大 韓 民 国	14,249	3.3	348	8.1	24.4	68	479
ニュージーランド	19,354	57.8	30	8.9	1.6	—	—
ノ ル ウ ェ ー	12,855	30.3	66	15.6	5.1	—	—
カ ナ ダ	67,556	25.5	461	17.4	6.8	1,518	2,248

(注) 1 資料については、外国政府等の協力による。  
2 為替相場は、IMF調べによる。

次に、これらの数値を出火率(人口1万人当たりの出火件数)等で比較してみると、出火率についてはイギリスの81.6が断然高い。日本の4.6は、最も低い大韓民国の3.3よりは高いが、最も高いイギリスの約18分の1であり、その他の国と比べてもかなり低い数値といえる。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの20.8人が最も高く、次いでカナダの17.4人となっている。日本は、アメリカの7割強であるが、最も少ない大韓民国の8.1人の1.8倍強となっている。火災1,000件当たりの死者数では、日本の32.4人、大韓民国の24.4人とこの2か国が他の国に比べてかなり高く、日本は、最も少ないニュージーランドの1.6人の約20倍となっている。火災1件当たりの損害額については、日本は262万7千円で最も高く、最も低い大韓民国の約

5倍となっている。

火災の定義やとらえ方等について違いがあり一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が高いことが分かる。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、都市環境、地勢等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額が大きくなることがうかがえる。

なお、1991年の世界主要都市の火災状況は、**附属資料28**のとおりである。

## 第2節 地震災害等

### 1 地震災害

平成3年中に震度4以上を記録した地震は、27回発生した。このうち、平成3年6月25日の茨城県沖を震源とする地震で文教施設等に326万円の被害が生じたほか、8月28日の島根県東部を震源とする地震で商工施設等に1,200万円の被害を生じた。

また、10月28日に発生した周防灘を震源とする地震では、山口県で負傷者(軽傷)1名並びに文教施設等に53万円の被害を生じたほか、福岡県で農林水産業施設及び文教施設等に被害が生じ、被害総額は3,174万円となっている。

なお、外国において平成3年中に発生した大きな被害を生じた地震の主なものとしては、平成3年2月1日(現地時間1日)にパキスタン北西部を震源とする地震、4月5日(現地時間4日)にペルー北部を震源とする地震、4月23日(現地時間23日)にコスタリカを震源とする地震、4月29日(現地時間29日)にグルジア共和国を震源とする地震、10月20日(現地時間20日)にインド北部を震源とする地震が発生した。

また、平成4年になってからは3月14日(現地時間13日)にトルコ東部を震源とする地震、5月15日(現地時間15日)にキルギスタン共和国を震源とする地震等が発生している。

### 2 風水害、火山噴火災害等

#### (1) 平成3年中の災害

平成3年中の風水害、雪害、火山噴火災害等による全国及び都道府県別の被害状況は**第48表**及び**附属資料11**のとおりである。なお、主な風水害等の状況は、以下のとおりである。

#### ア 平成3年雲仙岳噴火災害

平成2年11月17日に噴火を開始し、一時小康状態を保っていたが、平成3年3月29日以降活動が活発となり、それに伴い堆積した降灰により、5月15日、6月30日には土石流が発生し、また、5月26日、6月3日以降の火砕流等により、死者40人、行方不明者3人、負傷者11人、住家の全壊・流失(221棟)、半壊(21棟)の被害が発生した。これに対し、1県6市町で災害対策本部が設置され、国においても雲仙岳噴火非常災害対策本部が設置された。なお、( )内数値は推計値である。

イ 平成3年6月2日から8月8日までの間の豪雨

平成3年6月2日から8月8日までの間の豪雨により、ほぼ日本全国で死者4人、負傷者11人、住家の全壊・流失7棟、半壊18棟、床上浸水1,073棟の被害が発生した。これに対し、延べ3県97市町村で災害対策本部が設置された。

ウ 平成3年9月12日から9月28日までの間の豪雨及び暴風雨

平成3年9月12日から9月28日までの間の豪雨及び暴風雨により、ほぼ全国的に大雨が続き、死者84人、行方不明者2人、負傷者3,133人、住家の全壊・流失1,177棟、半壊14,287棟、床上浸水18,815棟の被害が発生した。中でも、台風19号の暴風雨で、東北地方の農作物は壊滅的被害をうけ、九州地方では福岡、佐賀、熊本、大分の各県を中心に、大規模な倒木被害が発生した。これに対し、延べ13県1,265市町村で災害対策本部が設置された。

(2) 平成4年上半期の災害

ア 降ひょうによる災害

平成4年5月下旬、非常に大気が不安定な状態が連日続き、茨城、栃木、埼玉、和歌山、佐賀などの各県でひょうが降り、ビニールハウス、農作物等に大きな被害を与えた。

イ 5月23日に栃木で、7月9日に北海道で発生した竜巻

平成4年5月23日、栃木県益子町で竜巻が発生し、建物等72棟、その他の被害が発生した。

また、平成4年7月9日には、北海道札幌市で竜巻が発生し、負傷者4人、建物等17棟、その他の被害が発生した。



風倒木被害(福岡県)

第48表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	平成3年	平成2年	増 減
人	死 者	181	119	62
	行 方 不 明 者	9	4	5
	負 傷 者	3,439	720	2,719
住 家	全 壊 ・ 流 失	1,494	651	843
	半 壊	14,554	1,597	12,957
	床 上 浸 水	21,363	24,271	△ 2,908
	床 下 浸 水	93,637	125,975	△ 32,338
	一 部 破 損	734,844	34,826	700,018
非 住 家 被 害	棟	184,834	17,131	167,703
り 災 世 帯 数	世 帯	37,680	29,691	7,989
り 災 者 数	人	118,158	93,175	24,983
被 害 額	百万円	1,802,750	1,249,791	552,959

(注) 1 地震による被害を除いた数値である。  
 2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

### 第3節 ガス等によるその他の災害

#### 1 ガスによる災害

##### (1) 事故の発生件数

平成3年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故（以下「ガス事故」という。）の総件数は、2,039件（前年2,570件）であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの1,130件（同1,435件）、液化石油ガスに係るもの909件（同1,135件）である。

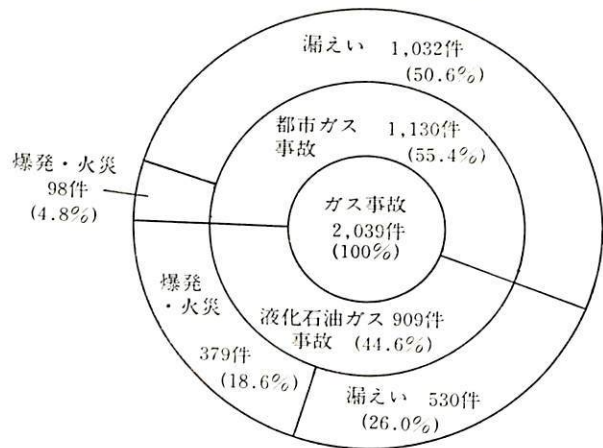
前年と比較すると、ガス事故の総件数は531件（20.7%）の減少になっている。

これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るものが305件（21.3%）の減少、液化石油ガスに係るものが226件（19.9%）の減少となっている。

##### ア 事故の態様別発生件数

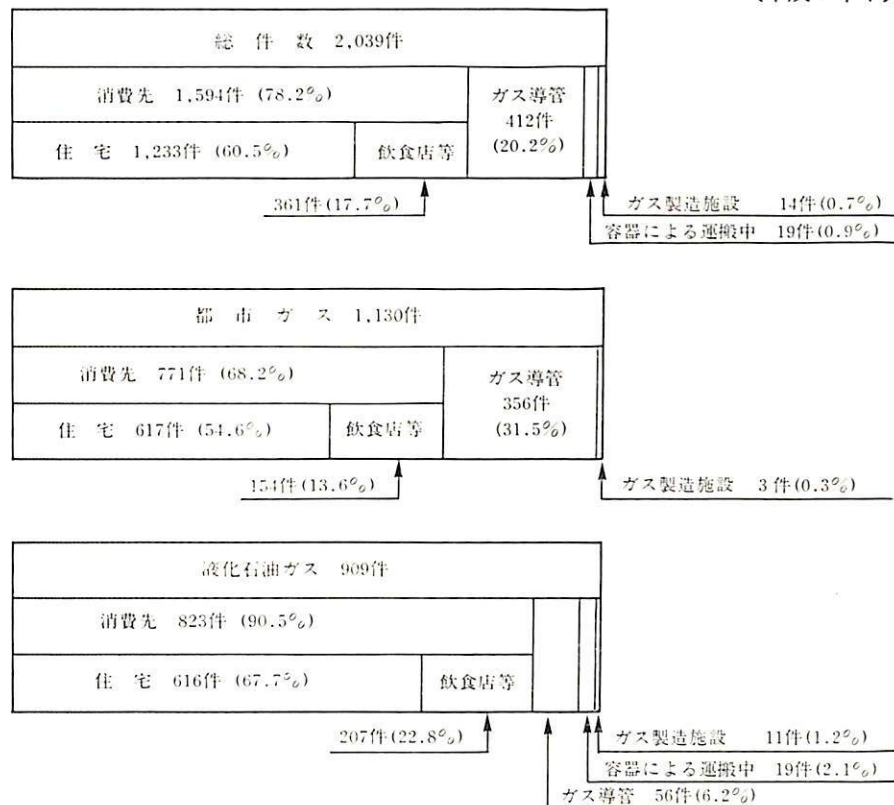
事故を態様別にみると、第49図のとおりであり、漏えい事故が76.6%、爆発・火災事故が23.4%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が91.3%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏え

第49図 ガス事故の態様別発生件数（平成3年中）



第50表 ガス事故の発生場所別発生件数

（平成3年中）



い事故が58.3%、爆発・火災事故が41.7%である。

##### イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると、第50表のとおりであり、消費先におけるものが78.2%と大半を占め、ガス導管等消費先以外におけるものが21.8%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが68.2%、ガス導管等消費先以外におけるものが31.8%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで90.5%と大半を占め、ガス導管、容器による運搬中等消費先以外のものは9.5%となっている。

消費先における事故の77.4%は住宅において発生しており、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは80.0%、液化石油ガスでは74.8%となって

いる。

ウ 事故の発生原因別発生件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第51表のとおりで、コックの誤操作・火の立ち消え等発生原因が消費者に係る場合が69.3%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても、発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは79.0%、液化石油ガスでは60.3%といずれも大半を占めている。

(2) 事故による死傷者数

平成3年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は68人（前年96人）、負傷者数は497人（同772人）である。死者のうち、都市ガスによるものは38人（同53人）で55.8%、液化石油ガスによるものは30人（同43人）で44.2%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは170人（同300人）で34.2%、液化石油ガスによるものは327人（同472人）で65.8%を占めている。

前年と比較すると、死者の総数では28人（29.2%）、負傷者の総数では275人（35.6%）のいずれも減少となっている。死者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは15人（28.3%）、液化石油ガスによるものは13人

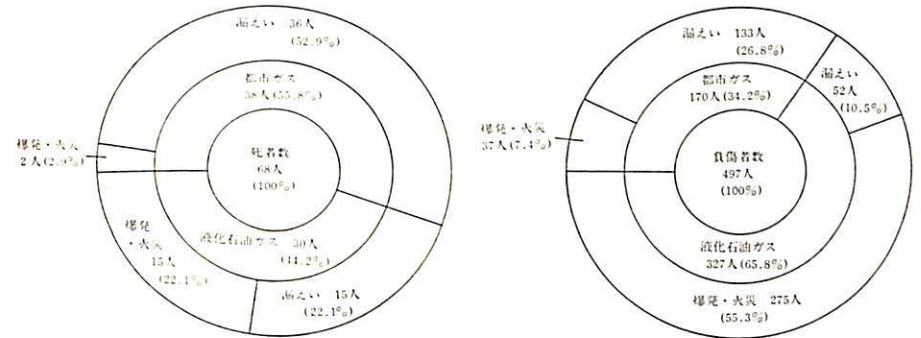
第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数

（平成3年中）

総件数 1,594件		
消費者に係る原因 1,105件 (69.3%)	ガス事業者・工事業者に 係る原因 137件 (8.6%)	その他 352件 (22.1%)
都市ガス 771件		
消費者に係る原因 609件 (79.0%)	ガス事業者・工事業者に 係る原因 34件 (4.4%)	その他128件 (16.6%)
液化石油ガス 823件		
消費者に係る原因 496件 (60.3%)	ガス事業者・工事業者に 係る原因 103件 (12.5%)	その他 224件 (27.2%)

第52図 ガス事故による死傷者数

（平成3年中）



(30.2%)のいずれも減少となっている。また、負傷者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは130人（43.3%）、液化石油ガスによるものは145人（30.7%）のいずれも減少となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、第52図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが75.0%を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが37.3%、爆発・火災事故によるものが62.7%となっている。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ94.7%、78.2%と大半を占めているが、液化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが50.0%、漏えい事故によるものが50.0%と半々であり、負傷者では爆発・火災事故によるものが84.1%を占めている。

なお、死者は100%が、負傷者は96.0%が消費先における事故によるものである。

(3) 自損行為によるガス事故

平成3年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故件数は254件（前年411件）、これらの事故による死者数は47人（同70人）、負傷者数は174人（同344人）で、それぞれ総数の12.5%、69.1%及び35.0%である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、漏えい事故にとどまっ

たものは212件（前年330件）で83.5%、爆発・火災事故に至ったものは42件（同81件）で16.5%ある。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは96.3%が漏えい事故にとどまり、3.7%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは60.9%が漏えい事故にとどまり、39.1%が爆発・火災事故となっている。

## 2 石油コンビナート災害

### (1) 災害件数と被害

平成3年中の石油コンビナート災害の発生件数は56件で、前年に比べ7件（11.1%）減少している（第53表参照）。

第53表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年	60		61		62		63		元		2		3	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災	危険物等の火災	11	16.9	14	23.7	23	33.3	21	33.3	6	13.0	13	20.7	11	19.6
	その他の火災	23	35.4	15	25.4	18	26.1	8	12.7	11	24.0	14	22.2	15	26.8
爆発	危険物の爆発	5	7.7	6	10.2	6	8.7	7	11.1	8	17.4	8	12.7	10	17.9
	その他の爆発	22	33.8	19	32.2	19	27.5	20	31.8	15	32.6	21	33.3	17	30.3
その他	計	4	6.2	5	8.5	3	4.4	7	11.1	6	13.0	7	11.1	3	5.4
	計	65	100.0	59	100.0	69	100.0	63	100.0	46	100.0	63	100.0	56	100.0

また、損害額は24億9,459万円、死者4人、負傷者は34人となっている。

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第54表のとおりである。

### (2) 災害の特徴

#### ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が43件（うちレイアウト規制対象事業所36件）と全体の76.8%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.151件と最も高い（第55表参照）。

第54表 石油コンビナート災害の主な事業所 (単位：人、百万円)

発年	生月	地	区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48.7	7	徳山	新南陽	出光石油化学徳山工場	プラント火災	1	1	2,500	アセチレン水添塔
48.10	8	東京	臨海中部	チッソ石油化学鶴岡五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10	28	直江津	津海	信越化学工業鶴岡江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12	18	水島	臨海	三菱石油化学水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kℓ
50.2	16	四日市	臨海	大協石油化学四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3	9	姫路	臨海	日本触媒化学工業姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋
53.6	12	仙台	臨海	東北石油化学製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	外貯蔵タンク 宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kℓ
53.11	8	四日市	臨海	昭和四日市石油化学製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー一隆洋丸
55.4	1	徳山	新南陽	出光興産徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫酸装置
56.1	6	東京	臨海	東亜燃料工業鶴岡工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57.3	31	鹿島	臨海	鹿島石油化学製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫酸装置 (負傷者6人には負傷後48時間以上経過して死亡した3人を含む) 日本海中部地震による原油タンク火災
58.5	26	秋田	田	東北電力秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.3	5	岩国	大竹	三井石油化学工業岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12	17	水島	臨海	三菱石油化学水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸
62.5	26	品川	臨海	東京電力品川火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63.8	1	品川	臨海	関西電力品川第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー空気熱器のホッパ一部
平元	3	水島	臨海	日本触媒化学水島製油所	タンク爆発火災	—	1	480	重油脱硫酸装置
元	7	和歌山	北部	大岩石油化学青洲製油所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸メチルエステルタンク
2	2	阿波	臨海	日本電工阿波製油工場	電気炉ガス漏えい	1	8	—	一酸化炭素による中毒
3	6	東京	臨海中部	ライオン千代田工場	プラント爆発火災	2	10	850	メタノール精留塔

第55表 特定事業所区分別災害件数

(平成3年中)

事業所種別	事業所数 (A)	事故件数 (B)	全体数に対する割合 (%)	1事業所当たりの 災害件数 (B/A)
第1種事業所	491	43	76.8	0.088
うちレイアウト規制 対象事業所	239	36	64.3	0.151
第2種事業所	395	13	23.2	0.033
計	886	56	100.0	0.063

(注) 事業所数は平成3年4月1日現在とした。

イ 特定事業所の業態別事故発生件数

特定事業所の業態別事故発生件数は、化学工業関係28件(50.0%)、鉄鋼業関係9件(16.1%)、石油製品・石炭製品製造業関係8件(14.3%)、倉庫業関係5件(8.9%)、その他6件(10.7%)となっている(第56表参照)。

第56表 業態別事故発生件数

(平成3年中)

業 態	事 故 件 数	割 合 (%)
化学工業関係	28	50.0
鉄鋼業関係	9	16.1
石油製品・石炭製品製造業関係	8	14.3
倉庫業関係	5	8.9
そ の 他	6	10.7
合 計	56	100.0

3 危険物施設等における災害

(1) 火 災

ア 火災件数と被害

危険物施設における平成3年中の火災の発生件数は141件(前年146件)、損害額は29億668万円(同18億70万円)、死者及び負傷者は、それぞれ14人(同9人)、57人(同84人)となっている(第57表)。

第57表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

区 分	火災発生 件数	損 害 額 (百万円)	死 (人) 者	負 傷 者 (人)
昭 和 62 年	132	3,587	7	62
63	150	1,900	4	77
平 成 元 年	143	3,622	3	36
2	146	1,801	9	84
3	141	2,907	14	57

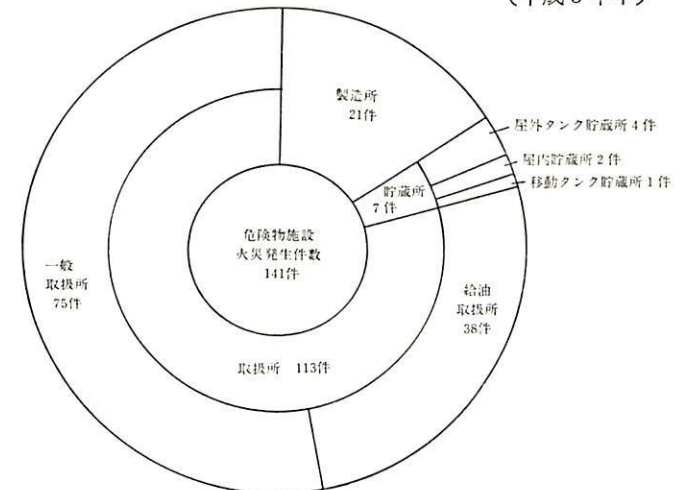
火災発生件数は、前年より5件減少し、火災による被害は、12月に大阪府泉佐野市の植物油製造工場の爆発火災により、死者8人、負傷者1人を出すなど、前年に比べ、死者数は5人増加、負傷者数は27人減少しており、損害額は、前年に比べ大幅に増加している。

また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、139件(他の施設から類焼した2件を除く。)の火災のうち138件(99.3%)が当該危険物施設のみ火災にとどまり、1件(0.7%)が危険物の漏えいに起因して施設外から火災となっている。

次に、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が113件と

第58図 危険物施設別火災発生件数

(平成3年中)



第59表 出火原因別（類別品名別等）火災発生件数

（平成3年中）

分類	危険物										危険物以外の	計
	第1類	第2類	第3類	第4類					第5類	第6類		
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件数	0	3	2	37	10	21	7	8	2	0	51	141

（注）分類は消防法別表の分類による。

最も多く、その中でも一般取扱所での火災が75件と全体の半数近くを占めている（第58図）。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、第59表のとおり、危険物以外のもの51件、第4類第1石油類37件、第4類第3石油類21件、第4類第2石油類10件の順となっている。

イ 火災の発生原因及び着火原因

平成3年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が61.7%（87件）と最も多く、物的要因25.5%（36件）、その他の要因7.8%（11件）となっている。

また、着火原因をみると、裸火が17.0%（24件）と最も多く、次いで過熱着火14.9%（21件）、高温表面熱12.8%（18件）、静電気火花12.8%（18件）、となっている。

ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は7件で、負傷者は1人（死者なし）となっている。

なお、これらの火災による損害額は、1億104万円となっている。

エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は5件で、負傷者は4人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は806万円となっている。

（2）危険物流出等の事故

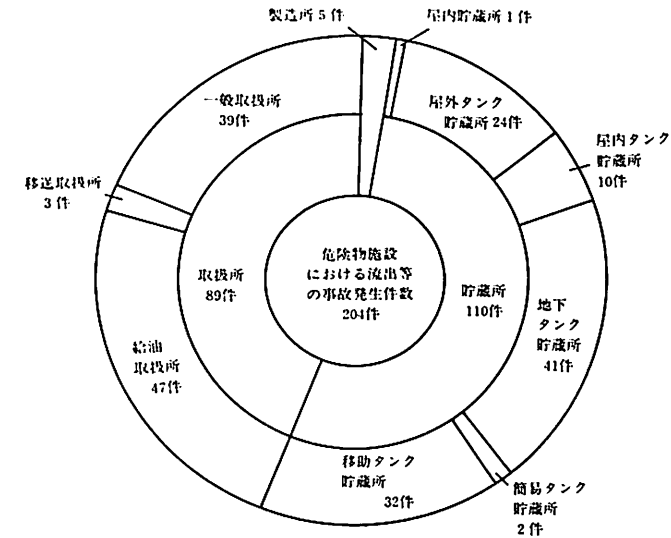
平成3年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至

第60表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	昭和62	63	平成元	2	3
事故件数	237	234	209	235	204

第61図 危険物施設別流出等事故発生件数

（平成3年中）



らなかったものは、204件（前年237件）となっている（第60表、第61図）。このほか、危険物運搬中に18件、無許可施設において6件の危険物流出事故が発生している。

4 海上災害

平成3年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが平成3年1月1日から平成3年12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）121港における海上災害で消防機関が出動したものは66件あり、このうち34件（51.5%）が火災、8件（12.1%）が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が52件で78.8%を占めている（第62表）。

第62表 主要港湾における消防機関の出動状況

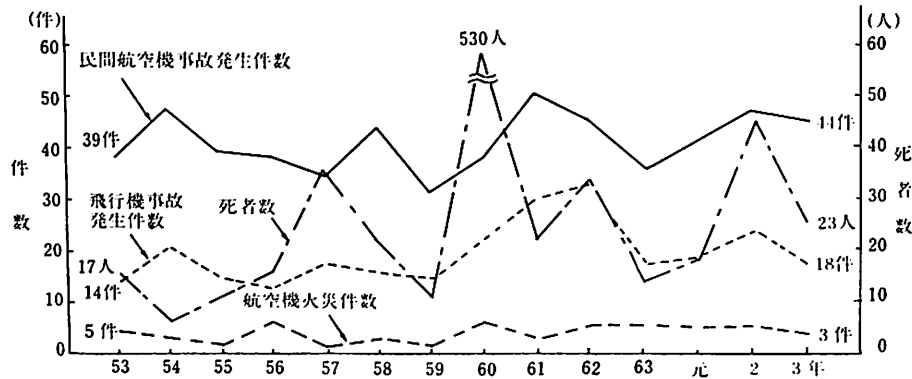
(平成3年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数				総トン数別事故船舶隻数			
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上
					修理・解体中	荷役中	その他				
34	1	8	23	9	11	9	37	52	5	7	2

5 航空機災害

平成3年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は44件発生しており、そのうち回転翼機事故は19件で最も多くなっている。また、民間航空事故による死者は23人となっている（第63図）。

第63図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

平成3年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、63件あり、このうち飛行場内が57件、飛行場外6件となっている。なお、消火、救難活動を実施したものは5件となっている。

第 3 章

消防行政の現況

### 第 3 章 消防行政の現況

#### 第 1 節 消防体制

##### 1 消防組織

###### (1) 常備消防機関

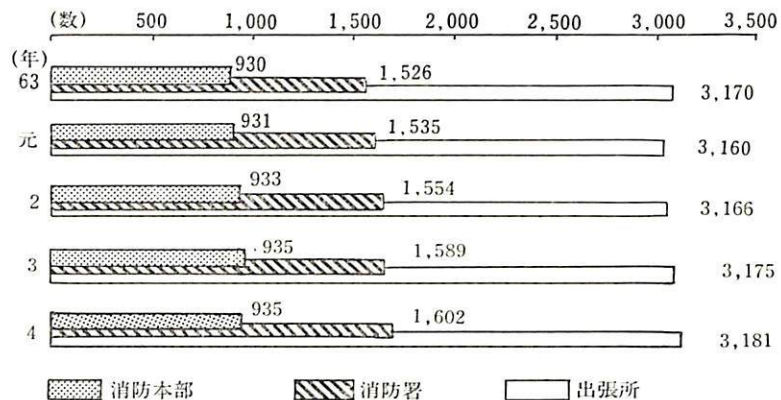
平成 4 年 4 月 1 日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が 935 本部、消防署が 1,602 署、出張所が 3,181 所、消防職員が 13 万 7,388 人となっている。前年と比較すると、消防署は 13 署、消防職員は 2,231 人増加している(第 1—1 表参照)。

第 1—1 表 市町村の消防組織の現況

区 分	平成 4 年 4 月 1 日現在	平成 3 年 4 月 1 日現在	比 較		
			増 減 数	増 減 率 %	
消 防 本 部	935	935	0	—	
消 防 本 部 内 訳	単 独 市	356	353	3	0.8
	単 独 町・村	112	114	△ 2	△ 1.8
	一 部 事 務 組 合	467	468	△ 1	△ 0.2
消 防 署	1,602	1,589	13	0.8	
出 張 所	3,181	3,175	6	0.2	
消 防 職 員 数	137,388	135,157	2,231	1.7	
消 防 団	3,642	3,646	△ 4	△ 0.1	
分 団	25,574	25,559	15	0.1	
非 常 勤 消 防 団 員	986,978	991,521	△ 4,543	△ 0.5	
消 防 団 常 備 部	1	2	△ 1	△ 50.0	
常 勤 消 防 団 員	18	45	△ 27	△ 60.0	

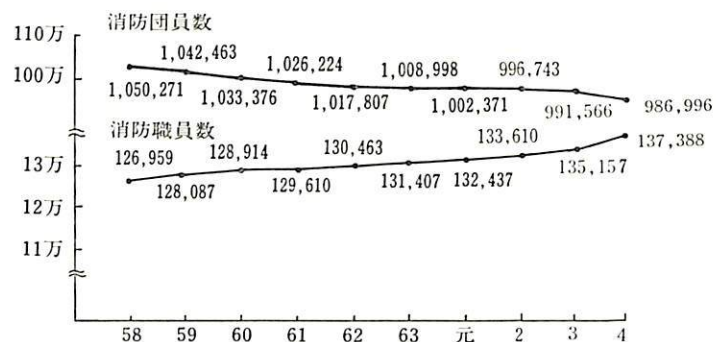
常備化の進展に伴い、消防署数は着実に増加しており、消防職員数もこの 10 年間で 1.1 倍となっている(第 1—2 図、第 1—3 図参照)。

第1—2図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第1—3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

### ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

平成4年4月1日現在、常備化市町村は3,045市町村（うち4町村につい

ては政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で94.1%（市は100%、町村は92.5%）に達し、人口の99.3%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の地域の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を進める必要がある。

### イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近は、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は平成4年4月1日現在、467組合に達しており、その構成市町村数2,419市町村（283市、1,675町、461村）は常備化市町村数全体の79.4%に相当する。

次に、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。平成4年4月1日現在、事務委託市町村数は158市町村（25市、111

町、22村)に達している。

また、消防相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に応援を受けて対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、消防庁ではさらに、消防相互応援の考え方を活用した都道府県単位のより広域的な消防防災体制を確立するため、消防広域応援基本計画の策定及び当該計画に基づく消防広域応援体制の整備を指導しているところである。

## (2) 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

平成4年4月1日現在、消防団は3,642団、消防団員は98万6,996人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。また、団員数は減少



消防団による放水訓練(東京都)

第1-4表 消防団員の年齢構成

(平成4.4.1現在)

区分	年齢						計	平均年齢
	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上		
消防団員数(人)	5,358	259,925	436,797	207,258	63,539	14,119	986,996	35.5
構成比(%)	0.5	26.3	44.3	21.0	6.4	1.4	100.0	

傾向にあり、昭和58年4月1日現在に比べ6万3,275人(6.0%)減少している。

なお、消防団員の年齢構成は、第1-4表のとおり40歳以上の団員が28.8%を占め、また、平均年齢は35.5歳となっており、その高齢化が進んでいる。

## 2 消防施設

### (1) 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。消防

第1-5表 消防機械の保有数

(平成4.4.1現在)(単位:台、艇、機)

区分	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	4,489	14,389	18,878
水槽付消防ポンプ自動車	3,282	675	3,957
はしご付消防自動車	1,234	1	1,235
化学消防自動車	992	10	1,002
救急自動車	4,775	43	4,818
指揮車	1,906	513	2,419
消防艇	46	4	50
救助工作車	839	0	839
林野火災工作車	38	26	64
電源・照明車	168	22	190
小型動力ポンプ積載車	414	27,397	27,811
手引動力ポンプ	77	1,167	1,244
小型動力ポンプ	3,146	51,356	54,502
その他の消防自動車	6,143	767	6,910
ヘリコプター	21	0	21

(注) 消防団は消防団常備部を含む。

活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車、無線機等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

## (2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

第1-6表 消防水利（人工水利）の保有数

区 分	平成 4 年 4月1日現在	平成 3 年 4月1日現在	比 較	
			増 減 数	増 減 率 (%)
全国の現有数	1,518,977 (100.0)	1,472,120 (100.0)	46,857	3.2
消 火 栓	1,120,098 ( 73.7)	1,083,406 ( 73.6)	36,692	3.4
防 火 水 槽	378,462 ( 24.9)	368,386 ( 25.0)	10,076	2.7
20~40m <sup>3</sup> 未満	104,921	104,218	703	0.7
40m <sup>3</sup> 以上	273,541	264,168	9,373	3.5
井 戸	20,417 ( 1.3)	20,328 ( 1.4)	89	0.4
20~40m <sup>3</sup> 未満	9,730	9,881	△ 151	△ 1.5
40m <sup>3</sup> 以上	10,687	10,447	240	2.3

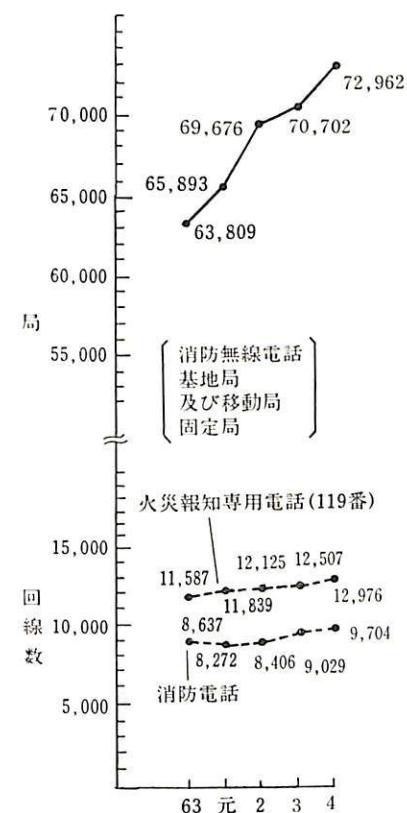
(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。

また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.7%を占めており、防火水槽の割合は24.9%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

## (3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

第1-7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、平成4年4月1日現在、全国の消防機関に1万2,976回線が設置され、逐年増加してきている(第1-7図参照)。

なお、火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、平成4年4月1日現在、全国で、受信装置が59基、発信機が606基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

イ 消防救急通信網

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。また、消防緊急通信指令施設やヘリコプターテレビ電送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

第2節 救急業務

1 実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

平成3年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数282万9,248件、搬送人員276万5,836人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が6万4,297件(2.3%)、搬送人員が6万5,378人(2.4%)増加している(第2-1表)。

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち交通事故による出場件数 (B)	(A)に対する(B)の割合 (%)	(A)のうち急病による出場件数 (C)	(A)に対する(C)の割合 (%)
	件数 (A)	対前年増減率 (%)	人員	対前年増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
62	2,426,852	3.5	2,348,217	3.3	560,932	23.1	1,185,410	48.8
63	2,547,700	5.0	2,468,239	5.1	594,124	23.3	1,261,293	49.5
元	2,656,934	4.3	2,593,753	5.1	645,783	24.3	1,297,379	48.8
2	2,764,951	4.1	2,700,458	4.1	638,965	23.1	1,389,341	50.2
3	2,829,248	2.3	2,765,836	2.4	645,397	22.8	1,428,145	50.5

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均7,751件(前年7,575件)、11.1秒(前年11.4秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、国民の45人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

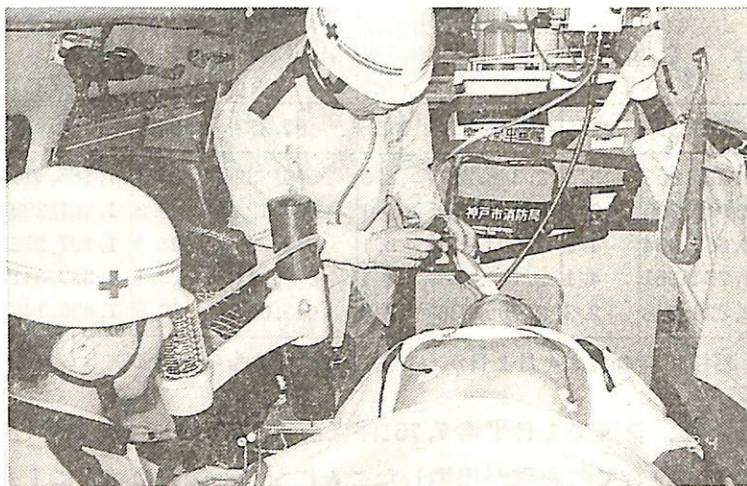
救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている(附属資料24)。

また、急病と交通事故の割合を12大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている(第2-2表)。

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	12大都市				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)
62	396,920	52.6	153,926	20.4	788,490	47.2	407,006	24.3
63	422,333	53.1	163,711	20.6	838,960	47.9	430,413	24.6
元	442,663	52.4	179,745	21.3	854,716	47.1	466,038	25.7
2	473,791	54.0	174,540	19.9	915,550	48.5	464,425	24.6
3	489,253	54.3	174,807	19.4	938,892	48.7	470,590	24.4

(注) 12大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区(事務委託団体に係るものを含む。)をいい、平成元年からは仙台市を含む。(第2-4表についても同じ。)



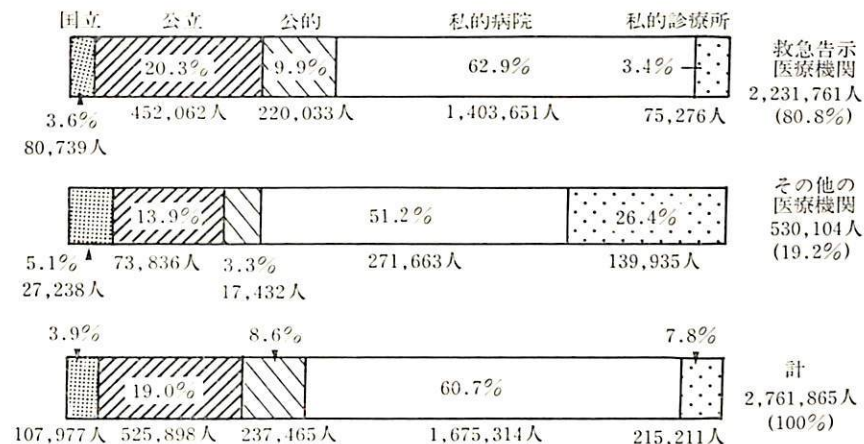
救急活動(神戸市消防局)

(2) 医療機関別搬送人員の状況

平成3年中の搬送人員276万5,836人のうち、医療機関に搬送された救急患者は276万1,865人であり、その80.8%に当たる223万1,761人が救急告示医療機関へ、残り19.2%に当たる53万104人が救急告示医療機関以外の医療機関

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況

(平成3年中)



へ搬送されている(第2-3図)。

(3) 傷病程度別搬送人員の状況

平成3年中の搬送人員276万5,836人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した276万1,939人の状況は第2-4表のとおりであり、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の50.1%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は49.9%となっている。なお、軽症患者の割合は大都市の方が高くなっている。

(4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

平成3年中の急病の内訳をWHO(世界保健機構)が定める国際疾病分類(ICD)の項目別にみると第2-5表のとおりであり、症状・徴候・診断名不明確の状態(20.5%)、脳疾患(15.4%)、心疾患等(13.2%)の順となっている。

(5) 収容所要時間別搬送人員の状況

平成3年中の搬送人員276万5,836人の収容所要時間(救急隊の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)の状況は、第2-6図のとおりである。

第2—4表 傷病程度別

事故種別	区分 傷病程度	12 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		5,813 ( 1.3)	40,666 ( 9.1)	177,662 (39.6)	224,477 (50.0)	448,618 (100.0)	25,548 ( 2.9)	145,157 (16.3)
交 通 事 故		636 ( 0.3)	8,725 ( 4.7)	37,327 (19.9)	140,938 (75.1)	187,626 (100.0)	5,565 ( 1.0)	47,910 ( 8.7)
一 般 負 傷		385 ( 0.4)	4,422 ( 4.4)	26,735 (26.5)	69,401 (68.8)	100,943 (100.0)	1,807 ( 0.9)	23,699 (11.5)
そ の 他		1,041 ( 1.0)	19,959 (19.3)	47,293 (45.8)	34,970 (33.9)	103,263 (100.0)	4,030 ( 1.5)	94,696 (35.2)
計		7,875 ( 0.9)	73,772 ( 8.8)	289,017 (34.4)	469,786 (55.9)	840,450 (100.0)	36,950 ( 1.9)	311,462 (16.2)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。  
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものを  
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。  
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。  
 5 ( )内は構成比を示し、単位は%である。

第2—5表 急病に係る疾病

分類項目別	循 環 系		消 化 系	呼 吸 系	精 神 系
	脳 疾 患	心疾患等			
搬送人員(人)	206,439	176,555	165,475	125,683	70,542
構成比(%)	15.4	13.2	12.3	9.4	5.3

- (注) 1 急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病については初診時における医により分類したものである。  
 2 「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びそ  
 3 「症状・徴候・診断名不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい  
 4 「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病

搬送人員の状況

(平成3年中)

他 の 市 町 村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
355,179 (39.8)	366,689 (41.1)	892,573 (100.0)	31,361 ( 2.3)	185,823 (13.9)	532,841 (39.7)	591,166 (44.1)	1,341,191 (100.0)
136,672 (24.7)	363,096 (65.6)	553,243 (100.0)	6,201 ( 0.8)	56,635 ( 7.6)	173,999 (23.5)	504,034 (68.0)	740,869 (100.0)
60,367 (29.3)	120,451 (58.4)	206,324 (100.0)	2,192 ( 0.7)	28,121 ( 9.2)	87,102 (28.3)	189,852 (61.8)	307,267 (100.0)
111,726 (41.5)	58,897 (21.9)	269,349 (100.0)	5,071 ( 1.4)	114,655 (30.8)	159,019 (42.7)	93,867 (25.2)	372,612 (100.0)
663,944 (34.6)	909,133 (47.3)	1,921,489 (100.0)	44,825 ( 1.6)	385,234 (13.9)	952,961 (34.5)	1,378,919 (49.9)	2,761,939 (100.0)

いう。

分類別搬送人員の状況

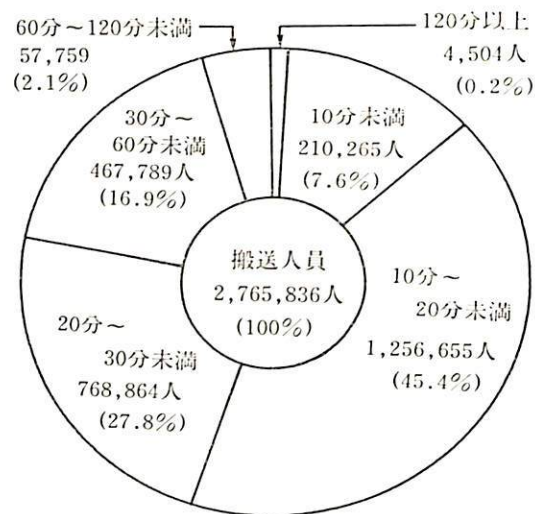
(平成3年中)

感覚系	泌尿系	新生物	その他	症状・徴候・ 診断名不明確 の状態	計
67,858	49,422	14,475	189,293	275,449	1,341,191
5.1	3.7	1.1	14.1	20.5	100.0

師の診断に基づく傷病名をWHO(世界保健機構)で定める国際疾病分類(ICD)

の他の新生物をいう。  
 等の傷病名である。  
 分類の全てである。

第2—6図 収容所要時間別搬送人員の状況  
(平成3年中)



(6) 転送の状況

平成3年中の転送の状況を見ると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.5%に当たる272万4,507人で、残りの1.5%に当たる4万1,329人が転送されている。転送された人員の転送回数別の状況は、第2—7表のとおりであり、転送の理由は処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている(第2—8表)。

第2—7表 転送回数別搬送人員の状況  
(平成3年中)

区分	転送なし	転送あり						計(B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1回	2回	3回	4回	5回以上	小計(A)		
急病	1,320,338	21,671	391	11	0	122,074	1,342,412	1.6	
交通事故	731,492	9,695	223	4	0	9,922	741,414	1.3	
一般負傷	302,658	4,859	102	7	0	4,968	307,626	1.6	
その他	370,019	4,281	79	5	0	4,365	374,384	1.2	
計	2,724,507	40,506	795	27	0	141,329	2,765,836	1.5	

第2—8表 医療機関別転送理由の状況  
(平成3年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	12,604 (47.3)	8,944 (57.6)	21,548 (51.1)
専門外	5,658 (21.2)	3,081 (19.8)	8,739 (20.7)
ベッド満床	4,095 (15.4)	1,180 (7.6)	5,275 (12.5)
医師不在	787 (3.0)	306 (2.0)	1,093 (2.6)
手術中	896 (3.4)	127 (0.8)	1,023 (2.4)
その他	2,612 (9.8)	1,887 (12.2)	4,499 (10.7)
計	26,652 (100.0)	15,525 (100.0)	42,177 (100.0)

(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。

(7) 救急隊員の行った応急処置の状況

平成3年中の搬送人員276万5,836人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は155万18人(搬送人員の56.0%、前年は56.0%)であり、前年に比較し、3万8,366人(2.5%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2—9表)。

(8) 交通事故に対する実施状況

平成3年中の出場件数64万5,397件、搬送人員は74万1,414人で、前年に比較して出場件数が6,432件(1.0%)、搬送人員が1万1,631人(1.6%)増加している(附属資料24、25)。

第 2—9 表 救急隊員の行った応急処置の状況

(平成 3 年中)

処置項目	事故種別					計
	急病	交通事故	一般負傷	その他		
応急処置対象搬送人員	766,443	366,725	197,972	218,878		1,550,018
止血	5,656 (0.5)	84,929 (16.6)	42,617 (15.9)	22,728 (7.2)		155,930 (7.1)
固定	6,042 (0.6)	60,115 (11.8)	33,153 (12.4)	20,848 (6.6)		120,158 (5.5)
人工呼吸	41,927 (3.9)	5,123 (1.0)	3,319 (1.2)	6,342 (2.0)		56,711 (2.6)
心マッサージ	41,282 (3.8)	4,958 (1.0)	3,225 (1.2)	5,755 (1.8)		55,220 (2.5)
酸素吸入	232,690 (21.4)	24,026 (4.7)	9,819 (3.7)	65,080 (20.7)		331,615 (15.2)
気道確保	104,340 (9.6)	13,799 (2.7)	7,105 (2.6)	18,395 (5.8)		143,639 (6.6)
保温	533,670 (49.1)	91,262 (17.9)	63,472 (23.6)	102,136 (32.4)		790,540 (36.2)
被覆	6,414 (0.6)	168,189 (32.9)	81,626 (30.4)	39,375 (12.5)		295,604 (13.6)
その他	114,680 (10.6)	58,602 (11.5)	24,045 (9.0)	34,430 (10.9)		231,757 (10.6)
計	1,086,701 (100.0)	511,003 (100.0)	268,381 (100.0)	315,089 (100.0)		2,181,174 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 ( )内は構成比を示し、単位は%である。

## 2 実施体制

### (1) 実施市町村

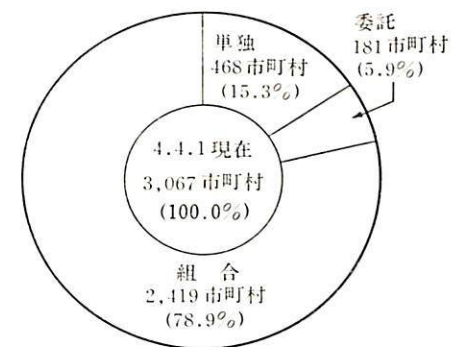
救急業務実施市町村数は、平成 4 年 4 月 1 日現在、3,067 市町村 (663 市、1,910 町、494 村) で前年の 3,066 市町村 (657 市、1,911 町、498 村) に比較して 1 団体増加している (第 2—10 表) (東京特別区は、1 市として計上している。以下同じ)。

第 2—10 表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	63	元	2	3	4
市町村数		214	3,021	3,037	3,054	3,066	3,067
対前年増加数		45	2	16	17	12	1
対前年増加率 (%)		23.6	0.1	0.5	0.6	0.4	0.0
指数		100	1,412	1,419	1,427	1,433	1,433

(注) 実施市町村は、昭和 38 年 (1 月 1 日現在) を除き、各年とも 4 月 1 日現在による。

第 2—11 図 救急業務実施形態の内訳



この結果、全市町村 3,237 のうち、94.7% (前年 94.6%) に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の 99.3% (前年 99.3%) がカバーされることとなった (附属資料 23)。なお、救急業務形態の内訳は第 2—11 図のとおりである (人口は、平成 2 年国勢調査人口による。以下同じ)。

また、実施市町村のうち、3,040 市町村は、消防法施行令第 43 条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、27 町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

### (2) 救急隊

救急隊は、平成 4 年 4 月 1 日現在、4,237 隊設置されており、前年の隊に比べて 85 隊 (2.0%) 増加している (第 2—12 表)。

### (3) 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低 135 時

第2—12表 救急隊数の推移

区 分 \ 年	63	元	2	3	4
救 急 隊 数	3,890	3,955	4,043	4,152	4,237
対前年増加数	80	65	88	109	85
対前年増加率 (%)	2.1	1.7	2.2	2.7	2.0

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。平成4年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で7万9,937人となっており、このうち4万9,959人が、救急隊員として救急業務に従事している。また、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に対応して、消防学校の教育訓練の基準の改正により新設された救急標準課程又は救急II課程の修了者は、それぞれ標準課程901人、II課程3,108人となっている。

#### (4) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、平成4年4月1日現在、4,775台で前年の4,680台に比べ95台(2.0%)増加している。

#### (5) 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であり、平成4年4月1日現在、全国で770基の救急指令装置が整備されている。

#### (6) 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、平成3年度までに厚生省の補助制度を活用し、32都道府県に整備されている。

#### (7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制

高速自動車国道及び瀬戸中央自動車道(以下「高速自動車道国道等」とい

う。)における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成4年3月31日現在、総延長5,092.2kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは5,056.8kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは35.4km(中央自動車道恵那山トンネル24.5km、関越自動車道関越トンネル10.9kmである。また、同公団及び本州四国連絡橋公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

#### (8) 救急業務における感染防止対策

救急隊員は、その職務の性質上、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務をとおして他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、B型肝炎、AIDS(エイズ：後天性免疫不全症候群)の感染予防対策等について消防機関等を指導しているところである。

### 3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成4年4月1日現在、全国で5,611箇所となっている(附属資料26)。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—13表のとおりである。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

#### ① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、平成4年4月1日現在500箇所

第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
63	4,117	1,752	5,869	497
元	4,226	1,704	5,930	502
2	4,303	1,301	5,604	474
3	4,378	1,214	5,592	473
4	4,401	1,210	5,611	475

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在の数値である。

整備された。このほか在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、平成4年4月1日現在379地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、平成4年4月1日現在109箇所整備された。

消防庁では、救急患者の救命効率の向上を図るために傷病者観察カード(スコアカード)の導入、消防機関と救命救急センター等の間の緊急着信専用電話の設置を進めるなど救急医療機関との連携、協力について各都道府県及び市町村に対し指導を行った。

第3節 救 助 活 動

1 実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

平成3年中における全国の救助活動実施状況は、救助活動件数2万3,228件、救助人員2万3,661人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数が1,004件(4.5%)、救助人員が1,066人(4.7%)増加している(第3—1表)。

第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	救 助 活 動 件 数		救 助 人 員	
	件 数	対前年増減率(%)	人 員	対前年増減率(%)
62	18,501	2.3	17,529	△ 7.3
63	19,809	7.1	18,183	3.7
元	21,040	6.2	20,111	10.6
2	22,224	5.6	22,595	12.3
3	23,228	4.5	23,661	4.7

(注) 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。以下データについても同じ。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3—2表のとおりであり、救助出勤人員は、延べ79万4,153人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の77.1%、消防団員については、火災のみで82.7%を占め、水難事故、自然災害を含めると89.0%となっている。

また、救助活動人員は、延べ28万778人となっており、救助活動1件当たり12.1人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は火災の20.6人が最も多く、次に自然災害19.4人で以下水難事故17.3人の順となっている(附属資料27)。

第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況  
(平成3年中)

区分	事故種別										計
	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他		
救助活動数	5,359 (23.1)	12,228 (52.6)	1,037 (4.5)	216 (0.9)	796 (3.4)	1,070 (4.6)	151 (0.7)	6 (0.0)	2,365 (10.2)	23,228 (100)	
救助人員	925 (3.9)	16,441 (69.5)	925 (3.9)	695 (2.9)	1,126 (4.8)	1,155 (4.9)	113 (0.5)	4 (0.0)	2,277 (9.6)	23,661 (100)	
消防職員	救助出動人員	279,943 (43.0)	222,419 (34.1)	24,640 (3.8)	5,131 (0.8)	18,276 (2.8)	21,336 (3.3)	4,355 (0.7)	405 (0.1)	75,012 (11.5)	651,517 (100)
	救助活動人員	96,147 (37.7)	104,200 (40.9)	13,141 (5.2)	2,702 (1.1)	6,821 (2.7)	9,416 (3.7)	1,798 (0.7)	45 (0.0)	20,496 (8.0)	254,766 (100)
消防団員	救助出動人員	117,928 (82.7)	2,566 (1.8)	6,392 (4.5)	2,631 (1.8)	88 (0.1)	83 (0.1)	59 (0.0)	12 (0.0)	12,877 (9.0)	142,636 (100)
	救助活動人員	14,452 (55.6)	1,212 (4.7)	4,808 (18.5)	1,498 (5.8)	3 (0.0)	8 (0.0)	28 (0.1)	0 (0.0)	4,003 (15.4)	26,012 (100)
1件当たりの救助活動人員	20.6	8.6	17.3	19.4	8.6	8.8	12.1	7.5	10.4	12.1	

- (注) 1 ( )内は構成比(%)  
 2 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。  
 3 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

## 2 実施体制

### (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

平成4年4月1日現在、消防法第36条の2の規定及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は842本部となっており、当該消防本部

第3—3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (平成2年国調)
平成4.4.1現在	842	2,818 (645市、1,726町、447村)	119,706,605
平成3.4.1現在	829	2,773 (637市、1,700町、436村)	118,978,178
対前年増減率(%)	1.6	1.6	0.6

の構成市町村(受託市町村を含む)は2,818市町村であり、前年と比較して13消防本部、45市町村に救助隊が新設されている(第3—3表)。

### (2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は842消防本部に1,383隊設置されており、救助隊員は1万9,249人となっている。1消防本部当たり1.6隊の救助隊が設置され、1隊に13.9人の救助隊員が配置されていることとなっている(第3—4表)。

第3—4表 救助隊数及び救助隊員数

区分	救助隊数			救助隊員数		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
自治省令第3条の規定による救助隊	408	975	1,383	5,368	13,881	19,249
うち自治省令第4条の規定による救助隊	342	196	538	4,481	3,157	7,638

### (3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が搭乗する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、救助隊数に比較して不足している資機材が多い。このため、昭和62年度においては、新たに救助資機材等総合整備事業を創設し、整備促進を図っているところである(第3—5表)。

第3-5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材

搭乗車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計			
		826	347	100	369	310	111	348	2,411		
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油圧スレッダー	油圧切断機	可搬エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	
		1,661	1,960	1,219	804	2,042	1,860	1,679	1,165	1,548	10,706
省令別表第2	空ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	油圧削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	濃度測定器	放射線測定器	送風排機	酸素呼吸器	
	1,191	566	562	638	1,288	924	999	831	727	3,031	



救助活動（名古屋市消防局）

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となっており、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、消防職員の救助に関する教育訓練については、従来警防科の救助課程において90時間以上の教育訓練を行うこととされていたが、消防学校の教育訓練の基準を平成元年度に改正し、平成2年4月1日から専科教育の救助科として、146時間以上の教育訓練を行うこととしたほか、教材の開発について検討を行うこととしてい

る。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を樹立し、職場教育を定期的に行っている（第3-6表）。

第3-6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区分	体 練 訓	力 成 練	ロ ー プ 基 本 応 用 練	検 救 訓	索 助 練	各 種 救 助 器 具 取 扱 練	各 種 救 助 事 象 想 定 練	そ の 他 訓 練	計
実施延回数	211,975	77,447	65,112	61,308	29,408	30,742	475,992		
実施人員	1,314,689	484,063	424,621	360,979	200,180	186,770	2,971,302		
実施延時間	307,406	195,412	214,384	115,255	79,412	82,938	994,807		

## 第4節 防 災 体 制

### 1 防災に関する組織・計画

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援等、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置の要求等が定められている。

### (1) 防災体制

#### ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

平成3年度中の開催状況は、都道府県38団体（80.9%）で延べ39回、市区町村1,414団体（43.4%）で延べ1,717回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行うとともに、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、21団体が地震対策部会を、9団体が原子力防災部会を設置するなどにより防災体制の強化が図られている。

#### イ 災害対策本部

平成3年中に、都道府県においては、7団体で延べ31団体、市区町村においては、延べ2,096団体で災害対策本部が設置されている。

#### ウ 防災主管部課

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課（室）を設置しているところもある。特に近年、都道府県の防災上の役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の防災担当部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

#### エ 自主防災組織

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自主的に結成する組織である。平成4年4月1日現在の自主防災組織数は、全国で6万5,437となっている。また、自主防災組織を有する市区町村は2,046団体あり、自主防災組織が結成されている組織の地域の世帯数は1,816万3,212で、全世帯数に対する割合は42.8%となっている。

## (2) 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

平成4年4月1日現在、都道府県地域防災計画は全都道府県において、また市町村地域防災計画も、ほぼすべての団体に作成されており、いずれも地域における総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、近年は34都道府県において震災対策計画が、14道府県において原子力災害対策計画が作成されるなど、一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画を作成する団体が増えている。

## (3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対し、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実戦的な防災訓練を実施するよう指導している。

平成3年度においては、都道府県が延べ233回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ4,125回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災、土砂災害の順となっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合(実働)訓練が圧倒的となっている(附属資料14)。

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。平成4年3月31日現在、全国3,260市区町村のうち、2,647市区町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は9,013万人となっている。平成3年度中の防火防災訓練災害補償等共済てん補金の対象件数は11件となっている。

## 2 情報通信体制

災害において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため、消防庁では、総合的な消防防災無線通信ネットワークの強化を目指し、地方公共団体と一体となって、次のような情報通信体制の整備を推進している。

### (1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線網

消防庁と都道府県を結ぶ無線網には、地上通信系と衛星通信系とがある。

地上通信系は、消防庁と47都道府県とを地上系無線網で結ぶ通信網である。現在、消防庁所属の206局の無線局(建設省無線設備と共用)と各都道府県所属の無線局により構成されており、1道府県当り1回線(東京都のみ2回線)の直通回線により電話及びファクシミリによる相互通信と消防庁からの一斉伝達を行っている。

衛星通信系は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に無線回線を集中して割り当てることができる通信網である。昭和58年度から国庫補助制度を設け東海地域及び南関東地域の各県地球局整備を図ってきた。現在、通信衛星「さくら3号」を利用して、消防庁と愛知県、静岡県、千葉県、山梨県、神奈川県、長野県、埼玉県及び岐阜県との間で運用中である。

### (2) 都道府県防災行政無線網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村、消防本部のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この無線網は、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から市町村等関係防災機関へ一斉伝達する機能を有し、災害時には、地域の情報を収集するための車両等との通信も可能である。

消防庁では、この整備事業に対し、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであり、平成4年8月末現在、44都道府県で運

用中、3県が整備中である。

また、地域衛星通信ネットワークを導入した都道府県防災行政無線の衛星通信系の整備も進められており、平成4年8月末現在8都県において運用が行われている。

### (3) 市町村の消防・防災無線網

#### ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線網

市町村と集落等を結ぶ無線網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

同報系無線は、一方向の情報伝達手段として、市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる無線施設であり、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効である。また、移動系無線は、相互に通信できる無線施設のため、市町村の災害対策本部が集落の被災状況等を迅速かつ的確に把握するために有効であり、災害対策を効果的に行うためには、これら両施設の一体的整備が必要である。

消防庁では、特に台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等、防災対策の強化が急がれる地域の市町村に対して、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであるが、平成4年3月31日現在、同報系50.0%、移動系74.2%の整備率にとどまっている。このため、消防庁では、昭和61年度から新たに防災まちづくり事業によってもその整備が可能となったことに伴い、従来の国庫補助制度のほか、この事業による活用整備を強力に推進しているところである。

また、地域防災無線は、既存の市町村防災行政無線の移動系を高度化したものとして、防災関係機関や生活関連機関に配置することにより、災害時においてより地域に密着した情報を収集・伝達することが可能となるものである。既存のシステムとこのシステムとの有機的連携が図られる総合的な施設整備の促進に努めているところである。

#### イ 消防・救急無線網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自

動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うための無線網である。平成4年4月1日現在7万2,962局が運用されており、この一年間に2,260局が増加した。

このほか、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したテレビカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を消防本部にファイリングしておき、火災現場等に伝送するなど機能の高度化が図られている。



災害救急情報センター（東京消防庁）

### (4) 全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク

全国の地方公共団体が共同して民間の通信衛星の中継器を借り上げ、衛星通信システムを導入することにより①都道府県防災行政無線の機能の拡充・強化、②行政情報伝送の効率化、③地域からの情報発信の活性化等を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワークが、平成3年12月から運用開始されている。

これに対応して、国（消防庁）及び地方公共団体が同ネットワークに加入する地球局を整備すれば、消防庁と都道府県、都道府県と市町村を結ぶ無線網の多ルート化と多様化が図られ、有事における通信網の信頼性が確保されることとなる。このため、消防庁では、国民の生命、身体の安全を守る立場

から、早期に全国の消防・防災機関が同ネットワークに加入する衛星通信全国ネットワーク化が実現できるよう、地方公共団体に対し積極的に指導しているところである。

#### (5) その他の防災通信

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場では、消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関がそれぞれ災害応急活動を行うこととなる。これら異なる組織が協力して効果的な防災活動を行うためには、異なる組織体相互間の情報交換のための通信が必要である。このため、これら防災関係機関相互間では、防災相互通信用無線（共通波）や有線による専用回線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村に対し、防災相互通信用無線施設を整備するとともに、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立しておくよう指導しているところである。

## 第5節 広域応援体制

### 1 消防広域応援体制の整備

#### (1) 広域応援体制の推進

地震、風水害、林野火災等その被害が大規模で広域に及ぶ災害や高層建築物火災、石油コンビナート火災等の特殊災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは充分でない場合があり、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うことができるよう広域的な消防応援体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防応援を行えるよう消防相互応援協定の締結が進められている。市町村間等の消防相互応援協定の現況は、平成4年4月1日現在、都道府県内隣接市町村のみの協定数2,279、都道府県外を含む協定数512、全国協定総数2,791であり、応援災害別分類(重複計上)では、火災2,674、風水害1,984、救急2,057、救助1,871、その他1,633であった。また、現在、北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の38都道府県が全都府県下を統一した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路（東名高速道路消防相互応援協定他）、港湾（東京湾消防相互応援協定他）、林野火災（四国西南地域消防相互応援協定他）や航空機（大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定他）がある。

このほか消防組織法においては、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要のあるときは、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措

置に関して指示することができ、更に消防庁長官は都道府県知事からの要請があったとき、他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため必要な措置を求めることができることとされている。

消防庁では、これら消防相互応援の制度をより有効に活用し、効果的な消防広域応援体制を確立するため昭和62年5月に消防庁内に「消防広域応援体制検討委員会」を設置し、消防広域応援体制の整備と運用について検討を行い、「消防広域応援体制の整備と運用に関する報告書」を取りまとめた。消防庁では、この報告書を指標として消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導しており、平成4年4月現在、北海道、岩手県、茨城県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、長崎県及び鹿児島県の15道府県がこの報告書に沿った整備を図っている。また、同委員会では消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」を、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」を、平成元年度に「石油コンビナート等災害活動マニュアル」を作成し、委員会の報告を受けて各消防本部及び都道府県に通知した。

さらに、消防広域応援を推進するため、都道府県下を統一した消防相互応援協定の締結の促進、全国的な広域航空消防防災体制の構築、無線通信運用体制の充実及び同一都道府県内での市町村の区域を越えて行われる消防広域応援に対する消防広域応援交付金制度の整備について今後検討していく必要がある。

## (2) 広域航空消防応援

航空消防応援については、昭和61年5月に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細則」を策定し、消防機関の保有するヘリコプターによる広域的応援について消防庁長官の都道府県の区域を越えた消防広域応援出動の要請に関する制度の積極的運用がなされるよう、応援可能地域の明示、応援要請の手

続きの明確化等を図った。さらに、昭和62年度からは消防広域応援交付金制度を整備し、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われる消防広域応援に対し、応援市町村に広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなった。平成3年度中に消防広域応援交付金制度の適用となった事例は13件あった(第5-1表参照)。

第5-1表 消防広域応援交付金制度適用事例

災害名称	受援市町村	応援消防本部	応援内容
長崎県島原市 雲仙岳噴火災害 (3.5~3.10)	島原地域 広域市町村 圏組合	福岡市消防局	ヘリコプター1機空中消火・ 状況調査等 計10回
茨城県霞ヶ浦 航空機遭難事故 (3.7.24~25)	稲敷地方広 域市町村圏 事務組合	東京消防庁	ヘリコプター2機捜索活動
兵庫県西淡町 淡路島林野火災 (4.1.24)	淡路広域 事務組合	京都市消防局	ヘリコプター1機空中消火
香川県内海町 小豆島林野火災 (4.2.28)	小豆地区	神戸市消防局	ヘリコプター1機空中消火

## 2 広域防災応援体制の整備

大規模、広域的な災害に適切に対処するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域防災応援体制の確立を推進する必要がある。

地方公共団体間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方防災会議の協議会の設置、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対する応援の要求、地方自治法に基づく地方公共団体の長等相互間の職員の派遣の要求、消防組織法に基づく消防に関する市町村間の相互応援、水防法に基づく水防管理者から他の水防管理者等に対する応援要求等がある。

また、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等から指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要求、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛庁長官等に対する部隊等の派遣の要請等がある。

災害発生時において、これらの制度を迅速かつ的確に運用するためには、関係機関相互間において、あらかじめ協定を締結することなどにより、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について、あらかじめ具体的に定めておくことが望まれるが、このような広域防災応援協定の締結状況をみると、まず、都道府県間の応援協定は、平成4年4月1日現在、わずか6協定にとどまっており、これらの協定に関与していない府県が17団体にのぼっている。また、その内容も、抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分でない状況にある。さらに、自衛隊との協定を締結している都道府県は多いが、その他の防災関係機関との間の連絡調整、連携については必ずしも十分なものはなっていないこと、食糧や物資の供給、水道復旧、医療活動等の個別応援分野ごとの協定も、ごく一部の都道府県で締結されているにすぎないことなどの問題もある。

こうした状況の中で、消防庁においては、「広域防災応援体制調査検討委員会」を設けて、災害特性に応じた望ましい都道府県の広域防災応援体制の在り方について調査研究を行い、その結果を踏まえて、主として都道府県間の広域防災応援を中心として、応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成してきた。今後、この研究の成果を踏まえ、適切な広域応援体制の確立を図っていく必要がある。

## 第6節 風水害対策等

### 1 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴う崖崩れ、土石流等の土砂災害により、多くの人的被害が生じている。

このように、近年の風水害対策においては、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報収集伝達・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、土砂災害時の警戒避難体制及び情報収集伝達体制等について検討し、その結果を踏まえて、主に次のような項目について地方公共団体に対し指導を進めている。

#### (1) 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に地方防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに地域防災計画の内容の見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、平成4年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している都道府県は1団体、市町村は90団体である。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あらかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第4節、2参照）。

さらに、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでお

り、平成3年度中には、都道府県では35団体で59回、市町村では延べ807団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

## (2) 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、崖崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかし、最近の崖崩れや土石流等の災害は、これら指定区域等以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

## (3) 警戒避難体制の確立

### ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間で崖崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えており、今後こうした体制の一層の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に警戒を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

## イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、特に、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底することが極めて重要である。この際、高齢者、心身障害者、乳幼児、傷病者などのいわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

## (4) 二次災害防止対策の強化

台風、集中豪雨等に伴う崖崩れ、土石流等土砂災害の発生が予想され、住民が避難したが、豪雨もおさまりに、住民が帰宅した後に土砂災害により人的被害が生じた事例や、被災現場での救出救助活動中において、一刻も早い救出を実施するため、危険な状況下で活動が継続され、二次崩壊が発生し、更に甚大な被害に拡大した事例がみられるところである。

消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も引き続き気象情報、災害現場の地理的状況の変化等について十分に留意して警戒監視を行うとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を講じ、安全が確認されるまで避難指示の発令を継続すること、特に、行方不明者の捜索、応急復旧対策の実施に当たっては、十分な警戒、監視を行うことなど、二次災害防止対策の強化について指導している。

## 2 活動火山対策

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火、昭和61年11月の伊豆大島噴火、昭和63年12月の十勝岳噴火など近年特に活発な火山活動が見ら

れたこと、また、平成2年11月17日に198年ぶりに噴火した雲仙岳は、平成3年5月以降火山活動が活発化し、火砕流及び土石流の頻発により周辺に人的被害を含む多大の被害をもたらした事等にかんがみ、活動火山対策のより一層の推進を図る必要がある。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに伊豆大島の大島町及び十勝岳の美瑛町に対し、ヘリコプター離着陸用広場、避難壕及び避難舎といった避難施設整備に要する費用の一部を補助している。

また、雲仙岳が平成2年11月に噴火して以降、活発な活動を続けていることから、平成3年9月には島原市及び深江町の一部が、同法に基づく避難施設緊急整備地域に指定され消防庁としても、避難施設緊急整備計画に定められたヘリコプター離着陸用広場の整備のため、その費用の一部を平成4年度において補助している。

加えて、雲仙岳噴火災害における貴重な経験を基に、平成4年度から、住民の避難、救出救助及び災害情報の収集伝達等の活動のために使用する耐熱装甲型救助活動車及び火山噴火災害特殊避難車を補助対象に加え、火山噴火災害に対する消防の対応力強化を図るとともに、火山を有する都道府県及び市町村が自らの手により噴火災害に強いまちづくりを推進できるように、火山活動情報教育施設、大規模避難宿泊施設、避難休憩施設、火山活動情報表示施設などの火山対策施設を、防災まちづくり事業の対象に加えている。

さらに、火山を有する関係地方公共団体に対し、①地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的に実践的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

#### (1) 地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山噴火災害に関する地域防災計画を整備しているところであり、都道府県で4団体、市町村で17団体が整備している。

また、整備済の団体においては、最新資料の活用等により適宜見直しが行われているところである。

#### (2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署や大学等、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

#### (3) 広域的な連絡・協力体制の整備

火山周辺の地方公共団体が複数ある火山にあっては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、雲仙岳、草津白根山、有珠山、十勝岳、北海道駒ヶ岳の7火山の関係市町村で防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

#### (4) 避難体制の整備

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう、その伝達体制が確立されている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災関係機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な誘導が行えるようになっている。

#### (5) 観光客対策の整備

観光客、登山者等の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

## (6) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実践的な防災訓練が実施されている。また、その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

# 第7節 震 災 対 策

## 1 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画(震災対策編)、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発等震災対策に関する調査研究等の施策を推進している。

特に、昭和58年(1983年)日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策の総合的推進に関する調査研究を行い、その結果に基づき、津波情報伝達体制の整備、津波監視体制の充実等地域防災計画の見直しを含む津波対策の推進についての指導を強化している。

また、地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、危険物に関する規制の強化、消防用設備の技術上の基準の強化、消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備による消防力の充実等の施策を実施するとともに、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等大震火災対策施設等の整備を推進している。

平成3年度末までの補助事業による大震火災対策施設等の整備状況は第7-1表のとおりである。

なお、避難標識の設置等については、公益法人による助成が行われている。

### (1) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域(第7-2表、第7-3図)においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画を、また、病院、百貨店、劇場、鉄道事業等地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者が地震防災応急計画を作成している。消防庁では、この

第7—1表 大震火災対策施設等の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～平成3年度		左のうち平成3年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽(60m <sup>3</sup> )	635 (523)	1,745 (1,513)	73 (63)	222 (201)
〃 (100m <sup>3</sup> )	3,942 (680)	12,092 (2,895)	137 (24)	526 (122)
〃 (飲料水兼用60m <sup>3</sup> )	1 (1)	5 (5)	1 (1)	5 (5)
〃 (飲料水兼用100m <sup>3</sup> )	180 (74)	927 (477)	24 (12)	153 (96)
〃 (飲料水兼用1,500m <sup>3</sup> )	32	2,333	1	79
可搬式小型動力ポンプ	5,596 (2,059)	2,208 (1,084)	97 (44)	46 (25)
電 源 車(大型)	51	451	—	—
〃 (小型)	21	75	1	4
起 震 車	72	212	2	7
防 災 指 導 車	20	140	3	23
震 災 救 援 車	8	39	—	—
備 蓄 倉 庫	30	456	3	18
多 重 情 報 処 理 車	2	19	—	—
震 災 工 作 車	1	11	—	—
そ の 他	8	224	—	—
計	—	20,937 (5,974)	—	1,083 (449)

(注) 1 ( )内の数値は、地震防災対策強化地域分の内数である。  
2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、計画策定のための指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体のすべてが作成済みであり、地震防災応急計画は、約4万2千の対象事業所のうち約8割の事業所において作成済みとなっている。

地震防災対策強化地域における地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に

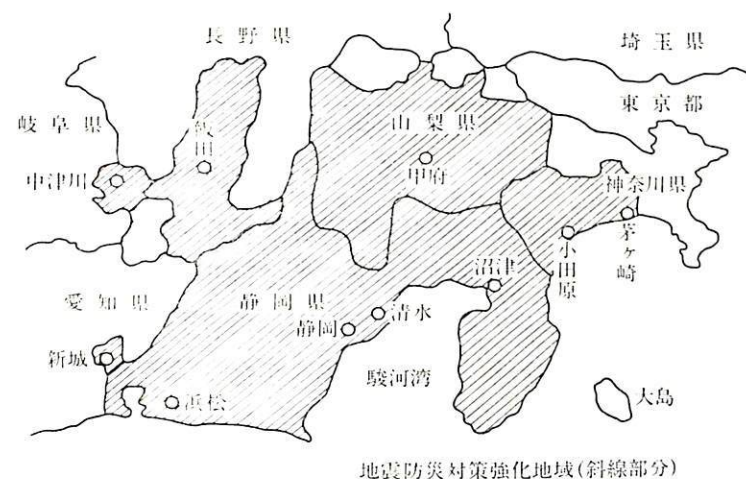
第7—2表 地震防災対策強化地域一覧表

県 名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡富田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全 域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

なお、長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月1日付で同県飯田市に合併・編入、静岡県浜名郡可美村は、平成3年5月1日付で同県浜松市に編入されている。

第7—3図 地震防災対策強化地域指定状況



地震防災対策強化地域(斜線部分)

係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。この特例措置の対象となる消防用施設は、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽であり、国の負担割合が2分の1（通常は3分の1）とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

なお、この法律の有効期限は、平成2年3月、同法の一部改正法が成立し、平成7年3月31日までの5年間再延長された。この有効期間の延長に伴い、地震対策緊急整備事業計画も平成6年度までの15年間に計画変更されている。地震防災上緊急に整備すべき事業は、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関するもので、15年間計画の総事業費は、7,703億円となっている。

今後も、この計画に基づき整備を進めることとしている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第7-4表のとおりである。

第7-4表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

（単位：億円）

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	126
小 型 動 力 ポ ン プ	8
防 火 水 槽	161
消 防 専 用 電 話 装 置	3
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	13
耐 震 性 貯 水 槽	110
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	21
そ の 他	64
計	506

（注）「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用対象外の施設である。

## （2）南関東地域における震災対策

南関東地域は、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、ここに大規模な地震が発生した場合には、その受ける被害は甚大かつ広範なものとなるおそれがあるため、昭和63年12月6日の中央防災会議において「南関東地域震災応急対策活動要領」が決定された。

消防庁では、同活動要領の趣旨を踏まえ、広域応援体制の整備充実、緊急輸送の確立、救助・救急体制の確立、情報伝達及び広報体制の確立、災害応急対策の強化、防災意識の啓発、周辺地域と一体となった防災訓練の実施など震災対策の充実を図るよう指導している。また、平成4年8月21日の中央防災会議において「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が決定されたことも踏まえ、震災対策用施設・設備の整備の促進、都市型地震災害の防止・軽減対策の推進、防災体制の充実強化等について指導している。

## （3）その他の地域における震災対策

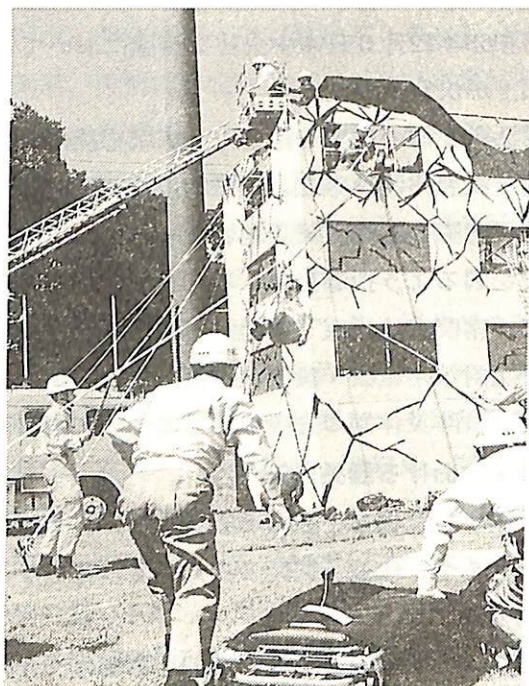
大規模な地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域及び南関東地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施などの震災対策に万全を期すよう指導している。

## （4）総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定並びに、東海地域及び南関東地域に大規模地震が発生したとの想定の下に、防災週間の主たる行事として、平成4年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、24指定行政機関、19指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の災害応急対策訓練を行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置



総合防災訓練（東京都）

及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県との情報伝達訓練等を実施した。

#### （5） 震災対策に関する研究

消防庁は、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画上震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定めることの重要性から昭和60年度から昭和62年度までの3か年において震災対策計画策定マニュアルの作成について調査研究を行った。

また、昭和63年度から平成2年度の3か年間に於いては、大規模地震災害時における適切な情報伝達に関する調査研究を行った。

平成3年度から平成5年度までの3か年計画では、実践的な地震防災訓練

方法のあり方についての検討を行うこととし、平成4年度においては、平成3年度に引き続き地方公共団体が行っている地震防災訓練の現状と問題点について検討を行っている。また、南関東地域に係る大規模な地震対策について、人口、諸機能が集中している南関東地域の特性に応じた地震対策並びに広域的な地震対策の検討を行うこととしている。平成3年度においては、避難は対策上の問題点及び災害対策本部における情報処理について検討を行ったところであり、平成4年度においては、震災対策用施設・設備の整備のあり方について検討を行っている。

## 2 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の様相も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、物資の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

平成3年度における都道府県及び市区町村を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

### （1） 地域防災計画（震災対策編）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが33都道府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが14県という状況となっている。

次いで市区町村においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが473市区町村、「節」等を設けているものが1,732市区町村、「その他災害等」として扱っているものが292市区町村となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で16団体、市区町村で311団体となっている。

### （2） 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、平成4年4月1日現在、市区

町村において62,221箇所が指定されている。その内容は第7-5表のとおりである。

第7-5表 市区町村における避難場所の指定状況

(平成4.4.1現在)

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
62,221	88,205 ha	20ha以上	585	28,863 ha	学 校 (校庭・グラウンド)	27,603	38,086 ha
					保育所・幼稚園の広場	3,447	990
		20ha未満 10ha以上	648	7,397 ha	公 園 ・ 広 場	11,379	21,348
					河 川 敷	344	4,742
		10ha未満	60,988	51,945 ha	グ ラ ン ド (学 校 以 外)	2,664	5,484
			社 社 ・ 寺 院 の 境 内 等	2,642	1,103		
			そ の 他	14,142	16,452		

また、避難路の指定については、179市区町村が指定している。

(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

平成3年度においては、40都道府県と893市区町村が総合防災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、市区町村にあっては、総合訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い(第7-6表)。

第7-6表 市区町村における震災訓練の実施状況

(平成3年度)(単位:回、人、団体)

区分	総合訓練	個別訓練								
		職員参加訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練	
訓練実施延回数	1,211	552	2,288	8,999	5,190	4,147	1,080	65	2,088	
参加人員	5,128,371	53,000	283,551	828,979	1,266,832	391,034	164,797	7,699	369,393	
団体数	893	260	396	415	313	227	119	31	109	

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、各地方公共団体において、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

(4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な物資の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

平成4年4月1日現在、主な物資の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7-7表のとおりである。

第7-7表 主な備蓄物資の状況

(平成4.4.1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄											
	乾パン	トイ ン類 類	米	缶詰		水	ロ ソ ク	懐 中 電 灯	毛 布	テ ン ト	担 架	簡 易 ト イ レ
都道府県数	8	0	2	3	2	3	9	1	27	12	9	8
市区町村数	315	8	54	159	63	111	185	649	655	622	470	189

区分	流 通 在 庫 備 蓄											
	乾パン	トイ ン類 類	米	缶詰		水	ロ ソ ク	懐 中 電 灯	毛 布	テ ン ト	担 架	簡 易 ト イ レ
都道府県数	10	4	14	2	3	3	3	3	5	2	1	1
市区町村数	117	118	273	98	141	72	106	100	152	50	31	31

これらの物資を備蓄するため、42都道府県において1,405棟、1,811市区町村において9,362棟の備蓄倉庫を設置している。

また、備蓄倉庫等の借上げは15都県において、156棟110市区町村において376棟となっている。

(5) 震災対策施設の整備事業

平成3年度において、震災対策施設の整備促進のため、都道府県が国庫補助事業として実施した事業費は203億7,200万円(3団体)、単独事業として実施した事業費は300億4,200万円(17団体)である。

また、震災対策施設の整備促進のため、市区町村が国庫補助事業で実施した事業費は486億6,900万円(408団体)、単独事業として実施した事業費は971億2,500万円(1,099団体)である。

このうち、単独事業として実施したものは第7-8表のとおりである。

第7-8表 単独事業として実施した震災対策施設整備事業

(平成3年度)(単位:百万円)

事業名	都道府県数	事業費	市区町村数	事業費
避難地・避難路整備事業	1	2	132	63,952
防災行政無線整備事業	15	15,172	417	10,183
備蓄倉庫整備事業	4	50	126	1,233
防災センター整備事業	3	2,228	31	2,585
防災用資機材等整備事業	2	222	294	1,264
耐震性貯水槽整備事業	1	403	382	5,186
大震用車両整備事業	0	0	35	135
自主防災組織の整備育成費	0	0	392	1,296
地震観測機器整備事業	2	28	5	17
備蓄物資整備事業	4	73	284	2,406
その他	3	11,864	126	8,868
合計	17	30,042	1,099	97,125

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第7-9表のとおりである。

なお、地方公共団体と公共的機関等との応援協定等の締結状況は、第7-10表のとおりである。

第7-9表 震災時相互応援協定の締結状況

(平成4.4.1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)
防災相互応援協定	岡山、香川 (2)

第7-10表 地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況

(平成4.4.1現在)(団体数)

区 分	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定
都道府県数	45	30	8	10
市区町村数	55	299	135	192

## 第8節 地域防災計画の見直しの推進

### 1 地域防災計画の現況

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされているが、平成3年度においては、主に災害発生危険箇所の追加、情報連絡体制の強化等のために、都道府県では39団体が、市町村では939団体が、それぞれ修正を行っている。

消防庁においては、地域防災計画の内容をより具体的なものとするとともに、その前提として地域の災害の危険性を総合的かつ科学的に評価する必要があると考えており、災害応急対策システムに関する調査研究、防災アセスメントに関する調査研究等の成果を踏まえ、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところである。

### 2 防災アセスメントの推進

①の防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業であり、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための前提となる。

そこで、消防庁においては、防災アセスメントの実施に関するマニュアルを作成するとともに、地方公共団体に対しその実施を指導しているところであるが、平成3年度に、防災アセスメントを実施した上で地域防災計画を修正した地方公共団体は、12市町村にとどまっている。これは、その実施には専門的知識・能力が必要であること等によるものと考えられ、今後、その実

施に向けて努力する必要がある。

### 3 地区別防災カルテの整備

⑤の地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわかりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の自主的な防災活動の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

消防庁においては、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するよう指導するとともに、地区別防災カルテ作成のマニュアルを作成したところである。また、昭和63年度から、地区別防災カルテの作成に要する経費の一部が特別交付税で措置されることとなり、その作成を推進している。

平成3年度に、地区別防災カルテの作成に伴って地域防災計画の作成を行った市町村は、14団体であり、平成4年4月1日現在、全国で173市町村において地区別防災カルテが整備されている。

今後、地区別防災カルテの一層の整備を図るとともに、災害危険区域の指定、見直しについても積極的に推進し、地域防災計画を常に現実に即した実効性のあるものにする必要がある。

## 第9節 防災意識の高揚と自主防災体制

### 1 防災意識の高揚

#### (1) 火災予防運動

##### ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化等に伴い、火災等の災害の要因が多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。このため、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提案し、国民に対する防火意識の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

##### ア 秋季全国火災予防運動（平成3年11月9日～11月15日）

平成3年秋季全国火災予防運動では、「毎日が火の元警報発令中」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 近年の建物火災による死者（放火自殺者を除く。）のうち約9割は住宅の火災によるものであり、また、高齢者層の火災における死者の発生率は、若年層に比べ格段に高く、今後一層の高齢化が進むにつれて、火災による高齢者の死者数が増加していくものと考えられるため、住宅における火災の発生防止及び住宅火災による高齢者等の死者の発生防止の対策等を強力に推進すること。
- ② 物品販売店舗、旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物においては、兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店火災にも見られるように、一たび火災が拡大した場合、大きな混乱が懸念されることから、消火訓練及び避難訓練の徹底、防火基準適合表示制度の普及推進等、これら防火対象物の防火安全の確保を図ること。
- ③ 火災による死者のなかで、高齢者、乳幼児、病气又は身体不自由の者

等自力避難が困難な者の占める割合が高いことから、これらの人々が多数入所している社会福祉施設並びに病院における初期消火対策の強化、夜間を含めた防火管理体制の整備等、これらの施設における適切な防火安全対策を図ること。

- ④ 大規模な地震発生に伴う火災の同時多発の危険性が指摘されていること及び大都市を中心とした放火も依然として増加していることから、自主的な近隣居住者の相互協力による地域ぐるみの防火安全体制の確立を図ること。

##### イ 春季全国火災予防運動（平成4年3月1日～3月7日）

平成4年春季全国火災予防運動では、前年の秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、出火防止のため国民が特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定めており、広く国民に呼びかけることとした。

##### <火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強い時は、たき火をしない。
- 4 天ぶらを掲げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

##### イ 全国山火事予防運動（平成4年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の前半において実施してきた。平成2年からは、春季全国火災予防運動が3月1日から3月7日までの1週間となったことから、これにあわせて全国山火事予防運動も同期間に実

施した。

平成4年の全国山火事予防運動では、「守ります 山の緑と防火のマナー」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓蒙活動、駅、市役所・町村役場、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓蒙、消防訓練、研究会等の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（平成4年3月1日～3月7日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、平成3年の車両火災予防運動では、車両、車庫、駅舎等の対象物に対して査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

エ 文化財防火デー（平成4年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しており、平成4年は、広報活動によりその趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁に

おいては、テレビ放送を利用して、火災予防や初期消火の心構え、風雨水害等への心構え、地震発生時の対応等といった防災知識の普及啓発を行っており、平成3年度に行った普及啓発事業の内容は第9-1表のとおりである。

第9-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況  
(平成3年度)

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ5分間番組 (ご存じですか?) 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	隔週木曜日(25回) (4月から1年間)

また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

(3) 119番の日

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から毎年11月9日を「119番の日」として設定している。

平成3年の119番の日は、「住宅防火対策の推進に向けて」と題したシンポジウムを、消防本部では、消防通信司令センターの見学会や119番通報訓練等の行事を実施したほか、ポスターの作成等の広報活動を行い、「119番の日」の趣旨の徹底を図った。

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

ア 地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

平成4年4月1日現在では、全国3,260市区町村のうち、2,046市区町村で6万5,437の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は、42.8%となっている。組織率の高いところは、静岡県98.4%、山梨県95.6%、神奈川県81.3%、愛知県78.7%、岐阜県77.4%、東京都72.6%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところも7府県あり、地域によって差が著しい（附属資料18）。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するために、延べ1,497市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,359市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は平成3年度で合計21億7,651万円に達している。消防庁としても、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている自主防災組織が備える資機材に対する補助への協力、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っているところである。

自主防災組織の育成強化方策としては、自主防災組織の活動を日常化させるとともに、防災に関する情報の積極的な提供、災害補償制度の充実、防災センターの整備に対する補助を行い、自主防災活動の条件整備を図る。

また、自主防災組織を地域福祉活動の一つとして位置づけ、地域全般における福祉活動、ボランティア活動等の中から形成される「総合コミュニティ」として、自主防災組織の意義を明確にすることも有効である。

消防庁においては、昭和60年度まで、これらの整備について補助を行ってきたところであり、この結果、昭和60年度までに補助事業により整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。

また、昭和61年度以降は、防災まちづくり事業により、整備を図っているところであり、同事業により、昭和61年度に11箇所、昭和62年度に21箇所、昭和63年度に14箇所、平成元年度に9箇所、平成2年度に22箇所、平成3年度に18箇所の防災センターが整備された。

#### イ 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における防火の分野では大きなウェイトを占める婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

なお、平成4年4月1日現在、全国の組織数は1万4,748団体、244万9,671人となっている。

平成3年度には、女性に期待される防災上の役割、その有資格者の活用方策、防災上の問題点とその解決策を示すため、調査検討委員会において、女性の能力活用に関する検討を行った。

#### ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され



少年消防クラブの活動（福岡市）

るもので、幼いころから火災を予防する方法や火についての問題を身近な生活の中から見出すとともに、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められている。

また、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、毎年、少年消防クラブやその指導者のうち優良なクラブと指導者に対して、その功績を表彰しており、平成4年3月には15クラブに対して表彰旗を、35クラブに対して表彰楯を、及び指導者13名に対して記念品を授与して表彰を行った。

なお、平成4年5月1日現在の組織数は、6,104団体、54万852人となっている。

#### エ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地を育成するため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成4年5月1日現在の組織数は、1万1,955団体、107万7,152人となっている。

### (2) 事業所の自主防災体制

#### ア 自主防火管理体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、火災初期の適切な対応が重要であることから、消防用設備等の設置維持とともに、自らを守るための自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法では、一定の防火対象物に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

#### イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。平成4年3月31日現在、その数は35組織あり、51台の化学消防自動車、202人の専任隊員が配置されている。

なお、石油コンビナート等災害防止法による特定事業所については、別途、同法に基づき総合的な防災組織である自衛防災組織が設置されることとされている。

#### ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

#### エ 事業所の自主防災組織

ア～ウのほか、法令等により自衛防災組織等の設置が義務づけられていない事業所において、任意に自主防災組織が設置される場合が多くなってきており、その数は、平成4年4月1日現在、4,524組織となっている。

さらに、最近では、地方公共団体の指導により、一部の事業所の自主防災組織にあつては、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めるなど、事業所の域を越えて積極的に活動をしているところもみられる。

そこで、平成4年度には、大規模災害時における事業所の防災組織の活動

についての現状、問題点、今後の方策等について調査研究を行うこととしている。

## 第10節 予防行政

### 1 防火管理制度

消防法は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならないこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

平成4年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第10—1表のとおりであり、防火管理者選任率72.5%、消防計画作成率60.7%となっている。業種別の実施率をみると、社会福祉施設、幼稚園等は比較的高率となっているが、キャバレー、複合用途防火対象物、公会堂等は依然として低率となっている。階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するこの種の防火対象物は、火災の際の混乱が懸念されるので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、高層建築物（高さが31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の防火安全を図ることとしている。

平成4年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第10—2表のと

第10-1表 全国の防火管理実施状況

(平成 4. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画を作成して いる防火 対象物数	
			選任率 (%)	選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)
(一) 劇場等	イ 公会堂等	2,547	2,213	86.9	2,010	78.9
	ロ 遊技場等	46,899	31,487	67.1	25,831	55.1
(二) キャンパレー等	イ 遊技場等	1,390	761	54.7	539	38.8
	ロ 遊技場等	12,788	9,035	70.7	7,352	57.5
(三) 料理店等	イ 飲食店等	5,815	4,687	80.6	3,659	62.9
	ロ 飲食店等	54,090	36,723	67.9	28,641	53.0
(四) 百貨店等		72,793	49,324	67.8	41,752	57.4
(五) 旅館等	イ 旅館等	53,472	47,607	89.0	43,825	82.0
	ロ 共同住宅等	115,787	74,595	64.4	57,311	49.5
(六) 病院等	イ 病院等	23,396	21,031	89.9	19,694	84.2
	ロ 社会福祉施設等	33,809	32,096	94.9	30,988	91.7
(七) 幼稚園等	イ 幼稚園等	14,594	13,811	94.6	13,171	90.2
	ロ 幼稚園等	14,594	13,811	94.6	13,171	90.2
(八) 学校		45,196	42,540	94.1	41,010	90.7
(九) 図書館等		3,062	2,450	80.0	2,209	72.1
(十) 特殊浴場	イ 特殊浴場	1,381	1,138	82.4	1,031	74.7
	ロ 一般浴場	5,559	4,688	84.3	4,006	72.1
(十一) 停車場		786	597	76.0	514	65.4
(十二) 神社・寺院等		18,981	13,574	71.5	10,578	55.7
(十三) 工場等	イ 工場等	46,231	38,372	83.0	32,314	69.9
	ロ テレビスタジオ等	84	77	91.7	69	82.1
(十四) 駐車場等	イ 駐車場等	996	755	75.8	667	67.0
	ロ 航空機格納庫等	60	43	71.7	40	66.7
(十五) 倉庫		5,250	3,680	70.1	3,060	58.3
(十六) 事務所等		80,884	61,277	75.8	51,455	63.6
(十七) 特定複合用途 防火対象物	イ 特定複合用途 防火対象物	183,580	111,152 (128,899)	60.5 (70.2)	84,651 (101,303)	46.1 (55.2)
	ロ 一般複合用途 防火対象物	29,990	19,124 (22,001)	63.8 (73.4)	15,389 (17,945)	51.3 (59.8)
(十八) 地下街		61	49	80.3	38	62.3
(十九) 文化財		868	728	83.9	638	73.5
計		860,349	623,614	72.5	522,442	60.7

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。  
 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。( )内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

第10-2表 全国の共同防火管理実施状況

(平成 4. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火対象物数	協議事項届出数		届出率 (%)
			届出数	届出率 (%)	
(一) 劇場等	イ 公会堂等	33	21	63.6	
	ロ 遊技場等	25	8	32.0	
(二) キャンパレー等	イ 遊技場等	37	15	40.5	
	ロ 遊技場等	30	12	40.0	
(三) 料理店等	イ 飲食店等	14	4	28.6	
	ロ 飲食店等	1,643	619	37.7	
(四) 百貨店等		419	203	48.4	
(五) 旅館等		68	49	72.1	
(六) 病院等	イ 病院等	27	15	55.6	
	ロ 社会福祉施設等	16	10	62.5	
(七) 幼稚園等	イ 幼稚園等	3	1	33.3	
	ロ 幼稚園等	3	1	33.3	
(八) 特殊浴場		21	16	76.2	
(九) 特定複合用途 防火対象物	イ 特定複合用途 防火対象物	54,884	27,421	50.0	
	ロ 一般複合用途 防火対象物	8,205	3,981	48.5	
(十) 地下街		50	47	94.0	
(十一) 準地下街		3	3	100.0	
(十二) 高層建築物		4,209	2,381	56.6	
計		69,687	34,806	49.9	

おりであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際に的確な対応が期待できないので消防機関は、これらの管理権原者に対して、積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

## 2 消防用設備等の規制

### (1) 防火対象物の実態

平成4年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(其の三)項に掲げるもので、延べ面積150m<sup>2</sup>以上のもの並びに(七)項及び(八)項に掲げるもの。第10-3表において同じ。)は302万1,542件

第10-3表 防火対象物数

(平成4.3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)	
	劇場等	公会堂等	キヤバ等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等		
全	3,264	51,433	1,930	14,540	7,478	62,894	100,006	85,650	705,368	51,987		
12大都市	427	3,597	385	2,263	1,243	11,510	12,796	7,018	264,600	7,690		
割合(%)	13.1	7.0	19.9	15.6	16.6	18.3	12.8	8.2	37.5	14.8		
防火対象物の区分	(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)	
	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等		
全	42,166	20,413	123,178	4,299	1,559	8,638	3,404	44,529	509,572	290		
12大都市	4,360	3,430	18,344	509	624	3,370	1,102	7,854	69,940	142		
割合(%)	10.3	16.8	14.9	11.8	40.0	39.0	32.4	17.6	13.7	49.0		
防火対象物の区分	(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		(十八)	
	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	7-11	7-ク	ド
全	29,068	489	270,934	322,353	310,183	238,860	62	7	5,477	1,511	3,021,542	
12大都市	7,556	70	42,377	83,634	104,662	153,608	48	4	870	478	814,511	
割合(%)	26.0	14.3	15.6	25.9	33.7	64.3	77.4	57.1	15.9	31.6	27.0	

(注) 消防法施行令別表第1(一)項から(三)項に掲げるもので、延べ面積150㎡以上のもの並びに(七)項及び(九)項に掲げるもの。

である。また、12大都市の防火対象物は81万4,511件で、全国の防火対象物数の27.0%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(77.4%)、一般複合用途防火対象物(64.3%)、準地下街(57.1%)等である(第10-3表)。

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、防火対象物の高層化、深層化が著しく進展し、その利用形態も複雑なものになっている。また、地方のリゾート地においても高層のマンション・ホテル等が増加している状況にある。

一方、地下街及び準地下街(建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの)に関しては、災害時の危険性が非常に高いことから、公益上の必要性の少ないものについては新設又は増設は厳しく抑制することとしている。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法は、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとしている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第10-4表に示すとおりであり、平成4年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率94.9%(前年94.5%)、スプリンクラー設備の設置率99.4%(同99.5%)となっている。また、過去5年間の主な用途別防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第10-5図のとおりである。

スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にも鑑み、消防庁は、防火基準適合表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物の防火対策の改善状況は、第10-

第10—4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓  
設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(平成 4. 3. 31現在)

特定防火対象物	事項	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
劇場等		1,726	1,683	43	97.5	364	364	0	100.0				
公会堂等		4,624	4,415	209	95.5	394	391	3	99.2				
キャバレー等		60	51	9	85.0	4	3	1	75.0				
遊技場等		1,061	994	67	93.7	289	283	6	97.9				
料理店等		686	569	117	82.9	3	3	0	100.0				
飲食店等		1,431	1,238	193	86.5	65	64	1	98.5				
百貨店等		10,109	8,913	1,196	88.2	2,765	2,744	21	99.2				
旅館等		14,426	13,734	692	95.2	1,171	1,170	1	99.9				
病院等		9,546	9,382	164	98.3	2,329	2,298	31	98.7				
社会福祉施設等		4,235	4,113	122	97.1	2,811	2,806	5	99.8				
幼稚園等		1,982	1,868	114	94.2	52	52	0	100.0				
特殊浴場		119	114	5	95.8	12	12	0	100.0				
特定複合用途防火対象物		17,591	17,046	545	96.9	4,463	4,439	24	99.5				
地下街		60	60	0	100.0	57	57	0	100.0				
準地下街		0	0	0	0	6	6	0	100.0				
計		67,656	64,180	3,476	94.9	14,785	14,692	93	99.4				

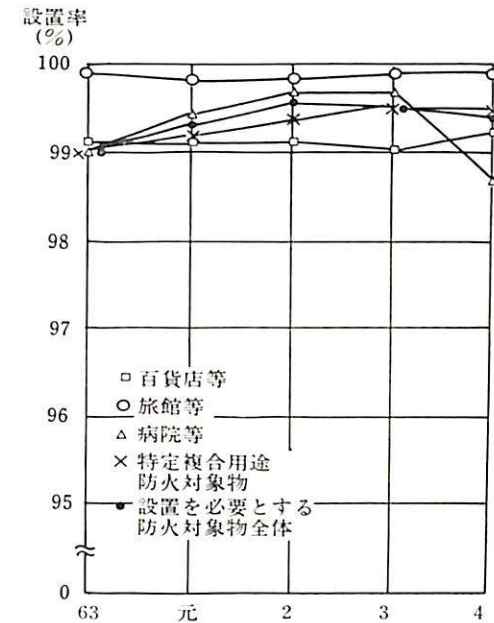
(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

5図のとおりである。

また、特別養護老人ホーム松寿園での火災を契機として、昭和62年10月に消防法施行令及び同施行規則を改正し、自ら避難が困難な者が多数入所又は入院する社会福祉施設及び病院についてスプリンクラー設備等の設置対象を拡大し、昭和63年4月1日より施行しているところである。

さらに、平成2年3月に発生した兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店火災を契機として、平成2年6月に消防法施行令の改正を行い、スーパーマーケット等の物品販売店舗等についてもスプリンクラー設備の設置対象を拡大し、平成2年12月1日から施行したところである。

第10—5図 過去5年間の主な防火対象物における  
スプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

これらの政令の施行の際、現に存する防火対象物についてもスプリンクラー設備等設置を義務づけたところであるが、その設置状況は第10—6表に示

第10—6表 社会福祉施設等及び物品販売店舗等におけるス  
プリンクラー設備等の設置状況

(平成 4. 3. 31現在)

防火対象物区分	事項	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
		設置必要数	設置数	未設置数	設置率(%)	設置必要数	設置数	未設置数	設置率(%)	設置必要数	設置数	未設置数	設置率(%)
社会福祉施設		1,481	1,193	288	80.6	2,529	2,286	243	90.4				
病院		—	—	—	—	3,352	837	2,515	25.0				
物品販売店舗等		—	—	—	—	1,560	616	944	39.5				

(注) 設置が必要となった社会福祉施設及び病院については平成8年3月31日までに、物品販売店舗等については平成6年11月30日までに設置が完了するよう経過措置が設けられている。

す通りである。

次に、高層建築物は、一般に火災発生時の避難に長時間を要するうえ、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限されることから、消防法上、防火対象物の用途にかかわりなく、共同防火管理（消防法第8条の2）・防炎物品の使用（同法第8条の3）を義務づけているとともに、消防用設備等の設置・維持の基準（同法第17条）の一部を強化しているほか、建築基準法も防災上の基準を強化しており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制を行っている。

近年増加しつつある高層建築物、大規模建築物等については、最新の技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの整備を推進していく必要があるため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、財団法人日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優良性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を設け技術開発の促進とその適用の推進を図っている。

また、地下街についても、消防法令上、高層建築物と同様共同防火管理規制、防炎規制等の基準を強化しているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するために必要な規制を行っている。

なお、地下街については、消防庁をはじめとする5省庁により策定された基本方針に基づき、構造等に係る安全性についても必要な措置を講じている。

### (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等については、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備欠陥があれば消防用設備等はその機能を発揮することができないことから、このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設

第10-7表 消防設備士の数

(平成4.3.31現在)

類別 種別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
	(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	(泡消火設備)	(二酸化炭素消火設備)	(自動火災報知設備等)	(金属製はしご等)	(消火器)	(漏電火災警報器)	
甲種 (工事)	(人) 80,239	22,458	19,431	180,562	14,846	—	—	317,536
乙種 (整備)	(人) 18,461	5,580	5,217	30,551	7,677	105,724	126,369	299,579

備士免状の交付を受けた者（消防設備士）に限って行うことができることとしている。

また、消防用設備等は、いついかなるときでも機能を発揮できるようにするため日常の維持管理が十分になされることが必要であるが、この維持管理の前提となる点検には消防用設備等についての知識や技能が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を、消防設備士又は講習の課程を修了し消防設備点検資格者免状の交付を受けた者（消防設備点検資格者）に行わせなければならないこととしている。

なお、これらの消防設備士及び消防設備点検資格者の資質の向上を図ることが、消防用設備等の適正な設置や維持管理を確保する上で必要であり、そのためには、再講習の受講率の向上を図る必要がある。また、業務を誠実にを行うよう指導するとともに、これらの者が消防法に違反した場合においては、平成4年7月1日に策定された「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」に基づいて免状の返納命令を行う必要がある。

平成4年3月31日現在、消防設備士の数は延べ61万7,115人となっており（第10-7表）、また、消防設備点検資格者の数は第1種（機械系統）6万8,071人、第2種（電気系統）6万4,728人となっている。

### (4) 防災規制

#### ア 防炎物品の使用状況

建築物内の物品等を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建

第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成 4. 3. 31現在)

防火防区 象物の区分	防火防 対象物数	カーテン・ どん帳等を 使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		じゅうた んを使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		展示用合 板を使用		左のうち防災物品を 全部使用しているもの
			数	適合率		数	適合率	数	適合率	
劇場	3,169	2,116	1,878	88.8	1,235	1,096	88.7	204	179	87.7
公会堂	50,599	33,517	27,483	82.0	16,306	12,663	77.7	1,481	1,051	71.0
キャバレー	1,762	1,060	791	74.6	1,002	729	72.8	25	23	92.0
遊技場	14,240	5,763	4,766	82.7	3,923	3,099	79.0	242	190	78.5
料理店	7,483	4,807	3,677	76.5	3,793	2,691	70.9	125	98	78.4
飲食店	62,782	33,630	26,518	78.9	23,003	17,112	74.4	945	701	74.2
百貨店	99,359	39,312	31,013	78.9	25,222	18,942	75.1	2,959	2,109	71.3
旅館	84,681	70,868	60,899	85.9	56,608	47,081	83.2	1,897	1,329	70.1
病院	51,461	41,457	36,426	87.9	19,783	16,407	82.9	1,003	806	80.4
社会福祉施設	41,929	34,480	30,446	88.3	18,149	14,694	81.0	908	703	77.4
幼稚園	20,116	16,006	13,693	85.5	7,489	5,944	79.4	481	371	77.1
特殊浴場	1,573	1,256	1,074	85.5	1,300	1,106	85.1	18	14	77.8
テレビスタジオ	304	151	138	91.4	102	89	87.3	83	68	81.9
特定複合街	281,935	133,201	99,794	74.9	91,503	64,973	71.0	4,625	3,431	74.2
一般複合街	3,398	1,202	973	80.9	761	562	73.9	74	41	55.4
地下街	61	50	45	90.0	48	44	91.7	10	10	100.0
準地下街	7	7	4	57.1	5	4	80.0	0	0	—
高層建築物	13,956	7,669	5,669	73.9	6,964	5,549	79.7	534	437	81.8
台 計	738,815	426,552	345,287	80.9	277,196	212,785	76.8	15,614	11,561	74.0

建築物、地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者やいわゆる災害弱者が利用する防火対象物（防災防火対象物）等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防災対象物品）又はその材料には、所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することを義務づけている。

平成4年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第10—8表に示すとおりである。

イ 防災表示者の認定

防火対象物品又はその材料が防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととしている。

平成4年3月31日現在の防災表示者の認定数は2万5,798業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.1%を占めている。）で、前年同期と比較すると418業者（1.6%）の増加となっている。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防火対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

平成3年度の防災製品の認定件数及び販売数量は第10—9表のとおりである。

第10—9表 防災製品の認定件数及び販売件数

(平成3年度)

防災製品 の種類	ふ と ん 類				テント 類・シ ト・幕 類	非常 持出 袋	防災 頭巾 類	衣服 類	布 張 家具等		合計
	側地 敷布・ カー カバー 類	わた ラス ク等	プ ラス チ ック 砲 体	ふ とん ・座 ぶ とん ・座 ぶ とん ・枕 レス ・枕					毛 布 ド ド ド	ベ ッ プレ ッ ル タ オ ル ケ ット	
認定件数	100	31	196	31	28	0	2	35	0	39	462
販売件数	339,686	130	290,483	669,877	1,109,113	44,175	211,370	59,052	0	300	2,724,186

る。

### 3 防火基準適合表示制度

昭和55年11月の川治プリンスホテル火災を契機として昭和56年度に発足した「防火基準適合表示制度」は、当初、旅館・ホテル等を一斉に実施する対象として始めたが、昭和58年度には新たに劇場・百貨店等を追加し、これら防火対象物の防火安全に関する不備事項の是正推進に大きな効果をあげている。

なお、平成2年3月に発生した兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店火災の教訓を踏まえ、同年8月、適マーク交付の基準に避難施設等の自主チェック体制等を加えるとともに、適マーク返還に関する規定の整備を行うほか、2年以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する等制度の改善充実を図ったところである。

#### (1) 「適マーク」交付状況

「防火基準適合表示制度」の対象とされた表示対象物は平成4年3月31日現在全国で4万5,738件であり、そのうち、立入調査を完了した表示対象物数は4万4,014件（調査率96.2%）である。立入調査を完了した表示対象物のうち、「適マーク」を交付された表示対象物数は3万1,230件（交付率71.0%）である（第10—10表）。

なお、2年以上表示基準に適合していると認められ、その旨を表示「適継続章」された防火対象物は2万1,801件である。

#### (2) 表示基準への適合の状況

表示基準に基づく点検項目は、平成2年8月の改正により従来の24から26となったが、この26の点検項目のうち、適合率が低い項目は、消火・避難訓練の実施（該当する表示対象物全体の80.6%）、自主チェック体制の整備（該当する表示対象物全体の88.5%）、防火管理体制指導マニュアルの実施（該当する表示対象物全体の89.2%）、防火区画の整備（該当する表示対象物全体の91.1%）等となっている。

全体的にみると、防火管理面における適合率が低い。

第10—10表 表示制度の実施状況

区 分	表 示 対象物数 (A)	左のうち、立入 調査を完了した 表示対象物数 (B)[B/A]		「適マーク」 が交付され た表示対象 物数 (C)[C/B]
(一)項イ (劇場、映画館等)	昭和63. 3. 31現在	2,705	2,580 [95.4%]	1,401 [54.3%]
	平成元. 3. 31現在	2,701	2,581 [95.6%]	1,475 [57.1%]
	平成 2. 3. 31現在	2,625	2,589 [98.6%]	1,506 [58.2%]
	平成 3. 3. 31現在	2,638	2,603 [98.7%]	1,581 [60.7%]
	平成 4. 3. 31現在	2,491	2,397 [96.2%]	1,533 [64.0%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭和63. 3. 31現在	4,619	4,412 [95.5%]	2,666 [60.4%]
	平成元. 3. 31現在	4,716	4,495 [95.3%]	2,801 [62.3%]
	平成 2. 3. 31現在	4,728	4,631 [97.9%]	2,924 [63.1%]
	平成 3. 3. 31現在	4,750	4,640 [97.7%]	2,955 [63.7%]
	平成 4. 3. 31現在	4,405	4,172 [94.7%]	2,800 [67.1%]
(四)項 (百貨店等)	昭和63. 3. 31現在	14,657	12,896 [88.0%]	6,787 [52.6%]
	平成元. 3. 31現在	14,905	13,222 [88.7%]	7,130 [53.9%]
	平成 2. 3. 31現在	14,067	13,787 [98.0%]	7,502 [54.4%]
	平成 3. 3. 31現在	14,599	14,315 [98.1%]	7,969 [55.7%]
	平成 4. 3. 31現在	13,942	13,369 [95.9%]	7,711 [57.7%]
(五)項イ (旅館、ホテル等)	昭和63. 3. 31現在	19,761	19,663 [99.5%]	16,266 [82.7%]
	平成元. 3. 31現在	20,209	20,107 [99.5%]	16,667 [82.9%]
	平成 2. 3. 31現在	25,436	25,055 [98.5%]	19,652 [78.4%]
	平成 3. 3. 31現在	25,565	25,164 [98.4%]	19,745 [78.5%]
	平成 4. 3. 31現在	24,900	24,076 [96.7%]	19,186 [79.7%]
合 計	昭和63. 3. 31現在	41,742	39,551 [94.8%]	27,120 [68.6%]
	平成元. 3. 31現在	42,531	40,405 [95.0%]	28,073 [69.5%]
	平成 2. 3. 31現在	46,856	46,062 [98.3%]	31,584 [68.6%]
	平成 3. 3. 31現在	47,552	46,722 [98.3%]	32,250 [69.0%]
	平成 4. 3. 31現在	45,738	44,014 [96.2%]	31,230 [71.0%]

また、各用途ごとにもみると、劇場・映画館等では「消火・避難訓練の実施」が、百貨店等では「消火・避難訓練の実施」・「防火管理指導マニュアル

第10—11表 点検項目別適合率

(平成 4. 3. 31現在)

点 検 項 目	適 合 率 (%)					
	1 項イ	1 項ロ	4 項	5 項イ	合 計	
防 火 管 理 等	1 防 火 管 理 者	94.2	94.5	92.6	97.7	95.4
	2 消 防 計 画	89.4	91.2	88.6	96.2	92.7
	3 自 主 チ ャ ッ ク 体 制	85.1	85.7	91.4	94.0	88.5
	4 消 火 ・ 避 難 訓 練	73.9	74.4	71.4	89.0	80.6
	5 共 同 防 火 管 理 協 議 事 項	91.0	92.2	91.1	97.8	93.5
	6 防 火 ・ 避 難 施 設 等	93.1	93.8	95.9	96.7	92.5
	7 裸 火 使 用	98.7	99.6	97.1	99.9	98.4
	8 防 炎 対 象 物 品	90.6	90.4	89.9	96.3	93.2
	9 点 検 報 告	87.9	92.9	97.1	94.1	91.2
	10 防 火 管 理 体 制 指 導 マ ニ ュ ア ル	—	—	73.4	93.5	89.2
消 防 用 設 備 等	1 消 火 器	97.1	98.3	97.0	98.8	98.1
	2 屋 内 ( 屋 外 ) 消 火 栓 設 備	93.2	95.2	89.5	97.3	94.0
	3 ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	95.5	96.4	93.3	99.0	95.6
	4 自 動 火 災 報 知 設 備	91.2	95.3	91.7	96.9	94.7
	5 漏 電 火 災 警 報 器	92.5	99.2	95.1	98.4	97.5
	6 非 常 ベ ル ・ サ イ レ ン	97.0	97.9	97.8	99.0	98.3
	7 放 送 設 備	95.4	97.1	97.1	99.6	97.8
	8 避 難 導 器 具	93.9	96.2	92.6	98.3	96.5
	9 誘 導 灯	90.7	93.6	90.7	97.2	94.3
危 険 物 施 設 等	95.6	95.2	95.1	96.2	95.8	
少 量 危 険 物 ・ 指 定 可 燃 物	95.3	97.2	95.9	97.9	97.1	
火 気 使 用 設 備 ・ 器 具	98.2	98.8	98.0	98.8	98.5	
電 気 設 備	98.2	98.9	98.5	99.3	98.9	
建 築 構 造 等	建 築 構 造 ( 不 適 格 数 )	91.7 (89)	95.8 (55)	89.6 (278)	94.6 (430)	92.9 (852)
	防 火 区 画 ( 不 適 格 数 )	88.5 (141)	89.3 (234)	86.8 (469)	94.4 (603)	91.1 (1,447)
	階 段 ( 不 適 格 数 )	94.6 (63)	96.4 (68)	94.1 (199)	97.3 (300)	96.1 (630)

の実施」が他の用途に比べ低くなっている (第10—11表)。

#### 4 消防同意及び予防査察等

##### (1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っている。

平成3年度の全国における消防同意事務処理状況は、第10—12表のとおりである。

第10—12表 消防同意事務処理状況

(平成3年度)

申請要旨	内 訳 件 数	同 意		不 同 意				計	
		指 導 無	指 導 有	件 数	理 由				
					構 造	設 備	避 難		そ の 他
新 築	442,201	304,272	137,929	59	5	31	5	24	442,260
増 築	76,570	50,707	25,863	20	0	16	4	4	76,590
改 築	5,438	4,245	1,193	1	0	0	0	1	5,439
移 転	364	270	94	0	0	0	0	0	364
修 繕	86	49	37	1	0	1	0	0	87
模 様 替	138	59	79	0	0	0	0	0	138
用 途 変 更	1,225	456	769	2	0	2	0	0	1,227
そ の 他	19,417	16,937	2,480	2	2	2	0	0	19,419
計	545,439	376,995	168,444	85	7	52	9	29	545,524

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

(2) 予防査察及び違反状況の改善

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。平成3年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第10—13表のとおりである。

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合には、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

消防庁では、違反対象物の解消に的確に対処するため、これらの規定に基づき消防長又は消防署長による警告、命令等が適正に行われるよう違反処理マニュアルの作成、違反処理ブロック会議の開催等により強力に指導している。

特に、1,500m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が過半にわたって未設置である特定違反対象物については、昭和59年以来重点的に是正推進を図り、この結果、当初1,296件であった特定違反対象物が平成4年3月31日現在では149件へと改善され



防火対象物火災予防査察（千葉市消防局）

第10—13表 火災予防査察実施状況

(平成3年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャパレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,475	24,949	691	8,369	3,832	33,363	66,901	70,040	
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	257,468	31,299	29,132	12,693	57,250	2,187	1,106	3,729	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐 車 場 等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	
査察回数	1,901	17,880	181,065	323	11,570	276	86,321	110,542	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山 林		舟 車
査察回数	144,506	58,996	163	52	5,244	737	0	3,535	1,229,595

第10—14表 特定違反対象物改善状況の推移

区 分	特定違反対象物に係る設備ごとの違反状況			特定違反対象物数	改善状況の推移 (%)
	スプリンクラー設備違反	屋内消火栓設備違反	自動火災報知設備違反		
昭和58.12.31現在	277	881	338	1,296	—
平成元.3.31現在	40	160	41	208	84.0
平成2.3.31現在	32	143	38	181	86.0
平成3.3.31現在	37	113	34	164	87.3
平成4.3.31現在	37	111	36	149	88.5

てきている（第10—14表）。

平成3年度における消防法の規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第10—15表、第10—16表及び第10—17表のとおりである。

### 5 消防用機械器具等の検定等

#### (1) 検 定

検定対象機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

検定の対象となる検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める14品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認）と「個別検定」（個々の器具等が、型式承認を受けたものと同ーである旨を確認する検定）とからなっている。なお、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合するものと同ー以上の性能があると認められるものについては、自治大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの機械器具等の技術革新が進むよう、検定制度の整備充実を図っている。

また、個別検定については、昭和63年12月1日に提出された臨時行政改革推進審議会答申等の指摘を踏まえ、一括抜取りの範囲の拡大、検査項目の省略・削減を中心とした簡素合理化を実施している。

平成3年度の検定申請状況は、第10—18表のとおりである。

#### (2) 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は検定対象機械器具等の検定業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

#### (3) 自己認証

自己認証とは、国の定める技術上の基準に適合していることを製造業者等

第10—15表 防火管理に関する命令等（消防法第8条及び第8条の2）の状況（平成3年度）

防火対象物の区分	命令内容	(一) 劇場等	(二) キャンパレール等	(三) 遊技場等	(四) 料理店等	(五) 飲食店等	(六) 百貨店等	(七) 旅館等	(八) 共同住宅等	(九) 病院等	(十) 社会福祉施設等	(十一) 幼稚園等	(十二) 学校	(十三) 図書館等	(十四) 特殊浴場	(十五) 一般浴場	(十六) 停車場	(十七) 神社・寺院等	(十八) 工場等	(十九) テレビスタジアム等	(二十) 駐車場等	(二十一) 航空機格納庫	(二十二) 倉庫	(二十三) 事務所等	(二十四) 特定複合用途防火対象物	(二十五) 一般複合用途防火対象物	計	
																											(二十六) 地下街	(二十七) 地下街
防火管理者選任命令		3	6	5	5	2	28	5	2	2	1	2				2			4					7				72
(是正件数)		1	1	1	2	1	1	1																	2			13
防火管理業務適正実施命令		1	3	2	3	12	7	1	1	1	1	1			1	2			5					4			43	
(是正件数)					3		2																					5
共同防火管理協議事項作成命令																												
(是正件数)																												
命令の計		4	9	7	5	5	40	12	3	2	3			1	4				9					11			115	
(是正件数の計)		1	1	1	5	5	1	3																2			18	

(注) 是正件数欄の数は、平成3年4月1日から平成4年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成4年3月31日までに是正された件数である。



第10-17表 防火対象物に関する命令等（消防法第5条）の状況

防火対象物の区分 命令の内容等	(平成3年度)															計					
	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)						
改修																					
(是正件数)																					
移転																					
(是正件数)																					
除去																					
(是正件数)																					
小計(A)																					
(小計)																					
使用制限(B)																					
禁止(C)																					
工事の停止(D)																					
その他(E)																					
計																					
(A)+(B)+(C)+(D)																					

(注) 是正件数欄の数は、平成3年4月1日から平成4年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成4年3月31日までに是正された件数（平成4年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

第10-18表 検定申請状況

(平成3年度)

種別	区分		型式試験		型式変更試験		個別検定	
	大型	小型	件	個	件	個	件	個
① 消火器	大型		0	20,982	0		0	20,982
	小型		52	5,070,451	99		99	5,070,451
② 消火器用消火薬剤	大型		0	22,021	—		—	22,021
	小型		2	1,282,910	—		—	1,282,910
③ 泡消火薬剤			7	146,240	—		—	146,240
④ 消防用ホース	ゴム引		35	549,983	37		37	549,983
	濡れ		0	429	0		0	429
⑤ 結合金具			6	599,469	10		10	599,469
⑥ 火災報知設備	感知器		111	8,483,341	31		31	8,483,341
	発信機		12	432,420	10		10	432,420
⑦ 中継器			17	258,768	5		5	258,768
⑧ 受信機			53	258,984	8		8	258,984
⑨ 漏電火災警報器			8	137,589	4		4	137,589
⑩ 閉鎖型スプリンクラーヘッド			12	2,906,602	2		2	2,906,602
⑪ 流水検知装置			17	16,980	42		42	16,980
⑫ 一斉開放弁			10	39,009	1		1	39,009
⑬ 金属製避難はしご			9	230,805	1		1	230,805
⑭ 緩降機			2	17,577	1		1	17,577
計			353	20,474,560	251		251	20,474,560

が自ら検査し、所定の表示を付すことができる制度であり、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として定めている。

自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示を付そうとする製造又は輸入を業とする者からの届出は、平成4年3月31日現在において、動力消防ポンプにあつては738件、消防用吸管にあつては34件である。

## 第11節 危険物行政

### 1 危険物規制

#### (1) 危険物規制の体系

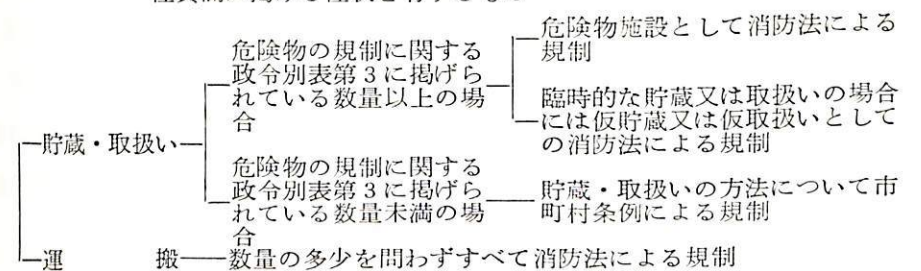
消防法では、火災発生危険性が大きい、燃焼速度が速く燃焼危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされているとともに、一定の危険物施設では、危険物保安監督者を選任し保安監督を行わせる等危険物の貯蔵又は取扱いに関する保安体制の整備を図らなければならないこととされている。

さらに、危険物の運搬は、その量の多少を問わず、危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。

・危険物……消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの



る。

なお、一定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で貯蔵・取扱いに関する基準を定め規制することとされている。

(2) 危険物施設

ア 危険物施設の数

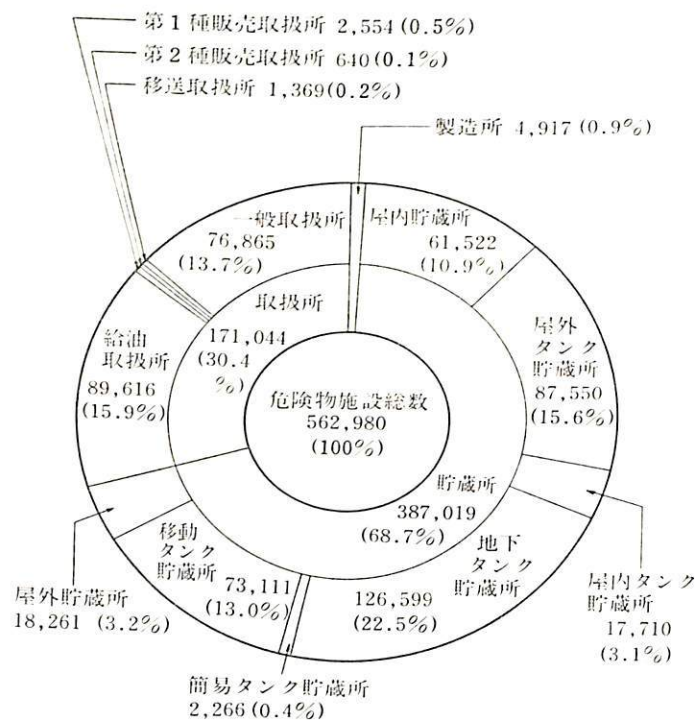
平成4年3月31日現在における危険物施設の総数は、56万2,980施設で前年同期(56万1,184施設)に比べて1,796施設(0.3%)増加した。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が、12万6,599施設(全体の22.5%)と最も多く、次いで給油取扱所の8万9,616施設(15.9%)、屋外タンク貯蔵所の8万7,550施設(15.6%)等となっている(第11-1図)。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は55万3,824施設と全体の98.4%を占めている。

第11-1図 危険物施設数の状況

(平成4.3.31現在)



第11-2表 危険物施設数の推移

施設	年					増減率(%)		
	63 (A)	元	2	3 (B)	4 (C)	(C/A) -1) ×100	(C/B) -1) ×100	
製造所	4,677	4,722	4,775	4,774	4,917	5.1	3.0	
貯蔵所	屋内貯蔵所	63,693	63,562	63,426	61,350	61,522	△ 3.4	0.3
	屋外タンク貯蔵所	93,497	93,105	92,778	87,950	87,550	△ 6.4	△ 0.5
	屋内タンク貯蔵所	19,354	19,150	18,955	17,999	17,710	△ 8.5	△ 1.6
	地下タンク貯蔵所	123,402	124,374	125,630	125,874	126,599	2.6	0.6
	簡易タンク貯蔵所	3,361	3,288	3,199	2,354	2,266	△ 32.6	△ 3.7
	移動タンク貯蔵所	72,957	76,451	79,308	71,596	73,111	0.2	2.1
取扱所	屋外貯蔵所	21,423	20,667	20,281	18,852	18,261	△ 14.8	△ 3.1
	小計	397,687	400,597	403,577	385,975	387,019	△ 2.7	0.3
	給油取扱所	89,088	89,506	89,814	89,388	89,616	0.6	0.3
	第一種販売取扱所	2,845	2,768	2,696	2,630	2,554	△ 10.2	△ 2.9
取扱所	第二種販売取扱所	766	765	776	657	640	△ 16.4	△ 2.6
	移送取扱所	1,381	1,372	1,360	1,373	1,369	△ 0.9	△ 0.3
	一般取扱所	78,276	79,151	79,913	76,387	76,865	△ 1.8	0.6
	小計	172,356	173,562	174,559	170,435	171,044	△ 0.8	0.4
計	574,720	578,881	582,911	561,184	562,980	△ 2.0	0.3	

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

危険物施設の最近における推移は第11-2表にみられるとおり、地下タンク貯蔵所はわずかに増加しているが、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、第一種販売取扱所等は減少傾向にある。

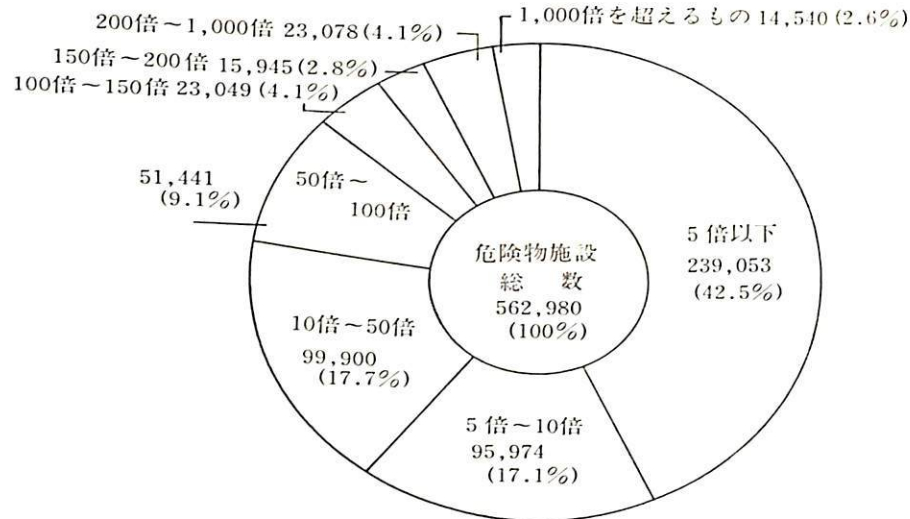
イ 危険物施設の規模別構成

平成4年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第11-3図のとおりである。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は甲種、乙種及び丙種に区分され、危険物の取扱いは、危険物に関する安全確保のため、危険物取扱者自ら行うか、あるいは甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないこととされている。

第11—3図 危険物施設の規模別構成比  
(平成4.3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第3で定める指定数量で除して得た数値である。

ア 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。

平成3年度において危険物取扱者試験は全国で267回(前年度240回)実施されている。受験者数は、52万3,597人(同46万7,719人)、合格者数は、20万7,492人(同19万786人)で平均の合格率は39.6%(同40.8%)となっている(第11—4表)。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第4類が35万9,470人(全体の68.7%)と最も多く、次いで丙種の12万3,387人(同23.6%)となっており、この両者で全体の92.3%を占めている。合格者数でも乙種第4類が12万974人(同58.3%)、丙種が6万4,597人(同31.1%)となっており、この両者で全体の89.4%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、平成4年3月31日現在、429万6,782人となっている。

第11—4表 危険物取扱者試験実施状況  
(平成3年度)

種別 区分	甲種	乙種						丙種	計	
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
受験者数	14,294	4,514	4,922	3,844	359,470	5,883	7,283	385,916	123,387	523,597
合格者数	5,002	3,485	3,311	2,554	120,974	3,711	3,858	137,893	64,597	207,492
合格率(%)	35.0	77.2	67.3	66.4	33.7	63.1	53.0	35.7	52.4	39.6

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱い作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

平成3年度において、保安講習は、全国で延べ1,334回(前年度1,314回)実施され17万4,869人(同16万4,645人)が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第11—5表のとおりである。

第11—5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						丙種	種類別 総計	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
62	104,515	5,721	2,561	2,407	2,324	88,420	1,295	6,548	103,555	12,750	122,026
63	111,617	6,544	3,023	2,787	2,635	96,715	1,409	7,845	114,414	11,035	131,993
元	120,018	7,453	3,717	3,525	2,922	102,409	1,779	9,191	123,543	11,763	142,759
2	164,645	9,526	4,893	4,466	3,969	138,593	2,550	11,317	165,788	18,868	194,182
3	174,869	10,433	4,752	4,152	4,403	147,253	3,156	11,141	174,857	20,391	205,681

(4) 事業所における保安体制の整備

事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の所有者等で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、危険物の保安の監督を行う危険物保安監督者の選任、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要

員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられるとともに、さらに、一定数量以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等の所有者、管理者又は占有者には、事業所全般における危険物の保安に関する業務を統括管理する危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

平成4年3月31日現在における事業所総数26万7,715のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数の状況は、第11—6表のとおりである。

第11—6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

年	区分	危険物保安統括管理者を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	自衛消防組織を要する事業所
昭和63		267	1,729	67,427	60
平成元		253	1,735	68,590	57
2		255	1,737	69,152	58
3		216	1,678	68,331	35
4		222	1,630	68,622	35

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。

平成3年度に実施された保安検査は375件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは365件、特定移送取扱所に関するものは10件となっている(第11—7表)。

第11—7表 保安検査の実施状況

区分	年度	62	63	元	2	3
特定屋外タンク貯蔵所に関するもの		288	300	334	350	365
特定移送取扱所に関するもの		10	10	10	10	10
計		298	310	344	360	375

(6) 立入検査及び措置命令

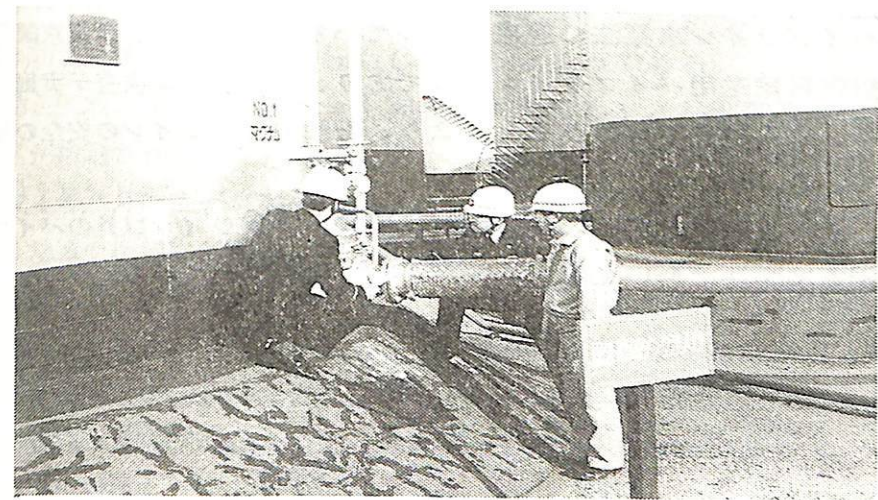
市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

平成3年度においては、32万2,009(前年度32万8,235)の危険物施設について、延べ38万4,985回(同39万5,113回)の立入検査が行われている(第11—8表)。

第11—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区分	年度	62	63	元	2	3
検査施設数		355,618	348,879	337,575	328,235	322,009
検査延回数		433,056	431,470	411,277	395,113	384,985

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を行うことができる。



危険物施設立入検査(広島市消防局)

第11—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分 年度	危険物の貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第11条の5）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法第12条第2項）	製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	危険物の無許可貯蔵、取扱に関する措置命令（法第16条の6）	計
62	148	282	16	48	107	601
63	252	319	14	68	71	724
元	139	310	27	79	58	613
2	71	281	5	85	45	487
3	103	253	16	82	73	527

平成3年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、527件（前年度487件）となっている（第11—9表）。

## 2 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインについては、その安全を確保するため、石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって自治大臣の意見を聞かなければならないこととされているほか、自治大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこととされている。

石油パイプライン事業法の適用を受けているのは、現在、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、毎年、保安検査が実施されるとともに、立入検査等を行うことにより、石油パイプラインの安全の確保が図られている。

なお、新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプライン以外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

## 第12節 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

### 1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

#### (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

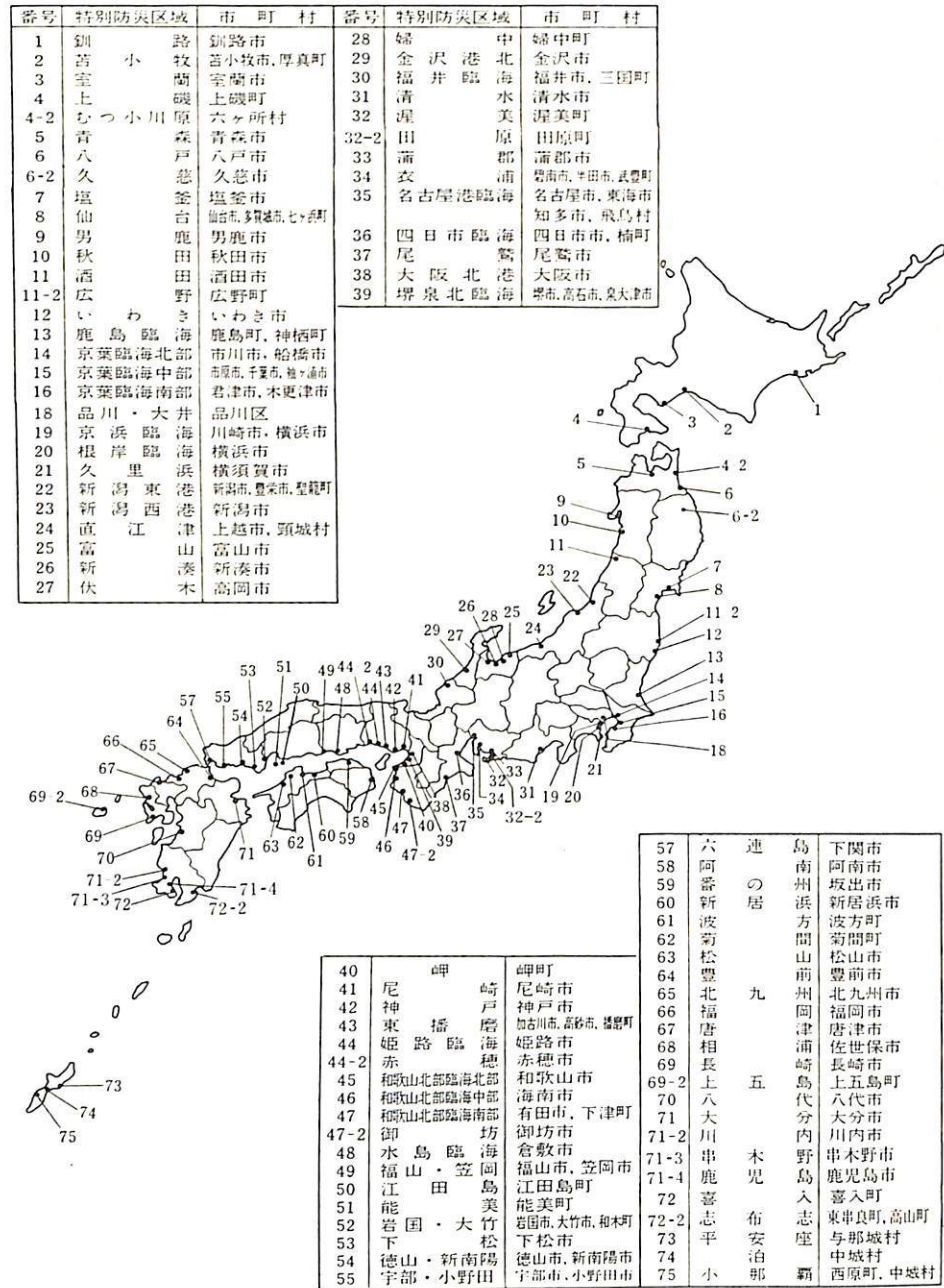
一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定しているところである。

特別防災区域の現況は、第12—1図のとおりであり、34都道府県にわたって84地区が指定されている。各地区は、必要に応じて区域変更が行われており、平成4年8月には新たに久慈地区、串木野地区、鹿児島地区及び志布志地区の4地区の指定を行ったところである。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受け的事业者は、平成4年4月1日現在、第一種事業所が491事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は237）、第二種事業所が393事業所となっている。なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料22のとおりとなっている。

第12-1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(平成 4. 8. 31現在)



(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担の下にその設置を推進することとしている。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して、総合的かつ計画的に防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正して、これを強化した。

平成4年4月1日現在、特別防災区域所在市町村には、大型化学消防車100台、大型高所放水車86台、泡原液搬送車102台、泡消火薬剤3,735kℓ、消防艇37艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化する

ため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備25基、泡放水砲17基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域所在市町村に対し、大型化学消防車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて平成3年度までに、77団体で、大型化学消防車80台、大型高所放水車78台、泡原液搬送車79台が整備されている。

### 3 自衛防災組織等

#### (1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成などを義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）の設置について定めている。

平成4年4月1日現在、884の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか99の共同防災組織、59の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時6,706人の防災要員、204台の大型化学消防車、153台の大型高所放水車、166台の泡原液搬送車、21台の大型化学高所放水車、46隻の油回収船等が配備されている。

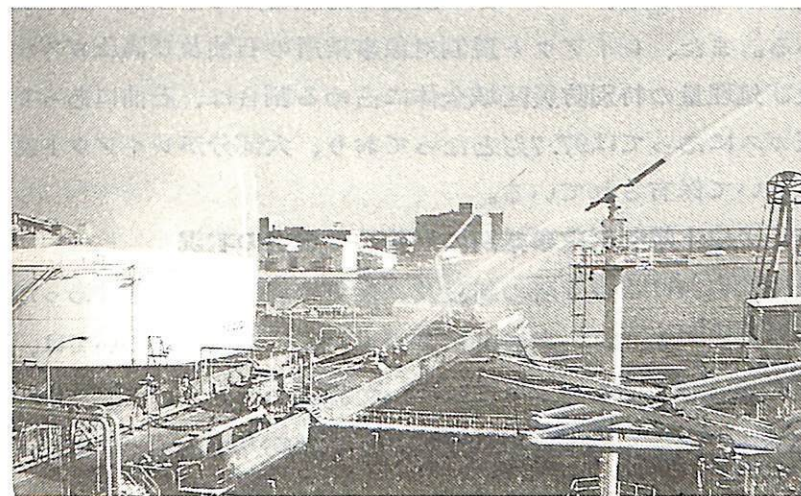
さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。平成4年4月1日現在、流出油等防止堤が220事業所に、消火用屋外給水施設が654事業所に、非常通報設備が884の全事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに必要とされる防災設備が設置されている。

#### (2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な

対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」の屋外タンク編及びプラント編としてとりまとめるとともにこれら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

また、特定事業所における異常現象の通報については、石油コンビナート等災害防止法において義務付けをしているところであるが、通報範囲、通報時間等徹底されていない傾向にある。このため、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にするとともに、消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するよう指導を行っているところである。



製油所における防災訓練（京浜臨海地区）

#### (3) 防災要員に係る教育訓練の充実

石油コンビナート等の防災体制については、防災資機材等の高度化など総合的な防災対策を推進することとしている。さらに、防災要員に対する教育訓練の充実を図るために「防災要員教育訓練指針」を作成するとともに、個々の事業所では実施が困難な大規模実消火訓練等を行うための訓練体制の整備について検討を進めることとしている。

#### 4 事業所のレイアウト規制

##### (1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、事業所全体として災害防止の観点から対策を講じることが必要である。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は237事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては61.1%、高圧ガスにあっては97.7%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

##### (2) レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況

平成3年度における事業所の新設及び変更の届出件数は40件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、届出された計画に適合しているかどうかについて確認を行わなければならないこととされている。平成3年度における確認件数は36件であった(第12-2表参照)。

第12-2表 レイアウト規制対象事業所の新設等の届出の状況

区分	年度	新設・変更届出件数							確認件数						
		60	61	62	63	元	2	3	60	61	62	63	元	2	3
新設		0	1	3	4	1	1	4	2	0	1	1	4	1	1
変更		40	37	39	41	42	48	36	31	40	30	39	38	35	35
計		40	38	42	45	43	49	40	33	40	31	40	42	36	36

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度において、「レイアウト規制に係る審査指針」を作成し、また、届出を要しない軽微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

## 第13節 林野火災対策

### 1 林野火災特別地域対策事業

#### (1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、平成3年度までに、37都道府県の887市町村にわたる206地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

#### (2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に、防火水槽、自然水利利用施設、空中消火等補給基地、消防無線、林野火災用工作機器、可搬式消火機材及び小型動力ポンプ付水槽車の林野火災用消防施設等の整備に対して補助を行っている。

平成3年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整

第13—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	防火水槽	自然水利利用施設	空中消火等補給基地	消防無線		林野火災用工作機器	可搬式消火機材			小型動力ポンプ付水槽車
				消防専用電話装置	受令機		可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ	
数量	2,711基	16施設	10基	1,274台	56組	86台	432組	118組	81組	7台

備状況は第13—1表のとおりである。

### 2 広域消防体制の整備

#### (1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及びヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

昭和62年度には、消防庁内に設けられた消防広域応援体制検討委員会において、林野火災活動マニュアルが取りまとめられた。このマニュアルは、林野火災発生時の広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等がまとめられており、林野火災対策を進めるうえで有効な資料となっている。

#### (2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、従来、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施される例が多かったが、消防庁では昭和61年5月「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、これに基づき、都道府県の要請により、消防機関が保有している消防ヘリコプターの応援出動による空中消火が実施されている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第13—2表のとおりである。

第13—2表 空中消火の実施状況

年	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3
実施件数	42	32	51	26	36	35	10	19	16	10

また、昭和57年度以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると、香川県10件、北海道8件、長野県及び広島県6件の

順である。

### 3 出火防止対策

#### (1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ及び火あそびによるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

ア 林野周辺住民、入山者等の防災意識の醸成を図ること。

イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。

ウ 「火入れ」に当たっては、必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。

エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

なお、平成4年3月に、前年3月の茨城県日立市の林野火災において大きな被害を生じたことにかんがみ、林野火災特別地域対策事業の推進、消防水利の確保、空中消火の活用、自主防災体制の強化及び情報通信体制の整備に関する留意事項を取りまとめ、地方公共団体に対し指導したところである。

#### (2) 林野火災に係る調査研究

消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって、林野火災延焼シミュレーションモデルの開発を行うとともに、昭和58、59年度の2年度にわたって、林野庁と共同して異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方について検討を行った。

また、昭和60年度には、過去に大規模な林野火災が発生した日の気圧配置

及び気象要素を統計的に整理分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムを開発し、昭和61年度には、空中消火をより有効に活用するために、空中消火の実施時期の決定、効果的な消火剤散布方法等について総合的に検討を行い、空中消火をより有効に活用するためのマニュアルを作成した。

さらに、昭和62、63年度の2年度にわたって、入山者に比較して林野火災の発生頻度が高い地域と低い地域の過去の林野火災の発生状況、レクリエーション入山者及び地域住民の防火意識、消防機関における予防対策の現状等を比較検討することにより、レクリエーションによる入山者の増大、多様化に対する効果的な林野火災対策に関する検討を行った。

また、近年、林野を開発し住宅地やリゾート施設を造成するケースの増加に伴い、このような地域の火災の延焼危険性が增大しているところであるが、こうした危険性が現実となった平成3年3月の茨城県日立市の林野火災における教訓を踏まえ、平成3年度において、林野庁と共同して「林野周辺の住宅地開発の増加に伴う延焼拡大防止対策に関する調査」を実施した。

## 第14節 特殊災害対策

### 1 ガス災害対策

消防機関は、ガスの火災爆発事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具に係る火災予防を指導している。また、ガス災害の予防の一環として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、LPガスの販売業者が事業の許可を受ける際には消防機関の意見書を添付しなければならないこととされているほか、関係行政庁はLPガス等に係る事業許可等を行った場合には消防機関に通報しなければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、ガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられている。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

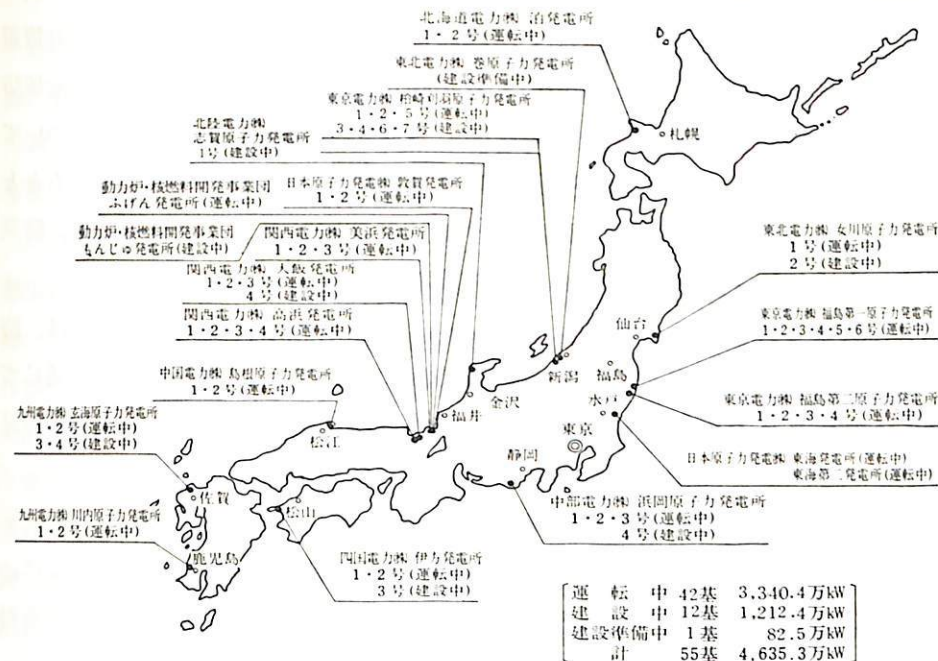
### 2 原子力災害対策

#### (1) 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所(第14—1図)等原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が

第14—1図 原子力発電所立地地図

(平成 4. 7. 1現在)



(注) 科学技術庁、通商産業省の資料による。

図られている。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時環境放射線モニタリング、緊急時の医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、つい緊急時環境放射線モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法で「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、平成4年7月1日現在、原子力発電所等所在の14道府県及び58市町村においては、「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル（昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知）」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引（昭和56年1月消防庁通知）」等に基づき、その地域防災計画に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害発生時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めている。

昭和61年4月に発生した旧ソ連チェルノブイル原子力発電所の事故は、防災関係者に大きな衝撃を与えたが、消防庁においては、関係機関等を通じて防災体制に与える影響等に関する情報収集等に努めるとともに、現在の防災体制のより一層の整備充実を努めることとしている。

## （2）放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素（R I）の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月24日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」がまとめられ、消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図ったところである。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

また、消防庁では、昭和63年3月、放射性物質輸送中の事故に際し、消防機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知したところである。

## 3 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が增大してきており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結している。さらに、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備されるなど、海上災害の発生又は拡大防止に万全を期している。

## 4 大規模交通災害対策

### （1）地下交通機関の防災対策

消防庁では、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、昭和47年11月「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示し、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図っている。また、世界にも例を見ない規模の青函トンネルについては、昭和63年2月「長大トンネルの防災対策に関する調査研究報告書」を取りまとめ、関係消防機関に対して所要の指導を行ったところである。

また、道路トンネルに関しては、昭和54年7月に発生した東名高速道路日

本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示し、また昭和56年4月には建設省と協議のうえ「道路トンネル非常用施設の設置基準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。

さらに、大深度地下空間の利用に対応するため、地下鉄道、地下道路等の地下利用施設の防災対策の現状と問題点を調査研究したうえで、大深度地下利用施設の特性を踏まえた火災等の災害発生時における消防活動、避難対策等及び火災等の災害の発生又は拡大の危険性が增大する恐れのある物品の性状に応じた貯蔵・取扱い等の消防防災対策のあり方について検討を行い、万全の消防防災対策が講じられるよう努めていくこととしている。

## (2) 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書（救難及び消防業務）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備が行われているが、消防庁では、昭和54年3月に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、昭和54年度より空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行うなど、空港及びその周辺における消防力の整備に努めている。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成4年4月1日現在、空港所在市町村の90消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に昭和62年8月専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、昭和63年

4月21日航空機の捜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の捜索救難に関する協定」に関係機関として参加している。

## 5 消防活動阻害物質の災害対策

一定数量以上の圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、毒劇物等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずる物質（以下「消防活動阻害物質」という。）を貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法第9条の2の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

平成3年中に消防機関が出動した消防活動阻害物質に係る事故のうち、圧縮アセチレンガスの火災事故件数は39件（前年39件）で増減はないが、死傷者は13人（同5人）に増加している。また、毒劇物事故件数は35件（同37件）、死傷者は22人（同52人）であり、前年に比べて件数は減少し、死傷者数は大幅に減少している。毒劇物事故の形態としては、漏えいが22件と最も多く、半数以上を占めている。

事故発生の際に消火、救急救助、事故の拡大防止の措置等に従事する消防機関としては、消防活動阻害物質の事故の実態の把握を含めて、今後ともその災害対策を講じていく必要がある。

## 第15節 消防の教育訓練等

### 1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校の前身である「消防講習所」は、昭和23年4月に国家消防庁の内部組織として設置された。その後、昭和34年4月に消防講習所は発展的に解消され、「消防大学校」が創設されたものであり、本年4月で創設33年目を迎えている。

消防大学校の任務は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、都道府県及び政令指定都市の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことである。



消防大学校における授業風景

#### (1) 教育訓練

##### ア 教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である(第15—1表)。

第15—1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総 合 教 育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専 科 教 育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

#### イ 教育訓練の実施状況

消防大学校(消防講習所を含む)の卒業生は、平成3年度末現在で20,499人となっており、平成4年度の計画人数は801人である(第15—2表)。

また、平成3年度には3名の外国人研修生(中国2名、韓国1名)を受け入れた。

#### ウ 実務講習会

##### (ア) 火災調査講習会

火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって消防における火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査について指導的立場にある者を対象として火災調査講習会を実施している。

第15—2表 教育訓練の実施状況

部	学 科	卒 業 生			左のうち平成 3年度卒業生		平成4年度 画	
		昭和 23.6～ 昭和34.3 消防講習 所	昭和 34.4～ 平成4.3 消防大学 校	合 計	実 施 回 数	人 数	実 施 回 数	人 数
総合 教育	本 科	796	1,899	2,695	1	53	1	55
	幹部研修科	—	649	649	2	110	2	110
	上級幹部科	668	2,377	3,045	2	85	2	96
	消防団長科	453	1,139	1,592	1	44	1	50
	小 計	1,917	6,064	7,981	6	292	6	311
専科 教育	警 防 科	—	3,496	3,496	2	137	2	140
	予 防 科	386	3,333	3,719	2	142	2	140
	救 急 科	—	2,042	2,042	2	110	2	110
	救 助 科	—	1,033	1,033	2	101	2	100
	小 計	386	9,904	10,290	8	490	8	490
そ の 他	危険物保安科	—	327	327	—	—	—	—
	教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
	専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
小 計	817	1,411	2,228	—	—	—	—	
合 計	3,120	17,379	20,499	14	782	14	801	

(注) 「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

(イ) 防災講習会

地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識の修得と地方公共団体の防災体制の強化に資するため、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施している。

(ウ) はしご自動車等講習会

はしご自動車の操作員の安全確保のための教育の必要性が提言されたことに伴い、消防学校等でこれに係る教育訓練を行う教官に対しての実務講習を平成3年度から実施している。

(2) 消防学校等に対する技術的援助

ア 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

イ 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請により、予防、警防、救急、救助等の消防行政・消防技術についての講師の派遣又はあっせんを行っている。

ウ 教員用指導資料等の作成及び視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに40種類を作成しているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改訂作業を行っている。

また、消防学校の初任者用教科書の編集、作成について指導を行っており現在までに24種類が配布されている。

さらに、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学の視聴覚教材を必要に応じて消防学校等に貸し出している。

2 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている(消防組織法第26条)。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されており、全国に54校ある。

(2) 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学

第15—3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成2年度	平成3年度
初任教育	2,796( 12.6)	3,234( 13.9)
専科教育	9,577( 43.0)	11,675( 50.2)
警防科	2,045( 9.2)	1,999( 8.6)
予防科	2,740( 12.3)	2,653( 11.4)
機関科	340( 1.5)	512( 2.2)
救急科	2,744( 12.3)	4,924( 21.2)
救助科	1,708( 7.7)	1,587( 6.8)
幹部教育	2,925( 13.1)	2,359( 10.1)
特別教育	6,968( 31.3)	6,013( 25.8)
計	22,266( 100.0)	23,281( 100.0)

第15—4表 初任教育期間別消防学校数

教育の期間	平成2年度	平成3年度
6か月以上	54	54
5か月	—	—
4か月	—	—
計	54	54

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

(3) 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第15—3表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第15—4表のとおりであり、平成3年度は、全校(54校)が消防学校の教育訓練の基準に定める6か月以上の教育訓練を実施している。

新規採用者の初任教育受講状況は、第15—5表のとおりであり、平成3年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,990人で前年度に比べ194人増加しており、受講率については91.4%と前年度より0.4%低くなっている。

第15—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成2年度	平成3年度
初任教育を受けた者	6か月以上	2,796( 91.8)
	5か月	—
	4か月	—
	小計	2,796( 91.8)
初任教育を受けなかった者	251( 8.2)	281( 8.6)
計	3,047( 100.0)	3,271( 100.0)

(4) 教職員の状況

平成3年度の消防学校教職員数の状況は第15—6表のとおりである。専任教員456人のうち派遣職員が151人に及んでいる。これは、消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

第15—6表 消防学校教職員数  
(平成4.4.1現在) (単位:人)

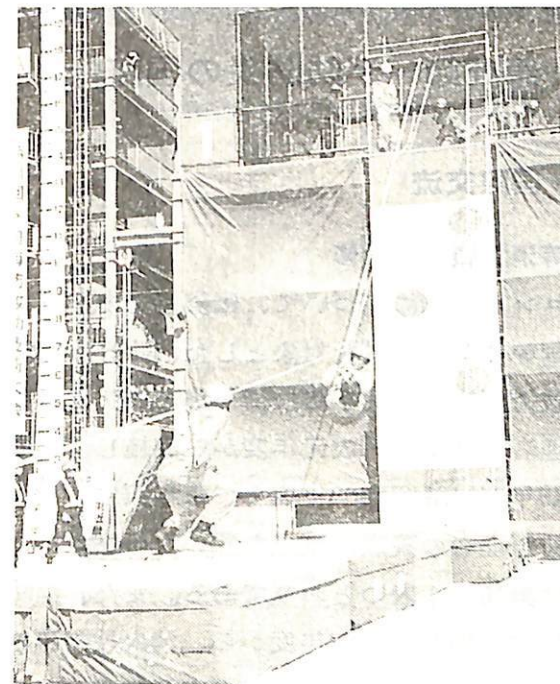
教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
実員	派遣	実員	派遣								
305	151	48	4	508	111	9	120	96	5	101	729

(注) 臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点から消防学校教職員の育成と確保を行っていく必要がある。

3 全国消防救助技術大会等の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ練成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第21回大会は平成4年8月28日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた212チーム、918名が参加して千葉市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、陸上の部、水上の部とも種目内容、施設、用具及び安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。



全国消防救助技術大会

## 第16節 消防防災の国際化

### 1 国際協力・国際交流

#### (1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政管理者研修、救急救助技術研修、消火技術研修、火災予防技術研修及び防災技術研修を実施している。消防行政管理者研修は、平成元年度から実施しているものであるが、その内容は、昭和45年度以降昭和63年度まで毎年実施していた消防行政集団研修を廃止し、消防管理者の養成に重点を置いた研修コースとしたものである。その受講状況は第16—1表のとおりである。また、消防に関する技術研修として救急救助技術研修を昭和62年度から、消火技術研修を昭和63年度から、火災予防技術研修及び防災技術研修を平成2年度からそれぞれ実施している。これまでの受講状況は、第16—2表から第16—5表のとおりである。

#### (2) 諸外国からの研修員受入

消防庁では、(1)の集団研修のほか諸外国から研修員の受入れを行っており、平成4年度には、財団法人日本消防協会の協力依頼に基づき2名の中国幹部消防職員を消防大学の幹部研修科へ、また、韓国政府の要請に基づき1名の幹部消防職員を同じく消防大学の警防科へそれぞれ入校させた。

この他、外務省、国際協力事業団等からの依頼に基づき、アジア・中南米諸国等の研修員を多数受け入れている。

#### (3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、国際協力事業団と協力し、ブラジルの首都のブラジリアの消防隊に対し、火災原因調査・分析、消火・防火教育の普及、防火基準の作成等を目的としたミニプロジェクト事業を実施しており、平成4年8月から9月にかけて2名の専門家を派遣した。

さらに、我が国の無償資金協力による消防設備等が被援助国において十分

第16—1表 消防行政管理者（集団）研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年 度										平成元	2	3	4	計	
	昭和45～55	56	57	58	59	60	61	62	63							
<b>(アジア地域)</b>																
1 バングラデシュ	3	1	1	—	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	9
2 ミャンマー	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
3 インドネシア	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	9
4 カンボジア	14	—	1	2	1	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	21
5 ラオス	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
6 マレーシア	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
7 ネパール	11	1	1	—	1	1	1	1	—	—	—	1	1	1	1	20
8 パキスタン	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	5
9 フィリピン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
10 シンガポール	12	1	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1	18
11 スリランカ	12	1	1	1	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	18
12 タグバート	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
13 タイ	7	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	12
14 韓国	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
15 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
16 香港	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17 中国	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	1	9
18 中	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	1	1	1	1	6
19 中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
<b>(中近東地域)</b>																
20 アフガニスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
21 エジプト	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	5
22 イラン	5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
23 ジョージア	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
24 サウジアラビア	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	3
25 スターダ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	4
26 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
27 シリア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
28 アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	3
29 イバ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	2
30 ハレ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
31 カタ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
<b>(アフリカ地域)</b>																
32 リベリア	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
<b>(中南米地域)</b>																
33 ブラジル	6	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	—	—	24
34 チリ	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
35 コロンビア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
36 ジャマイカ	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
37 パラグアイ	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	1	1	—	—	—	5
38 パナマ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
39 ホンデュラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
40 セント・ルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
<b>(オセアニア地域)</b>																
41 パプア・ニューギニア	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	5
42 ソロモン諸島	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
43 フォイジ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
計	108	11	12	12	12	11	10	10	9	8	10	8	8	8	229	

(注) 昭和63年度までは、消防行政集団研修の実績である。

第16—2表 救急救助技術研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年度						
	昭和62	63	平成元	2	3	4	計
(アジア地域)							
1 バングラデシュ	1	2	1	—	—	—	4
2 シンガポール	1	1	1	1	1	—	5
3 マレーシア	—	1	1	1	—	1	4
4 スリ・ランカ	—	1	—	1	—	2	4
5 インドネシア	—	1	—	—	—	—	1
6 ブルネイ	—	—	—	1	1	1	3
(中近東地域)							
7 トルコ	1	—	—	—	—	—	1
8 ジョルダン	—	—	—	—	—	1	1
(中南米地域)							
9 ブラジル	2	3	3	3	1	—	12
10 ペルー	—	1	1	—	—	—	2
11 メキシコ	—	—	1	1	—	—	2
12 チリ	—	—	—	—	1	—	1
13 グアテマラ	—	—	—	—	1	—	1
14 セント・ルシア	—	—	—	—	1	—	1
15 パラグアイ	—	—	—	—	—	1	1
(オセアニア地域)							
16 パプア・ニューギニア	1	—	—	—	—	—	1
計	6	10	8	8	6	6	44

第16—3表 消火技術研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年度					
	昭和63	平成元	2	3	4	計
(アジア地域)						
1 ミャンマー	2	—	—	—	—	2
2 インドネシア	1	—	—	—	—	1
3 フィリピン	1	2	1	—	—	4
4 タイ	1	—	1	—	—	2
5 マレーシア	—	—	1	1	—	2
6 ブルネイ	—	—	—	1	—	1
7 中国	—	—	—	—	1	1
8 ミクロネシア	—	—	—	—	1	1
9 ネパール	—	—	—	—	1	1
10 スリランカ	—	—	—	—	1	1
(中近東地域)						
11 トルコ	1	—	—	—	—	1
12 ジョルダン	—	—	1	—	—	1
13 エジプト	—	—	—	1	2	3
14 パキスタン	—	—	—	—	1	1
(中南米地域)						
15 パラグアイ	1	1	—	—	—	2
16 ブラジル	—	—	2	—	—	2
17 チリ	—	—	—	1	1	2
(オセアニア地域)						
18 パプア・ニューギニア	1	1	1	—	—	3
(アフリカ地域)						
19 ケニア	—	1	—	—	1	2
20 セネガル	—	—	1	1	—	2
計	8	5	8	5	9	35

第16—4表 火災予防技術研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度	平成 2	3	4	計
(アジア地域)					
1	ブ ル ネ イ	1	1	1	3
2	マ レ イ シ ア	1	1	1	3
3	シ ン ガ ポ ー ル	1	1	1	3
4	パ ン グ ラ デ シ ュ	—	1	—	1
5	イ ン ド ネ シ ア	—	—	1	1
6	タ ス リ ラ ン	—	—	1	1
7	ス リ ラ ン	—	—	1	1
(中近東地域)					
8	バ ハ レ ー ン	—	1	—	1
9	エ ジ プ ト	—	—	1	1
(中南米地域)					
10	ブ ラ ジ ル	1	1	1	3
11	ペ ル	1	—	—	1
計		5	6	8	19

第16—5表 防災技術研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度	平成 2	3	4	計
(アジア地域)					
1	フ ィ リ ピ ン	1	—	—	1
2	バ ン グ ラ デ シ ュ	—	1	—	1
3	中 国	—	1	1	2
4	タ イ	—	1	—	1
(中近東地域)					
5	ジ ョ ル ダ ン	—	1	—	1
(アフリカ地域)					
6	モ ロ ッ コ	—	—	1	1
(中南米地域)					
7	ブ ラ ジ ル	1	—	—	1
8	ペ ル	1	1	—	2
9	セ ン ト ・ ル シ ア	1	—	—	1
10	コ ロ ン ビ ア	—	1	1	2
11	ジ ャ マ イ カ	—	—	1	1
12	グ ア テ マ ラ	—	—	1	1
(オセアニア地域)					
13	フ ィ ジ	—	—	1	1
計		4	6	6	16

効果を発揮するよう消防技術面からの助言・指導を行うため、インドネシア国のバンドン及びスマランの両市へ専門家を派遣した。

以上のように、近年開発途上諸国への消防協力案件が増加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

#### (4) 国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として設立された。我が国では、財団法人日本消防協会がこれに加盟している。その活動として、平成4年10月2日から同年10月4日にかけてアルゼンチンにおいて第3回アメリカ地域総会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立されており、平成4年8月にはマレーシアにおいて第17回総会が開催され、我が国からも出席したところである。消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

#### 2 消防救助隊の海外派遣体制

昭和60年11月14日 (現地時間13日) に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが、同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

その後、政府においては、外務省を中心に、海外で大災害が発生した場合のための国際緊急援助体制の整備を進めてきたが、昭和62年9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号) が公布施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊

急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、援助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。

また、この法律において、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対しては、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなった。

市町村消防機関の救助隊員で構成される国際消防救助隊は、これまでも昭和61年8月22日(現地時間同日)カメルーンのニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害、同年10月11日(現地時間10日)に発生したエル・サルヴァドル地震災害、平成2年6月21日(現地時間同日)に発生したイラン地震災害、同年7月16日(現地時間同日)に発生したフィリピン地震災害、平成3年4月30日(現地時間同日)にバングラデシュで発生したサイクロン災害において、政府派遣の国際緊急援助隊に国際消防救助隊が参加し、救助活動や支援活動を行ったところである。なお、昭和63年12月7日(現地時間同日)ソ連アルメニア共和国で発生した地震災害では、派遣要請を受け、出動のための諸準備をすべて整えたが、結局派遣には至らなかった。



国際消防救助隊の活躍

現在、40の消防本部、501名の救助隊員が国際消防救助隊員として消防庁に登録され、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一員として出動する体制を整えている。昭和63年は、国際消防救助隊が海外の被災地域で緊急援助活動を行うに当たってのマニュアル(国際消防救助隊員手帳)や国際消防救助隊員証の整備を図り、また平成3年2月には、第4回国際消防救助隊合同訓練を実施し、派遣体制の充実・強化を図ったところであるが、消防庁としては、今後とも外務省、国際協力事業団と密接な連携を保ちながら、携行資機材の整備や隊員の教育訓練のより一層の充実に積極的に努めていくこととしている。

### 3 国際防災の10年

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」とする決議案が全会一致で採択され、さらに、1989年12月の第44回国連総会において、国際防災の日(毎年10月第2水曜日)及び本10年に関する国際行動の枠組み等に関する決議案が全会一致で採択された。

我が国においては、平成元年5月19日、内閣総理大臣を本部長とする「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定され、同年11月6日の第1回会議において基本方針が決定された。また、自治大臣が副本部長の一人となっており、消防庁としても、国際防災の10年の推進のため、自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会を同年12月25日に設置し、消防防災における国際協力の一層の推進に努めている。

### 4 基準・認証制度

昭和55年4月、ガット東京ラウンドのスタンダードコード(貿易の技術的障害に関する協定)を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、規格・基準の透明性を

確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策—最近の決定と今後の政策方向—」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度を導入する等所要の改善措置を講じたところである。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。我が国は、今後ともこのような国際規格策定作業に積極的に参画し、消防機器等の国際標準化を推進していくこととしている。

## 第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

### 1 活動状況

平成3年中における全国の消防職団員の活動状況は、第17-1表のとおりである。

そのうち、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は79万7,658回で、前年を4万4,459回上回り、また、出動延人員では936万7人である。1日当たりの出動回数は2,185回、40秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が26.2%で一番多く、次いで火災出動が12.4%となっている。

### 2 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

平成3年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は26人、同じく負傷した者は2,740人である。前年に比べて殉職者は13人増加し、負傷者は39人減少している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが30.4%と最も多く、次いで演習訓練によるものが25.8%、救急によるものが5.0%となっている（第17-2表）。

### 3 安全衛生体制の整備

消防には、原則としてその業務の性格から労働安全衛生法が規定する安全管理者及び安全委員会の設置を義務づけた規定は適用されないが、消防庁で

第17-1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	56,968	1,092,483	39,512	455,722	13,019	72,729
消防団員	42,070	1,607,057	1,366	20,193	6,053	351,180
計	99,038	2,699,540	40,878	475,915	19,072	423,909
火災等構成比(%)	12.4	28.8	5.1	5.1	2.4	4.5
構成比(%)	1.7	9.3	0.7	1.6	0.3	1.5

区分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	174,506	1,156,811	192,075	714,670	540,326	1,683,414
消防団員	122,587	4,380,292	16,001	407,400	27,133	368,149
計	297,093	5,537,103	208,076	1,122,070	567,459	2,051,563
構成比(%)	5.0	19.1	3.5	3.9	9.6	7.1

第17-2表 消防職員及び消防

区分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	4	1,689	1	424	0	13	0	137
消防団員	22	1,051	3	414	13	74	0	0
計	26	2,740	4	838	13	87	0	137
構成比(%)	100.0	100.0	15.4	30.6	50.0	3.2	0	5.0

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

は公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実にかつ効果的に遂行するため、昭和58年7月に消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整備についての準則をそれぞれ示し、また、昭和59年8月に訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防

消防団員の活動状況

(平成3年中)(単位:回、人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火災等小計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
130,373	582,830	1,365	12,698	297,545	1,196,549	538,782	3,413,011
78,514	1,875,981	1,092	41,721	129,781	2,050,864	258,876	5,946,996
208,887	2,458,811	2,457	54,419	427,326	3,247,413	797,658	9,360,007
26.2	26.3	0.3	0.6	53.6	34.7	100.0	100.0
3.5	8.5	0.0	0.2	7.2	11.2	13.4	32.3

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
56,460	237,880	1,175,978	2,260,022	2,826,675	8,381,107	5,504,802	17,846,915
80	456	644	13,065	2,405	6,623	427,726	11,122,981
56,540	238,336	1,176,622	2,273,087	2,829,080	8,387,730	5,932,528	28,969,896
1.0	0.8	19.8	7.8	47.7	29.0	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(平成3年中)(単位:人)

演習訓練		特別警戒		遭 難		そ の 他	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	351	0	0	0	0	3	764
1	363	0	19	0	3	5	178
1	714	0	19	0	3	8	942
3.8	26.0	0	0.7	0	0.1	30.8	34.4

本部の安全管理体制の整備促進を図るとともに、事故防止の徹底を指導している。

また、消防の衛生管理については、労働安全衛生法の規定が適用され、常時50人以上の職員を有する事業所は衛生管理者、衛生委員会、産業医を選任

又は設置することとされているが、消防職員の勤務体制や職務内容からして、職員の健康管理には特に配慮する必要があるため、消防庁としては、昭和58年3月に消防衛生管理規程のマニュアルを示すなど、衛生管理体制の整備の徹底を図っているところである。

## 4 処 遇

### (1) 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならぬが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

#### ア 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額、平成3年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢37.5歳で27万3,608円であり、一般行政職員の場合は平均年齢39.4歳で28万898円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が8万5,870円であり、一般行政職員は6万7,048円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

#### イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせる勤務する制度であり、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

完全週休二日制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入が進められているところである。消防職員への導入については、一般行政職員への完全週休二日制の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法で順次実施が進められているところである。

#### ウ 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員を取り巻く勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

#### エ 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

平成3年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について1,895件であり、職員1,000人当たりの受理件数は14.0件となっている。ちなみに、警察職員は23.4件である。

### (2) 消防団員の処遇改善

#### ア 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの職員に対し、消防団員の労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引き上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況

は逐次改善されてきている。

平成4年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出勤手当等について、第17-3表のとおり改善措置が講じられた。

第17-3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	3	4
報酬			
団員(年額)		21,500	22,500
団長(年額)		63,500	67,000
出勤手当(1回当たり)		5,000	5,200
県内出張旅費(1回当たり)		7,190	7,190
公務災害補償負担金			
人口1人当たり	3		3
団員1人当たり	1,900		1,900
退職報償金負担金			
団員1人当たり	14,270		14,800

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第17-4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

第17-4表 消防団員の公務による死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年	62	63	元	2	3
死者		7	6	7	7	22
負傷者		1,348	1,242	1,052	1,091	1,051
計		1,355	1,248	1,059	1,098	1,073

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第17-5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

第17-5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
2	団長、副団長	10,200	11,000	11,800
	分団長、副分団長	8,600	9,400	10,200
	部長、班長、団員	7,000	7,800	8,600
3	団長、副団長	10,900	11,750	12,600
	分団長、副分団長	9,200	10,050	10,900
	部長、班長、団員	7,500	8,350	9,200
4	団長、副団長	11,570	12,440	13,300
	分団長、副分団長	9,840	10,700	11,570
	部長、班長、団員	8,100	8,970	9,840

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第17-6表のとおりである(消防団員等公務災害補償等共済基金(以下、「消防基金」という。)が扱ったものに限る。)。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められ

第17-6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年度	62	63	元	2	3
死者		1	1	1	4	1
負傷者		170	171	146	143	102
計		171	172	147	147	103

るほか、団員に対するものと同様である。

ウ 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数5年以上10年未満の団員で9万5千円、勤務年数30年以上の団長で83万円となっている(第17-7表)。

第17-7表 退職報償金支給額

(平成4年度)(単位:円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	140,000	245,000	355,000	480,000	650,000	830,000
副団長	130,000	225,000	315,000	410,000	575,000	750,000
分団長	120,000	215,000	305,000	395,000	545,000	715,000
副分団長	115,000	200,000	280,000	370,000	510,000	680,000
部長及び班長	105,000	180,000	255,000	330,000	450,000	610,000
団員	95,000	165,000	235,000	305,000	410,000	575,000

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村

の支給額の2分の1であったものが全額となった。

平成4年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している関係市町村の数は、公務災害補償業務については2,956市町村(契約対象市町村の91.3%)、退職報償金の支払業務については3,223市町村(契約対象市町村の

第17-8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(平成3年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,420	308,968
休業補償	614	120,349
傷病補償	8	14,173
障害補償	151	240,252
遺族補償	495	744,821
葬祭補償	20	8,908
計	2,708	1,437,471

第17-9表 消防基金の福祉施設の実施状況

(平成3年度)

福祉施設の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
外科後処置費	5	78
補装具費	2	233
休養費		
アフターケア費	10	4,627
休業援護金	558	36,483
介護料	10	6,059
奨学援護金	93	18,822
就労保育援護金	9	462
傷病特別支給金	2	2,280
障害特別支給金	17	5,810
遺族特別支給金	17	51,000
障害特別援護金	1	2,600
遺族特別援護金	17	115,100
傷病特別給付金	6	2,601
障害特別給付金	135	47,917
遺族特別給付金	383	133,942
計	1,265	428,014

99.7%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の平成3年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第17—8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第17—9表のとおりである。

消防基金の平成3年度の退職報償金の支給額は、65,449人に対し138億9,479万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

## 5 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、自治大臣表彰要領に基づく自治大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体等を対象として行われている。

### (1) 叙 位

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

### (2) 叙 勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

### (3) 褒 章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は共同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

### (4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日(7月1日)に行われる安全功労者表彰と防災の日(9月1日)に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

#### ア 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

#### イ 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

### (5) 自治大臣表彰

消防団活動に従事している者で広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について尽力して功績顕著な者に授与される。

### (6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生都度表彰する随時表彰と積年にわたる功労に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

#### ア 随時表彰

a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる消防吏員又は消防団員等に授与される。

b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員又は消防団員等に授与される。

c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員又は消防団員等に授与される。

- d 国際協力功労章 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され救助活動等に従事し、功労顕著な消防吏員等に授与される。
- e 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員等に授与される。
- f 表彰状 災害現場において功労顕著な者で上記三章(a～c)を授与されるに至らない者、功労顕著な消防機関及び消防作業に協力し功労顕著な部外の個人又は団体に授与される。
- g 賞状 災害において消防作業に従事し、功労顕著な消防隊に授与される。
- イ 定例表彰
  - a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎょに関する対策、消防教育の実施についてその成績特に優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で（消防吏員及び消防団員にあってはこれに準ずる者を含む。）、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。
  - b 永年勤続功労章 25年以上勤務し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
  - c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎょに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。
  - d 竿頭綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授

- e 表彰状 「国民安全の日」及び「防災の日」に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。



平成3年度消防功労者表彰式

#### ウ 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報償金がある。

##### a 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員等がその功労により特別功労章、顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。

支給額については、平成4年4月1日に殉職者賞じゅつ金の最高額を2,100万円(従来1,700万円)に、障害者賞じゅつ金の最高額を1,720万円(従来1,375万円)にそれぞれ引き上げた。

##### b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧

第17—10表 消防関係者の表彰者数等

(単位：人)

表彰等の種類	年度	61	62	63	元	2	3
叙位		88	78	98	109	114	138
叙勲							
特別叙勲等		119	106	124	118	122	178
生存者叙勲		813	833	831	799	801	814
銀杯		—	—	—	—	—	—
木杯		3	3	1	—	—	—
褒章							
紅綬褒章		—	—	—	—	—	—
黄綬		2	2	—	2	2	2
藍綬		58	63	59	59	61	57
紺綬		10	21	25	16	20	16
総理大臣表彰							
安全功労		5	5	5	6	5	6
防災功労		3	10	3	5	2	11
自治大臣表彰		—	—	10	10	15	14
消防庁長官表彰							
安全功労		20	21	26	27	30	35
防災功労		5	14	3	5	2	34
消防庁長官表彰(随時)							
特別功労章		2	1	1	3	2	12
顕功章		1	1	2	—	3	2
顕績章		11	2	3	4	15	37
顕彰状		—	2	1	—	6	2
表彰状		—	1	—	—	1	2
賞状		5	—	—	—	4	4
消防庁長官表彰(定例)							
功労章		175	189	175	175	175	175
永年勤続功労章		2,114	2,349	2,348	2,349	2,346	2,349
表彰旗		49	49	47	47	47	47
竿頭綬		78	77	68	65	60	60
賞じゅつ金		5人	4人	5人	6人	6人	15人
報償金		4,320万円	2,360万円	3,510万円	6,090万円	4,970万円	22,130万円
		—	2人	2人	—	4人	4人
		—	60万円	170万円	—	180万円	270万円
退職消防団員報償							
1号報償		8,096	9,362	7,046	8,037	7,286	7,332
2号報償		16,745	19,544	15,664	18,936	17,424	17,827

(注) 「安全功労・防災功労」、「表彰状」は個人及び団体を含み、「表彰旗」、「竿頭綬」は団体(機関)、「賞状」は隊である。

みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡した消防吏員又は消防団員等がその功労により特別功労章を授与されたときに支給される。

支給額については、平成4年4月1日に2,500万円(従来2,000万円)に引き上げた。

c 報償金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(7) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の職務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状がそれぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第17—10表のとおりである。

## 第18節 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における唯一の国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

平成3年度においては、職員数52人（うち研究職員35人）、当初予算額6億2,744万円（科学技術庁からの移し替えによる科学技術振興調整費1,097万円を含む。）となっている。

平成3年度に実施した主な研究は、次のとおりである。

### 1 火災安全技術の高度化に関する研究

#### (1) 火災性状把握システムに関する研究

ホテルの客室等で発生する火災を的確かつ迅速に把握し、かつ在室者の避難誘導・救助が効率的に行える火災性状把握システムを開発するため、火災・非火災報に関するデータベースの一層の充実を図り、火災・非火災識別ファジィ・エキスパートシステムの改良を行ったほか、これまでに開発した熱・煙・一酸化炭素センサーからなる複合センサーに信頼性及び耐久性の観点から検討を行い、実用的な小型火災センサーを試作した。さらに、人体から発する赤外線を検知するシステムと電話自動応答システムを構築し、両システムの特徴を取り込んだ建物内在館者把握システムの基本形を試作した。

#### (2) 難燃物品の燃焼時における有毒ガスに関する研究

種々の火災条件下において発生する有毒ガスの種類とその人命への影響を明らかにするため、火災室に難燃性と非難燃性物品等の種々の可燃物を収納して火災実験を行った。使用した建物は2階建て住宅であり、1階の出火場所から離れた地点で有毒ガス濃度の時間変化を測定するとともに動物の挙動観察、血液、脳波、心電図、呼吸数の測定を行った。収納物が難燃物品の場合には発生する有毒ガスの濃度は火源の大きさと燃焼の様相に大きく影響さ

れることが確かめられた。

#### (3) 地下利用の特殊空間内における火災性状に関する研究

地下空間における火災時の人命安全の確保、消防活動対策のための基礎資料を得るため、傾斜角の変えられる小型地下空間模型を製作し、水平の地下空間における火災実験を行い、燃焼速度、煙層の形成と流動及び煙の風上への遡上と模型内風速の関係を把握した。さらに、酸素消費法による火源の発熱速度の計測方法についても検討した。

#### (4) 吹き抜け空間における火災時の煙濃度予測に関する研究

吹き抜け空間を有する建物の火災時の特性を明らかにするため、相似模型を用いて火災実験を行い、天井面からの煙の排出量を測定して解析結果と比較した。特に、吹き抜け空間下方からの給気が制約された状況下での煙の排出を詳細に解析をしたほか、計算機を用いた既往の火災性状予測計算法の妥当性と適用範囲の検討を行った。

### 2 消防活動技術の高度化に関する研究

#### (1) 屋外防災スピーカーの音声競合による聴取障害排除に関する研究

屋外に分散的に配置された複数の屋外防災スピーカーから放送された音声競合し、聴取障害を起こすことが知られており、その障害排除に関する基礎的資料を得るため放送音声伝播状況を実験室規模で模擬できるシミュレータを研究製作し、放送音声の聴取に関する計測法を確立するため予備実験を行った。

#### (2) 消防職員の高齢化等に対応するための消防装備の軽量化・自動化等に関する研究

消防職員の高齢化及び消防活動の一層の機動化に対応するため、はしご車のはしごを自動的に目標位置に架梯するシステムを開発し、このシステムを基に実機はしご車用自動架梯装置を試作したほか、この装置を30メートル級はしご車に搭載して実用化のための各種架梯実験を行った。

### 3 危険物災害の防止に関する研究

#### (1) 自己反応性物質の危険性評価に関する研究

自己反応性物質としてのオキシムについて密閉型圧力容器試験を適用し、得られた結果と熱分析による熱分解特性値に関して相関性を検討し、いくつかの特性値については互いに相関性があることを確認した。また、設計製作した大型の耐爆試験装置を用いてオキシムについて種々の条件下で鉄管試験を試み、その伝爆性を判定すると共に、この結果から熱分解特性に基づいた経験則に従って伝爆性の有無を判定できるかどうかについて検討したが、これは不可であることが判明した。

#### (2) 原油の燃焼性状に関する研究

石油コンビナートで大量に貯蔵されている原油の火災時の危険性を知るために、米国商務省標準技術研究所と共同して燃焼性状、周囲への放射熱量、燃焼速度、煙生成量を測定した。また、長時間の燃焼の後に起こるボイルオーバーとよばれる爆発的な燃焼現象についてその激しさに及ぼすタンクの大きさ、燃料層厚さの影響について調べた。

### 4 その他の経常的研究

以上の他経常的研究として、林野火災の出火・拡大の危険度評価に関する研究、救急車の適正配置に関する研究、泡消火薬剤の有効たん白成分に関する研究、火点放射式簡易自動スプリンクラーの実用化に関する研究、ハロン代替物質の消火能力の評価に関する研究、予混合バーナー法による消火薬剤のピーク濃度の測定に関する研究、可燃性液体の除電に関する基礎的研究、固体燃料火災の水系消火剤による消火機構の解明に関する研究、要救助者探査機器の実用化に関する研究、地盤の液状化時における消防水利施設の挙動に関する研究、石油タンクの隅肉溶接部における微小亀裂と破断に関する研究、消防ポンプの自動化運転付加装置の実用化に関する研究、臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究、建物火災の用途・構造別等による人的・物的損害の国際的比較分析及び特殊放水銃の試作研究を行った。

### 5 情報交換等

平成3年10月、第39回全国消防技術者会議を開催し、約680名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討論を行った。また、内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等により情報交換を活発に行い、研究開発の効果的な推進を図っている。

## 第19節 消防財政

### 1 市町村の消防費

#### (1) 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第19—1表のとおりである。平成2年度の消防費歳出決算額は1兆3,819億円（前年度1兆2,622億円）で、前年度に比べ1,198億円（9.5%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額40兆2,114億円（前年度37兆498億円）に占める消防費決算額の割合は3.4%（前年度3.4%）となっている。

#### (2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成2年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万3,062円（前年度3万667円）であり、住民1人当たりでは1万1,221円（前年度1万283円）となっている（第19—1表）。

第19—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに  
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消防費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B)/(A)×100 (%)
63 元	33,551,321	1,160,268	28,605	9,484	3.5
	37,049,828	1,262,150	30,667	10,283	3.4
2	40,211,410	1,381,921	33,062	11,221	3.4

(注) 1 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。  
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

#### (3) 経費の性質別内訳

平成2年度消防費決算額1兆3,819億円の性質別内訳は、人件費9,783億円（全体の70.8%、前年度71.7%）、物件費1,135億円（同8.2%、前年度8.2%

）、普通建設事業費2,313億円（同16.7%、前年度15.6%）、その他588億円（同4.3%、前年度4.5%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が735億円（8.1%）、物件費が106億円（10.3%）、普通建設事業費が341億円（17.3%）それぞれ増加している（第19—2表）。

第19—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、%）

区 分	昭和63年度		平成元年度		平成2年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
人 件 費	8,389	72.3	9,048	71.7	9,783	70.8	735	8.1
物 件 費	922	7.9	1,029	8.2	1,135	8.2	106	10.3
普通建設事業費	1,759	15.2	1,972	15.6	2,313	16.7	341	17.3
補助事業費	340	2.9	361	2.9	375	2.7	15	4.1
単独事業費	1,417	12.2	1,609	12.7	1,935	14.0	326	20.3
受託事業費	2	0.0	3	0.0	3	0.0	0	13.5
そ の 他	532	4.6	572	4.5	588	4.3	15	2.7
計	11,603	100.0	12,622	100.0	13,819	100.0	1,198	9.5

(注) 単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

### 2 市町村消防費の財源

#### (1) 財源構成

平成2年度の消防費決算額の財源内訳は第19—3表のとおりである。一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆2,469億円（全体の90.2%、前年度90.8%）、次いで地方債847億円（同6.1%、前年度5.7%）、国庫補助金142億円（同1.0%、前年度1.1%）となっている。

#### (2) 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており、第19—4表のとおり逐年増加している。平成3年度の単位費用は7,960円（対前年度伸び率7.0%）、基準財政需要額は1兆3,543億円（対前年度伸び率7.1%）であったが、平成4年度は、

第19—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

区 分	昭和63年度		平成元年度		平成2年度		対前年度比較		
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100	
決 算 額	11,603	100.0	12,622	100.0	13,819	100.0	1,198	9.5	
一 般 財 源 等	10,528	90.7	11,457	90.8	12,469	90.2	1,012	8.8	
特 定 財 源	国庫補助金	134	1.2	138	1.1	142	1.0	4	3.0
	地方債	662	5.7	718	5.7	847	6.1	129	18.0
	使用料、手数料	33	0.3	34	0.3	35	0.3	1	2.9
	その他	246	2.1	275	2.2	325	2.4	51	18.4
	計	1,075	9.3	1,165	9.2	1,350	9.8	185	15.9

(注) 単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

第19—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
63	6,630	2.6	1,127,092	4.0
元	6,990	5.4	1,177,828	4.5
2	7,440	6.4	1,264,871	7.4
3	7,960	7.0	1,354,348	7.1
4	8,470	6.4	1,439,971	6.3

救急業務の高度化に資するため、消防吏員の1名増員、高規格救急自動車の導入及び救急資機材の充実が図られたほか、消防団の活性化に資するため、消防団員の報酬額が引上げられたこと等により単位費用は8,470円(対前年度伸び率6.4%)に引き上げられ、基準財政需要額は1兆4,400億円(対前年度伸び率6.3%)に増加している。

(3) 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助により、市町村の消防施設の整備について、補助基準額の3分の1以内の補助を行っている。なお、国の財政上の特別措置等により、補助率が引き上げられるものについては、それぞれの特別法等において規定されており、人口急増地域

の市町村に対しては2分の1又は10分の4、地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1、過疎地域、離島地域、地域改善対策地域、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内の補助を行っている。ただし、昭和61年度からは特例措置として、国の補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和61年法律第46号)等により、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の市及び町村に対してはそれぞれ10分の6及び3分の2とされている。

平成3年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第19—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の整備が進んでいる。

市町村に対する国庫補助金予算額については、国の厳しい財政状況を反映し昭和57年度以降毎年減少してきたが、平成元年度において前年度と比較して1.9%増となって以来、4年連続の増加となり、平成4年度においては2.0%増の151億2,537万円(前年度148億2,794万円)となった。平成4年度の補助金については、消防職員が普段から体力を錬成するための体力錬成施設を、救急業務の充実のための救急用ヘリコプター離着陸場を、火山噴火災害等に対処するための耐熱装甲型救助活動車、火山噴火災害特殊避難車を新たに補助対象とした。また、耐震性貯水槽(飲料水兼用60m<sup>3</sup>型及び飲料水兼用100m<sup>3</sup>型)の補助基準額を、緊急遮断装置の事業費を含めた額に改定した。さらに、施設においてはヘリコプターの迅速かつ的確な消防・救急活動を行うために不可欠な格納庫、照明施設及び給油施設からなるヘリコプター附帯施設、設備においては、航空消防を強化するためのヘリコプター、高層建築物における災害防衛及び人命救助のためのはしご付消防ポンプ自動車、危険物施設の増加に伴う危険物火災に対処するために泡消火薬剤を使用した化学消防ポンプ自動車についてそれぞれ数量の増を図った。

第19—5表の1 国庫補助金による

区 分		平成元年度		平成
		数 量	補 助 金	数 量
一 般 施 設	防 火 水 槽	1,648	2,481,203	1,610
	訓 練 塔	8	40,696	14
	耐 震 性 貯 水 槽	243	950,250	238
	備 蓄 倉 庫	4	34,398	3
	自然水利利用施設	2	2,206	1
	空中消火等補給基地	3	22,183	1
小 計		—	3,530,936	—
科 学 施 設	消 防 艇	3	145,985	3
	ヘリコプター附帯施設	—	—	—
	小 計	—	145,985	—
合 計			3,676,921	

年度別消防防災施設整備状況

(単位：千円)

2 年 度	平 成 3 年 度		昭和28年度～平成3年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
2,403,489	1,985	2,961,700	101,503	81,960,381
71,218	11	55,957	96	483,282
939,576	236	985,765	4,790	17,102,012
24,516	3	17,850	30	456,080
1,103	1	1,103	16	16,262
1,043	—	—	9	116,226
3,440,945	—	4,022,375	—	100,134,243
225,322	5	255,347	55	1,916,699
—	—	—	1	50,000
225,322	—	255,347	—	1,966,699
3,666,267		4,277,722		102,100,942



なお、都道府県に対する補助対象施設としては、防災ヘリコプター（平成4年度予算額2億2,619万円）及び防災無線通信設備がある。

(4) 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防防災施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第19—6表のとおりである。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム、災害弱者緊急通報システム事業等の

第19—6表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移（一般単独事業、指定都市及び市町村分）  
（単位：百万円、%）

区 分	昭和63年度	平成元年度 (A)	平成2年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	4,244	15,581	14,966	△ 615	△ 3.9
共済組合資金	6,285	6,632	6,569	△ 63	△ 0.9
損保資金	11,331	10,632	11,843	1,211	11.4
市有物件資金	4,663	4,613	5,463	850	18.4
全国自治協会資金	2,624	2,584	2,358	△ 226	△ 8.7
共済農協連資金	2,881	995	0	△ 995	皆減
その他	9,227	11,061	15,606	4,545	41.1
小計	41,255	52,098	56,805	4,707	9.0
地域総合整備事業債 （防災まちづくり事業）	18,932	20,149	24,595	4,446	22.1
合 計	60,187	72,247	81,400	9,153	12.7

消防防災施設整備並びに避難路（防災車両の進入のための道路を含む。）、避難地及び避難休憩施設の防災基盤整備がある。

また、昭和63年度からふるさとづくり特別対策事業、平成2年度から地域づくり推進事業の活用により、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業を推進している。ふるさとづくり特別対策事業及び地域づくり推進事業に要する経費については、地域総合整備事業債（ふるさとづくり事業分）の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

(5) その他

市町村の消防の財源としては、前記(2)～(4)のほか、特に消防費に関係する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

3 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第19—7表のとおりである。平成2年度における歳出決算額は551億9,400万円であり、平成2年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.13%である。その内容は、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

平成2年度における補助金の総額は87億8,000万円で、前年度に比べて3

第19—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移  
（単位：百万円、%）

年 度	普通会計 決算額 (A)	消防防災費 決算額 (B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補 助 金	貸 付 金
63	36,468,140	42,978	0.12	8,262	420
元	39,775,825	47,888	0.12	8,435	597
2	43,454,751	55,194	0.13	8,780	308

(注) 地方財政統計年報による。

億4,500万円(4.1%)増加している。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、防火水槽、小型動力ポンプ、消防無線、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率若しくは定額の補助又は国庫補助の嵩上げ補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は3億800万円で、前年度に比べて2億8,900万円(48.4%)減少している。

#### 4 国の消防費

消防庁の平成4年度予算額は、表19—8表に示すとおり、前年度より2.4%増の175億1,309万円となっている。

総額のうち151億2,537万円(対前年度比102.0%)は、消防防災施設整備費補助金及び消防防災設備整備費補助金に充てられている。

第19—8表 平成4年度消防庁関係予算主要事項別一覧表

(単位：千円、%)

事 項	平成4年度 予 算 額 (A)	平成3年度 予 算 額 (B)	増 Δ 減 (A)-(B)	前 年 度 対 比 (A)/(B)
〔主 要 事 項〕				
1 消防防災施設整備に必要な経費	4,347,367	4,280,827	66,540	101.6
(1) 市町村消防施設整備費補助金	2,889,395	2,962,674	△ 73,279	97.5
(2) 特殊災害用消防施設整備費補助金	339,771	212,011	127,760	160.3
(3) 大震災対策施設等整備費補助金	1,118,201	1,106,142	12,059	101.1
(ア) 一 般 分	541,289	541,660	△ 371	99.9
(イ) 地震強化分	564,912	564,482	430	100.1
(ウ) 火山分	12,000	0	12,000	皆増
2 消防防災設備整備に必要な経費	10,778,006	10,547,116	230,890	102.2
(1) 市町村消防設備整備費補助金	9,332,024	9,186,621	145,403	101.6
(2) 特殊災害用消防設備整備費補助金	145,132	93,438	51,694	155.3
(ア) 石油コンビナート分	86,756	36,789	49,967	235.8
(イ) 林 野 分	58,376	56,649	1,727	103.0
(3) 大震災対策設備等整備費補助金	1,300,850	1,267,057	33,793	102.7
(ア) 一 般 分	60,067	66,525	△ 6,458	90.3
(イ) 地震強化分	88,010	111,705	△ 23,695	78.8
(ウ) 消防防災無線分	1,100,373	1,088,827	11,546	101.1
(エ) 火 山 分	52,400	0	52,400	皆増
(小 計)	15,125,373	14,827,943	297,430	102.0
〔その他の経費〕	2,387,717	2,272,947	114,770	105.0
【合 計】	17,513,090	17,100,890	412,200	102.4

## 附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 各表の記号等は次のとおりである。  
 —又は空欄：皆無(該当なし)      0      : 単位未満  
 △      : 負数      …      : 不明
- 「12大都市」とは、札幌市、仙台市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料1 平成3年度の法令の制定

平成3年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成3年政令第126号）	3. 4. 12	非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げた。 消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最高額及び最低額を引き上げた。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第129号）	3. 4. 12 ただし、第9条の改正規定については、公布の日（3. 5. 15）	消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を増額した。 消防団員退職報償金の増額に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の消防団員退職報償金の支給に係る掛金の額を引き上げた。
消防法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第160号）	3. 6. 1	自動火災報知設備の感知器の種類として、尖を利用して火災の発生を感知するものを使用することが可能になることに伴い、当該感知器の型式承認に係る試験及び個別検定の手数料の規程を整備した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成3年政令第258号）	3. 7. 31	石油コンビナート等特別防災区域として、宇部地区及び小野田地区について区域の拡張を行い、両地区を合わせて一の特別防災区域とするとともに、産彦島地区について区域の縮小を行い、同地区を六連島地区とした。

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
消防法施行令の一部を改正する政令 (平成4年政令第9号)	4. 3. 1	消防用ホースに使用する差込み式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具に係る技術上の規格の改正に伴い、当該結合金具について、型式承認に係る試験及び個別検定の手数料の額を改めた。

附属資料2 平成3年中の主な火災

月 日	事 項
1. 17	三重県津市の住宅より出火。死者3人。原因は、ローソクの転倒落下。
1. 28	愛知県名古屋市の卸売業の倉庫より出火。損害額5億8,687万4千円。
2. 3	香川県詫間町の養鶏場より出火。焼損面積5,184㎡。
2. 5	秋田県矢島町の住宅より出火。死者3人。
2. 19	長野県長野市の住宅より出火。死者3人。
2. 23	大阪府摂津市の故紙卸売業の工場より出火。焼損面積3,364㎡。
2. 23	大阪府泉大津市の倉庫業の商品庫より出火。損害額7億6,971万4千円、焼損面積4,686㎡。
2. 24	大阪府忠岡町の倉庫業の倉庫より出火。損害額5億6,546万6千円。
3. 3	埼玉県戸田市の住宅より出火。死者1人、負傷者14人。
3. 6	広島県広島市の住宅より出火。死者3人。原因は、放火自殺。
3. 7	茨城県日立市の林野火災。焼損面積217.74ha、損害額4億414万7千円。
3. 14	北海道中標津町の住宅より出火。死者3人。
3. 17	福岡県桂川町の住宅より出火。死者3人。
3. 17	三重県四日市市の石油化学系基礎製品製造業の工場より出火。損害額6億273万1千円。
3. 17	大阪府能取町の合成繊維織物業の織布工場より出火。損害額3億7,662万2千円。
3. 18	山形県上山市の住宅より出火。死者4人。
3. 19	福岡県北九州市の林野火災。焼損面積402ha。
3. 22	新潟県白根市の住宅より出火。死者4人。
3. 26	神奈川県逗子市の船舶火災。損害額7億800万3千円。原因は、放火。
3. 29	京都府京都市の織物業の湯沸室より出火。損害額6億6,942万6千円。原因は、たばこの不始末。
4. 7	福岡県大任町の住宅より出火。死者3人。
4. 8	岐阜県池田町の住宅より出火。死者3人。
4. 10	石川県加賀市の椎草栽培業の作業所より出火。焼損面積4,585㎡。
4. 27	北海道釧路市の林野火災。焼損面積223.75ha。原因は、たばこの投げ捨て。

月 日	事 項
4. 28	埼玉県川越市の共同住宅より出火。負傷者14人。原因は、こんろの消し忘れ。
4. 28	山梨県石和町の旅館より出火。焼損面積3,197㎡。
5. 7	北海道猿払村の林野火災。焼損面積600ha。
5. 15	東京都足立区の靴卸売業の商品庫より出火。負傷者16人、焼損面積6,165㎡、損害額33億1,902万円。
5. 16	北海道当別町の車両火災。死者3人。
5. 25	大阪府大阪市の電化製品製造修理販売業の資材庫より出火。損害額3億3,578万6千円。
6. 7	茨城県下館市のプリント配線基板製造業の工場より出火。損害額4億2,782万5千円。
6. 12	愛知県名古屋市の居住工鉦業の作業場より出火。死者3人。
6. 13	茨城県神栖町の配合飼料製造業の工場より出火。損害額3億6,400万2千円。
6. 14	愛知県小牧市の木製家具製造業の倉庫より出火。焼損面積3,981㎡、損害額6億1,004万3千円。
6. 21	茨城県取手市の理容業の店舗より出火。死者4人。原因は、プロパンガスの爆発。
6. 26	千葉県市原市の石けん合成洗剤製造業の工場より出火。死者2人、負傷者13人、損害額8億5,000万円。
6. 27	岩手県石鳥谷町の東北縦貫自動車道の車両火災。損害額5億3,829万9千円。
7. 24	大阪府富田林市の公衆浴場より出火。死者3人。
8. 5	兵庫県村岡町のヘリコプター火災。死者5人。原因は、墜落により発火。
9. 11	山梨県大和村の中央自動車道の車両火災。死者3人。原因は、衝突により発火。
9. 15	東京都品川区のプラスチック製品加工業の居室より出火。死者4人。原因は、放火自殺。
9. 17	千葉県市原市の石油精製業の電気室より出火。損害額3億5,000万円。原因は、送配線の短絡。
9. 19	千葉県成田市、新東京国際空港滑走路内の旅客機エンジン部より出火。負傷者41人、損害額11億7,000万円。
9. 23	兵庫県三原町のパチンコ業の店舗より出火。損害額6億5,717万7千円。原因は、放火。

月 日	事 項
9. 28	富山県小矢部市の木造建築工事業の作業所兼事務所より出火。全焼28棟、焼損面積4,601㎡。原因は、燃えさしの残火処置不十分。
10. 3	宮崎県日向市のリニアモーターカー火災。損害額14億7,920万2千円。原因は、ゴムタイヤの摩擦。
10. 6	青森県黒石市の中学校より出火。焼損面積4,719㎡。
10. 8	愛知県師勝町のプラスチック自動車部品加工業の作業場併用住宅より出火。死者3人。
10. 9	岐阜県大垣市の住宅より出火。死者3人。
10. 19	東京都板橋区の解体工事業の物置より出火。損害額9億1,877万6千円。原因は、放火。
10. 20	岡山県岡山市の住宅より出火。死者5人。
10. 21	鹿児島県国分市の綿紡績業の工場より出火。焼損面積7,963㎡。
10. 27	福岡県田川市の神社の神殿より出火。損害額3億1,500万円。
11. 5	大阪府東大阪市の共同住宅より出火。死者4人。
11. 5	青森県黒石市の寺の本堂より出火。損害額3億1,868万7千円。
11. 5	神奈川県海老名市の倉庫業の倉庫より出火。損害額12億3,360万6千円。
11. 7	奈良県橿原市の住宅より出火。損害額4億1,850万円。
11. 10	和歌山県和歌山市の住宅より出火。死者4人。
11. 14	三重県四日市市の車両火災。死者3人。原因は、放火自殺。
11. 19	神奈川県藤沢市の金属工作機械部分品製造業の工場より出火。損害額3億3,470万円。
11. 19	東京都江東区の共同住宅より出火。負傷者11人。原因は、電気ストーブの転倒。
12. 4	愛知県豊橋市の洋雑貨卸売業の商品庫より出火。損害額4億4,764万5千円。
12. 5	大阪市高槻市の住宅より出火。死者3人。
12. 16	北海道根室市の宿舎。焼損面積3,234㎡。
12. 22	大阪府泉佐野市の植物油脂製造業の抽出機より出火。死者8人、負傷者1人。

(注) この表には、原則として、死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損面積3,000㎡以上、林野焼損面積150ha以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
北海道	2 405	1 758	70	257	10	—	310
青森	642	497	74	39	1	—	31
岩手	515	338	67	55	—	—	55
宮城	1 118	679	78	93	—	—	268
秋田	464	313	47	27	3	—	74
山形	549	378	38	47	—	—	86
福島	965	642	108	74	3	—	138
茨城	1 597	844	118	163	—	—	472
栃木	965	564	70	103	—	—	228
群馬	743	520	44	75	—	—	104
埼玉	2 758	1 755	45	339	—	—	619
千葉	2 573	1 387	159	317	7	1	702
東京都	6 500	3 856	24	678	4	—	1 938
神奈川県	2 918	1 754	20	450	11	—	683
新潟	864	609	46	95	1	—	113
富山	216	167	8	27	—	—	14
石川	380	237	28	51	3	—	61
福井	266	196	6	39	—	—	25
山梨	392	231	25	44	—	—	92
長野	733	510	44	67	—	—	112
岐阜	946	551	53	106	—	—	236
静岡県	1 625	899	74	164	8	—	480
愛知	3 652	1 885	118	493	2	—	1 154
三重	768	433	34	113	2	—	186
滋賀	370	239	6	60	2	—	63
京都	555	427	17	79	1	—	31
大阪	3 989	2 676	61	645	6	—	601
兵庫	2 745	1 643	179	311	6	1	605
奈良	327	232	11	50	—	—	34
和歌山	346	241	21	36	1	—	47

火災損害状況

(平成3年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)
2 033	556	281	1 196	107 696	98 546
682	244	82	356	47 951	3 775
509	244	54	211	35 508	3 613
937	250	79	608	36 534	3 026
467	211	30	226	32 887	2 599
456	157	36	263	26 004	692
932	377	88	467	45 764	2 450
1 266	503	93	670	52 479	24 989
788	295	65	428	36 720	6 141
784	296	71	417	37 193	392
2 453	606	181	1 666	74 344	592
1 813	464	128	1 221	49 298	1 677
5 156	422	277	4 457	63 829	269
2 391	403	183	1 805	54 681	200
835	230	79	526	40 295	990
259	98	29	132	20 401	200
312	93	23	196	17 789	380
260	84	24	152	13 476	333
329	119	26	184	17 205	745
659	214	67	378	31 127	1 091
726	182	77	467	27 372	961
1 205	301	90	814	38 666	1 249
2 399	447	198	1 754	78 471	1 300
564	129	56	379	19 218	1 765
303	86	35	182	13 935	133
624	138	79	407	21 858	383
3 472	306	258	2 908	83 569	926
2 074	297	167	1 610	57 198	9 251
334	120	44	170	20 375	135
351	100	51	200	18 563	2 265

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
鳥取	225	181	5	16	3	—	20
島根	388	241	36	20	3	—	88
岡山	792	576	55	55	2	—	104
広島	1 583	897	170	139	5	—	372
山口	722	422	61	62	1	1	175
徳島	376	286	16	27	0	—	47
香川	490	334	26	61	3	—	66
愛媛	608	457	25	56	10	—	60
高知	445	289	31	32	5	—	88
福岡	2 305	1 486	120	223	6	—	470
佐賀	336	240	15	33	0	—	48
長崎	605	395	35	56	11	—	108
熊本	709	511	57	63	0	—	78
大分	425	316	28	37	0	—	44
宮崎	536	346	61	46	0	—	83
鹿児島	889	598	47	82	1	—	161
沖縄	559	227	54	102	2	—	174
都道府県計	54 879	34 263	2 535	6 207	123	3	11 748
札幌	520	375	6	68	—	—	71
仙台	479	290	6	44	—	—	139
東京	4 763	2 918	—	497	4	—	1 344
川崎	499	308	—	73	1	—	117
横浜	999	593	—	188	5	—	213
名古屋	1 196	610	23	173	—	—	390
京都	277	222	3	43	—	—	9
大阪	1 466	1 005	—	248	5	—	208
神戸	779	446	31	113	4	—	185
広島	623	345	34	77	2	—	165
北九州	520	320	15	46	3	—	136
福岡	465	312	14	75	1	—	63
12大都市計	12 586	7 744	132	1 645	25	—	3 040

火災損害状況(つづき)

(平成3年中)

計	焼損棟数				焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	
計	248	78	24	146	13 312	45
	366	138	22	206	17 624	1 049
	833	256	67	510	37 166	1 279
	1 273	264	96	913	35 603	5 573
	590	157	50	383	23 162	558
	372	116	43	213	15 883	3 267
	459	132	64	263	25 988	690
	636	190	67	379	24 995	390
	354	129	33	192	14 115	1 770
	1 987	419	167	1 401	62 624	74 743
	319	115	34	170	18 189	206
	563	183	46	334	23 208	319
	666	205	48	413	31 729	2 729
	416	129	27	260	19 392	4 766
	482	172	29	281	19 930	1 763
	855	320	42	493	44 501	1 448
	251	78	38	135	8 620	2 227
	46 043	11 053	3 848	31 142	1 656 447	273 890
	409	31	34	344	6 832	5 457
	374	47	23	304	7 123	1 648
	3 864	248	202	3 414	46 342	0
	393	31	34	328	5 677	0
	779	111	56	612	16 125	0
	801	87	57	657	19 819	380
	340	52	45	243	9 313	221
	1 295	53	99	1 143	17 114	0
	567	37	40	490	7 771	90
	487	59	29	399	7 235	1 035
	385	62	31	292	8 695	53 135
	411	48	28	335	6 514	30
	10 105	866	678	8 561	158 560	61 996

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負傷者	計	全 損	半 損	小 損	
北海道	90	279	1 365	346	207	812	3 856
青森	34	89	457	174	52	231	1 433
岩手	32	90	287	115	41	131	963
宮城	27	124	527	125	38	364	1 824
秋田	22	60	291	110	20	161	985
山形	33	75	263	88	21	154	1 076
福島	36	116	536	183	40	313	1 906
茨城	51	147	686	242	45	399	2 310
栃木	41	116	448	162	34	252	1 583
群馬	43	107	425	152	36	237	1 409
埼玉	83	372	1 696	443	107	1 146	5 158
千葉	63	316	1 273	304	98	871	4 945
東京都	115	1 008	4 371	630	340	3 401	10 876
神奈川県	98	368	2 014	468	143	1 403	5 516
新潟	53	120	541	166	45	330	1 943
富山	14	36	160	60	19	81	564
石川	12	45	187	55	14	118	646
福井	13	36	153	45	14	94	533
山梨	14	44	193	67	14	112	593
長野	36	98	356	104	51	201	1 124
岐阜	47	132	454	116	48	290	1 563
静岡	42	174	742	165	56	521	2 400
愛知	100	335	1 719	362	145	1 212	5 089
三重	29	75	354	75	32	247	1 206
滋賀	20	54	209	66	19	124	693
京都	36	104	470	116	54	300	1 077
大阪	144	626	3 131	635	259	2 237	8 417
兵庫県	74	287	1 610	324	143	1 143	4 685
奈良	18	67	227	85	30	112	819
和歌山	21	54	251	76	21	154	710

火災損害状況(つづき)

(平成3年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	収 容 物	小 計					
6 290 551	3 489 579	2 519 520	6 009 099	38 321	135 006	16 848	—	91 277
2 643 956	1 615 127	979 337	2 594 464	21 429	20 928	529	—	6 606
2 399 436	1 256 190	509 226	1 765 416	21 031	581 990	—	—	30 999
2 420 077	1 401 717	941 798	2 343 515	7 027	32 664	—	—	36 871
2 044 973	1 150 550	818 480	1 969 030	18 942	13 371	6 048	—	37 582
1 944 227	1 197 899	677 911	1 875 810	2 044	53 918	—	—	12 455
2 638 700	1 582 485	950 800	2 533 285	7 021	53 752	11 001	—	33 641
5 752 056	2 832 738	2 405 151	5 237 889	269 470	150 984	—	—	93 713
2 687 730	1 697 450	870 715	2 568 165	5 007	86 053	—	—	28 505
2 585 043	1 501 009	1 002 918	2 503 927	3 962	49 444	—	—	27 710
9 166 912	5 033 199	3 853 052	8 886 251	5 715	193 718	—	—	81 228
9 475 652	3 931 167	2 809 247	6 740 414	19 152	224 987	218 102	1 170 000	1 102 997
19 451 857	5 478 333	13 469 945	18 948 278	236	337 527	15 129	—	150 687
8 998 384	3 947 689	4 017 562	7 965 251	3 341	214 928	725 711	—	89 153
2 783 294	1 795 664	918 727	2 714 391	4 118	51 872	33	—	12 880
965 955	616 225	333 153	949 378	389	12 376	—	—	3 812
1 091 777	495 700	523 091	1 018 791	1 990	39 259	29 666	—	2 071
1 180 110	601 278	560 080	1 161 358	73	16 625	—	—	2 054
1 418 877	796 586	563 256	1 359 842	451	44 724	—	—	13 860
2 166 515	1 217 720	899 559	2 117 279	6 062	31 426	—	—	11 748
2 281 019	1 290 541	929 398	2 219 939	1 128	39 122	—	—	20 830
3 770 297	1 870 066	1 608 410	3 478 476	29 714	136 783	81 560	—	43 764
8 321 934	3 908 657	4 023 403	7 932 060	1 728	223 074	1 615	—	163 457
3 089 114	1 789 715	1 147 643	2 937 358	23 252	115 160	3 077	—	10 267
946 837	627 766	247 640	875 406	1 330	60 324	482	—	9 295
2 132 539	943 807	1 137 080	2 080 887	349	45 012	363	—	5 928
10 981 815	4 553 430	6 067 046	10 620 476	8 920	231 295	5 931	—	115 193
6 529 184	3 467 117	2 832 212	6 299 329	7 517	113 546	1 006 40 000	—	67 786
2 531 088	1 521 636	901 796	2 423 432	397	28 862	—	—	78 397
1 660 049	938 221	674 213	1 612 434	3 853	35 528	557	—	7 677

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	死傷者数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
鳥 取	12	34	173	62	16	95	597
島 根	14	46	204	66	10	128	658
岡 山	31	91	526	161	37	328	1 723
広 島	33	138	827	172	58	597	2 348
山 口	25	84	412	116	36	260	1 146
徳 島	7	43	227	61	20	146	681
香 川	17	75	280	92	30	158	852
愛 媛	31	95	400	145	36	219	1 193
高 知	18	53	238	98	13	127	684
福 岡	61	296	1 349	337	99	913	4 054
佐 賀	16	54	196	77	18	101	676
長 崎	16	87	382	101	32	249	1 160
熊 本	19	72	431	118	37	276	1 417
大 分	14	64	249	74	16	159	822
宮 崎	12	59	308	114	20	174	871
鹿 児 島	42	82	588	203	19	366	1 666
沖 縄	8	21	131	42	20	69	432
都 道 府 県 計	1 817	6 948	32 317	8 098	2 703	21 516	96 882
札 幌	15	60	319	45	43	231	876
仙 台	8	54	224	41	12	171	660
東 京	81	757	3 271	446	250	2 575	8 027
川 崎	8	67	328	58	26	241	890
横 濱	37	112	699	172	54	473	1 890
名 古 屋	37	118	704	127	69	508	1 796
京 都	17	65	269	48	39	182	474
大 阪	38	250	1 240	180	137	923	2 988
神 戸	22	81	549	103	47	399	1 428
広 島	13	69	351	54	18	279	951
北 九 州	9	81	276	74	23	179	748
福 岡	10	56	349	74	19	256	851
12 大 都 市 計	295	1 770	8 579	1 422	737	6 420	21 579

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成3年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	取 容 物	小 計					
740 419	476 175	202 756	678 931	653	4 540	52 956	—	3 339
835 133	519 864	269 324	789 188	4 538	7 640	26 639	—	7 128
2 796 611	1 548 694	1 070 680	2 619 374	946	107 526	235	—	68 530
2 855 416	1 442 314	1 325 931	2 768 245	5 139	45 573	4 271	—	32 188
1 646 705	1 023 757	563 493	1 587 250	1 091	28 589	500	—	29 275
927 118	581 877	297 192	879 069	28 429	7 963	—	—	11 657
1 810 177	890 342	873 044	1 763 386	2 461	22 150	16 792	—	5 388
1 620 354	782 854	787 881	1 570 735	1 303	27 323	9 614	—	11 379
794 040	498 433	266 755	765 188	4 383	5 623	7 734	—	11 112
4 817 906	2 617 236	2 044 182	4 661 418	5 262	85 313	4 547	—	61 366
1 462 004	860 863	537 614	1 398 477	2 831	19 543	—	—	41 153
1 708 141	853 924	792 559	1 646 483	270	42 761	14 795	—	3 832
1 934 302	1 146 451	709 270	1 855 721	9 088	46 249	—	—	23 244
1 186 251	783 162	333 589	1 116 751	25 785	27 710	—	—	16 005
2 553 294	649 295	384 756	1 034 051	19 142	1 494 325	—	—	5 776
2 139 972	990 034	1 069 676	2 059 710	1 708	52 481	183	—	25 890
1 241 944	403 249	589 205	992 454	7 537	14 289	200 180	—	27 484
161 419 745	78 617 785	71 310 276	149 928 061	634 535	5 413 856	1 456 104	1 210 000	2 777 189
706 308	476 180	211 566	687 746	10	14 386	—	—	4 166
586 031	278 812	290 592	569 404	792	11 660	—	—	4 175
15 284 332	4 028 192	10 935 711	14 963 903	—	236 682	15 129	—	68 618
1 008 989	579 756	359 458	939 214	—	28 971	880	—	39 924
1 980 841	1 224 719	667 328	1 892 047	—	75 022	380	—	13 392
2 429 987	1 119 271	1 227 213	2 346 484	43	56 696	—	—	26 764
1 308 116	393 841	892 761	1 286 602	—	20 176	—	—	1 338
1 778 237	667 695	1 028 862	1 696 557	—	51 143	2 931	—	27 606
1 118 020	636 985	431 314	1 068 299	5	32 194	423	—	17 099
966 204	448 736	488 349	937 085	2 402	15 531	355	—	10 831
607 667	341 837	244 376	586 213	1 377	10 824	4 143	—	5 110
662 440	332 892	307 042	639 934	69	19 004	264	—	3 169
28 437 172	10 528 916	17 084 572	27 613 488	4 698	572 289	24 505	—	222 192

附属資料 4 月 別 火 災

月	区分	出 火 件 数						
		計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
1 月		5 448	3 386	259	507	8	—	1 288
2 月		6 056	3 448	450	469	7	—	1 682
3 月		5 531	3 403	303	539	14	—	1 272
4 月		5 487	3 195	499	540	7	—	1 246
5 月		4 884	2 986	318	520	12	—	1 048
6 月		3 382	2 208	59	483	11	—	621
7 月		3 560	2 318	47	488	13	—	694
8 月		3 998	2 369	127	605	8	2	887
9 月		3 803	2 478	76	505	10	1	733
10 月		3 665	2 458	108	471	11	—	617
11 月		4 305	2 811	181	504	15	—	794
12 月		4 760	3 203	108	576	7	—	866
計		54 879	34 263	2 535	6 207	123	3	11 748

附属資料 4 月 別 火 災

月	区分	災 世 帯 数				り 災 人員数	損 害	
		計	全 損	半 損	小 損		計	建 物
1 月		3 458	925	316	2 217	10 315	15 363 847	7 899 653
2 月		3 599	1 024	305	2 270	10 444	17 347 881	9 305 613
3 月		3 328	908	293	2 127	9 944	17 219 647	8 531 000
4 月		2 984	723	231	2 030	8 870	13 970 035	7 519 262
5 月		2 716	628	240	1 848	8 209	15 609 145	6 639 842
6 月		2 040	459	155	1 426	6 387	10 753 353	4 466 230
7 月		2 024	438	176	1 410	6 151	9 149 822	4 313 824
8 月		2 060	445	181	1 434	6 119	9 929 202	5 122 634
9 月		2 078	519	173	1 386	6 548	11 116 158	4 983 475
10 月		2 128	488	153	1 487	6 417	12 041 362	4 907 242
11 月		2 721	720	223	1 778	8 071	14 977 931	7 558 949
12 月		3 181	821	257	2 103	9 407	13 941 362	7 370 061
計		32 317	8 098	2 703	21 516	96 882	161 419 745	78 617 785

損 害 状 況

(平成 3 年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	死 者	負 傷 者
4 582	1 117	410	3 055	165 623	5 233	226	752
4 824	1 265	408	3 151	193 403	17 762	212	741
4 636	1 175	403	3 058	165 888	109 178	226	723
4 417	1 169	347	2 901	166 457	47 782	163	666
4 052	999	325	2 728	146 746	78 793	139	511
2 861	609	219	2 033	96 808	1 265	95	457
2 902	533	245	2 124	87 067	1 840	96	448
3 105	669	271	2 165	101 877	2 729	87	445
3 271	754	280	2 237	122 033	1 504	117	489
3 148	712	262	2 174	117 484	1 735	111	463
3 863	944	320	2 599	141 807	4 753	154	577
4 382	1 107	358	2 917	151 254	1 316	191	676
46 043	11 053	3 848	31 142	1 656 447	273 890	1 817	6 948

損 害 状 況 (つづき)

(平成 3 年中)

害 額 (千円)							
収 容 物	物		林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	小 計	建 物					
6 816 390	14 716 043	37 366	248 823	218 923	—	142 692	
7 385 479	16 691 092	58 481	283 051	207 963	—	107 294	
7 104 005	15 635 005	272 160	328 967	792 439	—	191 076	
5 879 443	13 398 705	109 841	271 446	11 345	—	178 698	
8 418 606	15 058 448	106 741	277 234	22 302	—	144 420	
4 511 301	8 977 531	9 881	780 296	55 687	—	929 958	
4 328 551	8 642 375	7 722	279 662	2 315	—	217 748	
4 324 271	9 446 905	5 596	307 625	10 152	40 000	118 924	
4 560 434	9 543 909	9 635	242 794	8 918	1 170 000	140 902	
5 209 798	10 117 040	6 755	1 694 249	14 079	—	209 239	
6 821 918	14 380 867	8 335	321 209	92 147	—	175 373	
5 950 080	13 320 141	2 022	378 500	19 834	—	220 865	
71 310 276	149 928 061	634 535	5 413 856	1 456 104	1 210 000	2 777 189	

附属資料5 出火原因別

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m <sup>2</sup> )	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
こんろ	6 156	125 027	7 176	6 596	11 232 833
たばこ	5 945	5 445 466	4 603	4 309	13 487 721
放火	5 320	121 956	3 386	2 014	9 382 606
たき火	4 609	2 630 759	1 485	377	3 022 094
放火の疑い	4 276	214 072	2 894	1 295	8 351 850
火あそび	3 167	474 191	1 979	1 261	3 883 878
ストーブ	2 426	143 667	3 520	3 374	12 615 600
電灯・電話等の配線	1 169	44 235	1 175	809	4 468 492
風呂かまど	1 106	40 153	1 361	1 219	2 019 091
溶接機・切断機	992	68 667	730	131	5 862 029
マッチ・ライター	980	181 318	721	535	1 779 528
電気機器	808	21 994	776	564	2 063 818
交通機関内配線	773	2 983	45	8	443 371
灯	630	37 134	876	800	2 866 249

附属資料6 主な出火

年 出火原因	昭和 61 年			昭和 62 年			昭和 63 年		
	順位	件数	割合 %	順位	件数	割合 %	順位	件数	割合 %
こんろ	3	6 754	10.7	1	6 856	11.7	1	7 101	11.2
たばこ	1	7 195	11.4	2	6 399	10.9	2	6 319	10.8
放火	4	5 194	8.2	4	4 999	8.5	4	5 052	9.7
たき火	2	7 135	11.3	3	6 071	10.3	3	5 438	9.7
放火の疑い	5	4 032	6.4	5	3 600	6.1	6	3 860	7.8
火あそび	6	3 895	6.2	6	3 501	6.0	5	4 397	8.4
ストーブ	7	2 792	4.4	7	2 556	4.3	7	2 858	5.8
電灯・電話等の配線	11	930	1.5	10	944	1.6	11	972	2.1
風呂かまど	8	2 021	3.2	8	1 764	3.0	8	1 682	2.0
溶接機・切断機	—	—	—	—	—	—	10	1 070	1.8
マッチ・ライター	9	1 430	2.3	9	1 185	2.0	9	1 203	2.1
電気機器	—	—	—	—	—	—	12	819	1.5
交通機関内配線	13	582	0.9	12	584	1.0	14	699	1.4
灯	12	633	1.0	13	569	1.0	15	588	1.1
内燃機	17	443	0.7	17	443	0.8	17	499	1.1
総出火件数	63 272			58 833			59 674		

火災損害状況

(平成3年中)

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m <sup>2</sup> )	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
内燃機	584	14 726	48	10	373 845
煙突・煙道	576	39 687	675	446	1 960 842
配線器具	556	15 291	520	365	1 792 207
排気管	517	6 247	90	29	478 180
電気装置	460	9 902	332	98	1 867 862
焼却炉	416	28 330	264	62	726 074
車体等の衝突の火花	347	60	11	6	406 394
取灰	335	16 270	396	186	791 702
ボイラー	269	9 284	267	175	553 402
火入れ	213	185 542	51	9	104 997
こたつ	207	19 613	340	270	980 014
その他・不明	12 042	19 148 873	12 322	7 369	69 905 066
計	54 879	29 045 447	46 043	32 317	161 419 745

原因の推移

年	平成元年			平成2年			平成3年				
	構成 割合 %	順位	件数	構成 割合 %	順位	件数	構成 割合 %	順位	件数	構成 割合 %	
11.9	1	6 905	12.4	1	6 633	11.7	1	6 156	11.2		
10.6	2	5 565	10.0	2	5 846	10.3	2	5 945	10.8		
8.5	3	5 016	9.0	3	5 284	9.4	3	5 320	9.7		
9.1	4	4 548	8.2	4	5 148	9.1	4	4 609	8.4		
6.5	5	3 938	7.0	5	4 131	7.3	5	4 276	7.8		
7.4	6	3 686	6.6	6	3 129	5.5	6	3 167	5.8		
4.8	7	2 389	4.3	7	2 314	4.1	7	2 426	4.4		
1.6	11	978	1.8	9	1 089	1.9	8	1 169	2.1		
2.8	8	1 485	2.7	8	1 166	2.1	9	1 106	2.0		
1.8	10	1 040	1.9	10	1 078	1.9	10	992	1.8		
2.0	9	1 145	2.1	11	1 041	1.8	11	980	1.8		
1.4	12	713	1.3	12	786	1.4	12	808	1.5		
1.2	14	657	1.2	13	778	1.4	13	773	1.4		
1.0	15	591	1.1	16	579	1.0	14	630	1.1		
0.8	16	523	0.9	14	585	1.0	15	584	1.1		
55 763				56 505				54 879			

附屬資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

Table with 12 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所, 事業名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 原因. Rows 1-12 detailing fire incidents in various cities like Osaka, Kyoto, and Tokyo.

(ホテル・旅館)

Table with 12 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所, 事業名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 原因. Rows 1-13 detailing fire incidents in hotels and inns across various prefectures.

(病院)

Table with 12 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所, 事業名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 原因. Rows 1-2 detailing fire incidents in hospitals.

Table with 12 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所, 事業名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 原因. Rows 3-11 detailing fire incidents in various settings including medical facilities and shops.

(社会福祉施設)

Table with 12 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所, 事業名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 原因. Rows 1-8 detailing fire incidents in social welfare facilities.

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

Table with 12 columns: 出火年月日, 出火場所, ビル名(火元事業所名), 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因, 原因. Rows 1-13 detailing fire incidents in multi-use buildings.

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	出火件数							焼 計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460	...	...	...	...	...	...
22	18 806	15 888	2 918	...	...	...	...	...
23	17 022	15 099	1 923	...	...	...	...	...
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432	...	...
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847	...	...
26	21 223	18 130	1 582	1 511			...	...
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100	...	...
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271	...	...
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2 15 842	51 949	...
60	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7 13 676	49 717	...
61	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3 14 958	51 026	...
62	58 833	36 515	4 120	5 272	111	5 12 810	49 255	...
63	59 674	37 090	3 589	5 591	134	5 13 265	50 336	...
平成元	55 763	35 186	2 894	5 744	138	4 11 797	47 437	...
2	56 505	34 768	2 858	6 173	148	4 12 554	47 536	...
3	54 879	34 263	2 535	6 207	123	3 11 748	46 043	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の  
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	死者	負傷者
...	...	...	3 533 924	...	420	1 695
...	...	...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	...	...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	...	...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	...	...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	...	...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	...	...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	...	...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858
12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550
12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257	2 061	7 731
12 552	4 261	32 442	1 854 633	488 983	1 857	7 681
12 621	4 428	33 287	1 859 535	317 623	2 116	7 703
11 452	4 074	31 911	1 734 055	211 699	1 747	7 292
11 782	4 063	31 691	1 674 064	133 325	1 828	7 097
11 053	3 848	31 142	1 656 447	273 890	1 817	6 948

取扱区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年以降

年	り 災 世 帯 数			り 災 人員数	損	
	計	全 焼	半 焼		計	建
						小 計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	15 506	4 502	145 372	70 171 860	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	151 103	83 387 083	77 142 149
46	42 636	15 158	4 588	148 152	78 569 529	73 759 751
47	40 176	13 291	4 266	137 966	84 106 133	80 955 770
48	43 464	14 458	4 507	147 650	113 795 975	105 831 401
49	40 153	12 305	4 371	135 595	112 305 713	104 960 973
50	39 030	11 976	3 921	128 561	110 148 495	106 427 660
51	40 716	13 034	4 002	134 604	160 953 944	152 946 191
52	39 693	11 614	4 023	129 990	129 393 052	122 063 870
53	39 789	11 770	3 933	131 927	130 538 604	123 666 835
54	37 801	10 617	3 701	123 051	136 827 438	131 130 601
55	37 948	10 595	3 640	123 407	150 707 250	144 991 002
56	38 385	10 885	3 523	124 120	150 302 972	145 473 914
57	37 717	9 507	3 376	120 562	149 072 798	141 786 203
58	36 794	10 052	3 378	117 678	150 579 160	141 093 424
59	37 764	10 295	3 383	119 822	146 210 317	141 603 366
60	35 833	9 563	3 288	112 016	154 927 483	149 982 230
61	36 887	9 741	3 348	114 839	149 766 240	143 770 906
62	35 813	9 548	3 027	110 700	146 153 576	136 867 233
63	36 336	9 830	3 093	111 292	144 021 140	137 833 941
平成元	33 564	8 427	2 971	102 147	140 494 183	134 576 632
2	32 853	8 164	2 960	98 878	148 457 654	142 087 731
3	32 317	8 098	2 703	96 882	161 419 745	149 928 061

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建  
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

害 額 (千円)							
建 物	物		林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	取 容 物	建 物					
...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	202 730	...	...	...	...
...	...	...	280 845	...	...	...	...
...	...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	...
...	...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	...
...	...	...	152 172	...	227 993	...	...
...	...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	...
...	...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	386 375	64 657	55 805	23 282	...
12 644 431	18 656 590	212 575	212 575	227 786	87 232	30 803	...
16 631 028	18 935 498	890 006	890 006	110 097	106 733	454 958	...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	1 693 325	85 290	200 244	749 906	...
8 960 668	12 237 628	305 388	305 388	128 664	69 774	47 776	...
8 211 205	12 095 870	127 555	127 555	110 263	104 990	153 518	...
9 139 485	14 271 108	528 606	528 606	153 553	107 769	233 090	...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	5 826 308	187 777	165 125	749 463	...
15 268 732	22 905 865	954 962	954 962	210 625	134 348	725 466	...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	...
17 307 802	29 568 529	431 906	431 906	299 906	181 801	5 118 697	...
17 598 957	27 208 284	3 393 137	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	...
17 096 026	26 868 921	499 555	499 555	281 577	152 188	3 966 961	...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	1 842 062	423 371	348 586	888 520	...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	2 709 421	502 821	240 714	737 883	...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719
72 574 122	68 519 302	4 752 124	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 187 462	1 668 440	394 225	...	1 356 824
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499
72 779 256	70 991 650	1 512 371	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022
69 290 933	67 576 300	3 581 546	3 581 546	2 893 178	498 821	46 267	2 266 531
71 832 142	66 001 799	1 440 295	1 440 295	2 688 676	548 860	25 826	1 483 542
68 230 344	66 346 288	520 945	520 945	2 630 105	638 028	30 160	2 098 313
74 650 398	67 437 333	466 584	466 584	3 290 996	577 727	70 167	1 964 449
78 617 785	71 310 276	634 535	634 535	5 413 856	1 456 104	1 210 000	2 777 189

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100	...	...	...
22	130	2.4(126)	115	159	326	...	...	...
23	118	2.2(116)	97	121	400	...	...	...
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(353)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4 648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4 493	60.3	7.6	8.2
62	407	4.8(253)	442	453	4 385	62.1	7.0	8.9
63	413	4.9(258)	504	454	4 321	62.2	6.0	9.4
平成元	386	4.6(242)	416	430	4 215	63.1	5.2	10.3
2	391	4.6(242)	435	419	4 454	61.5	5.1	10.9
3	380	4.5(237)	433	410	4 843	62.4	4.6	11.3

の火災損害比較

構成比(%)			火災損害額構成比(%)						
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...	
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...	
7.1	...	...	98.3	0.7	...	1.0	...	...	
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...	
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...	
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...	
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...	
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...	
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...	
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...	
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...	
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...	
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...	
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...	
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...	
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...	
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...	
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...	
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...	
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...	
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1	
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1	
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9	
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0	
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8	
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0	
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9	
0.3	0.0	23.8	95.1	0.6	1.0	0.4	1.9	1.0	
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9	
0.2	0.0	24.8	96.9	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9	
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6	
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9	
0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6	
0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0	
0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.4	0.0	1.5	
0.3	0.0	22.2	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3	
0.2	0.0	21.4	92.9	0.4	3.4	0.9	0.7	1.7	

附属資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数	気象状況				
								天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337	晴	SE	8.0	15.0	50
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
3	飯田市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198	曇	SE	4.0	12.0	39
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594	曇	NW	10.0	15.0	49
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315	曇	SW	4.0	15.0	...
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742	晴	W	5.5	13.0	33
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508	晴	NW	4.3	11.7	64
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488	晴	SW	13.0	20.0	42
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65	晴	NW	1.8	4.3	59
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180	晴	ESE	3.0	12.0	64
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238	晴	NW	15.7	15.7	59
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721	...	SW	15.0	30.0	30
13	山梨県海谷村	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334	曇	WSW	13.0	14.3	54
14	長野県海上町	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461	曇	SE	15.0	30.0	55
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615	曇	NW	10.0	15.0	26
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599	晴	NE	10.0	10.0	74
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376	晴	W	13.0	15.0	66
18	松取市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155	晴	WNW	7.1	12.0	48
19	鳥取市	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240	曇	SSW	10.8	22.5	28
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299	曇	SSE	21.7	33.0	82
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345	晴	ENE	13.0	13.0	39
22	新潟県市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892	曇	WSW	20.2	33.6	59
23	能代市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361	曇	N	5.4	8.0	52
24	福井県芦原町	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475	曇	NNE	14.5	21.7	61
25	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344	曇	SE	8.7	12.2	87
26	津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677	曇	SSW	9.3	17.0	53
27	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378	曇	SW	7.4	...	82
28	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628	曇	NNW	10.0	15.0	47
29	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062	曇	WSW	30.0	...	...
30	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720	曇	SW	14.2	...	60
31	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554	曇	W	5.5	...	72
32	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486	曇	NNE	7.5	15.0	66
33	新潟県(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346	曇	W	5.2	...	60
34	新潟県(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6	曇	NE	1.0	...	96
35	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585	曇	WSW	22.0	...	40
36	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282	曇	W	22.0	25.0	53
37	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281	曇	WSW	5.7	...	52
38	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68	曇	S	8.0	...	44
39	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774	曇	WSW	12.2	26.3	68
40	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2	曇	E	0.0	...	83

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m<sup>2</sup>(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m <sup>2</sup>	千円				m	m	%
135 231	16 541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44 781	56 990	マッ子の火が油に引	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33 500	20 000	台所の煙突の過熱	曇	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	タバコの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	...	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	タバ	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	曇	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	たばこの吸が	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火災の残	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	不	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物 72 498	建物 5 088 259	こ	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野 32ha	林野 143 000	た	曇	SE	8.7	12.2	87
156 984	4 022 041	た	曇	SSW	9.3	17.0	53
175 966	1 590 140	不	曇	SW	7.4	...	82
36 274	360 000	煙	曇	SW	7.4	...	82
建物 66 314	建物 1 000 000	七	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野 600ha	林野 980	りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物 53 047	建物 2 155 350	か	曇	WSW	30.0	...	...
林野 40 366ha	林野 3 784 596	か	曇	WSW	30.0	...	...
51 752	774 317	放	曇	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	た	曇	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マ	曇	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不	曇	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不	曇	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	た	曇	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	ガ	曇	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	た	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	不	曇	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不	曇	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
				重傷	軽傷		
北海道	道	2	—	1	7	1	73
	青森	9	—	51	219	122	1 772
	岩手	2	—	3	24	—	39
	宮城	1	—	2	5	1	2
	秋田	11	—	47	144	55	388
福島	山形	6	—	21	16	—	9
	福島	1	—	—	9	8	20
茨城県	茨城	—	—	2	6	3	22
	栃木	—	—	3	3	3	5
	群馬	1	—	1	7	—	1
	埼玉	1	—	—	13	4	2
	千葉	—	—	2	9	23	19
東京都	東京	4	3	1	10	6	9
	神奈川	3	—	1	21	4	6
	新富士	10	—	43	40	1	27
富山県	山	2	—	5	10	1	4
	石川	1	—	16	42	8	113
	福井	1	—	9	15	2	12
	山梨	8	2	3	2	13	21
長野県	長野	4	—	—	—	10	9
	岐阜	—	—	—	5	2	—
	静岡	4	1	2	7	32	21
	愛知	2	—	—	2	2	—
	三重	2	—	1	2	2	3
滋賀県	滋賀	—	—	—	—	—	—
	京都	—	—	—	15	1	2
	大阪	2	—	—	11	—	1
	兵庫	—	—	13	54	3	47
	奈良	—	—	—	1	—	1
和歌山	和歌山	—	—	—	—	—	1
	鳥取	3	—	4	22	2	48
	島根	1	—	21	82	10	177
岡山	岡山	—	—	6	14	6	56
	広島	8	—	6	51	52	444
	山口	7	—	33	222	36	650
徳島	徳島	—	—	—	2	1	4
	香川	—	—	—	7	—	1
	愛媛	4	—	2	47	65	159
高知県	高知	2	—	—	—	1	3
	福岡	15	—	133	771	271	4 179
佐賀県	佐賀	2	—	22	107	32	775
	長門	46	3	56	259	389	2 608
	熊本	7	—	68	355	208	1 690
	大分	3	—	14	104	82	990
	宮崎	—	—	4	19	7	3
鹿児島	鹿児島	2	—	12	57	16	115
	沖縄	4	—	—	14	9	23
合計	181	9	608	2 832	1 494	14 554	

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(平成3年中)

被害(棟)	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	り災世帯数	り災者数
12 833	15	85	16 090	1 932	7 444	
405	70	244	697	114	356	
24	134	2 161	359	145	461	
14 743	11	127	18 317	454	1 726	
378	5	53	73	14	48	
178	116	971	44	143	518	
87	494	4 109	39	524	1 685	
11	75	1 027	184	87	277	
5	43	947	89	42	140	
20	6 660	24 126	3	6 698	21 603	
87	1 377	6 487	342	1 700	4 815	
66	533	3 057	505	608	1 460	
40	546	1 616	131	610	1 914	
5 153	11	223	2 472	39	154	
163	37	330	124	38	116	
11 925	109	656	861	230	774	
1 732	1	9	1 546	15	52	
10	245	1 077	235	278	1 036	
83	7	237	27	26	72	
60	2	149	98	4	12	
78	335	1 320	327	387	1 210	
12	3 793	12 321	188	3 971	12 140	
45	184	1 549	23	187	545	
12	—	1	10	—	—	
1 029	35	714	819	49	129	
183	12	1 535	10	—	—	
5 527	9	309	2 833	59	196	
3	4	45	4	1	6	
59	6	450	7	7	17	
466	1	257	271	51	165	
29 911	137	303	6 895	319	1 015	
3 941	36	516	718	97	313	
22 692	3 021	10 169	—	3 659	9 743	
36 048	575	3 216	2 990	1 078	2 982	
107	2	38	50	7	25	
92	12	554	88	11	42	
4 457	1 251	4 452	1 497	1 482	4 001	
3	—	31	15	4	10	
244 789	1 005	3 050	62 923	5 756	19 366	
34 326	106	2 052	18 042	935	3 378	
102 563	199	1 392	15 797	3 275	9 711	
136 831	22	402	15 195	1 199	4 075	
55 097	8	244	7 993	1 082	3 387	
243	1	13	287	11	21	
8 027	15	358	5 195	146	328	
139	17	49	192	51	156	
734 872	21 363	93 637	184 842	37 680	118 158	

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その					
		田 (ha)		畑 (ha)		道路(箇所)	
		流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水		
北海道	道	26	49	318	1 317	805	
	青森	—	—	—	42	131	
	岩手	—	—	—	—	746	
	宮城	14	1 433	22	1 116	418	
	秋田	—	—	—	—	227	
	山形	11	1	5	—	192	
	福島	51	—	56	—	1 594	
茨城県	城	4	5 648	63	2 180	346	
	栃木	12	1 063	—	20	430	
	群馬	—	6	—	—	323	
	埼玉	7	3 902	—	694	4 074	
	千葉	157	4 839	1 111	6 819	2 222	
	東京都	—	—	—	—	230	
	神奈川県	—	—	—	—	54	
新潟県	潟	—	51	—	4	155	
	富山	35	—	—	—	304	
	石川	—	950	—	10	653	
	福井	10	—	—	—	137	
山梨県	梨	27	—	32	—	376	
	長野	6	—	41	—	1 459	
	岐阜	12	10	1	7	273	
	静岡県	32	497	21	5	606	
	愛知県	14	1 002	11	741	695	
	三重県	101	239	1	169	482	
滋賀県	賀	—	—	—	—	9	
	京都	1	17	—	1	173	
	大阪	—	—	—	—	16	
	兵庫県	—	18	—	—	9	
	奈良	2	5	—	—	283	
	和歌山	—	—	—	—	440	
鳥取県	取	4	—	—	—	43	
	島根	—	23	—	1	765	
	岡山	—	—	—	—	272	
	広島	36	—	4	—	1 095	
	山口	—	—	5	—	1 224	
徳島県	島	—	—	—	—	287	
	香川	—	—	—	—	7	
	愛媛	3	—	6	—	744	
	高知県	—	—	—	—	665	
福岡県	岡	71	2 522	7	38	1 953	
	佐賀	264	—	78	—	943	
	長崎	214	3 031	39	173	1 761	
	熊本	110	—	196	—	1 268	
	大分	110	98	12	—	1 385	
	宮崎	64	13	18	1	930	
	鹿児島	46	—	18	—	947	
	沖縄	—	1	5	59	108	
合計	計	1 444	25 418	2 070	13 397	32 259	

都道府県別被害状況(つづき)

(平成3年中)

他				
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)
6	766	19	—	160
1	235	5	2	216
21	1 238	—	2	—
10	527	243	—	41
7	1 282	2	2	56
3	448	12	6	5
18	1 746	27	1	—
12	507	126	57	—
32	961	112	—	—
10	524	135	1	—
16	97	54	4	—
12	253	1 924	28	—
8	58	222	6	11
2	38	296	2	—
—	32	1	9	13
6	174	—	—	—
1	525	—	—	—
3	91	—	3	7
21	590	1	6	—
32	1 068	57	9	—
16	425	40	—	—
28	1 021	260	2	—
11	269	81	5	—
14	788	11	—	13
6	6	1	—	—
1	46	13	—	55
—	—	—	1	—
—	4	4	12	11
1	283	1	—	—
1	521	—	—	12
—	40	—	—	2
13	284	73	2	353
1	119	—	—	—
3	772	332	91	711
2	829	—	9	805
1	256	—	—	—
—	—	—	7	36
—	332	—	—	—
4	598	22	—	—
54	902	319	11	177
4	1 184	1	—	386
19	1 025	548	2	700
21	1 149	151	—	297
7	983	299	—	56
7	814	7	—	24
1	1 376	66	1	186
—	11	5	—	118
436	25 197	5 470	281	4 451

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)

(平成3年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
		都道府県(回)	市区町村 (団体)			
北海道	道	—	17	—	1 673	61 644
	支庁	—	3	6	13 242	154 780
	市	—	13	—	13 313	70 828
	町	—	30	—	12 804	15 322
	村	—	47	—	9 582	80 778
	特別区	—	—	—	3 154	35 504
	支庁	—	—	—	22 989	31 114
	市	—	64	—	39 794	37 627
	町	—	9	—	8 169	30 206
	村	—	7	—	641	14 279
東北	道	—	34	5	4 740	7 249
	支庁	—	45	—	27 092	23 940
	市	—	10	—	5 836	2 431
	町	—	9	—	—	1 620
	村	—	3	—	—	20 179
	特別区	—	1	—	5 884	9 008
	支庁	—	4	—	1 606	41 064
	市	—	—	—	633	7 008
	町	—	66	—	—	28 279
	村	—	2	—	6 863	31 718
関東	道	—	8	—	—	9 382
	支庁	—	9	1	1 869	41 087
	市	7	195	2	7 179	7 670
	町	12	565	—	1 377	16 208
	村	—	—	—	269	700
	特別区	—	—	—	2 813	9 187
	支庁	—	5	—	—	386
	市	—	18	—	5 225	10 477
	町	—	1	—	352	4 308
	村	—	—	—	—	12 762
中部	道	—	14	—	3 153	10 500
	支庁	—	26	—	—	30 540
	市	—	6	—	—	10 333
	町	—	42	4	11 110	81 330
	村	—	29	1	6 618	70 148
	特別区	—	6	—	96	8 448
	支庁	—	—	—	1 173	1 300
	市	6	194	2	—	61 871
	町	—	25	—	—	17 186
	村	—	—	—	—	—
近畿	道	2	114	10	19 022	166 483
	支庁	—	44	—	8 400	65 991
	市	1	43	4	32 195	142 810
	町	—	40	2	22 085	127 617
	村	1	52	—	7 682	107 838
	特別区	—	4	—	—	26 391
	支庁	2	184	—	5 312	48 443
	市	—	38	—	1 161	8 823
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
合計		31	2 068	37	315 106	1 802 797

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニ チュード)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1. 15	丹沢山塊地震	7.3	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5. 23	北但馬地震	6.8	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.3	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5. 11. 26	北伊豆地震	7.3	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9. 21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.1	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7. 11	静岡地震	6.4	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
〃 18. 9. 10	鳥取地震	7.2	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19. 12. 7	東南海地震	7.9	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1. 13	三河地震	6.8	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21. 12. 21	南海地震	8.0	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6. 28	福井地震	7.1	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24. 12. 26	今市地震	6.2	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
〃 35. 5. 23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4. 30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6. 16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2. 21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
〃 43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1. 14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6. 12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3. 21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5. 26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104
〃 59. 9. 14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
〃 62. 3. 18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
〃 62. 12. 17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。 2 死者には行方不明者を含む。  
 3 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。 4 大正12年から14年までの地震のマグニチュードについては、理科年表(東京天文台編)より抜粋。  
 5 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者	行方不明者	全壊(流失)	半壊	床上浸水(床下浸水)		
1	23. 9.11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9.15~17	台風	関東、甲信、東北、特に岩手、九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6.18~22	台風	九州、四国	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8.13~18	台風	東日本、特に関東	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8.31~9.1	台風	九州、北陸、関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	1.10~14	台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	中部以西、特に京都	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	台風	東北以西、特に山口	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10.13~15	台風	関東以西、特に静岡	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6.22~24	台風	中国、四国、近畿、東海	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7.10~12	台風	九州、中国、四国、特に北九州	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	28. 6.23~30	台風	東北以西、特に和歌山	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7.16~25	台風	東近畿、特に京都	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8.11~15	台風	全国、特に近畿	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	9.22~26	台風	北日本、近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	台風	関東以西、特に南九州	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9.10~14	台風	全国、特に北海道、四国	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9.24~27	台風	全国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2.19~20	台風	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害(雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4.17~18	水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320
22	32. 7.25~28	水害(諫早水害)	九州、特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519

23	33. 1.26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	83	—	—	—	—	—
24	9.26~28	台風(狩野川)	近畿以東、特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	8.12~14	台風(伊勢湾)	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9.26~27	台風(伊勢湾)	全国(九州を除く)、特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	35. 5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6.24~7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9.15~16	台風(第二室戸)	全国、特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10.25~28	台風(第二室戸)	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7.17~20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9.10~18	台風(第23・24・25号)	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9.23~25	台風(第24・26号)	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8.26~29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8.17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	台風(第6・7・9号)	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49.5.29~8.1	水害(台風第8号)	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風(第17号)	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54.10.17~20	台風(第20号)	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55.12~56. 3	雪害	東北、北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨(台風第10号)	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473
46	58. 7.20~29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1 098	2 040	7 484	11 264
47	58.12~59. 3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1 366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの掲げた。

附属資料14 都道府県の防災

都道府県	区分	回数	災害想定					
			台風等の風水害	土砂災害	地震	コンビナート災害	大火災	林野火災
北海道	道	6	5	—	—	1	—	—
	青森	5	2	1	2	1	1	
	岩手	1	—	—	1	1	1	
	宮城	5	1	—	2	—	1	
	秋田	3	1	1	2	1	1	
	山形	3	—	—	2	—	—	
	福島	11	7	—	9	1	1	
	茨城県	群	5	3	—	—	—	—
		栃	3	2	—	1	—	—
		群	4	2	—	2	1	—
		埼	10	6	1	2	—	1
千葉県		千	6	—	—	2	—	1
		東	78	1	—	2	—	—
		神	5	1	—	3	—	—
東京都		新	2	—	—	1	—	—
		富	5	4	—	1	1	1
		石	2	—	—	1	—	—
	福	1	1	—	—	—	1	
山梨県	山	1	—	—	1	—	—	
	長	2	1	1	2	—	1	
	岐	3	—	—	3	—	—	
	静	10	—	—	7	—	1	
	愛	3	1	—	1	—	—	
	三	2	—	—	1	—	1	
滋賀県	京	5	1	1	1	—	1	
	大	1	1	—	1	—	—	
	兵	3	1	—	1	—	1	
	奈	3	1	—	1	—	1	
	和	2	—	—	1	—	—	
東京都	歌	2	1	—	1	—	—	
	鳥	1	—	—	1	—	—	
	島	1	1	—	—	1	—	
	岡	3	1	—	—	—	1	
山梨県	山	2	1	—	1	—	—	
	徳	3	1	—	—	—	—	
	香	3	1	—	1	—	1	
	愛	4	1	—	1	—	1	
高知県	高	3	2	—	2	—	—	
	福	2	1	—	—	1	1	
	佐	4	1	—	1	—	1	
長崎県	長	2	1	—	—	—	—	
	熊	2	1	1	1	1	1	
	本	2	1	—	2	—	—	
	分	2	1	1	1	1	1	
	崎	2	1	1	1	—	1	
	島	2	1	1	1	1	1	
鹿児島県	大	2	1	—	—	—	—	
	宮	4	1	1	1	1	1	
沖繩県	沖	1	—	—	—	—	—	
合	計	233	59	9	67	29	12	26

訓練の実施状況

(平成3年度)

定			訓練形態			
原子力 災害	噴火災害	その他	総合 (実働)	図上	通信	その他
—	—	—	2	1	1	{水防工法訓練 {水防演習訓練
1	—	—	4	—	1	—
—	—	文化財火災	1	—	—	—
—	—	津波災害	5	—	—	—
—	—	—	2	—	1	—
—	—	—	2	1	—	—
—	—	—	10	—	1	—
1	—	—	3	—	—	2
—	—	—	1	1	—	—
—	—	高圧ガス輸送	2	—	—	非常召集訓練
—	—	{トンネル火災	9	—	—	—
—	—	{中高層ビル火災	6	—	—	—
—	—	{定期的に通信訓練(75回)	3	—	—	75
—	—	—	5	—	—	—
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	2	—	—	3
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	1	—	—	—
—	—	—	1	—	—	—
—	1	—	2	—	—	—
—	—	高圧ガス危険物	2	—	—	1
—	—	—	6	1	—	2
—	—	—	3	—	—	—
—	—	—	2	—	—	—
—	—	通信訓練	2	—	—	3
—	—	—	1	—	—	—
—	—	—	3	—	—	—
—	—	—	3	—	—	—
—	—	—	1	—	—	—
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	1	—	—	—
—	—	高圧ガス災害	2	—	—	1
—	—	—	3	—	—	—
—	—	—	4	—	—	—
1	—	—	1	—	—	2
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	1	—	—	—
—	—	—	4	—	—	1
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	1	—	—	1
—	—	—	2	—	—	—
—	—	—	2	—	—	—
—	1	—	2	—	—	—
—	1	—	3	—	—	1
—	—	—	1	—	—	—
9	4	83	127	4	99	4

附属資料15 都道府県別市

都道府県	区分	消防本部					消防署	出張所	
		計	市	町	村	組合			
北海道	道	72	20	8	—	44	128	369	
	青森	16	1	2	—	13	37	51	
	岩手	14	3	1	—	10	20	55	
	宮城	12	3	—	—	9	28	72	
	秋田	17	2	1	—	14	21	68	
	山形	15	8	2	—	5	15	48	
	福島	12	2	—	—	10	26	71	
	茨城県	茨城	29	9	6	1	13	62	55
		栃木	15	4	1	—	10	17	53
		群馬	12	2	—	—	10	29	50
埼玉		48	29	5	—	14	67	112	
千葉		33	20	3	—	10	70	118	
東京		6(3)	3(1)	2(2)	1(1)	—	79	214	
神奈川		28	19	7	—	2	55	194	
新潟県		新潟	36(1)	10	8(1)	—	18	44	79
		山形	22	9	11	—	2	29	22
		川崎	12	3	3	—	6	19	42
	石川	12	1	3	—	8	16	40	
山梨県	山梨	10	2	1	—	7	17	31	
	長野	21	8	2	—	11	47	40	
	岐阜	24	8	2	—	14	47	49	
	静岡	31	14	3	—	14	40	98	
	愛知	46	28	6	—	12	62	128	
	三重	15	8	1	—	6	20	53	
滋賀県	滋賀	11	3	—	—	8	24	20	
	京都	17	9	4	—	4	31	58	
	大阪	33	24	5	—	4	73	169	
	兵庫	33	18	2	—	13	56	93	
	奈良	13	5	0	—	8	26	19	
	和歌山	21	7	6	—	8	29	15	
鳥取県	鳥取	3	—	—	—	3	13	13	
	島根	11	1	1	—	9	12	44	
	岡山	14	5	—	—	9	22	60	
	広島	22	6	3	—	13	38	74	
徳島県	徳島	16	7	1	—	8	25	30	
	香川	11	3	—	—	8	22	11	
	愛媛	11	4	1	—	6	15	23	
	高松	16	4	—	—	12	20	33	
福岡県	福岡	15	6	—	—	9	19	24	
	佐賀	27	9	2	—	16	46	95	
	長門	10	3	—	—	7	15	21	
	熊本	10	3	—	—	7	16	72	
	大分	15	1	—	—	14	22	54	
	宮崎	15	4	1	—	10	18	37	
	鹿児島	9	6	—	—	3	12	22	
	鹿嶋	21	3	1	—	17	29	61	
	沖縄	23	9	3	2	9	24	21	
	計	935(4)	356(1)	108(3)	4(1)	467	1 602	3 181	

(注) ( )内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

○内は、東京消防庁(特別区)であり、内数である。

町村消防組織一覧

(平成4.4.1現在)

消防職員	消防団	分 団	消防団常備部				消防団員
			計	市	町	村	
8 360	233	1 092				29 112	
2 161	68	796				21 832	
1 573	60	492				25 989	
2 334	78	496				23 900	
1 681	67	605	1		1	21 669	
1 379	44	353				29 887	
2 048	90	625				39 643	
3 533	87	1 153				27 981	
1 980	49	348				16 030	
2 090	70	491				13 598	
6 499	89	598				15 646	
6 665	72	875				31 621	
18 033	99	716				24 668	
8 299	62	542				19 068	
2 872	112	790				47 523	
1 150	40	300				9 739	
1 315	39	223				5 208	
1 052	32	247				5 492	
922	64	251				18 398	
1 937	121	882				44 095	
2 169	101	536				23 335	
3 708	74	647				25 255	
6 666	357	784				28 008	
1 874	69	486				14 588	
1 191	50	203				9 405	
3 046	73	412				20 439	
9 214	39	397				9 846	
4 840	104	1 584				51 631	
1 395	47	345				10 038	
1 221	50	330				12 431	
629	39	250				5 744	
887	59	389				14 869	
1 832	78	473				32 656	
3 083	93	712				25 310	
1 524	56	527				14 955	
826	46	470				11 716	
1 094	43	271				7 725	
1 425	70	526				22 162	
987	53	292				8 479	
4 125	110	727				27 030	
921	49	207				22 615	
1 548	79	877				23 484	
1 912	94	806				40 819	
1 385	58	450				18 211	
939	44	139				16 543	
1 840	96	729				16 951	
1 224	35	130				1 652	
137 388	3 642	25 574	1		1	986 996	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団				
	消防本 部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団 分 団	消防団 常備部	消防団員		
昭和29年	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023	011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944	233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830	222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737	319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677	555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633	792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591	053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542	406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488	495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445	508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413	285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330	995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301	702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283	003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258	277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234	696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210	839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189	675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166	625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148	567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131	723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118	036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105	299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094	367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087	269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078	536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069	140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063	761
57	923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057	404
58	927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050	271
59	932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042	463
60	933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033	376
61	933	454	1 501	3 151	129 610	3 650	25 701	7	1 026	224
62	931	455	1 514	3 152	130 463	3 648	25 667	7	1 017	807
63	930	456	1 526	3 170	131 407	3 649	25 606	6	1 008	998
平成元年	931	458	1 535	3 160	132 437	3 649	25 620	6	1 002	371
2	933	464	1 554	3 166	133 610	3 654	25 639	6	996	743
3	935	468	1 589	3 175	135 157	3 648	25 559	2	991	566
4	935	467	1 602	3 181	137 388	3 642	25 574	1	986	996

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和41年度	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51	37	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58	25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306
60	5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311
61	15	—	15	△ 1	2	△ 3	2 977	654	2 323
62	11	—	11	△ 6	2 △ 1	△ 7	2 982	655	2 327
63	15	—	15	—	1	△ 1	2 997	656	2 341
平成元年度	18	—	18	—	—	—	3 015	656	2 359
2	30	—	30	—	—	—	3 045	656	2 389
3	5	—	5	△ 6	1	△ 7	3 044	657	2 387
4	29	—	29	△ 3	6	△ 9	3 070	663	2 407

(注) 消防組織法第18条の規定に基づき、特別区については、1の市とみなして計上している。

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町 村数	自主防災 組織を有 する市区 町村数	自主防災 組織数	組織され ている地 域の世 帯数	組織率 (%)	平常時の任務とさ 活動項目別自主防		
						防 災 訓 練	防 災 知 識 啓 蒙	防 災 巡 視
北海道	212	123	1 476	569 029	26.3	337	350	151
青森	67	41	239	81 851	16.7	94	143	59
岩手	60	60	415	204 002	46.6	363	340	312
宮城	71	68	2 400	503 939	70.3	2 028	2 181	1 562
秋田	69	67	2 367	188 227	50.6	2 184	2 195	1 655
山形	44	44	1 458	134 275	38.7	1 436	1 457	1 259
福島	90	90	1 369	406 162	65.1	1 007	1 233	906
茨城	87	37	619	121 914	14.0	478	329	298
栃木	49	25	382	77 620	13.2	232	235	178
群馬	70	24	291	90 693	14.9	120	49	64
埼玉	92	46	1 262	692 410	32.5	1 028	861	661
千葉	80	45	2 079	597 803	31.4	1 819	1 835	1 349
東京	64	50	5 166	3 581 363	72.6	4 766	4 364	2 285
神奈川	37	37	6 597	2 412 540	81.3	4 650	4 574	1 486
新潟	112	44	1 465	215 412	30.2	192	205	58
富山	35	30	366	72 833	22.7	304	164	255
石川	41	40	1 105	97 624	27.1	734	417	201
福井	35	32	1 027	81 168	34.9	886	532	483
山梨	64	64	2 566	260 411	95.6	2 541	2 207	1 157
長野	121	69	2 146	362 103	54.2	1 634	982	604
岐阜	99	73	3 163	470 121	77.4	2 104	1 398	1 133
静岡	74	74	5 021	1 130 645	98.4	5 021	4 861	3 329
愛知	88	61	6 768	1 731 336	78.7	6 610	5 895	869
三重	69	58	1 149	224 504	39.2	611	496	516
滋賀	50	48	1 433	171 926	47.4	1 091	992	934
京都	44	24	644	492 489	53.8	333	306	264
大阪	44	21	788	303 171	9.6	712	109	92
兵庫	91	55	1 281	506 774	27.2	763	798	430
奈良	47	21	392	111 565	25.4	80	113	208
和歌山	50	19	229	33 537	9.2	86	87	23
鳥取	39	39	1 119	68 560	35.9	832	531	476
島根	59	36	780	67 604	27.7	152	336	200
岡山	78	51	1 009	164 923	25.8	486	552	163
広島	86	32	1 877	519 922	50.8	1 845	1 841	1 833
山口	56	36	387	77 671	13.9	208	149	146
徳島	50	26	165	42 799	15.8	60	59	30
香川	43	24	287	24 340	7.1	65	70	57
愛媛	70	24	273	95 530	17.8	110	96	77
高松	53	22	289	29 570	9.5	111	114	107
福岡	97	45	460	631 748	37.3	327	274	170
佐賀	49	10	118	21 364	8.2	13	107	2
長門	79	35	833	113 005	21.2	551	568	362
熊本	94	29	121	42 119	7.0	31	27	29
分岐	58	43	787	119 521	28.1	550	610	468
大宮	44	40	700	89 279	21.6	374	330	383
鹿島	96	60	404	108 303	15.8	295	331	221
沖繩	53	4	165	19 481	5.0	—	—	—
全 国	3 260	2 046	65 437	18 163 212	42.8	50 254	45 703	27 505

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(平成4.4.1現在)

れている 災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
	三角バケツの 消火器又 は共同購 入	その他	災害危険 箇所等 の巡視	災害危険 箇所等 の視 察	災害危険 箇所等 の情 報伝達	初期 消火	負傷者等 の救出・ 救護	住民の 避難誘 導	給食 給水	その他
40	76	92	336	280	116	206	181	35		
14	25	20	62	87	45	33	93	12		
172	125	21	75	200	90	95	265	1		
1 300	570	1 001	1 181	1 641	1 265	1 209	2 105	356		
615	201	1 003	1 175	1 965	773	1 208	1 518	11		
484	—	1 202	1 456	1 442	1 456	1 431	1 355	23		
170	48	721	1 102	1 264	1 078	1 218	1 145	5		
254	128	290	385	510	350	243	153	47		
170	24	5	217	245	202	217	189	176		
5	3	51	105	79	68	62	56	4		
431	164	307	896	1 167	912	876	744	130		
1 142	118	1 423	1 798	1 832	1 791	1 825	1 745	19		
1 190	700	2 886	4 462	4 461	4 446	4 441	4 291	514		
483	182	2 920	4 553	4 586	4 586	4 586	4 586	855		
65	2	34	48	253	94	29	126	—		
97	52	32	45	262	49	121	46	36		
67	157	45	26	605	54	83	70	22		
—	271	98	135	648	158	125	—	36		
616	399	1 924	2 483	2 533	2 359	2 533	2 243	449		
384	333	1 042	1 505	1 592	1 491	1 515	1 293	166		
572	194	1 255	1 700	1 856	1 670	1 779	1 732	159		
1 807	699	3 163	4 123	4 100	4 088	4 100	3 948	675		
733	3 636	1 121	5 999	6 508	5 968	6 467	5 568	4 678		
14	22	469	491	587	488	511	454	8		
196	188	482	300	1 166	525	581	240	77		
211	31	232	236	325	214	214	213	7		
24	33	—	59	98	61	68	58	9		
157	138	364	516	648	523	525	393	110		
53	—	49	94	225	106	185	25	—		
41	10	—	1	52	25	12	31	—		
61	88	292	372	953	237	425	192	3		
90	22	94	235	240	138	270	261	—		
61	24	138	149	614	87	78	174	—		
25	1 805	1 807	1 813	1 840	1 783	1 819	49	1 800		
12	30	21	24	212	88	102	56	12		
8	6	15	11	132	12	15	32	6		
3	41	47	45	76	52	45	46	40		
51	13	18	29	93	69	81	75	77		
15	17	95	83	125	81	161	26	24		
141	8	153	144	294	152	169	221	—		
3	—	84	102	111	85	85	102	—		
356	73	368	472	486	399	426	372	262		
10	3	16	20	38	13	14	18	2		
339	21	549	515	569	504	519	523	6		
117	57	284	349	417	434	425	390	27		
176	31	172	216	289	58	273	227	14		
—	—	—	—	—	—	—	—	—		
12 955	10 748	26 405	40 143	47 706	39 243	41 405	37 630	10 893		

る。

附属資料19 事業所の自

区分	消防法施行規則第1項に基づく組織数	左のうちの自主防災組織数	左のうちの自主防災組織数	左のうちの自主防災組織数	その他の法令に基づく自衛消防の組織数	左のうちの自主防災組織数	左のうちの自主防災組織数
北海道	31 219	153	45	441	7	4	
青森	9 162	7	—	35	—	—	
岩手	8 253	6	2	1	—	—	
宮城	13 527	122	97	49	3	1	
秋田	5 617	32	—	13	—	—	
山形	5 512	18	—	6	—	—	
福島	10 739	19	2	20	—	—	
茨城	8 912	4	2	115	—	—	
栃木	8 300	34	4	—	—	—	
群馬	8 219	8	3	142	—	—	
埼玉	18 939	16	6	314	—	—	
千葉	16 123	1	1	92	—	34	
東京都	71 145	588	41	2 537	191	42	
神奈川	38 872	100	—	107	42	21	
新潟	12 634	3	3	114	—	—	
富山	5 105	9	7	223	—	—	
石川	6 919	54	45	11	—	—	
福井	4 882	97	51	6	4	1	
山梨	6 340	399	152	3	1	1	
長野	8 944	280	198	28	—	—	
岐阜	7 137	66	11	32	—	—	
静岡	18 335	190	184	114	—	—	
愛知	31 713	11	11	246	—	—	
三重	4 891	1	1	45	—	—	
滋賀	4 927	53	23	—	—	—	
京都	11 521	75	53	—	—	—	
大阪	37 499	2	2	720	—	—	
兵庫県	25 944	3	3	47	8	1	
奈良	3 505	10	4	—	—	—	
和歌山	4 536	6	1	12	3	3	
鳥取	3 441	75	14	—	—	—	
島根	1 819	18	9	61	—	—	
岡山	6 913	—	—	28	—	—	
広島	14 542	44	18	18	—	—	
山口	8 043	3	—	220	—	—	
徳島	3 940	—	—	48	—	—	
香川	4 838	7	3	180	6	6	
愛媛	6 734	1	1	17	—	—	
高松	2 906	156	—	1	—	—	
福岡	23 628	183	183	63	36	36	
佐賀	4 440	4	3	11	4	4	
長崎	8 311	16	2	12	2	2	
熊本	8 719	41	3	6	—	—	
大分	6 000	10	2	701	—	—	
宮崎	7 652	17	15	—	—	—	
鹿児島	7 678	49	10	4	—	—	
沖縄	1 670	3	—	44	1	1	
計	570 645	2 994	1 230	6 890	346	157	

主防災組織の状況

(平成 4. 4. 1 現在)

市町村条例、規則に基づく自衛消防(防災)組織数	左のうちの自主防災組織数	左のうちの自主防災組織数	事業所に設置している消防(防災)組織数	左のうちの自主防災組織数	左のうちの自主防災組織数
—	—	—	43	4	4
—	—	—	15	—	—
—	—	—	36	—	—
1	—	—	19	9	8
—	—	—	3	1	1
—	—	—	12	—	—
—	—	—	1	—	—
—	—	—	15	1	1
—	—	—	1	—	—
—	—	—	2	—	—
—	—	—	71	—	—
5	1	—	31	1	1
473	2	—	—	—	—
97	—	—	169	—	—
2	—	—	213	—	—
—	—	—	25	2	2
—	—	—	2	—	—
—	—	—	37	1	1
—	—	—	314	300	1
2	—	—	33	2	1
—	—	—	135	13	13
—	—	—	895	1	1
26	—	—	92	—	—
—	—	—	40	7	1
—	—	—	11	—	—
111	1	1	118	—	—
—	—	—	982	—	—
—	—	—	2	—	—
—	—	—	7	—	—
—	—	—	37	—	—
—	—	—	4	3	3
—	—	—	11	1	1
—	—	—	—	—	—
—	—	—	18	—	—
1	1	1	80	2	2
—	—	—	3	—	—
—	—	—	1	—	—
—	—	—	233	—	—
—	—	—	5	3	3
73	—	—	11	10	10
—	—	—	—	—	—
—	—	—	15	—	—
—	—	—	17	1	1
—	—	—	5	—	—
—	—	—	760	—	—
1	1	1	—	—	—
—	—	—	—	—	—
792	6	6	4 524	362	55

附属資料20 危険物施

年	施設 合計	製造所	貯 蔵				
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯 蔵 所	屋 内 タンク 貯 蔵 所	地 下 タンク 貯 蔵 所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	596 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749
61	617 540	4 598	393 419	64 081	94 998	19 621	121 254
62	620 783	4 657	395 877	63 980	94 334	19 465	122 509
63	574 720	4 677	397 687	63 693	93 497	19 354	123 402
平成元年	578 881	4 722	400 597	63 562	93 105	19 150	124 374
2	582 911	4 775	403 577	63 426	92 778	18 955	125 630
3	561 184	4 774	385 975	61 350	87 950	17 999	125 874
4	562 980	4 917	387 019	61 522	87 550	17 710	126 599

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 351	19 937	1 702	—	—	7 742
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 533	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129
3 531	66 998	22 936	219 523	88 882	3 040	739	1 402	125 460
3 435	69 976	22 178	220 249	88 890	2 939	758	1 397	126 265
3 361	72 957	21 423	172 356	89 088	2 845	766	1 381	78 276
3 288	76 451	20 667	173 562	89 506	2 768	765	1 372	79 151
3 199	79 308	20 281	174 559	89 814	2 696	776	1 360	79 913
2 354	71 596	18 852	170 435	89 388	2 630	657	1 373	76 387
2 266	73 111	18 261	171 044	89 616	2 554	640	1 369	76 865

附属資料21 容量別、都道府県別

都道府県	容量	合計	1 000kl未満の屋外タンク貯蔵所		1 000kl以上の屋外タンク貯蔵所	
			1 000kl未満の屋外タンク貯蔵所	1 000kl以上の屋外タンク貯蔵所	1 000kl未満の屋外タンク貯蔵所	1 000kl以上の屋外タンク貯蔵所
北海道	北	3 746	3 060	686		
	青森	918	720	198		
	岩手	714	684	30		
	宮城	1 063	879	184		
	秋田	836	754	82		
山梨県	山	744	714	30		
	福	1 575	1 447	128		
	茨	3 228	2 980	248		
	栃	1 537	1 516	21		
	群馬	2 215	2 198	17		
東京都	千	2 009	1 976	33		
	東	5 610	4 591	1 019		
	神	1 070	1 001	69		
	奈	4 966	3 743	1 223		
	川					
新潟県	新	2 478	2 225	253		
	富	1 347	1 258	89		
	石	926	863	63		
	福	796	717	79		
	山	451	442	9		
長野県	山	1 960	1 938	22		
	岐	2 045	2 042	3		
	静	3 580	3 386	194		
	愛	5 666	5 111	555		
	三	3 621	3 215	406		
滋賀県	滋	1 189	1 182	7		
	京	490	462	28		
	大	3 497	2 965	532		
	兵	4 137	3 659	478		
	奈	311	311	0		
和歌山県	和	1 471	1 182	289		
	鳥	294	267	27		
	島	687	676	11		
	岡	2 839	2 301	538		
	広	1 898	1 738	160		
徳島県	山	2 935	2 300	635		
	徳	614	586	28		
	香	759	642	117		
	愛	1 541	1 248	293		
	高	560	526	34		
福岡県	福	2 863	2 595	268		
	佐	590	577	13		
	長	1 021	927	94		
	熊	1 034	983	51		
	大	1 300	1 107	193		
鹿児島県	大	790	735	55		
	宮	1 713	1 597	116		
	鹿	883	673	210		
	児					
	沖					
計	86 517	76 699	9 818			
構成比(%)	100.0	88.7	11.3			

屋外タンク貯蔵所の施設数(完成検査済証交付施設)

(平成 4. 3. 31現在)

左 の 内 訳					
1 000kl~ 5 000kl	5 000kl~ 1 万kl	1 万kl~ 5 万kl	5 万kl~ 10万kl	10万kl以上	
337	138	103	18	90	
119	17	11	0	51	
22	8	0	0	0	
98	23	46	17	0	
53	6	15	0	8	
20	6	4	0	0	
78	14	18	14	4	
106	40	69	17	16	
21	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	
31	2	0	0	0	
442	283	168	106	20	
64	0	5	0	0	
597	287	265	71	3	
140	48	46	13	6	
47	9	26	7	0	
47	16	0	0	0	
45	0	0	4	30	
9	0	0	0	0	
22	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	
158	27	4	5	0	
241	141	119	40	14	
220	59	89	26	12	
7	0	0	0	0	
23	1	4	0	0	
229	126	142	30	5	
238	123	101	16	0	
0	0	0	0	0	
109	58	83	24	15	
24	3	0	0	0	
11	0	0	0	0	
278	110	118	17	15	
113	19	15	13	0	
295	131	157	38	14	
16	0	12	0	0	
33	48	29	0	7	
146	95	41	7	4	
34	0	0	0	0	
212	42	14	0	0	
10	0	0	3	0	
61	22	6	0	5	
49	1	1	0	0	
73	55	51	10	4	
51	4	0	0	0	
54	2	4	2	54	
48	36	49	25	52	
5 051	2 000	1 815	523	429	
5.8	2.3	2.1	0.6	0.5	

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	区分	特別防災区域	面積 (万m <sup>2</sup> )	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm <sup>3</sup> )
北海道	1	釧路小	27	7(1)	2	33	143
	2	釧路小	2 016	12(5)	7	1 354	4 395
	3	釧路小	719	2(2)	6	211	26 278
	4	釧路小	44	2(0)	1	63	12
青森	4-2	つ小川	251	2(0)	0	621	0
	5	つ小川	12	5(0)	0	17	0
	6	つ小川	160	9(2)	7	51	480
宮城	7	塩釜	30	8(5)	3	28	679
	8	塩釜	460	3(1)	6	280	4 294
秋田	9	男鹿	1 606	2(1)	0	211	0
	10	男鹿	171	4(0)	7	55	188
山形	11	酒田	335	4(0)	2	24	51
	11-2	酒田	120	1(0)	0	35	0
福島	12	いわき	746	11(2)	9	186	1 037
	12	いわき	746	11(2)	9	186	1 037
茨城	13	鹿島臨海	2 410	13(11)	9	717	28 543
	14	鹿島臨海	259	10(1)	4	51	805
	15	鹿島臨海	4 466	38(26)	31	2 136	179 868
千葉	16	鹿島臨海	1 251	3(2)	0	14	1 549
	16	鹿島臨海	1 251	3(2)	0	14	1 549
東京	18	品川・大井	29	2(0)	0	11	0
	19	品川・大井	3 426	52(28)	45	1 315	109 974
	20	品川・大井	634	4(1)	5	498	28 286
神奈川	21	品川・大井	71	1(0)	0	58	0
	22	品川・大井	1 855	11(3)	2	237	11 461
	23	品川・大井	711	5(3)	7	162	8 756
新潟	24	品川・大井	303	3(0)	2	9	74
	25	品川・大井	75	1(1)	3	121	2 359
	26	品川・大井	45	1(0)	0	26	0
富山	27	品川・大井	17	2(0)	1	9	89
	28	品川・大井	57	1(1)	0	1	4 582
	28	品川・大井	57	1(1)	0	1	4 582
石川	29	金沢港北	341	6(0)	4	28	481
	29	金沢港北	341	6(0)	4	28	481
福井	30	福井臨海	263	6(0)	1	408	0
	30	福井臨海	263	6(0)	1	408	0
静岡	31	清水	114	3(1)	10	81	477
	31	清水	114	3(1)	10	81	477
愛知	32	渥良	108	1(0)	0	98	0
	32-2	渥良	114	0(0)	0	0	0
	33	蒲衣	17	2(0)	2	15	199
	34	蒲衣	1 027	5(2)	6	37	1 564
	35	名古屋港臨海	2 640	33(9)	21	945	48 478
三重	36	四日市臨海	1 069	17(15)	21	671	51 955
	37	四日市臨海	79	2(1)	1	78	36
大阪	38	大阪北臨海	447	9(1)	16	65	743
	39	大阪北臨海	1 732	21(11)	25	683	100 146
	40	大阪北臨海	56	2(1)	0	29	3

(注) 第一種事業所欄の( )内は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(平成4.4.1現在)

大型化学消防車 (台)	大型高圧放水車 (台)	泡原液 投送車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	その他の 消防車 (台)	泡消火剤 3%換算	オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張船 (隻)	油回 収船 (隻)
1	1	0	0	2	111	5 520	2	0
6	1	5	4	1	186	11 100	2	2
2	2	2	0	7	174	3 780	2	1
2	2	2	0	2	60	2 240	4	0
2	2	2	0	3	156	2 400	1	1
1	1	1	0	0	49	3 240	5	0
1	1	1	0	0	152	7 360	1	0
0	0	0	0	2	98	5 960	12	0
2	2	2	0	3	103	5 700	4	1
2	2	2	0	1	99	4 420	2	1
1	1	1	0	2	81	5 970	2	0
1	1	1	0	0	41	3 300	1	0
1	1	1	0	0	51	2 200	1	1
2	2	2	0	7	190	7 600	1	1
5	4	3	0	15	230	12 240	3	1
2	2	1	0	1	92	6 550	1	0
26	10	16	6	29	744	36 035	6	1
1	1	1	0	2	34	2 520	1	0
1	1	1	0	0	26	1 620	1	0
20	10	12	0	30	655	41 820	10	1
6	5	5	1	5	283	9 160	6	1
1	1	1	0	0	11	1 620	1	0
2	2	2	0	1	158	9 460	1	1
3	2	2	0	2	145	4 820	3	0
0	0	0	0	6	41	1 920	1	0
2	1	1	0	1	76	2 540	1	1
1	1	1	0	0	19	1 620	1	0
0	0	0	0	2	64	2 100	2	0
0	0	0	0	2	7	0	0	0
1	1	1	0	0	64	4 140	1	0
3	3	3	1	6	247	13 900	6	6
2	1	1	0	1	99	4 020	2	0
1	1	1	0	0	49	2 160	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	0	0	31	2 200	3	0
1	1	1	0	7	43	6 440	6	0
10	8	8	2	16	406	28 560	11	2
5	4	4	0	15	887	17 353	1	2
1	1	1	0	3	118	6 960	2	0
2	1	1	0	10	118	7 400	1	0
12	8	8	0	19	422	23 960	10	1
1	1	1	0	0	57	2 280	1	0

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区

区分 都道府県	特別防災区域	面積 (万m <sup>2</sup> )	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱	高圧ガスの処理量
					(万kl)	(万Nm <sup>3</sup> )
兵 庫	41 尼 崎	433	6( 3)	13	46	575
	42 神 戸	287	9( 2)	5	93	2 440
	43 東 播 磨	1 098	6( 4)	10	45	6 627
	44 姫 路 臨 海	1 920	10( 8)	9	390	15 266
	44-2赤 穂	53	1( 1)	0	24	4
和 歌 山	45 和歌山北部臨海北部	494	3( 2)	0	14	2 921
	46 和歌山北部臨海中部	148	3( 3)	0	94	617
	47 和歌山北部臨海南部	299	3( 1)	0	598	12 711
	47-2御 坊	34	1( 1)	0	34	4
岡 山	48 水 島 臨 海	2 558	15( 13)	10	1 002	107 134
広島・岡山	49 福 山 ・ 笠 岡	1 128	4( 2)	2	24	5 214
	広 島	50 江 田 島	19	1( 0)	1	27
51 能 美		39	1( 0)	0	88	0
山口・広島	52 岩 国 ・ 大 竹	1 128	6( 5)	8	253	20 751
山 口	53 下 松	272	2( 1)	3	122	137
	54 徳 山 ・ 新 南 陽	814	11( 11)	9	450	80 756
	55 宇 部 ・ 小 野 田	764	6( 5)	8	474	19 318
	57 六 小 連 島	5	1( 0)	0	21	0
徳 島	58 阿 南	80	1( 0)	1	25	16
香 川	59 番 の 州	436	3( 2)	2	338	10 679
愛 媛	60 新 居 浜	433	5( 3)	5	20	5 125
	61 波 方	29	1( 1)	0	35	5 287
	62 菊 松	57	2( 1)	0	156	8 348
	63 松 山	250	4( 3)	1	121	10 847
福 岡	64 豊 前	47	1( 1)	0	18	1
	65 北 九 州	2 317	16( 9)	13	87	20 165
	66 福 岡	39	9( 1)	15	31	686
佐 賀	67 唐 津	33	3( 1)	1	20	857
	68 相 浦	23	1( 1)	0	18	1
	69 長 崎	12	4( 0)	4	12	91
	69-2上 五 島	26	1( 0)	0	26	0
熊 本	70 八 代	16	5( 0)	1	14	49
大 分	71 大 分	1 122	11( 10)	5	328	51 728
	71-2川 内	44	2( 2)	1	13	475
	72 喜 入	193	1( 0)	0	879	0
鹿 児 島	73 平 座	410	3( 1)	0	786	6 819
	74 安 泊	19	1( 1)	0	35	504
	75 小 那 覇	86	1( 1)	0	207	1 283
合 計		47 478	491(237)	393	18 640	1 015 421

域の現況と防災資機材の整備状況(つづき)

(平成4.4.1現在)

大 型 化学 消防車 (台)	大 型 高 所 放水車 (台)	泡 原 液 搬送車 (台)	大型化 学高所 放水車 (台)	その 他 の 消防車 (台)	泡 消 火 剤	オ イ ル	オ イ ル	油 回 収 船 (隻)
					3%換算	フ ェ ン ス (m)	フ ェ ン ス 展 張 船 (隻)	
1	1	1	0	7	70	6 320	8	0
2	2	2	0	5	115	9 000	4	0
1	2	1	0	17	75	9 680	9	0
4	5	4	2	17	137	16 680	9	1
1	1	1	0	0	17	1 620	1	0
1	1	0	0	7	55	4 980	4	0
3	2	2	0	2	89	6 320	4	0
4	5	4	0	4	242	6 900	3	1
1	1	1	0	0	17	1 800	2	0
4	5	9	0	26	258	24 350	12	2
0	0	1	0	5	76	4 360	6	0
1	1	1	0	0	50	3 160	2	0
1	1	1	0	0	23	4 420	3	0
2	1	3	2	17	189	10 900	4	1
1	1	1	0	1	88	3 860	2	0
5	1	2	3	15	175	10 700	8	1
4	3	3	0	7	158	6 620	2	1
0	0	0	0	0	29	1 620	1	0
1	1	1	0	0	19	2 380	2	0
3	3	3	0	5	107	12 400	6	2
2	1	1	0	3	84	4 540	2	0
1	1	1	0	0	30	3 320	2	0
2	2	2	0	0	29	2 200	4	1
2	1	1	0	5	68	5 380	4	1
1	1	1	0	0	12	1 740	1	0
4	4	3	0	12	166	13 860	10	0
3	1	1	0	0	118	7 590	4	0
1	1	1	0	3	20	3 860	2	0
1	1	1	0	0	16	1 620	1	0
0	0	0	0	1	71	3 840	6	0
0	0	0	0	1	130	3 900	2	1
1	1	1	0	0	63	3 240	6	0
4	4	4	0	12	238	8 480	5	1
1	1	1	0	0	20	1 620	1	0
2	2	2	0	2	157	8 340	4	3
2	2	3	0	7	68	5 610	4	2
1	1	1	0	0	21	1 640	1	1
2	2	2	0	1	48	2 160	1	1
204	153	166	21	385	10 025	555 198	275	46

附属資料23 都道府県別救急

区分	市町村数	人口		救急業務実施市町村④	
		(平成2年)	(調査)	市町村数	(平成2年)
都道府県		(平成2年)	(調査)	市町村数	(平成2年)
北海道					
青森	212	5 643 647	212	5 643 647	
岩手	67	1 482 873	67	1 482 873	
宮城	59	1 416 928	59	1 416 928	
秋田	71	2 248 558	71	2 248 558	
山形	69	1 227 478	68	1 219 444	
福島	44	1 258 390	44	1 258 390	
茨城	90	2 104 058	90	2 104 058	
栃木	87	2 845 382	86	2 842 671	
群馬	49	1 935 168	49	1 935 168	
埼玉	70	1 966 265	70	1 966 265	
千葉	92	6 405 319	90	6 398 910	
東京	80	5 555 429	79	5 532 973	
神奈川	42	11 855 563	36	11 846 551	
新潟	37	7 980 391	36	7 976 842	
富山	112	2 474 583	109	2 440 734	
石川	35	1 120 161	32	1 115 107	
福井	41	1 164 628	41	1 164 628	
山梨	35	823 585	35	823 585	
長野	64	852 966	64	852 966	
岐阜	121	2 156 627	98	2 038 090	
静岡	99	2 066 569	88	2 044 092	
愛知	74	3 670 840	66	3 626 933	
三重	88	6 690 603	77	6 610 356	
滋賀	69	1 792 514	55	1 697 248	
京都	50	1 222 411	50	1 222 411	
大阪	44	2 602 460	42	2 584 910	
兵庫	44	8 734 516	41	8 686 217	
奈良	91	5 465 040	90	5 395 818	
和歌山	47	1 375 481	41	1 365 114	
鳥取	50	1 074 325	43	1 046 359	
島根	39	615 722	39	615 722	
岡山	59	781 021	55	766 667	
広島	78	1 925 877	76	1 911 898	
山口	86	2 849 847	74	2 782 196	
徳島	56	1 572 616	55	1 553 729	
香川	50	831 598	36	774 905	
愛媛	43	1 023 412	42	1 018 741	
高松	70	1 515 025	69	1 506 914	
福岡	53	825 034	52	820 622	
佐賀	97	4 811 050	97	4 811 050	
長門	49	877 851	49	877 851	
熊本	79	1 562 959	78	1 560 812	
大分	94	1 840 326	94	1 840 326	
宮崎	58	1 236 942	58	1 236 942	
鹿児島	44	1 168 907	31	1 096 133	
沖縄	96	1 797 824	92	1 781 470	
計	53	1 222 398	41	1 202 198	
合 計	3 237	123 611 167	3 067	122 746 022	

業務実施状況

市町村数 (%)	実 施 率 (%)	救急出場件数		対 前 年 率 ④-③×100 ③ (%)	④内における人口1万人当たりの救急出場件数 (件)
		2 年 中 ③ (件)	3 年 中 ④ (件)		
100.0	100.0	119 016	121 142	1.8	215
100.0	100.0	25 117	25 216	0.4	170
100.0	100.0	23 537	24 090	2.3	170
100.0	100.0	36 549	37 639	3.0	167
98.6	99.3	17 514	18 438	5.3	151
100.0	100.0	19 292	20 815	7.9	165
100.0	100.0	39 459	40 118	1.7	191
98.9	99.9	52 013	53 175	2.2	187
100.0	100.0	36 059	36 489	1.2	189
100.0	100.0	39 139	40 192	2.7	204
97.8	99.9	130 801	132 989	1.7	208
98.8	99.6	127 960	132 080	3.2	239
85.7	99.9	397 070	405 863	2.2	343
97.3	100.0	210 089	214 611	2.2	269
97.3	98.6	44 402	45 961	3.5	188
91.4	99.5	16 928	16 776	△ 0.9	150
100.0	100.0	18 553	19 560	5.4	168
100.0	100.0	13 546	13 558	0.1	165
100.0	100.0	19 576	20 169	3.0	236
81.0	94.5	39 417	40 587	3.0	199
88.9	98.9	38 285	38 885	1.6	190
89.2	98.8	73 405	74 287	1.2	205
87.5	98.8	132 907	136 934	3.0	207
79.7	94.7	32 793	33 594	2.4	198
100.0	100.0	26 575	26 925	1.3	220
95.5	99.3	64 345	65 238	1.4	252
93.2	99.4	262 918	268 247	2.0	309
98.9	99.8	120 174	123 609	2.9	229
87.2	99.2	31 816	32 262	1.4	236
86.0	97.4	24 837	25 317	1.9	242
100.0	100.0	11 782	12 096	2.7	196
93.2	98.2	12 580	13 384	6.4	175
97.4	99.3	37 011	37 893	2.4	198
86.0	97.6	59 486	60 487	1.7	217
98.2	98.8	34 553	35 964	4.1	231
72.0	93.2	15 381	15 268	△ 0.7	197
97.7	99.5	23 307	23 885	2.5	234
98.6	99.5	33 927	34 890	2.8	232
98.1	99.5	20 325	19 962	△ 1.8	243
100.0	100.0	101 099	105 560	4.4	219
100.0	100.0	15 941	16 343	2.5	186
98.7	99.9	28 591	28 609	0.1	183
100.0	100.0	32 748	34 856	6.4	189
100.0	100.0	23 488	24 110	2.6	195
70.5	93.8	19 634	20 007	1.9	183
95.8	99.1	34 135	34 629	1.4	194
77.4	98.3	26 871	26 539	△ 1.2	221
94.7	99.3	2 764 951	2 829 248	2.3	230

附属資料24 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	1 014	8	186	20 062	2 205	1 300
青森	219	47	64	4 968	345	209
岩手	155	13	41	4 972	400	286
宮城	425	5	63	8 294	514	261
秋田	30	41	16	3 471	341	181
山形	164	4	33	4 307	379	230
福島	72	6	53	8 888	701	388
茨城	295	3	113	16 382	986	415
栃木	234	4	38	11 051	659	260
群馬	59	2	25	11 429	781	278
埼玉	986	7	56	35 030	2 487	1 210
千葉	923	15	130	32 159	2 146	924
東京都	3 735	23	278	79 512	5 002	3 176
神奈川県	1 699	11	184	45 881	3 161	1 652
新潟	111	13	113	10 862	1 037	402
富山	17	3	30	4 369	434	126
石川	28	27	30	5 180	437	235
福井	33	9	51	3 820	308	142
山梨	144	11	12	5 174	315	274
長野	112	6	43	8 889	763	480
岐阜	131	3	51	11 265	1 016	358
静岡県	361	4	124	18 976	1 675	632
愛知県	1 009	11	89	35 930	2 733	909
三重	53	3	41	9 332	739	251
滋賀	83	1	37	7 540	704	310
京都	219	5	50	19 592	907	604
大阪	2 764	17	93	52 533	4 204	1 509
兵庫県	587	26	117	27 201	2 127	988
奈良	110	1	19	8 122	584	235
和歌山	96	1	41	6 273	449	175
鳥取	102	3	34	2 681	208	113
島根	22	34	38	2 772	347	184
岡山	66	13	47	11 548	775	235
広島	173	68	78	14 431	1 127	464
山口	149	126	39	7 648	542	276
徳島	31	0	29	4 149	334	115
香川	168	1	30	6 341	407	235
愛媛	137	17	53	8 828	653	306
高松	122	4	48	4 521	386	183
福井	583	292	155	22 604	1 483	790
佐賀	26	54	35	3 985	245	143
長崎	42	123	70	4 654	406	204
熊本	91	111	47	8 060	538	383
大分	35	15	46	5 186	360	221
宮崎	156	6	39	4 601	299	195
鹿児島	164	29	60	6 597	499	335
沖縄	100	8	79	5 327	237	249
合計	18 035	1 234	3 148	645 397	47 385	23 031

種別救急出場件数

(平成3年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資機材等送	その他	計
13 283	1 238	1 440	60 587	17 610	141	56	2 012	121 142
2 695	231	274	12 548	3 248	76	46	246	25 216
2 700	182	273	12 244	2 486	24	4	310	24 090
3 527	405	403	17 590	5 315	220	15	602	37 639
2 057	114	204	10 249	1 528	16	0	190	18 438
2 225	111	256	10 947	1 915	72	3	169	20 815
4 571	340	386	20 975	3 218	88	121	311	40 118
5 025	627	489	23 988	3 900	248	50	654	53 175
3 075	337	434	16 762	3 191	80	2	362	36 489
4 263	368	383	18 919	3 172	123	7	383	40 192
13 667	2 249	1 419	65 119	7 454	507	166	2 632	132 989
14 508	2 247	1 183	64 554	10 477	159	206	2 449	132 080
52 007	9 539	3 512	220 144	23 107	301	1 055	4 472	405 863
25 668	3 836	1 880	114 366	13 252	526	321	2 174	214 611
5 524	354	537	21 966	4 507	98	35	402	45 961
1 949	112	180	8 030	1 184	29	22	291	16 776
2 503	174	197	9 206	1 352	5	2	184	19 560
1 662	81	123	6 079	1 098	28	0	124	13 558
2 376	201	194	9 566	1 498	107	61	236	20 169
5 334	313	313	20 272	3 509	270	43	240	40 587
4 161	317	349	18 116	2 678	31	106	303	38 885
8 039	775	672	36 124	5 799	231	9	866	74 287
13 906	1 931	1 293	66 981	9 614	836	327	1 365	136 934
3 715	308	274	16 218	2 123	72	158	307	33 594
3 185	233	184	13 127	1 312	37	11	161	26 925
7 188	868	618	31 780	3 046	0	1	360	65 238
31 583	6 862	2 622	150 486	12 876	30	79	2 589	268 247
14 950	1 837	1 316	63 548	8 180	291	20	2 421	123 609
3 938	326	303	15 740	2 571	73	5	235	32 262
2 929	258	276	12 443	2 027	47	35	267	25 317
1 409	89	117	6 052	1 152	25	3	108	12 096
1 698	51	136	6 826	1 164	13	1	98	13 384
4 386	347	327	16 830	2 937	46	5	331	37 893
7 563	656	545	28 555	5 970	170	55	632	60 487
4 387	332	316	17 800	3 771	82	29	467	35 964
1 594	124	126	7 043	1 519	33	22	149	15 268
2 774	207	213	10 940	2 238	84	11	236	23 885
4 204	334	363	15 907	3 534	76	2	476	34 890
2 670	219	200	9 365	1 916	51	0	277	19 962
11 310	1 302	1 232	51 742	11 737	315	3	2 012	105 560
1 876	145	137	7 060	2 327	115	1	194	16 343
3 410	214	269	14 245	4 243	61	39	629	28 609
3 980	287	374	16 607	3 941	104	10	323	34 856
2 814	148	219	10 870	3 749	159	30	258	24 110
1 929	176	235	9 290	2 756	58	21	246	20 007
3 586	329	375	16 881	4 853	57	9	855	34 629
3 111	444	360	13 458	2 649	0	1	516	26 539
324 914	42 178	27 531	1 428 145	223 703	6 215	3 208	35 124	2 829 248

附属資料25 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
都道府県					
北海道	272	8	148	25 038	2 210
青森	71	42	54	5 880	341
岩手	59	13	29	5 962	397
宮城	78	4	52	9 444	517
秋田	31	43	19	4 108	333
山形	48	3	35	5 252	376
福島	69	6	42	10 897	685
茨城	79	2	89	20 405	983
栃木	65	2	25	13 367	655
群馬	63	1	11	13 937	766
埼玉	299	4	32	40 536	2 453
千代田	258	10	101	38 810	2 135
東京	860	14	197	84 501	4 906
神奈川	323	7	126	51 301	3 123
新潟	75	13	100	12 510	1 032
富山	18	4	25	5 138	430
石川	32	23	34	6 052	430
福井	22	11	39	4 674	292
山梨	28	12	7	6 310	317
長野	61	6	31	10 742	747
岐阜	73	2	36	14 289	1 000
静岡	109	5	102	22 077	1 686
愛知	273	12	68	42 414	2 696
三重	61	3	35	11 483	728
滋賀	32	0	34	9 280	697
京都	126	5	52	22 095	895
大阪	541	13	58	58 123	4 118
奈良	227	28	72	31 221	2 069
和歌山	56	1	14	9 528	576
鳥取	49	0	34	7 199	435
島根	21	2	29	3 206	200
岡山	20	34	32	3 238	345
広島	65	13	40	13 102	757
山口	83	59	53	16 190	1 106
徳島	52	117	39	8 598	531
香川	24	0	20	4 768	327
愛媛	59	7	15	7 373	398
高松	65	16	43	9 843	642
福岡	34	2	34	4 908	384
佐賀	186	286	113	25 506	1 446
熊本	25	51	27	4 648	242
大分	47	139	54	5 069	392
長門	48	122	41	8 775	519
熊毛	36	15	33	5 870	344
大分	35	7	35	5 071	290
宮崎	60	32	45	7 066	478
鹿児島	16	8	62	5 610	226
合計	5 234	1 207	2 412	741 414	46 655

種別救急搬送人員

(平成3年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 347	12 707	1 182	1 116	57 584	18 285	119 897
214	2 562	228	188	11 888	3 331	24 799
293	2 622	180	201	11 766	2 554	24 076
272	3 354	406	309	16 636	5 370	36 442
184	1 975	110	143	9 794	1 590	18 330
238	2 131	116	199	10 492	1 997	20 887
410	4 452	351	326	20 175	3 306	40 719
439	4 815	621	395	22 768	4 059	54 655
280	2 915	348	353	15 746	3 280	37 036
300	4 135	369	314	18 012	3 277	41 185
1 261	13 112	2 288	1 120	62 238	7 947	131 290
966	13 944	2 328	954	62 006	11 086	132 598
3 259	48 306	9 195	2 758	202 212	22 986	379 194
1 789	24 143	3 780	1 477	106 966	13 796	206 781
420	5 295	350	403	20 877	4 681	45 756
127	1 874	115	134	7 688	1 235	16 788
237	2 396	159	156	8 731	1 395	19 645
148	1 584	70	92	5 761	1 131	13 824
288	2 298	206	156	8 901	1 568	20 091
493	5 146	308	222	19 118	3 614	40 488
378	4 073	315	280	17 406	2 784	40 636
660	7 752	789	535	34 269	6 119	74 103
951	13 202	1 893	1 008	62 078	9 968	134 563
264	3 578	320	218	15 503	2 190	34 383
326	3 093	232	149	12 524	1 395	27 762
625	6 812	878	522	29 342	3 136	64 488
1 550	29 224	6 813	2 109	140 598	13 318	256 465
1 024	14 097	1 813	1 038	59 793	8 583	119 965
248	3 782	321	240	14 860	2 665	32 291
181	2 760	253	238	11 843	2 087	25 079
114	1 367	80	101	5 752	1 171	12 043
187	1 644	47	104	6 545	1 193	13 389
247	4 207	333	266	16 022	3 051	38 103
475	7 174	622	421	26 931	6 030	59 114
290	4 224	317	240	17 021	3 852	35 272
130	1 525	123	105	6 649	1 563	15 234
259	2 640	206	186	10 456	2 308	23 907
320	4 075	343	305	15 158	3 702	34 512
186	2 537	205	162	8 920	1 990	19 363
799	10 596	1 227	961	48 447	12 241	101 808
149	1 781	139	100	6 617	2 374	16 153
209	3 222	198	211	13 432	4 629	27 602
401	3 754	261	291	15 556	3 960	33 728
236	2 659	151	156	10 181	3 797	23 483
197	1 783	171	181	8 627	2 851	19 248
331	3 385	318	284	15 816	5 369	33 184
250	2 914	418	304	12 707	2 932	25 447
23 902	307 626	41 497	21 731	1 342 412	231 746	2 765 836

附属資料26 都道府県別経営主体別教

区分 都道府県	病院	診療所	小計	国 及	
				病	
				国	国に準ず るもの
北海道	264	84	348	7	2
青森	59	27	86	2	—
岩手	61	4	65	1	—
宮城	48	8	56	2	—
秋田	34	1	35	1	1
山形	30	0	30	1	—
福島	56	0	56	1	1
茨城	118	9	127	3	—
栃木	82	54	136	3	—
群馬	89	40	129	4	—
埼玉	219	49	268	3	—
千代田	147	28	175	4	1
東京都	402	58	460	8	1
神奈川	184	43	227	4	—
新潟	60	24	84	2	—
富山	61	40	101	2	—
石川	65	39	104	3	—
福井	58	31	89	3	—
山梨	34	20	54	1	—
長野	94	31	125	4	—
岐阜	83	15	98	2	—
静岡県	98	117	215	9	1
愛知県	260	123	383	4	2
三重	70	32	102	4	—
滋賀	29	0	29	2	—
京都	100	1	101	4	—
大阪	245	9	254	4	—
兵庫県	159	22	181	6	—
奈良	36	1	37	1	—
和歌山	62	22	84	1	1
鳥取	20	7	27	2	1
島根	25	2	27	2	—
岡山	94	9	103	3	1
広島	136	89	225	5	1
山口	77	16	93	5	1
徳島	44	6	50	1	—
香川県	66	47	113	2	1
愛媛	51	6	57	2	1
高知県	45	6	51	2	—
福岡	126	20	146	5	—
佐賀	54	16	70	4	—
長門	53	0	53	5	—
熊本	83	23	106	3	1
大分	51	5	56	4	—
宮崎	58	2	60	2	—
鹿児島	93	24	117	3	—
鹿嶋	18	0	18	1	—
合計	4 401	1 210	5 611	147	17

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(平成 4. 4. 1現在)

地区 公共 地共	び 公 的 等			私 的			
	院 公 体	公 的 等	診療所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
76	26	—	111	153	84	237	
22	8	1	33	27	26	53	
37	3	—	41	20	4	24	
14	7	1	24	25	7	32	
9	11	—	22	12	1	13	
15	1	—	17	13	—	13	
7	5	—	14	42	—	42	
6	9	—	18	100	9	109	
3	10	—	16	66	54	120	
9	5	—	18	71	40	111	
12	9	—	24	195	49	244	
25	3	—	33	114	28	142	
17	14	—	40	362	58	420	
13	17	—	34	150	43	193	
16	11	1	30	31	23	54	
11	6	—	19	42	40	82	
16	4	—	23	42	39	81	
3	5	—	11	47	31	78	
12	3	—	16	18	20	38	
21	16	1	42	53	30	83	
17	9	—	28	55	15	70	
20	13	—	43	55	117	172	
30	15	—	51	209	123	332	
15	9	—	28	42	32	74	
11	4	—	17	12	—	12	
15	6	—	25	75	1	76	
12	8	—	24	221	9	230	
26	7	—	39	120	22	142	
9	4	—	14	22	1	23	
10	3	—	15	47	22	69	
7	3	—	13	7	7	14	
7	5	—	14	11	2	13	
17	2	—	23	71	9	80	
18	9	1	34	103	88	191	
14	9	—	29	48	16	64	
6	5	—	12	32	6	38	
11	6	—	20	46	47	93	
7	5	—	15	36	6	42	
8	3	—	13	32	6	38	
12	7	—	24	102	20	122	
9	3	—	16	38	16	54	
16	2	—	23	30	—	30	
12	4	—	20	63	23	86	
5	3	—	12	39	5	44	
19	1	—	22	36	2	38	
10	2	—	15	78	24	102	
7	1	—	9	9	—	9	
694	321	5	1 184	3 222	1 205	4 427	

附属資料27 都道府県別救助活

区分	火 災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	267	69	582	722	70	60	2	—	40	77
青森	9	4	104	123	14	17	1	1	3	3
岩手	67	6	106	127	6	5	—	3	12	12
宮城	115	10	208	258	15	14	1	—	10	15
秋田	25	7	118	169	11	15	1	—	3	4
山形	22	16	131	163	6	5	—	—	3	4
福島	62	1	224	271	5	5	5	99	14	18
茨城	30	1	371	467	47	33	4	6	19	19
栃木	57	7	280	328	15	15	4	9	14	14
群馬	23	4	153	185	14	17	1	1	8	8
埼玉県	196	12	548	649	32	25	31	188	35	55
千葉県	302	73	630	707	54	53	6	11	40	61
東京都	836	127	2 169	3 978	81	68	2	3	101	158
新潟	508	74	458	559	64	61	12	97	37	48
富山	20	11	204	228	35	36	1	3	13	15
石川	22	4	105	126	5	5	2	3	13	13
福井	9	5	113	133	7	10	2	2	4	4
山梨	35	13	98	130	8	17	1	1	3	3
長野	30	1	123	173	6	9	6	19	2	2
岐阜	19	4	197	245	16	20	4	4	10	10
静岡県	45	33	210	356	16	17	4	4	11	13
愛知県	95	14	371	477	34	29	—	—	15	19
三重	382	38	520	638	44	32	16	74	34	42
滋賀	54	27	234	284	7	6	2	1	6	6
京都	34	11	154	250	6	6	1	4	5	5
大阪	59	6	206	228	13	11	—	—	16	20
兵庫県	800	95	489	561	46	36	—	—	97	196
奈良	328	61	521	622	54	36	2	2	42	65
和歌山	15	8	136	166	6	5	—	—	4	6
鳥取	43	9	131	149	17	18	—	—	9	8
島根	18	5	83	100	2	4	3	3	4	4
岡山	1	—	72	81	3	3	3	3	4	3
広島	22	1	182	247	9	9	3	2	6	6
山口	83	37	284	380	31	29	7	23	14	15
徳島	71	8	151	188	10	6	6	15	10	11
香川	16	5	59	64	14	12	1	1	8	8
愛媛	37	12	83	99	13	12	—	—	9	10
高松	28	7	136	191	18	15	2	4	13	14
福岡	1	1	77	97	14	15	—	—	8	9
佐賀	330	46	422	520	66	44	46	50	31	44
長門	9	5	79	92	7	4	5	10	8	8
熊本	16	11	94	124	7	8	11	30	9	9
大分	173	8	180	218	12	13	5	6	22	29
宮崎	21	9	123	156	20	16	4	5	4	4
鹿児島	4	2	87	118	20	16	6	7	6	7
沖縄	17	14	155	208	13	15	2	1	10	11
計	5 359	925	12 228	16 441	1 037	925	216	695	796	1 126

動件数及び救助人員

(平成3年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
44	42	32	19	1	1	157	135	1 195	1 125
1	2	1	1	—	—	12	13	145	164
2	2	2	4	—	—	16	13	212	172
8	11	14	5	1	1	44	37	416	351
1	1	1	1	—	—	21	20	181	217
—	—	—	—	—	—	16	18	178	206
4	4	—	—	—	—	23	22	337	420
9	9	1	3	—	—	24	24	505	562
—	—	—	—	—	—	40	39	410	412
5	9	—	—	—	—	28	26	232	250
59	64	2	2	—	—	101	94	1 004	1 089
61	59	2	2	—	—	75	74	1 170	1 040
402	434	9	16	—	—	380	391	3 980	5 175
71	75	6	4	—	—	134	134	1 290	1 052
5	5	—	—	—	—	42	42	320	340
7	7	—	—	—	—	18	18	172	176
1	1	—	—	—	—	24	25	160	180
3	3	6	6	—	—	20	28	174	201
5	5	2	—	1	—	35	33	210	242
2	2	2	2	—	—	38	37	288	324
6	6	1	1	—	—	25	30	318	460
8	8	1	2	—	—	46	38	570	587
56	59	6	5	1	1	88	84	1 147	973
1	2	—	—	—	—	30	28	334	354
4	4	1	1	—	—	17	14	222	295
16	16	1	1	—	—	46	47	357	329
120	141	12	10	1	—	176	163	1 741	1 202
68	78	3	2	—	—	122	102	1 140	968
12	13	1	1	—	—	17	16	191	215
3	2	—	—	—	—	25	27	228	213
1	1	—	—	—	—	12	13	123	130
—	—	—	—	—	—	13	11	96	100
5	6	2	2	—	—	16	15	245	288
7	7	5	4	—	—	54	82	485	577
5	5	3	2	—	—	21	19	277	254
1	1	2	2	—	—	12	11	113	104
2	2	2	3	—	—	8	9	154	147
5	6	1	2	—	—	39	35	242	274
1	2	—	—	—	—	17	16	118	140
29	29	22	2	—	—	136	101	1 082	836
1	1	—	—	—	—	8	7	117	127
5	7	—	—	—	—	23	26	165	215
6	6	—	—	—	—	29	29	427	309
7	7	—	—	1	1	51	48	231	246
1	1	—	—	—	—	19	20	143	171
8	8	7	7	—	—	38	36	250	300
2	2	1	1	—	—	29	27	133	149
1 070	1 155	151	113	6	4	2 365	2 277	23 228	23 661

附属資料28 1991年世界主要

都市名 (国名)	管内面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (万人)	消防 職員数 (人)	出火件数 (件)
ボストン (米国)	123	57	1 785	6 679
東京 (23区) (日本)	602	801	14 127	4 763
トロント (カナダ)	101	70	1 332	3 281
横浜 (日本)	432	321	3 074	999
大阪 (日本)	213	251	3 575	1 466
ハンブルグ (ドイツ)	755	165	2 476	5 745
名古屋 (日本)	328	210	2 310	1 196
ストックホルム (スウェーデン)	215	67	550	2 517
札幌 (日本)	1 118	166	1 667	520
フィラデルフィア (米国)	336	154	2 441	16 730
神戸 (日本)	545	145	1 294	779
京都 (日本)	610	140	1 795	277
バルセロナ (スペイン)	99	171	840	4 725
福岡 (日本)	338	119	1 015	465
川崎 (日本)	143	115	1 376	499
ロッテルダム (オランダ)	27	58	470	2 599
広島 (日本)	737	106	1 076	623
北九州 (日本)	481	102	909	520
ワシントン (米国)	179	61	2 035	6 002
ホンコン (英国)	1 074	580	7 828	12 473
サンフランシスコ (米国)	127	74	1 611	6 124
仙台 (日本)	788	90	843	479
ブエノスアイレス (アルゼンチン)	196	300	2 283	2 843
エイボン (英国)	1 295	96	870	6 007

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都市の火災状況

出火率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万人 当たりの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主な出火原因		
				1位	2位	3位
117.2	9	15.8	742.1	火気取扱不適切	放火	放火の疑い
5.9	81	10.1	58.8	放火(疑含)	たばこ	こんろ
46.9	11	15.7	298.3	調理器具	たばこ	電気
3.1	37	11.5	27.0	放火(疑含)	たばこ	こんろ
5.8	38	15.1	38.6	放火(疑含)	たばこ	こんろ
34.8	15	9.1	383.0	不明	不注意	放火(疑含)
5.7	37	17.6	32.3	放火(疑含)	たばこ	こんろ
37.6	18	26.9	139.8	破壊	不明	スパーク・過熱
3.1	15	9.0	34.7	放火(疑含)	こんろ	たばこ
108.6	68	44.2	246.0	放火	裸火	たばこ
5.4	22	15.2	35.4	放火(疑含)	たばこ	こんろ
2.0	17	12.1	16.3	放火(疑含)	たばこ	こんろ
27.6	5	2.9	945.0	放火	電気	調理・暖房器具
3.9	10	8.4	46.5	放火(疑含)	こんろ	たばこ
4.3	8	7.0	62.4	放火(疑含)	たばこ	こんろ
44.8	13	22.4	199.9	悪戯	短絡	放火
5.9	13	12.3	47.9	放火(疑含)	たばこ	こんろ・火遊び
5.1	9	8.8	57.8	放火(疑含)	こんろ	たばこ
98.4	17	27.9	353.1	たばこ	調理器具	放火(疑含)
21.5	37	6.4	337.1	たばこの投げ捨て	調理器具	不明
82.8	14	18.9	437.4	—	—	—
5.3	8	8.9	59.9	放火(疑含)	たばこ	こんろ
9.5	10	3.3	284.3	電気	たばこ	配管の亀裂
62.6	21	21.9	286.0	車両	調理器具	電気